○内閣府令第

号

金融商品取引法等の一 部を改正する法律(令和五年法律第七十九号)の一部の施行に伴い、 及び関係法令

の規定に基づき、 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第 一条 企業 内容等 \mathcal{O} 開 示 に 関する内 閣 府令 昭昭 和 四十八 年大蔵省令第五号) の 一 部を次のように改正する。

次 0) 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又 は 破 線 で囲 んだ部 分をこれ に順 次対 応する改 正 後

欄 12 掲 げる 規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又は 破 線 で囲 ん だ 部 分の、 ように 改め、 改 É 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 して 掲 げ

るその標記

部分

(連:

続

がする他は

の規定と記号により一括

して掲げる規定にあって

は、

その

標記

部分に係

る

記

載 に二重傍線を付 した規定 (以下「対象規定」 という。) は、 その標記部 分が 同 <u>ー</u>の Ł $\tilde{\mathcal{O}}$ は当該 対 象 規

定を改 正後欄 に 掲げる もの のように改め、 その 標記部の 分が 異なるも \mathcal{O} は改一 正 前欄 に 掲げ る 対象 規定を改 É

後 欄 に 掲 げ る対象規定として移動 Ļ 改正 前 欄 12 1掲げ る対象規定で改正 後欄 にこれに対応する ŧ \mathcal{O} を 掲 げ

て V な 1 ŧ 0) は これ を削 り、 改 正 一後欄 に掲げ る対象規定で改正 前欄にこれに対応するも 0 を掲げ てい な

いものは、これを加える。

二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定す[十九~二十の七 略]			一一一号を削る。一「号を削る。」		十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第一十八の匹 外国会社確認書 法第二十匹条の匹の二第六項(法第二		において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認書を	第一項にお	十八の三 確認書 法第二十四条の四の二第一項(法第二十四条の[一〜十八の二 略]	号に定めるところによる。 号に定めるところによる。 ジの名号に排ける月記の意義に 当該名	この持分には、欠り各分に曷げる用吾の意義よ、義)	改正後
二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務 [十九~二十の七 同上]	する外国会社四半期報告書をいう。 法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定十八の六 外国会社四半期報告書 法第二十四条の四の七第六項(―――――――――――――――――――――――――――――――――――――		を含い。以下司い。) こおいて集用する去第二十四条第八頁こ見準 用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合	第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準二十八の四一外国会社確認書。法第二十四条の四の二第六項(法第二	。以下同じ。)に規定する	を 並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む	四の八第一項及び	の 十八の三 確認書 法第二十四条の四の二第一項(法第二十四条の一 [一〜十八の二 同上]		· 第一条 (定義)	改正前

る財務諸表をいう。

二 十 一 る財務計算に関する書類をいう。 会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認め である指定法人を含む。 法人を含む。以下同じ。 に規定する連結財務諸表をいい、 様式及び作成方法に関する規則 以下「連結財務諸表規則」という。 連結財務諸表 提出会社が内国会社)である場合には、 以下同じ。 提出会社が外国会社 (昭和五十一 である場合には、 (内国法人である指 第一 連結財務諸表の用語 年大蔵省令第二十 条第 (外国法人 項 当該提出 第一 号 定

[号を削る。]

<u>-</u> 務計算に関する書類をいう。 とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財 則第一条第一項第三号に規定する第一 は、 一号に規定する第 おいて同じ。 をいい、 第一 種中間 中間 提出会社が外国会社である場合には、 連結財務諸表 連 又は第一 結財務諸表 種 中間連結財務諸表をいう。 種中 (連結財務諸表規則第 提出会社が内国会社である場合に 間 連結財務諸表 一種中間連結財務諸表をいう (連結財 第十八条第 当該提出会社 一条第 務諸 一 項第 表規 項

表をいう。

二 十 一 計算に関する書類をいう。 その子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務 指定法人を含む。 する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社 八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第一条第一項に規定 法人を含む。以下同じ。 様式及び作成方法に関する規則 連結財務諸表 以下同じ。 提出会社が内国会社)である場合には、)である場合には、 (昭和五十一年大蔵省令第二十 (内国法人である指定 連結財務諸表の用語 (外国法人である 当該提出会社と

には、 則 に関する書類をいう。 子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算 規則」という。)第一条第一項に規定する四半期連結財務諸 <u>ー</u>の<u>ニ</u> (平成十九年内閣府令第六十四号。 提出会社が外国会社である場合には、 四半期連結財務諸表の用語、 四半期連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合 様式及び作成方法に関する規 以下「四半期連結財務諸 当該提出会社とその 表を 表

合には、 則 する書類をいう。 社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関 提出会社が外国会社である場合には、 (平成十 という。 0) <u>ー</u>の 中間 年 連結財務諸表の用語 第 大蔵省令第 中間連結財 条第 項に規定する中間連結財務諸表をいい 務 十四号。 諸 表 様式及び作成方法に関する規 提出会社 以下 当該提出会社とその子会 「中間連結財務諸表規 が内国会社である場

[号を削る。]

一十一の二の二 る書類をいう。 が外国会社である場合には、 三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。 規定する第 第一 又は第一 種中間財務諸表 一種中間財務諸表をいう。 種 中間財務諸表 中間財務諸表 (財務諸表等規則第一 金融庁長官が認める財務計算に関す 提出会社が内国会社である場合に (財務諸表等規則第一条第一項第 第十八条第一項において同 条第一 をいい、 項第二号に 提出会社

一十一の二の三 [略]

[二十一の三~二十二 略]

[号を削る。]

号イ①に規定する中間連結会計期間をいう。 二十二の二 中間連結会計期間 連結財務諸表規則第一条の二第二

[号を削る。]

[二十三·二十四 略]

| 又は連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フニ十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項

一 は、 る書類をいう。 が外国会社である場合には、 い う。) 第 和五十二年大蔵省令第三十八号。 の二の四 中間財務諸表等の用語、 一条第 中間財務諸表 項に規定する中間財務諸表をいい、 金融庁長官が認める財務計算に関す 様式及び作成方法に関する規則 提出会社が内国会社である場合に 以 下 「中間財務諸表等規則」と 提出会社 。 昭

二十一の二の五 [同上]

[二十一の三~二十二 同上]

五号に規定する四半期連結会計期間をいう。 二十二の二 四半期連結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第

項に規定する中間連結会計期間をいう。 二十二の三 中間連結会計期間 中間連結財務諸表規則第三条第二

に規定する四半期会計期間をいう。 二十二の四 四半期会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第四号

[二十三・二十四 同上]

、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項

ローをいう。

の二第四号

中

間連結財務諸表規則第二条第十号、

匹

半

期財務諸

は連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第八条の二十九第一項又

報をいう。

[二十六~三十六 略]

(有価証券通知書)

第四条

略

2 · 3 略]

・ 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に

略」

掲げる者とする。

二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げ

1 [略]

る者

> 二 十 五 連結財務諸表規則第十五条の一 号に規定するキャッシュ・フローをいう。 則第十五条第一項に規定するセグメント情報をいう。 財務諸表等規則第一 条の二十第 表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三 セグメント情報 一項、 中間連結財務諸表規則第十四条第 <u>十</u> 一条の 財務諸表等規則第八条の二十九第一 第 第 項 項又は四半期連結財務諸表規 中間財務諸表等規則第五 項 四半期 項、

(有価証券通知書)

[二十六~三十六

同上

第四条 [同上]

[2·3 同上]

4 [同上]

一[同上]

[同上]

イ [同上]

同号口②において同じ。) にも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。 おいて同じ。)又は発起人(当該発行者の役員又は株主のいず規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号口に 当該有価証券の発行者の役員(法第二十一条第一項第一号に

3 5 第十条 法第五条第十三項(法第二十七条において準用する場合を含 2 第七条 五~十 当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない 号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類と を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、 て「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、 二~四四 三~五 [号を削る。] [号を削る。] (有価証券届出書の添付書類) (外国会社の代理人) 外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所 略 略 [ハ・ニ 略])の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条におい て同じ。) 略 略 略 次の各 第十条 第七条 3 2 5 五 法第 三 一 5 四 六 七~十二 三~五 (有価証券届出書の添付書類 (外国会社の代理人) て準用する場合を含む。)の規定による四半期報告書 同上 同上 [ハ・ニ 同上] [同上] 法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告 法第二十四条の四の七第一項又は第二項(法第二十七条におい 同上 同上 同上 同上 [同上]

出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することがで書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届までにおいて引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出する。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第八号

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書[一・二 略]

[イ〜ニ 略]

(1) (2) 略

へ [略]

[三の二~八 略]

2

略

(発行登録書の添付書類)

て「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類(次条におい第十四条の四 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用

[一・二 同上]

三[同上]

次に掲げる書

[イ〜ニ 同上]

お報告書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証報告書、当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当報告書、当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証

へ 同 記 (1) ・ (2) 同 上 同 上

[三の二~八 同上]

2

同上

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 [同上]

[イ・ロ 略]	一(第十二号様式により作成した発行登録追補書類(次に掲げる書)れた書類と同一内容のものを除く。)とする。(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付さ)	1000日野に見てはいいでは、一巻子を表帯に続けてげる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類は、次の各場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各の「二、光質二」に対し、光質二、	第十四条の十二(去第二十三条のし第五頁(去第二十三条この)で推一第二(発行登録追補書類の添付書類)	[2·3 略]	[略] -	[二・ホ 略]	(1) · (2) 略	載した書類	まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記	、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含	該①又は②に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書	告書の提出日以後次の①又は②に掲げる事情が生じた場合(当	ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報	[イ・ロ 略]	録書がに掲げる書類	第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登	
[イ・ロ 同上]	一[同上]		第十四条の十二 「司上」(発行登録追補書類の添付書類)	[2・3 同上]	二 [同上]	[ニ・ホ 同上]	(1) (2) 同上	事実の内容を記載した書類	の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な	書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書	該①又は②に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告	告書の提出日以後次の①又は②に掲げる事情が生じた場合(当	ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報	[イ・ロ 同上]		一 [同上]	

実の内容を記載した書類合、) における当該重要な事務に書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場話が発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価

(1) (2) 略

2

[略]

(発行登録目論見書等の特記事項)

論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 含む。) に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用

発行登録目論見書 次に掲げる事項

[イ〜ホ 略]

は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定告記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後

へ 当該発行登録追補書類に含まれている場合を除く。) におけ 登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。) におけ 開報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行 可当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価

(1) (2) 同上

[二・ホ 同上]

二 [同上]

2 [同上]

(発行登録目論見書等の特記事項

第十四条の十三

同上

[同上]

れている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記、当該発行登録書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まする重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき[イ〜ホ 同上]

合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) · (2) 略

ト [略]

二 [略]

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の合(当該1)又は2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期証券報告書の提出日以後次の1)又は2)に掲げる事情が生じた場

[(1)・(2) (2) 略]

口 [略]

2 [略]

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 [略]

2 [略]

[項を削る。]

準用する場合を含む。)において読み替えて準用する半期報告書に3 前二項の規定は、法第二十四条の五の二(法第二十七条において

係る確認書について準用する。

載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) (2) 同上

ト [同上]

二同上

三[同上]

る当該重要な事実の内容 証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場 開報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行 型場では、1)では、2)に掲げる事情が生じた場 では、2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半 では、2)に掲げる事情が生じた場 では、3)における当該重要な事実の内容

(1) (2) 同上

口 [同上]

[

2 同上

(確認書の記載内容等)

[同上]

第十七条の十

3 前二項の規定は、法第二十四条の四の八(法第二十七条において

準用する場合を含む。)において読み替えて準用する四半期報告書

に係る確認書について準用する。

期報告書に係る確認書について準用する。 条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する半4 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二(法第二十七

(外国会社訂正確認書の提出要件)

護に欠けることがないものとして認める場合とする。 認書をいう。 項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社 正 の条において同じ。 て準用する場合を含む。 語 |確認書に代えて外国会社訂正 条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。 て準用する場合を含む。 第二項におい -七条の十三 て準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合 訂正確認書 様式及び作成方法に照らし、 次条第一 法第二十四条の四の三第三項 て準用し、 (法第二十四条の四の三第)を提出し 項におい 以下この条及び次条において同じ。)において準用する法第七条第一項、 及びこれらの規定を法第二十七条におい **止確認書** て同じ。 なければならない外国会社が当該訂 金融庁長官が公益又は投資者保 (法第二十四条の四の三第三 を提出することを 項 (法第二十四 (法第二十七条にお 「 条 の)にお 以下こ 訂正 その 五. 確 第 \mathcal{O}

「条を削る。」

(外国会社訂正確認書の提出要件)

第十七条の十三 同じ。 認書 八第 認める場合とする。 第八項に規定する外国会社訂正 ければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂 定する訂正確認書をいう。 1 四の三第一 に規定する内閣府令で定める場合は、 条及び次条において同じ。 れらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 て準用する法第七条第一項、 金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとし (法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条 一項及び を提出することを、 項 第 (法第二十七条において準用する場合を含む。 法 第二 十四条の 十四四)において準用する法第二十四条第八項 条の四の三第三項 以下この条において同じ。 五. その用語、 0 第九条第一項及び第十条第一項に規 確認書をいう。 第 訂正確認書 項において準用し、 様式及び作成方法に照ら (法第二十四 次条第一項にお (法第二十四条の を提出 |条の四 以下この 並びにこ)にお しな 正 \mathcal{O}

(四半期報告書の記載内容等)

第十七条の十五 に応じ、 財務局長等に提出しなければならない。 書を提出 告書を提出すべき会社 一十七条において準用する場合を含む。 当該各号に定める様式により四半 する会社 法第二十四条の四の七第 (指定法人を含む。) (指定法人を含む。 この場合において、 は、 の規定により四半期報告 期 項の規定により四半期 又は同条第二項 報告書三通を作成 次の各号に掲げる区分 (法

諸表については記載を要しない。半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務

- 内国会社である場合 第四号の三様式
- 一 外国会社である場合 第九号の三様式
- 次に掲げる事業とする。 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は

2

- 持株会社が行うものに限る。)に係る事業とは行業(同条第一項に定める銀行の二十一第二項に定める業務(同法第二条第十三項に定める銀行により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行の二十一第二項に定める銀行(同法第四十七条第一項の規定銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に定める銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に定める
- が 定める保険持株会社 定める業務 の総資産の 及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社 価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社 百七十一条の二十一第二項に定める業務 下この号において同じ。 期保険業者 のに限る。)及び同条第十七項に定める少額短期保険業 に定める保険会社をいう。 行うものに限る。 保険業法第二条第 額に対する割合が百 (同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。 (同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短 一項に定める保険業(保険会社 (当該保険持株会社の最近事業年度に係る有 及び同法第二百七十二条の三十八第二項に)が行うものに限る。 以下この号において同じ。 分の五十を超えるものに限る。) (同法第二条第十六項に 並びに同法第 (同条第二項 が行うも (少額短 以

「条を削る。

限る。)が行うものに限る。)特株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものにある少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険期保険持株会社の子会社で期保険持株会社(当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係期保険持株会社の最近事業年度に係

る。)に係る事業 定める業務(同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条に

なければならない。 もつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さ、 いしなければならない。この場合において、当該書類が日本語を3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を

る書面 半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証す一 当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四

を付与したことを証する書面書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項なければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合をおいて準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出し第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条に

を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において進用する場合を含む。)の規定により半期

内国会社 次に掲げる事項

とする期間・おりである。)の提出に関して当該承認を受けようが、当該四半期報告書又は半期報告書(以下この条において「四十二、当該四半期報告書又は半期報告書(以下この条において「四十二、

ロ 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日(以下この条にとする期間

ハー当該四半期報告書等の是出こ関して当該承認を必おいて「提出期限」という。)

1 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理ハ 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理

由

が知り得る状態に置くための方法について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者ニ 第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由

外国会社 次に掲げる事項

前号イ及びロに掲げる事項

由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣口当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理

行その他やむを得ない理由に関する事項

合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合にである場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場外の規定は規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行

2 第七条第三項の規定は、 直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法 外国会社が前項に規定する承認申請書を

提出する場合について準用する。

3 発行者の区分に応じ、 第一項に規定する承認申請書には、 当該各号に定める書類を添付しなければなら 次の各号に掲げる有価証券の

内国会社 次に掲げる書類 ない。

定款又はこれに準ずるもの

口 第一項第一号ハに規定する理由を証する書

面

外国会社 次に掲げる書類

口 前号イに掲げる書類 当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承

認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証す

る書面

書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する 権限を付与したことを証する書面 当該外国会社が、 本邦内に住所を有する者に、当該承認申請

法令又は慣行である場合には、 書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する 当該法令の関係条文を記載した

4

財務局長等は、 ホ 面 法令又は慣行である場合以外の場合には、 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する 第一項の承認の申請があつた場合において、当該 当該理由を証する書

することとされている四半期報告書等について、承認をするものとすることとされている四半期報告書等について、承認をするものとりに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一人は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一本のこととされている四半期報告書等について、承認をするものとする。

5

二 半期報告書 当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨 四半期報告書 当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当

、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。 には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更しは同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項各号に掲げる

17

「条を削る。

(外国会社四半期報告書の提出要件)

その日本語による翻訳文を付さなければならない。

事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、

第十七条の十六 とする。 官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合 提出することを、 において同じ。 国会社又は報告書提出外国者をいう。 定める場合は、 報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で その用語、 が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を 様式及び作成方法に照らし、金融庁長 次条から第十七条の十九まで

(外国会社四半期報告書の提出等)

「条を削る。

第十七条の十七 四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社 を関東財務局長に提出しなければならない。 足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。)三通 て準用する場合を含む。 四半期報告書及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条におい 法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社 以下この条において同じ。)に規定する補

2 に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。 なものとして内閣府令で定めるものは、 記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に 第一部 企業情報」の 「第2 企業の概況」の「1 第九号の三様式のうち、 主要な 次

[条を削る。]

経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

- || 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等

3

- 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に表書項の要約の日本を英語によって記載すべき事項(次項第二号において「発行者情報」という。)であって、当該外国会社四半期報告書に記載されていなという。)であって、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適話による翻訳文を添付すること。)とする。
- ものは、次に掲げるものとする。
 4 法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定める
- によつて記載したもの 不記載事項(第二項に定める事項を除く。)を日本語又は英語
- 事項との対照表 事項との対照表 発行者情報と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載
- 期報告書を提出する場合について準用する。 条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半

5

第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、

法第二十四

(外国会社四半期訂正報告書の提出要件)

第十七条の十八 法第二十四条の四の七第十一項(法第二十七条にお

「条を削る。

(外国会社四半期訂正報告書の提出等)

ないものとして認める場合とする。

成方法に照らし、

金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることが

第一項において同じ。)を提出することを、その用語、

様式及び作

正報告書(同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条 合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂 用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場 いて準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準

第十七条の十九 及び第十七条の十七の規定は、 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。 報告書提出外国会社が外国会社四半

2 定するその他内閣府令で定めるものは、 法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規 次に掲げる事項を日本語に

期訂正報告書を提出する場合について準用する。

よつて記載したものとする。 訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類

の提

二 訂正の理由

出日

訂正の箇所及び訂正の内容

(半期報告書の記載内容等)

応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出す 次の各号に掲げる場合の区分に 第十八条 応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、 べき会社 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出す (指定法人を含む。 は、 次の各号に掲げる場合の区分に 財務

べき会社

(指定法人を含む。

は、

(半期報告書の記載内容等)

規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国 一銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定するの表の第二号の上欄に規定する内閣府令書を提出しようとするとき 第十号様式	の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告型 提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条た半期報告書を提出しようとするとき 第九号の三様式の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載し) ほ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二項の規定による半期報告書を提出しようとすべき会社が内国会社である場合において、	書を提出しようとするとき(次号に掲げる場合を除く。)の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期一、提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十た半期報告書を提出しようとするとき、第四号の三様式	の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記一 提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十第一種中間財務諸表については記載を要しない。 第四号の半期報告書に第一種中間連結財務諸表を記載したとき	提出しなければならない。この場合において、第
7、関府令 [項を加える。]		一十四条 [号を加える。]	するとき 第 規定による半期報告書を提出しようとする場合 第五号の二様式法第二十四条 二 提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の	く。) 第五 一	事項を記載し 法第二十四条	局長等に提出しなければならない。

[略]

定める業務

(同法第六条第

項第二号に掲げる者が行うもの

に条に

に係る事業

信用金庫法

(昭和二十六年法律第二百三十八号)

第五十四

二条の二十一第二項に定める業務 うものに限る。)及び同条第十七項に規定する少額短期保険業 項に規定する保険会社をいう。 銀行を除く。 超えるものに限る。 社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額 事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険 定する少額短期保険持株会社 八第二項に定める業務 に限る。 険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるも る保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保 度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社であ 十六項に規定する保険持株会社 少 る銀行持株会社が行うものに限る。 、 う。 |額短期保険持株会社の総資産 .法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務 額短期保険業者 保険業法第二条第一 以下この号において同じ。)が行うものに限る。 が行うものに限る。 (同条第十八項に規定する少額短期保険業者を が行うも 項に規定する保険業 (同法第二百七十二条の三十七第二項に規 (当該少額短期保険持株会社の最)及び同法第二百七十二条の三十 以下この号において同じ。 のに限る。 の額に対する割合が百分の (当該保険持株会社の最近事業年)が行うものに限る。 (同法第二条第十三)に係る事業及び同法第五) に係る事業 (保険会社 に係る事業 (同法第二条第 一項に規 同 の当該 条第二 持 並 五. びに 定す + 株 が を + 近

2

同上

(半期報告書の提出期限の承認の手続等)

ない。

本い。

本い。

本い。

本の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定め、
の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定め、
出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、
第十八条の二 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提

内国会社 次に掲げる事項

間・当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期

て「提出期限」という。)ロー当該半期報告書を提出すべき期間の末日(以下この条におい

について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

外国会社 次に掲げる事項

が知り得る状態に置くための方法

· 前号イ及びロに掲げる事項

口

の他やむを得ない理由に関する事項なる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行そ当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由と

合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合にである場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場口に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行

[条を加える。

23

- 提出する場合について準用する。
 2 第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法
- ない。発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければなら3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の
- 内国会社 次に掲げる書類
- ・ 第一頁等一号へこ見至上ら里する 定款又はこれに準ずるもの
- 第一項第一号ハに規定する理由を証する書面
- イ 前号イに掲げる書類外国会社 次に掲げる書類

口

- 当変ト国気壮が、は昭可に住所と有けらずに、当変風思り青る書面。というというとなっている。ことを証す認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する。当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承
- 権限を付与したことを証する書面書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請
- 書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する
- 面とは慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書ホー第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する
- 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該

4

第十八条の二の二

5 7 6 には、 は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合 を条件として、 は変更がなかつた旨を記載した書面を関東財務局長に提出すること に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消 \mathcal{O} が外国会社であり、第一 こととされている半期報告書について、 変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出する をその提出期限までに提出できないと認めるときは、 会社である場合に限る。 に規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は つた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハ 当該外国会社が、 本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。 又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由 前項の規定による承認 財務局長等は、 本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行 行われるものとする。 半期報告書の提出期限までに、) 又はやむを得ない理由により半期 項第二号ロに規定する理由が当該外国会社 (当該承認に係る承認申請書を提出した者 承認をするものとする。 当該半期報告書 (当該者が外国 当該申 報告 請) は 滅又 のあ

付さなければならない。 語をもつて記載したものでないときは、 第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項の書面が日 第四項の規定による承認に係る期間を変更 その日本語による翻訳文を

外国会社半期報告書の提出要件

略

第十八条の二 (外国会社半期報告書の提出要件) [同上]

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 [略]

2 として内閣府令で定めるものは、 れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ 当該各号に定める事項とする。 次の各号に掲げる様式の区分に応 2

第九号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に 相当する

事項

な経営指標等の推移」 一網一 業情 及び \sim 事業の内容」 企業の概況.

<u>뺲</u>

令

 \mathcal{O}

舥

0

 \vdash

主要

口 等のリスク 「第一部 0) 部3 事業の状況」 0) 業権

第十号様式 「第一部 企業情報」 次に掲げる項目に 0 三発2 記 載すべき事 企業の概況. 項に相当する事項 0 主要

「第一部 企業情報」 0) 完網 ω 事業の状況」 0) 0 業事

な経営指標等の推移」

及び

2

事業の内容」

3 いう。 項 期報告書に記載すべき事項 のとして内閣府令で定めるものは、 ていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ (次項第一号において「不記載事項」という。) のうち、 等のリスク」 であつて、 当該外国会社半期報告書に記載されていない事 (次項第二号において「発行者情報」と 前項各号に掲げる様式による半 当該各

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 同上

目に記載すべき事項に相当する事項とする。 として内閣府令で定めるものは、 れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ 第十号様式 のうち

経営指標等の推移」 第一部 企業情報」 及び 0) $\frac{1}{2}$ 「第2 事業の内容 企業の概況」 0

二 無一 喍 金 業情報」 0) 舥 ω 事業の状況」 0 2 事業等

3 あ 記載すべき事項 のとして内閣府令で定めるものは、 れていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも つて、 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ のリスク」 当該外国会社半期報告書に記載されていない事項 (次項第二号において「発行者情報」という。 第十号様式による半期報告書に 前項に定める事項 (同項第) で

一号において「不記載事項」という。)のうち、

語による翻訳文を添付すること。)とする。を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項

4 • 5 略

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条

略

[一〜九の三 略]

九

の四 昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国 計算に関する書類をいう。 務計算に関する書類 公認会計士を含む。 同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法 (以下この号において 提出会社において、 以下この号において同じ。 (法第百九十三条の二第一項に規定する財務 「財務書類監査公認会計士等」という。 以下この号において同じ。 監査公認会計士等 (当該提出会社 若しくは監査法) について 一の財

について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行

に規定する内部統制報告書をいう。

以下同じ。)

) 又は当該提出会社の内部統制報告書

(法第二十四条の四の四第

項

(法第二十七条において準用する場合を含む。

いて同じ。

を添付すること。)とする。記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて

4·5 同上

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 [同上]

九の四 [同上]

監査公認会計士等」という。 れたことについ 当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定さ より決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合 号において同じ。 る者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除 することとなった場合において、 用する場合を含む。 第二十四条の四の四第一 内部統制監査公認会計士等になることをい なくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が 統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等で 等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部 査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計 う公認会計士若しくは監査法人(以下この号にお に掲げる事項 の異動 (財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類 て臨時報告書を既に提出した場合を除く。 が当該提出会社の業務執行を決定する機関に の規定により初めて内部統制報告書を提出 項又は第二項)をいう。 財務書類監査公認会計士等であ (法第二十七条におい 以下この号におい V) 当該提出会社が法 いて 内 以下この 部 て . て準 同じ 統 次 士 制

[イ・ロ 略]

る事項者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げ計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた計士等である場合又は内部統制監査公認会計士等であった者が財務書類監査公認会

(1) 略

② 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査

[イ・ロ 同上]

同上

(1) 同上

② 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査

(ii)(i) 監査証

同条第十三項第四号に規定する理由

「関財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見及びに掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する第二種中に掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する除外事項

(iii) • (iv) 略

十 + -</

十二の二 ては、 八百四十七条の二第一項に規定する完全親会社をいう。 締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を 権利を当該株主が有する旨の合意、 いて同じ。)を除く。)と当該提出会社(当該提出会社が子会社 制限を定める旨の合意又は当該提出会社の株主総会若しくは取 経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあ との間で、当該提出会社の役員について候補者を指名する 当該提出会社又はその連結子会社。 提出会社の株主 (当該提出会社の完全親会社 当該株主による議決権の行使 以下この号において同 (会社法第 次号にお

> ユー (ii)(i) 社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。)に 第三条第一項の監査報告書、 次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容 十二年大蔵省令第十二号。 報告書等 諸 に掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する中間財務 を付した限定付意見及び同条第十三項第三号イ若しくは 報告書であつて、 表等が有用な情報を表示していない旨の意見及び同条第 監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事 同上 (財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 当該異動の日前三年以内に当該提出会 以下「監査証明府令」という。 中間監査報告書又は四半期レビ (昭和三

十三項第四号に規定する理由

十 十 十二 (6) 同 上

[号を加える。]

に掲げる事項)
に掲げる事項)
に掲げる事項)
を締せ微なものを除く。)があつた場合を含む。) 次に掲げる事項軽微なものを除く。)があつた場合を含む。) 次に掲げる事項に照らして、当該合意の内容に変更(ハ、ニ及びへに掲げる事項に照らして要する旨の合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締要する旨の合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締

イ 当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月

ロ 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所日

ては、当該変更の内容) 当該合意の内容(当該合意の内容)

該合意に係る意思決定に至る過程

取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当

ホ

当該合意の目的

ぼさないと考える場合には、その理由)当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及

いて同じ。)を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限の発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発活を要する旨の合意、当該株主が当該提出会社の株式の数がそた株式保有割合(当該株主の有する当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号におの発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号において同じ。)を超えて当該提出会社の株主(当該提出会社の完全記の三、日本の主には、1000円では、

[号を加える。

本の住民の合意、当該提出会社による株式の発行その他の行為が当た場合にの合意で変更があった場合にあっては、イからいまでに掲げる事項に既合して軽微なりを除く。)があった場合を含む。) 次に掲げる事項(当該を含の内容に変更(ハ及びニに掲げる事項に照らして軽微なりを除く。)があった場合を含む。) 次に掲げる事項に照らして軽微なものを除く。)があった場合を含む。) 次に掲げる事項に照らして軽微なものを除く。)があった場合を含む。) 次に掲げる事項に照らして軽微なものを除く。)があった場合を含む。) 次に掲げる事項(当該提出会社が当該株主に対した場合(既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更があった場合にあっては、イからいまでに掲げる事項)

当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

口

ては、当該変更の内容)当該合意の内容(当該合意の内容(当該合意の内容に変更があつた場合にあつ

当該合意の目的

該合意に係る意思決定に至る過程 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当

十二の四・十二の五 [略]

3 11 略]

[十三~二十一

略

[3~11 同上] 同上]

十二の二・十二の三

同上

31

(有価証券通知書等の提出先)

書類 ない。 報告書、 発行登録 限 類 主たる事務所の所在地 五条第四 る承認申請書、 出会社が内国会社であるとき、 法第二十五条第四 限 及びその添付書類を公衆の いずれかに該当するものであるときは、 添付書類を公衆の る。 《を提出する場合において、 条 並びにこれらの添付書類を提出する場合に 項の規定による申請 自己株券買付状況報告書、 取下届出書、 有 及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの 価証券通 令第四条第 項 縦覧に供 の規定による申請に係る書類 知 を管轄する財務局長等に提出 有価証券報告書、 発行 項の規定による承認申請書、 縦覧に供しない L に係る書類 その提出会社が内国会社で次 又は有価証券届出 登録 ない旨の 第十五条の三 追 補書類、 確認書、 承認に係るもの (発行登録追補書類 当該内国会社の 旨の 発行 第一 半期報告書 書、 承認に係るものに (発行登 登録通 お 発行 なけ 項の規定によ 以 て、 外 法 登 録 知 h 本店又は その提 及びそ 第二十 書及び ば \hat{O} 0 録 追 なら 各号 添付 臨時 補書 ŧ 書 \mathcal{O}

[一·二 略]

2

略

3 る書類 財 会社等は んる提 、務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。 第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出 親会社等状況報告 出 同 子会社をい 条第 T該書類 項 書、 を提出子会社 第十号に規定するものに限る。 法第二十五条第四項 以 一同じ。 (法第二十四条の七第一 が 有価証 の規定による申 券報告書を提 第十 項 に規 「する親 -請に係 出 九 「する 条 定 0

:価証券通知書等の提出先)

第二十条 しなけ 請書、 発行 会社の本店又は主たる事務! 会社で次の各号の にこれらの添付書類を提出する場合におい もの以外のものに限る。 追 期報告書 出会社が内国会社であるとき、 限 類 法第二十五条第四 る。 補書類及びその 項の規定による承認申請書、 及びその添付 登録 ればならな 法第二十五条第四項の規定による申 並びにこれらの添付書類を提出する場合におい 取下届出書、 有 臨時 価 証 報告書、 書 券 いず 項 添付書類を公衆の縦覧に 類を公衆の 通 の規定による申請に係る書類 知 有価証 れかに該当するものであるときは、 書)及び第十六条第五項に規定する書類 自己株券買付状況報告書、 発行 所の 券報告書、 縦覧に供しない旨の 又は有価証券届 所在地を管轄する財務局長等に提 令第四条第 登 録追補書類、 確認書、 て、 供しない 請に係る書類 一項の規定による承認 その提出会社 出 発 四半期 書、 承認に係るも 行 (発行登 , 旨の 第十五条の三 登録 発行登録 報告書 通 承認に係 て、 (発行 立 録 追補 記 知書及び その が内国 2登録 のに 内 並 半 玉

□・二 同上

2 [同上]

3 親会社 る書類 る財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。 定する提出 0 六六第一 親 会社等状 等は 同 項に 条第 子 会社をいう。 当 規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出 況報告書、 該書類を提出子会社 項 第 + 法第二十五条第四 一号に規定するも 以 同 ľ (法第二十四 が Ō 項の規定による申請に係 有 価 に限る。 証 券報告書を提 条の七第 項 十九 に規 する 出

4 出する場合は 規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提 びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 二十三条の九第一項 第二項を除く。 れらの規定を法第二十四条の二第 更に関する書類は、 若しくは第二十三条の十第 規定による訂正届出書、 第三項におい 第二十四条の五第五項 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正 金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項 て準用し、 金融庁長官に提出するものとする。 を法第二十七条において準用する場合を含む。 当該財務局長等に提出しなけ (法第二十七条において準用する場合を含む。 並びにこれらの規定 訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第 第二十四条の六第二 一項 項、 (同条第五項において準用し、 第二十四 一項及び第二十四 (法第二十四 条の四の三第 ればならない。 |条の六 工又は変 条の $\widehat{\Xi}$ 0) 及 項 た 4

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第 財務支局 各号に掲げる書類の区分に応じ、 において準用する場合を含む。 公衆の縦覧に供するものとする。 (以下この条において 法第二十五条第 項各号 以下同じ。 「財 当該各号に定める財務局又は 、務局等」という。 (これらの規定を法第二十七条)に掲げる書類は、 に備え置 次の 福 畄 第

財 ?務局 、提出会社が外国会社である場合には、 法第二十五条第一 及び当該 書類 項第 がの提出が 一号から第九号までに掲げる書類 会社 . (7) 本店又は主たる事務所 第七条又は内部統制府令 0 所 関 在 東

> だし、 るものとする。 命令に応じてこれらの書類を提出する場合は 同条第五項において準用し、 において準用する場合を含む。 書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一 おいて準用する場合を含む。 れらの規定 の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、 れらの規定を法第二十四条のこ 更に関する書類は、 第二十四条の四 て準用する場合を含む。 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂 金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項 (法第二十四条の六第二項を除く。) の七第四項 当該財務局長等に提出しなければなら)の規定による訂正届出書、 の規定による訂正発行登録書の提出 又はこれらの規定を法第二十七条に 第一 第 若しくは第二十三条の十第一 一十四条の五第五項 項、 第二十四 金融庁長官に提出 項 を法第二十七条に 条の四の三第 (法第二十七条 第二十四条 訂正報告 正又は変 又はこ 項 項

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

二十一条 [同上]

地(提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 関

の住所)を管轄する財務局等第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者

権限を有する者の住所)を管轄する財務局等第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する所の所在地(当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条所の所在地(当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条工・法第二十五条第一項第十号に掲げる書類 関東財務局及び当該

2

きは、 までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。 区又は総合区。 第六十七号) 者が個人である場合には、 に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有 うち当該部分を公衆の 当該書類の提出者が、 前項の規定にかかわらず、 町 この限りでない。 村 (特別区を含むものとし、 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、 次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。 当該財務局長等に対し、)縦覧に供することについて申出を行つたと 財務局長等は、 法第二十五条第一 地方自治法 当該所有者の住所のうち 一項第一 (昭和二十二年法律 当該所有者の住所 号及び第一 ただし 号 2

第二十二条 用する場合を含む。 主要な支店 準用する場合を含む。 掲げる書類を提出したものは、 区分に応じ、 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項 (次項 当該各号に定める会社の本店又は主たる事 に規定する主要な支店をい 以下同じ。)においてそれぞれの営業時間又は)の規定により、 同 条第 項 次の各号に掲げる当該 (法第二十七条に V) 第三 項 E 務 お 各号に お 所 及び いて て準

者の住所)を管轄する財務局等令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する

る権限を有する者の住所)を管轄する財務局等条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理す務所の所在地(当該提出子会社が外国会社である場合には、第七該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事

うち、 だし、 は、 たときは、 住所のうち当 法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつて 所有者が個人である場合には、 までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価 前項の規定にかかわらず、 までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。 区又は総合区。 市町村 当該書類の提出者が、 この限りでない。 T該部 (特別区を含むものとし、 分を公衆の 次条第四項及び第二十三条第二項において同じ 当該財務局長等に対し、 法第二十五条第一項第一号から第三 縦覧に供することについて申出を行 財務局長等は、 地方自治法 当該所有者の (昭和二十二年 当該所有者の 証券 住 所 た \mathcal{O}

第二十二条 [同上]

一、長常二十五条第一頁第一号から常工号までこ掲げる書頁 当ま業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

提出子会社 一 法第二十五条第一項第十号に掲げる書類 当該内国親会社等の

2 · 3 略]

当該所有者の住所のうち、 ŋ 覧に供しないものとする。 有者が個人である場合には、 号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の 第一項の規定にかかわらず、 当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、 ただし、 市町村までの部分以外の部分を公衆の縦 第一項各号に掲げる書類の提出者は、 法第二十五条第一項第一号及び第二 前条第一 一項ただし書の規定によ この限りでない。 所 4

第二十三条 [略]

2 限りでない。 公衆の縦覧に供し 協会は、 者が個人である場合には、 書の規定により、 .掲げる書類に記載された有価証 前項の規定にかかわらず、 当該所有者の住所のうち、 ないものとする。 当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、 金融商品取引所及び認可金融商品取引業 法第二十五条第 券の売出しに係る有価証 ただし、 市町村までの部 第一 項第 一十一条第二項ただ 分以外の 号及び第一 一巻の 部 この 分を 所有 号

該内国会社
法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 当

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 当該内国親会社等

の提出子会社

[2·3 同上]

により、 は、 0) 0) 号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証 縦覧に供しないものとする。 第 所有者が個人である場合には、 当該所有者の住所のうち、 項の規定にかかわらず、 当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、 ただし、 法第二十五条第一項第一 市町村までの部分以外の部分を公衆 第一項各号に掲げる書類の提出者 前条第二項ただし書の規定 この限りでな 号 から第三

第二十三条 [同上]

2 この限りでない。 ただし書の規定により、 分を公衆の縦覧に供しない 引業協会は 所有者が個人である場合には、 までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証 前 項の規定にかかわらず、 当該所有者の住所のうち、 当該部分が公衆の ものとする。 法第二十五条第一 金融商品取引所及び認可金融商品 市町村までの部分以外の部 ただし、 縦覧に供される場合は 項第一号から第三号 第二十一条第二項 \mathcal{O}

(6~8 略) 第4	[NAS]	氏名又は 住所 所有株式数 (る所有議決権数の 名	5【第三者割当後の大株主の状況】(23-7)	[1~4 略]	第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)	[第1·第2 略]	第一部【証券情報】	「「「「「「「「「「「」」」」 「「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「「」」 「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「」	(6)	【届出の対象とした募集(売出)金額】(5)	種類](4)	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	【事務連絡者氏名】	(電話番号)	[最寄りの連絡場所]	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	[本店の所在の場所]	【代表者の役職氏名】(3)	[英訳名]	【会社名】(2)	【提出日】 年月日	【提出先】	【提出書類】	【表紙】	第二号様式
(6~8 同左) 第4 [同左] 第二部 [同左] 第三部 [同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [同左] 2 [同左] ② [四半期報告書又は半期報告書] ② [四半期報告書又は半期報告書] ※ [四半期報告書文は半期報告書] ※ [四半期報告書文は半期報告書] ※ [四半期報告書文は半期報告書] ※ [四半期報告書文は半期報告書] ※ [四半期報告書文は半期報告書] ※ [四半期報告書] ※ [四半期報報報日] ※ [四半期報日] ※ [四半]	[同左]	氏名又は 名 住所 所有株式数(株) 総議決権数に対す る <u>所有議決数の割</u> 割当後の所有 数に対する所有議 決権数の割合	5	Ļ	第3 同左]	\T1>	第一部 [同左]	「「一般の 「	(6)	【届出の対象とした募集(売出)金額】(5)	種類】(4)	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	【最寄りの連絡場所】	[事務連絡者氏名]	【電話番号】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	[英訳名]	【会社名】(2)	【提出月】 年月日	【提出先】	【提出書類】 有個証券届出書	【表紙】	第二号梯式

2 [③・④ 略] 墨

[第2・第3 略] 墨

第四部 [略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項 [a·b 略]

c 指定国際会計基準 (連結財務諸表規則<u>第312条</u>に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式 換算した金額を併記すること。 ついて、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している<u>ときは</u>、主要な事項について本邦通貨に において同じ。)により連結財務諸表を作成した<u>場合</u>において、記載事項のうち金額に関する事項に

[(2)~(23-2) 略] [d~k 略]

(23-3) 割当予定先の状況

いる者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載する 次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定して

受人をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を 記載するときには、hに定めるところにより記載すること。 また、割当予定先が特定引受人(会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引

a 割当予定先の概要 次の/aから(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該aから(d)までに定め る事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている 含む。)の提出日 当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を

[(c)·(d) 點]

[b~h 略]

主要な経営指標等の推移

る指標等」という。)の推移について記載すること。 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則によ

り要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれ の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(20)d 又は e の規定によ 定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合 らに相当する指標等の推移について併せて記載すること。 における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等 第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成 した<u>場合</u>には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意18<u>1n 又はi</u>の規 なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則

> [③·④ 同左]

[第2・第3 同左] ယ [同左]

第四部 [同左] (記載上の注意) (1) [同左] La・b 同左]

c 指定国際会計基準(連結財務諸表規則<u>第93条</u>に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式に おいて同じ。)により連結財務諸表を作成した<u>場合(同条の規定により指定国際会計基準による連結</u> て本邦通貨に換算した金額を併記すること。 する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項につい <u> 財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)</u>において、記載事項のうち金額に関

[d~k 同左]

[(2)~(23-2) 同左]

(23-3) [同左]

加加

[元]

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている 当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書 又は半期報告書を含む。)の提出日

[b~h 同左] [(c)·(d) 同左]

[(23-4)~(34) 同左]

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則によ る指標等」という。)の推移について記載すること。

連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相 る当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移 <u>の注意18)i の規定により</u>修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合におけ 35いて同じ。) $_{
m C}$ には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意 $18){
m h}$ の規 た場合(同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式に について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について®d Xはeの規定により要約 定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上 第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成し なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則

[(a)~(q) 略]

| Tag | Tag

(26)~(31) 略](22) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討が容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討が容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。
- (a) 最近連結会計年度及び(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務緒表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較して、その概要を記載すること。

) 最近連結会計年度及び60)ただし書の規定により中間連結資借が照表(法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結資告が照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

1 - 11 м

- (c) (d)ただし書の規定により中間連結貸借対照表 (法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。) を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。
- b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び网ただし書の規定により<u>中間貸售対照</u>表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。)における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。
- c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

当する指標等の推移(こついて併せて記載すること[(a)~(q) 同左] [b~g 同左] [09)~(3) 同左]

(32) [同左]

a [同左]

正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。しておける事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況については、向ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結中務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結中務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結中務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結中の様式において同じ。)を掲げた場合に限る。)について、前年同期(前年同四半期連結果計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(0)ただし書の規定により<u>中間連結貸借対照表</u>を掲げた場合<u>にあっては</u>当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

[i・ii 同左]

(c) (ii)ただし書の規定により<u>四半期連結貸借対照表</u>を掲げた場合において、当該<u>四半期連結貸借対照</u> 表に係る<u>四半期連結累計期間</u>における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったとき には、その内容を記載すること。

[(d)~(g) 同左]

- 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(®)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。)における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検計が容について、aに準じて記載すること。
- 提出会社が最近車結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(<u>第三編から第六編まで</u>を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条若しくは連結時務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)所則第3項の規定に基づき、米国預託武券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(eにおいて「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社(dにおいて「米国基準」という。)が指定国際基準により連結財務諸表の行成を開始した場合は、記載を要しない。際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の行成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)によ連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表と作成した場合には修正国際基準により連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表行成のための)を例aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表行成のための

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を囲いない。

基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

2 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準こより作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要※連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表について、指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表について、との表示科目を要約して作成した連結財務諸表にいた場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表作成のたら。)を Ø a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

重要な契約等

[a~g 略]

h 提出会社が第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は重結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社(同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下 hにおいて同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性の

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(<u>第七章及び第八章</u>を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第96条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預する規則の一部を近上する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預する規則の一部を近上する上でいる用語、様式及び作成方法(6において「米国基準」という。)が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の行成を開始した場合は、記載を要しない。

提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結時財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表でついて、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により連結財務諸表で行成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表という。)を⑩aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度の直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により伸成すべき連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により機能すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

33) [同左]

[a~g 同左]

h 提出会社が第19条第2項第12号の2に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特裕が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は重結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社(同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下れにおいて同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性の

事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって 高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき 社債の期末残高(複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計 が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額)又はその 場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高(複数の金銭消費貸借契約に同種の特約 ある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている 、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 における同項第5号に規定する純資産額)の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残 した額)が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額 (当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日

[(a)·(b) 略]

主要な設備の状況

借しているものを含む。以下aにおいて同じ。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別 当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃 3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。) を掲げた場合にあっては、 に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額 (土地については、その面積も示す。) 及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること 最近連結会計年度末(向)ただし書の規定により中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第

事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。 なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、

結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備が次の(a)又(はb)に掲げる場合に該当する の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。) を掲げた場合には、当該中間連 <u>こととなった</u>ときは、<u>当該a)又はb)に</u>定める内容を記載すること。 また、((())ただし書の規定により中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号

賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。 <u>る。)</u>を掲げた場合<u>にあっては</u>、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備 表(法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(8)ただし書の規定により中間貸借対照

また、®ただし書の規定により<u>中間貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中</u>欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間貸借対 <u>照表に係る中間会計期間における</u>主要な設備に<u>ついて</u>、aに準じて記載すること。

[(37)~(58) 略]

経理の状況

中間財務諸表の別)を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若 場合には、その旨(中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又 財務諸表等」という。)を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第 1種中間連結財務緒表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種 連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表(以下a、e及び fl において「連結

> 、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって 高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき における同項第5号に規定する純資産額)の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残 した額)が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額 社債の期末残高(複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計 が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額)又はその 場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高(複数の金銭消費貸借契約に同種の特約 ある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている (当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日

[(a)·(b) 同左]

[34]・(35) 同左]

a 最近重結会計年度末 (6))ただし書の規定により<u>中間重結貸借対照表</u>を掲げた場合<u>には</u>、当該中間連 いては、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。 ものを含む。以下aにおいて同じ。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名 結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借している (提出会社の場合を除へ。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地につ

事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。 なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で

ぞれ次に定める内容を記載すること。 <u>表に係る四半期連結累計期間</u>において、主要な設備<u>に関し、次に</u>掲げる場合に<u>該当する</u>ときは、<u>それ</u> また、⑥)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照

[(a)·(b) 同左]

麦を掲げた場合<u>には、当該中間貸借対照表に</u>係る中間決算日現在)における主要な設備(貸借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(1801ただし書の規定により中間貸借対照

四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。 また、(8)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る

[(37)~(88) 同左]

同左

a <u>財務諸表等規則別記</u>に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、 その旨を記載すること 諸表及び中間財務諸表 (e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。) を作成している場合には 又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務

しくは1類1の定めるところにより、又はこれらに準じて<u>連結財務諸表等</u>を作成している場合<u>も、同様とする。</u>

b 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には 、その旨を記載すること。

- c 連結財務諸表及び<u>中間連結財務諸表</u>を作成していない場合には、その旨及び<u>その</u>理由を記載すること。
- d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則<u>第336条第2項</u>の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した<u>ときは</u>、その旨を記載すること。 [e~i 略]

)) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結 株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準に より連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において 同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るもの を記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項 又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査証明所令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度重結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度の前連結会計年度の前連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑪ただし書、⑩ただし書、⑩ただし書及びゆただし書の規定により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(指定国際、中間連結損益計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結の抵利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結株主資本等変動計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)並びて中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、⑪、⑩、⑪、⑰及び⑭の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑥において同じまず又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑥において同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。

指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

連結財務諸表及び<u>四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を</u>作成していない場合には、その 旨及び<u>作成していない</u>理由を記載すること。

提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した<u>ときには</u>、その旨を記載すること。

[e~i 同左]

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価記券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度に係る連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結対務諸表」という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度の前連結会計年度の前連結会計年度に最近2連結会計年度に表しまけ務諸表」という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、((()ただし書、((()ただし書、(())ただし書及び(())ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(恒宜緊会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書(日本計算書をは四半期連結計算書をでは、四半期連結計算書をでした。以下この様式において同じ。)、四半期連結末キッシュ・フロー計算書述び本持分変動計算書(投定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結均五日利益計算書とでもあっては、中間連結損益計算書及び中間連結均益計算書といるものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結均務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書との様式において同じ。)、中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書とは当時表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)がでは中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、((()、(())、(())及び(())の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>連結財務諸表、四半期連結財務諸表</u>及び中間連結財務諸表付成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。 ட において同じ。

は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書

いないものについては、 既に提出された当該重結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書 に含まれた<u>連結財務諸表</u>及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けて ら第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書 期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。 なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項が

連結貸借対照表

表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表)を掲げること。 最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表(®)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸

掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。 対照表(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下的及び66)において同じ 年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下向及び向 b において「次の連 可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借 式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が 結会計年度」という。)における中間連結会計期間終了後当該aからcまでに定める期間(以下この様)を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を ただし、次のaからcまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1連結会計ではよう。

- 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間 令第4条の2の10第3項に規定する期間
- 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項

-)等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- 告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添けするこ 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報

諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする いないものについては、<u>すで</u>に提出された当該<u>連結財務諸表、四半期連結財務諸表</u>及び中間連結財務 表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けて 規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸 1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の . 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第

表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表)を掲げること 最近車結会計年度末現在における連結貸借対照表((®) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸

れぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合 第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)が6に掲げる期間に届出書を には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。 提出する場合には、中間連結貸借対照表(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除ぐ でに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸 借対照表(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社(第17条の18 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcま)。以下回において同じ。)を伴有て掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、そ

- a 最近車結会計年度の次の連結会計年度(以下側及び㈱ b において「次の連結会計年度」という。) 定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度にお 令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規 ける第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下悩において「第2四半期連結会計期間 における最初の四半期連結会計期間(以下側において「第1四半期連結会計期間」という。)終了後 という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四
- る第2四半期連結会計期間 会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下⑩において「第3四半期連結 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計 当該次の連結会計年度におい
- 半期連結会計期間 年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計 また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度 当該次の連結会計年度における第3四

開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、 に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること 当該次の連結会計年度

8

連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(®)a

書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及

び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書

の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算 び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書 書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及 最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 (®) a

42

書」と記載すること と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算

書(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。 る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算 ただし、⑥ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係

連結株主資本等変動計算書

23

を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。 最近重結会計年度の連結株主資本等変動計算書 (®) a の規定により最近 2 連結会計年度連結財務諸表

比較情報を除く。)を併せて掲げること。 中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結貸 **帯対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書 (連結財務諧表規則第192条に規定する** ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表 (法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の

連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (®) a の規定により最近2連結会計年度連結財務

諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。 ただし、⑩ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係 る比較情報を除く。)を併せて掲げること る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定す

その街

靐

3278 次の(a)X(d)D(に掲げる場合の区分に応じ、当該<math>a)X(d)D(に定める事項を前年同期と比較して記載す

削る。]

」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算 書」と記載すること

半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。 半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四 結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げるこ 包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連 同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四 及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下他において に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益 と。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四 半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び また、⑥)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲 ただし、個ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表

る比較情報を深へ。)を併せて掲げること。

を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。 最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(600 a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表 連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定す

げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間

算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。 掲げた場合を含む。) には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計 ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を

[元]

B

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (liói) a の規定により最近 2 連結会計年度連結財務

年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除 が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半 特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計 3に規定する比較情報を除く。)を、また、\|**ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合 を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の 基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間 に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際 **期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書** 諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。____ へ。)を併れて掲げること ただし、(6))ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表

同左」

[三左]

Ъ かいと 次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載

四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日か ら提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(向)ただし書の規定により四半期連結貸

務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) 照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財 提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 (60)ただし書の規定により中間連結貸借対 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から

[削る。]

削る。]

- c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の5第1項の規定により<u>半期報告書(同項の表の</u> (a)及びephら(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載 年度における中間重結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近重結会計年度に係る すること。 第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。)を提出した場合には、最近連結会計
- 圏
- (b) 税金等調整前中間納利益金額又は税金等調整前中間納損失金額 (連結財務諸表規則第169条の規 定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額を
- 規則第170条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間終別益金額又 は親会<u>社株主に帰属する中間純損失金額</u>をいう。) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(連結財務諸表
- (d) 1株当たり中間純別益金額又は中間純損失金額 (連結財務諸表規則第171条第1項の規定により 注記しなければならない1株当たり中間終別益金額又は中間純損失金額をいう

[(e)~(g) 略] [削る。]

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を 諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事 提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表 業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により 作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下 a において同じ。)については、財務

- 連結財務諸表の形式による記載が可能なときば、当該形式により記載すること。) 借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期
- (b) 四半期報告書を掲出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日か 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合 ら提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 (61)ただし書の規定により四半期連結貸 借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- 連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) 借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期 ら提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 (61)ただし書の規定により四半期連結貸 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日か
- (d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) 掲げた場合を除く。) 期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 ((6))ただし書の規定により中間連結貸借対照表を 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表
- 三五三
- 年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、<u>各四半期連結累計期間</u>、最近連結会計 年度の順に記載すること。 告書に係る四半期連結累計期間に限る。) に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計 告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報
- 五三
- (b) 税金等調整前四半期%环1益金額又は税金等調整前四半期%損失金額(四半期連結財務諸表規則第 76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期納利益金額又は税金等調整前四半期 純損失金額をいう。)
- (c) 親会社株主に帰属する四半期が利益金額又は親会社株主に帰属する四半期が損失金額(四半期連 利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。) <u>結財務諸表規則第77条第5項</u>の規定により記載しなければならない<u>親会社株主に帰属する四半期絶</u>
- (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (四半期連結財務諸表規則第78条 損失金額をいう。) 第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期統引益金額又は1株当たり四半期統

[(e)~(g) 同左]

- 半期連結会計期間の順に記載すること。 金額(各四半期連結累計期間に係る c(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四 結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下 d において同じ。)に係る c(d)に掲げる項目の cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連
- 国土

[司左]

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を 提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表 業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により 諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事 作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。) については、財務

(財務諸表等規則<u>第8条の2の2</u>に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(®)ただし書、(®) a ただし書、(例)ただし書及び別ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間掲益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書 (中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。) を掲げる場合には、(®)、(®) a、(例)及び(I)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

墨

- c 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。 (図及び図)において同じ。) 等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- d <u>財務諸表</u>及び中間財務諸表に対する監査報告書、<u>期中レビュー報告書及</u>び中間監査報告書は、<u>財務 諸表</u>及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項主で又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、<u>有価証券報告書</u>又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、<u>既に</u>提出された当該<u>財務諸表</u>及び中間財務諸表に対する監査報告書、<u>期中レビュー報告書</u>又は中間監査報告書によるものとする。

e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「3)その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則<u>第8条の2の2</u>に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「3)その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表(60)a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合 t、最近2事業年度末現在における貸借対照表)を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社(法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあっては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。(仰において同じ。)が、1年を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度(以下®並びに仰

(財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、®ただし書、® a ただし書、® ただし書及び切ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)を掲げる場合には、®、® a、(®)及び切の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

同左

- 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、活動すべき注記、附属明細表(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの、及びのにおいて同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- d <u>財務諸表、四半期財務諸表</u>及び中間財務諸表に対する監査報告書、<u>四半期レビュー報告書</u>及び中間 監査報告書は、<u>財務諸表、四半期財務諸表</u>及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項者しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「3)その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金 5 億円未満であるときは、記載を要しない。

会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「3)その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるとさは、記載を要しない。

(88) [同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表(筒)a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合

は、最近2事業年度末現在における貸借対照表)を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(4)において同じ。)において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に

b及びでにおいて「次の事業年度」という。)における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表(財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下総において同じ。)を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

損益計算書

最近事業年度の損益計算書(60)a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、®ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業 年度の中間損益計算書(財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。)を併せて 規ポストレ

b 圏

株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書(60)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(®)ただし書に規定する中間貸借対照表 (法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。) を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書 (財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書(約 a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書)を掲げてこい。

ただし、(®)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年

届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)。以下®において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近事業年度の次の事業年度(以下®並びに仰り及びでにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下®において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下®において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間
- 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(cにおいて「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間 は期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間
- c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借於照表を併せて掲げること。

司左」

a 最近事業年度の損益計算書(60)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(の)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(の)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。また、(の)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げまた。

また、(®)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

10) 同村

最近事業年度の株主資本等変動計算書 (60) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(®)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

1) [同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書(町 a の規定により最近 2 事業年度財務諸表を記載する場合は、最近 2 事業年度のキャッシュ・フロー計算書)を掲げストレ

ただし、(8)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四

度の中間キャッシュ・フロー計算書(財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

[(72)・(73) 略]

(4) みの名

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の $\langle a \rangle$ 区は $\langle b \rangle$ に掲げる場合の区分に応じ、当該 $\langle a \rangle$ 区にかる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、 $\langle b \rangle$ b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

買る。」

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(®ただし書の規定により<u>中間貸借対照表</u>を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

画る。]

買る。」

(b) 露

d 提出会社が、法<u>第24条の5第1項</u>の規定により<u>半期報告書(同項の表の第1号又は第2号の中欄に</u>掲げる事項を記載したものに限る。)を提出した場合であって、<u>中間連結財務諸表</u>を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(s)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

a) 尾

- (b) <u>税引前中間納利益金額又は税引前中間純損失金額 (財務諸表等規則第197条</u>の規定により記載しなければならない<u>税引前中間納利益金額又は税引前中間納損失金額</u>をいう。)
- c) 中間純利益金額又は中間純損失金額(財務諸麦等規則第198条第3項の規定により記載しなければからない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)
- (d) 1株当たり中間純別監金額又は中間純損失金額 (財務諸表等規則第199条第1項の規定により注

|半期累計期間(当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間が第2四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期キャッシュ・フロー計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、〇のだし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げ

[億]・億 同左]

同左

1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)法でに掲げる場合に応じ、当該a(a)から(e)法でに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(6) (6)

- 」四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(®ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式により記載すること。)
- ② 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(総ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(®)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- 単期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(®)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

, | |

- d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸麦を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及びe)から(8)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。
- a) 「同力
- (b) <u>税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額</u>(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない。税引前四半期純利益金額又は税引前四半期納損失金額をいう。)
- (c) 四半期統列益金額又は四半期総損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載 しなければならない四半期終別益金額又は四半期総損失金額をいう。)
- (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第一

第二号の二様式 [表紙] [提出書類] [提出日] [接出日] [接出日] [接社名] [接著の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [国出の対象とした募集(売出)有価証券の 種類] [宏定操作に関する事項] [級覧に供する場所] (所在地)	記しなければならない1株当たり中間傾用は金額又は中間傾間失金額をいう。) [(e)~(g) 略] [(j)る。] [(j)る。] [(j)る。] [(j)る。] [(j)る。] [(j)]。総続開示会社たる保証会社に関する事項 a [[[[[[[[[[[[[[[[[[[
第二号の二様式 【表紙】 有価証券届出書 【提出書類】	1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期納利益金額又は1株当たり四半期納損 生金額をいう。) [(e)~(s) 同左] e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期会計期間の順に記載すること。 f [同左] (m)~(m) 同左] (m) 同左] a [同左] b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類述がにその提出以後に提出される四半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 c・d 同左] (m)~(m) 同左] (m)~(m) 同左] (m)(m)(m) 同左] (m)(m)(m) 同左] (m)(m)(m)(m) 同左] (m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(m)(

第3【第三者割当の場合の特記事項】 第一部【証券情報】 [第1・第2 略] 5 【第三者割当後の大株主の状況】 [1~4 黙] 器 **₩** 氏名又は 柊 甪 严 慈 所有株式数 総議失権数に対す る所有議決権数の 割当後の所有 茶(数(茶) 数に対する所有議 割当後の総議決権 決権数の割合

[6~8 略] 圏

[第二部~第六部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

- 追完情報
- [a·b 略]
- c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る<u>半期報告書</u>(以下cにお 告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びそ の内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 いて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報

項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載するこ なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)又はb)に掲げる場合 の区分に応じ、当該a)又はb/に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

計年度における中間連結貸借対照表(連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準に 度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から<u>当該iからiiiまでに定める期間(e(a)</u> |において「提出期間」という。) を絡過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会 次のiからiiiまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近重結会計年

> 第3 第一部 [同左] [第1·第2 同左] [1~4 同左] 同左 氏名又は 加加

鱼 柊 甪 严 慈 所有株式数(る所有議決数の割 総議決権数に対す 割当後の所有 茶式数(茶) 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合

[6~8 同左

[第二部~第六部 同左] 同左]

(記載上の注意)

[五百]

(1) [同左]

同九]

[a·b 同左]

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る<u>四半期報告書若しくは半</u> 合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 いて、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場 <u> 期報告書</u>(以下 c において「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間にお

項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載するこ なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事

- d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる <u>場合に応じ、当該ajyyら(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</u>
- 📵 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3 いう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結 合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準を 指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場 連結貸借対照表(四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する 条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日ま /は、当該形式/こより記載すること。) 15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)である場合には令第4 連結会計年度開始後3月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なとき 貸借対照表に相当するものをいう。(b)及びc/において同じ。) を掲げた場合を除く。) 当該次の での間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期 月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の
- 度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げ た場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 月を経過した日から<u>提出期間</u>を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6 当該次の連結会

より中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

直 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間

<u>当</u> 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間

i□ 法第54条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月 Ⅲス □

題る。」

b) 屋

e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の/a]又(はb)に掲げる場合の区分に応じ、当該a]又(はb)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

置る。「

(a) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度における中間貸借対照表(提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第336条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

計年度開始後6月の経営成績の概要(<u>四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式</u>による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

[加える。]

[加える。]

L z cut

』四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表(中間連結財務結表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財財務諸表を作成した場合では、中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財財務諸表を作成した場合では、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

三月左

- 。(3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a<u>炒いら(e)まで</u>に掲げる<u>場合</u>に応じ、当該(a<u>炒いら(e)まで</u>に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
- (四) 四半期報告書を提出する会社(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。)において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表(提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第33条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第33条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及びでにおいて同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なとさは、当該形式により記載すること。)
- (四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (c) 四半期報告書を提出する会社(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。)において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9月の経営成績の概要(四半期

第一部 { 証券情報 } [第1・第2 略] 第3 【第三者割当の場合の特記事項】 [1~4 略]	5事項] 所]	売出	【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	「事務連絡者氏名】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】	「「大ダ日~「女婦人」」 【本店の所在の場所】 【雪託釆号】	【英訳名】	【提出日】 【会社名】	【提出先】	【提出書類】	第二号の三様式	c aの有価証券報告書又はbの <u>半期報告</u> 正報告書 (4) [略]	b aの有価証券報告書の提出日以後届出 は、当該 <u>半期報告書</u>	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(3) 組込情報	(b) [略]			[削る。]
	名称 (所在地)						年月日	財務(支)局長	有価証券届出書		a の有価証券報告書又は b の <u>半期報告書</u> に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂 報告書 略]	aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に <u>半期報告書</u> を提出している場合にあって 、当該 <u>半期報告書</u>	一名『東ツら1つ。					
第一部 [同左] [第1·第2 同左] 第3 [同左] [1~4 同左]	13 海	売出	【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	(事務直絡者氏名) 【事務直絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】	「人名自の「公園人名」 「本店の所在の場所」 「書字来早」	【英訳名】 (水主要の記録にも)	【会社名】	[提出先]	【表紙】	第二号の三様式	5。)又は半期報告書 c aの有価証券報告書又はbの <u>四半期</u> 合にあっては、当該訂正報告書 (4) [同左]	b aの有価証券報告書の提出日以後届にいる場合にあっては、当該四半期報告記	a [同左]	(3) [同左]	(<u>e)</u> [同左] [f·g 同左]	(こより指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間をいう。) を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の終表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)	までの期間を経過するまでの間に届け、保出会社が中間連結財務諸表を作	の物語をパルケスによる記載が可能なる <a>(d) 半期報告書を提出する会社において
	<u>名称</u> (所在地)						年月日	財務(支)局長	有価証券届出書		<u>。)又は半期報告書</u> aの有価証券報告書又はbの <u>四半期報告書若しくは半期報告書</u> に係る訂正報告書を提出している場 がにあっては、当該訂正報告書 [同左]	aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に <u>四半期報告書又は半期報告書</u> を提出している場合にあっては、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをい				により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間資情対照表に相当するものをいう。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)	までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度に係る中間貸借対照表(提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定	の形式のアジス・よう記載が**185よこでは、三波アンス・の主義すること。) ・半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむな7月から9月

第二号の四様式 [表紙] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名] [大談名] [代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号] [電話番号] [事務連絡者氏名]	[第2・第3 略] [第2・第3 略] [第四部・第五部 略] (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式。 (1) [略] (2) 参照情報 [a・b 略] c 参照書類としての有価証券報告 いう。)の提出日以後有価証券届出 いう。)の提出日以後有価証券届出 「事業等のリスク」について変更。 かつ、分かりやすく記載すること。 d [略]	第二部【参照情報】(2) 第1【参照書類】 会社の概況及び事 今社の概況及び事 すること。 1 [略] 2 【半期報告書】 事業年度 第 [(支) 局長に提出 「3・4 略]	[6~8 略] 第4 [略] 第二部 [略]	5【第三者割当後の大株主の状況】 氏名又は 名 称 住 所 月
	会さ、第二号 深さ、第二号 での有値記券 1日以後有値記 ク」について すく記載する	業の概況等法 期 <u>中</u> (自		大株主の状況住所
	第二号様式に準じて記載すること。 宇価証券報告書又は <u>半期報告</u> 書(以 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	第5条第1項		所有株式数(
有価証券届出書 一財務(支)局長 年月日	第3 略] 『第五部 略] 『小文注意 『	第2号に掲げる事項に 日 至 年 月		、総議決権数に対す 、る <u>所有議決権数</u> の 割合
	(d において「7 (当該有価証券 (、その旨及び	B) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		割当後の所有 株式数 (株)
	・第3 略] 部・第五部 略] 語・第五部 略] [ドの注意] [上の注意] [上の注意] [本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「本] 「			. 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
第二号の2 [表策] [海出豐] [海出巴] [海出巴] [水形名] [水形名] [木法者の [本店の列] [電話略8	(第2 (第2 (第2 (1) (2) (2) (2) (c)	選出 第1 1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第4 6 時	OI OI
第二号の四様式 [表紙] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名] [共訳名] [代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号] [電話番号] [最寄りの連絡場所]	(第2・第3 同左) (第2・第3 同左) (第四部・第五部 同起 (記載上の注意) (同左) (1) [同左] (2) [同左] (2) [同左] (c 参照書類として 「有価証券報告書等に記述 券報告書等に記述 がその内容を具が d [同左]	- 部 [回石] 1 [同左] 1 [同左] 1 [同左] 2 [四半期報告書) 2 【四半期報告書) 4 月 日	払しり	[同左] 氏名又は 名
	正 同左] 同左] に記載された。 で記載された。 で具体的に、カケ	又は半期期第一期第一世務(住 所
	券報告書又は <u>「</u> 5。)の提出日 5、分かりやす	脚報告書】 四半期(第 期中) (支) 局長に提出		所有株式数 株)
有価配券届出書 男務 (支) 局長年月日	・第3 同左] 部・第五部 同左] 部・第五部 同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [可左] (a・b 同左] 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて参照書類としての有価証券報告書写」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(自 年 月		総議決権数に対する る所有議決数の割合
	に3 事業を 11 事業での間 12 11 事業である。 13 11 事業である。 13 11 事業である。 14 11 事業である。 15 11 事業である。 16 11 事業である。 17 11 事業である。 17 11 事業である。 17 11 事業である。 18 11 事業でも 18 11 事業でも 18 18 18 事業でも 18 18 事業でも 18 18 事業でも 18 18 事業でも 18 18 事業でも 18 18 事業でも	HM		割当後の所有 株式数(株)
	X下 c 及びdにお こおいて、当該有 た場合には、その	年月日)		割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
	画の記述			権譲

H			
【電話番号】			
【事務連絡者氏名】			
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	売出	有価証券の	
()			
【届出の対象とした募集(売出)	売出	金額	
【縦覧に供する場所】			名称
			(所在地)
[第一部~第四部 略]			
(記載上の注意)			

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

書」という。)の表紙に付記すること。 承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書(以下この様式において「届出 なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを

(11) 主要な経営指標等の推移

の推移いしいて記載すること。 に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。) 最近2連結会計年度(会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度)

記載すること。 当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて 度について第二号様式記載上の注意 Wd 又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、 則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年 係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規 様式記載上の注意18h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に 準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則 じ。)により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三 第 314 条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同 なお、連結財務諸表規則第 312 条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基

[b~e 略]

連結貸借対照表

証明所令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。) には、最近2連結会計年度に係る連結貸 された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査 会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出 借対照表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)について、最近連結会計年度の 最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結

前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。 ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下10及び16b 式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が 様式において同じ。)である場合にあっては、令第4条の2の 10 第3項に規定する期間。以下この様 に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第 18 条第2項に定める事業を行う会社をいう。以下この において「次の連結会計年度」という。)における中間連結会計期間終了後令第4条の2の 10 第2項

(記載上の注意) [同左]	[第一部~第四部 同左]	【縦覧に供する場所】	【届出の対象とした募集(売出)金額】	種類】	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	【事務連絡者氏名】	【電話番号】
	(所在地)	名称					

[1]~(10) 同五

a 最近2連結会計年度(会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度) の推移にしいて記載すること。 に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)

財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載するこ 等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第 諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。) については、連結財務諸表規則による指標 じ。)により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三 94 条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同 をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合又は単結財務諸表規則第 様式記載上の注意180hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載 <u>/た場合又は同様式記載上の注意18)iの規定により</u>修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務 号様式記載上の注意®d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結 、連結財務諸表規則<u>第93条</u>の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準

[(a)~(q) 同左]

[b~e 同左]

明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)には、最近2連結会計年度に係る連結貸借 れた届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査証 対照表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)について、最近連結会計年度の前 会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出さ 連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に延列して記載すること。___ 最近連結会計年度未現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結

う。以下この様式において同じ。)がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表 条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をい には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表(四半期連結財務諸表規則第5 (中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)。 以下12%において同じ。) を併せて ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合

可能となる日までの間に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下20において同じ。)を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

5

[削る。]

順る。]

3) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(12の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損規定により最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書 (12の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借 対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

> -掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る |四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せ |で掲げること。

- 、最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下120及CXIII)おいて「次の連結会計年度」という。)における最初の四半期連結会計期間(以下120において「第1四半期連結会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下120において「第2四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間
- 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計 年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下10%において「第3四半期連結 会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間
- ② 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計 年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四 半期連結会計期間

同左

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(似の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

また、(2)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

祖

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(似の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借 対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

を除く。)を併せて掲げること。 に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書 (連結財務諸表規則第 192 条に規定する比較情報 げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。) を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表 ただし、122ただし書に規定する中間連結貸借対照表(法第 24 条の5第1項の表の第1号の中欄に掲

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書(112の規定により最近2連結会計年度に係る連結

る比較情報を除へ。)を併せて掲げること。 る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結財務諸表規則第96 条又は第192 条に規定す 貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。 ただし、(12ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係

その街

題る。

の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なとき 書を提出する場合(1121ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出 当該形式により記載すること。)

削る。」

c 提出会社が、最近重結会計年度において法第 24 条の 5 第 1 項の規定により<u>半期報告書 (同項の表</u> 計年度における<u>中間連結会計期間</u>に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係 の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。)を提出した場合には、最近連結会 載すること。 る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記

定により記載しなければならない発金等調整前中間純利益金額又は残金等調整前中間純損失金額を 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額(連結財務諸表規則第 169 条の規

> 掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計 算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。 ただし、(12)ただし書に規定する中間<u>連結貸借対照表</u>を掲げた<u>場合(特定事業会社が中間貸借対照表を</u>

(15) 五三

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結

除へ。)を併むて掲げること。 期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書 計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を 3に規定する比較情報を除く。)を、また、100ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合 を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半 基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間 に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際 貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。 (特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会 ただし、100ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表

開州

Ь, すること。 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当数aから(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載

🙆 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出 ときは、当該形式により記載すること。) 次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能な 書を提出する場合(120ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該

<u>[b]</u> 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出 営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による 記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) 中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経 書を提出する場合(120ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が

次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能な ときは、当該形式により記載すること。) 書を提出する場合(121ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出

年度の順に記載すること。 年度に係る(a)及び(e)から(8)までに掲げる項目の金額について、<u>各四半期連結累計期間</u>、最近連結会計 <u>告書に係る四半期連結累計期間に限る。)</u>に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計 告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期限

(b) 税金等調整前四半期%环1益金額又13税金等調整前四半期%損失金額(四半期連結財務諸表規則第 76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期添配益金額又は税金等調整前四半期

(15,)

- (c) <u>親会社株主に帰属する中間純利益金額</u>又は<u>親会社株主に帰属する中間純損失金額(連結財務諸表</u> <u>規則第 170 条第 5 項の</u>規定により記載しなければならない<u>親会社株主に帰属する中間純利益金額</u>又 は<u>親会社株主に帰属する中間純損失金額</u>をいう。)
- (d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(連結財務諸表規則第171条第1項の規定により 注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)

[(e)~(g) 略] [削る。]

La E

17) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則<u>第8条の2の2</u>に規定する比較情報を除く。(18から200までにおいて同じ。)について、最近事業年度の前事業年度分を左則に、最近事業年度分を右側に西列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。即において同じ。)が最近事業年度の次の事業年度(以下17並びに即b及びcにおいて「次の事業年度」という。)における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表(財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下17加間において同じ。)を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることがでにおいて同じ。)を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

(18) 損益計算

a 最近事業年度の損益計算書(Mの規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、 最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(1/ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(財務諸表等規則第 130 条叉は第 211 条に規定する比較情報を除く。)を併せて規ポストレ

純損失金額をいう。)

- (c) 親会社株主に帰属する四半期が引益金額又は親会社株主に帰属する四半期施損失金額 (四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期施利益金額又は親会社株主に帰属する四半期施損失金額をいう。)
-) 1株当たり四半期純利<u>益金額</u>又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条 第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純 損失金額をいう。)

[(e)~(g) 同左]

。に規定する事項を記載する場合には、最近重結会計年度における各四半期重結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下はにおいて同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結果計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

同左

) [] [] []

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有個証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する比較情報を除く。(18から20までにおいて同じ。)について、最近事業年度の前事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。即において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)。以下伽において同じ。)を併せて掲げることが結表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)。以下伽において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる規間において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸售対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸售対照表を併せて掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸售対照表を併せて掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸售対照表を併せて掲げること。

- a 最近事業年度の次の事業年度(以下10並びに20)b及び6において「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下10次において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下10次において「第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下10次において「第1回半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間
- b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下10/12おいて「第3四半期会計期間」という。)終了第2四半期会計期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間 (と、次の事業年度における第3四半期会計期間を経過する日から次の事業年度に係る貸

、最近事業年度の損益計算書(MO別規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は 最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

ただし、(1)ただし書こ規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書 (四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(8)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めると

o [昭]

(19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書(INの規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(1)ただし書に規定する<u>中間貸借対照表(法第 24 条の5 第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。)</u>を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書(<u>財務結表等規則第 211 条</u>に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書(117の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、10元だし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(財務諸表等規則第 130 条又は第 211 条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

三 その街

a 愿

01年を1事業年度とする会社においては、次の(a)区(a)Dに掲げる<u>場合の区分</u>に応じ、当該(a)区(a)区のる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(6)D(a)区(a)区(a)D(a)区である事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

国る。

(a) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(ほりただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

画る。」

ころにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に 係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲ずること。

また、(1/かだし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。) を併せて掲げること。

十二

(19) [同左]

最近事業年度の株主資本等変動計算書 (ITの規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する中間資告対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間資告対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸告対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(20) [同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書(II)の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書) ・担づアント

を掲げること。
ただし、(1)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四 ただし、(1)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四 半期累計期間(当四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー 計算書を作成したときに限る。)の四半期キャッシュ・フロー計算書(四半期財務諸表等規則第4条の 3に規定する比較情報を除く。)を、また、(1)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定 事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

国土

- a [同左]
- b 1年を1事業年度とする会社ごおいては、次の(a)<u>から(d)まで</u>に掲げる<u>場合</u>に応じ、当該a)<u>から(d)ま</u>でに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(16<u>b</u>に<u>規定する</u>事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- (回) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 (Iのただし書の規定により<u>四半期貸借対照表</u>を掲げた場合 (特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。) を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要 (四半期財務諸表 (特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(17ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の棚要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

第二号の五様式 [表紙] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名](2) [英訳名] [代表者の役職氏名](3) [本店番号] [電話番号] [電話番号] [事務連絡者氏名] [電話番号] [国出の対象とした募集(売出)有価証券の 種類](4) [届出の対象とした募集(売出)金額](5) (安定操何に関する事項](6) [統覧に供する場所](7)	(b) [略] c [略] c [略] d 提出会社が、治 [ご掲げる事項を言いと言には、最近 ※年度に係る(a)及 に動すること。 (a) [略] (b) 税引前中間施 なければならな(c) 中間純利益金(c) 中間純利益金(がよりり) (d) 1株当たり日言しなければる (e)~(g) 略] [何。] [何。] [何。]
有価証券届出書 上財務 (支) , 年 月 (売出) 有価証券の (売出) 金額 (5) (売出) 金額 (5) (売出) 金額 (5) (売出) 金額 (5) (所在地)	[略] [略] [略] 提出会社が、法第 24 条の5第1項の規定により <u>* 地類報告書(同項の表の第1</u> 提出会社が、法第 24 条の5第1項の規定により <u>* 地類報告書(同項の表の第1</u> 提出会社が、法第 24 条の5第1項の規定により <u>* 地類報告書(同項の表の第1</u> 提出 *
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	函
第二号の五様式 [表紙] [提出書類] [提出日] [会社名](2) [英部名] [(代表者の次職 [本店の所在の [電話番号] [事務連絡者氏 [最出の対象と [種類](4) [届出の対象と [液間に供する 第一部 [同左	Est le
[表紙] [表紙] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名](2) [(代表者の役職氏名](3) [本店の所在の場所] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (電話巻) (記述) ((<u>d</u>) [同左] c [同左] d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期 d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期 て、 <u>四半期連結財務諸表</u> を作成していないときには、最近事業年度にお (a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(b)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(b) 税引前四半期解利益金額又は短引前四半期解利益金額又は短引前四半期解例。(c) 四半期解利益金額又は四半期解利益金額又は四半期解利益金額でいる。) (d) 1株当たり四半期解利益金額では、株当たり四半期解利益金額でいる。) (d) 1株当たり四半期解利益金額では、株当たり四半期解利益金額でいる。) (e) (e) (e) 同左] (e) (e) 同左] (e) (e) 同左] (e) (f) 同左 (f) 自己 (f) 長近事業年度における各四半条四半期会計期間の順に記載すること。
有価配券届出書 	[回左] [同左] [同左] 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及びe)から(8)までに掲げる項目の金額とび最近事業年度に係る(a)及びe)から(8)までに掲げる項目の金額について、各四半期率計期間、最近事業年度の順に記載すること。 (a) [同左] (b) 税引前四半期率付益金額又は短半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない四半期率付其金額(四半期率付其金額をいう。) (c) 四半期率付益金額又は四半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期率付其金額(四半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期率付其金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期率付其金額(四半期時的所名書表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期率付其金額(四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期金額)には、最近は、現立とり四半期金額(四半期金額)には、最近は、現立とり四半期金額(四半期金額)には、最近は、現立とり四半期金額(四半期金額)に対して、表面とは、表面とは、表面とは、表面とは、表面とは、表面とは、表面とは、表面とは

	1 『和』 2 【締続期示会社たる保証会社に関する事項】 (1)【保証会社が提出した書類】 ① 【半期報告書】 ② 【半期報告書】 ② 【半期報告書】	[略] [6~8 略] 第4 [略] 第1 [根証会社情報] 第1 [根証会社情報]	第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2) [1~4 略] 5【第三者割当後の大株主の状況】 氏名又は 住 所 株
	1	[同左] [6~8 同左] [4 [同左] [第二部~第四部 同左] [第二部 [同左] [1 [同左] [1 [同左]	第3 [同左] 5 [同左] 5 [同左] 氏名又は 名 称 住 所 株) 総議決権数に対す る所有議決数の割 株式数 (株) 割当後の総議決権 数に対する所有議 分所有議 分所有議

の期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記 の特給が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額)が当該提出会社の最近事業 年度の末日における同項第5号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、そ 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額)又はその社債の期末残高(複数の社債に同種 載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載すること によって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

[(41)~(44) 略] [(a)·(b) 略]

(46) 経理の状況

a 財務諸表及び中間財務諸表(以下 a 及びbにおいて「財務諸表等」という。)を財務諸表等規則に れらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする 務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこ 定めるところにより作成している場合には、その旨(中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところ こより作成している場合にあっては、その旨及び第2種中間財務諸表である旨)を記載すること。財

[(46)~(58) 略] [b·c 略]

[46)~(8) 同左]

[b·c 同左

第二号の六様式

裁紙

英訳名 会社名 提出日 提出先 【届出の対象とした募集(売出)金額】 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 【事務連絡者氏名】 電話番号 最寄りの連絡場所 [事務連絡者氏名] [電話番号] 本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】 [提出書類] 有価証券届出書 財務(支)局長 年月日

[縦覧に供する場所] 【安定操作に関する事項】

「第一部~第三部 略」

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

2【総続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

[同左]

[同左] [同左]

同左

の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額)が当該提出会社の最近事業 載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載すること の期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記 年度の末日における同項第5号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、そ 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額)又はその社債の期末残高(複数の社債に同種 によって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

[(a)・(b) 同左]

[(41)~(44) 同左]

a <u>財務諸表等規則別記</u>に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又 場合には、その旨記載すること。 はこれらに準じて<u>財務諸表及び中間財務諸表(</u>bにおいて「財務諸表等<u>」という。)</u>を作成している

第四部 [同左] 第二号の六様式 [第一部~第三部 同左] 提出先 【縦覧に供する場所】 【英訳名】 【会社名】 提出日 【提出書類】 【届出の対象とした募集(売出)金額】 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 【代表者の役職氏名】 表紙 【安定操作に関する事項】 [事務連絡者氏名] 【最寄りの連絡場所 電話番号 [事務連絡者氏名] 電話番号 【本店の所在の場所 有価証券届出書 財務(支)局長 Ш

第1【継続期示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】 第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(10) [第2・第3 略] 第38号)第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。)に記載された事項を記載することとさ 公開買付届出書(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令 (記載上の注意) 2 次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、 (1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】 郡 ②【半期報告書】 (V) Θ ③· ④ 器 [③・④ 點] 財務(支)局長に提出 財務(支)局長に提出 园 【半期報告書】 事業年度 第 期中 事業年度 第 墨 期中 併 併 田 Ш Ш Ш Ш 州 併 併 П 田 Ш Ш 併 併 Ш 田 Ш Ш

" 貞 新 第 第

統合財務情報

れている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、

式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること の主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株 は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下8%において同じ。)を記載すること。また、これら つ、財務諸表等規則<u>第 326 条第2項</u>の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合 をいう。)により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、か 作成した場合、連結財務諸表規則<u>第 314 条</u>の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準 準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。) により連結財務諸表を (t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則<u>第 312 条</u>の規定により指定国際会計基 主要な経営指標等(連結財務諸表を作成していない場合にあっては、同様式記載上の注意(5) b(a)から ては、最近事業年度)に係る主要な経営指標等(第二号様式記載上の注意(5) a (a)から(p)までに掲げる 社をいう。)及び提出会社について、最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合にあっ ときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会 出書を提出する場合には、手続対象会社(二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届

を行った場合にはその旨を明示すること なお、組織再編式又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監

[(1)~(7) 同左] (8) [同左] a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社(二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会ときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をでするときには各株式移転完全子会とをいう。)及び提出会社について、最近重結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度)に係る主要な経営指標等(第二号様式記載上の注意(図)a(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等(連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意(図)b(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則 <u>第33条</u> の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、	R 九 部 [同左] 第六部 [同左] 第1 [同左] ① [同左] ② [四半期報告書又は半期報告書] ② [四半期報告書又は半期報告書] 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日 1 上 財務 (支) 局長に提出 [③・④ 同左] ② (記載上の注意) [同左]	① [同左] ② [四半期報告書又は半期報告書] ② [四半期報告書] (育 期中) (自 年月日至 年月日 1 上) 財務 (支) 局長に提出 (③・④ 同左] [同左] [同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (
が表現の ができた。 を表している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	中	年
関分駆場が注信して割完合るで条だ	月	月
本な全立主要をなる。またなない。国内の全体である会には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	<u> </u>	田)

社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること 標等に相当する指標等。以下8/において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等 <u>則第 129 条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指</u> 連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規 連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同名に規定する修正国際基準をいう。)により ご基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会

を行った場合にはその旨を明示すること 、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監

最に掲出	(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】 ① 「略】 ② 【半期報告書】 事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日	第一部〜第四部 略] 第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】 第1【総総開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社信報】	種類 【届出の対象とした募集(売出)金額 【縦覧に供する場所】	(電話番号) 事務連絡者氏名) 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の	[電話番号] 事務連絡者氏名] (最寄りの連絡場所]	(会社名) (英訳名) (代表者の役職氏名) (本店の所在の場所)	(表紙] 有価証券届出書 (提出書類] 有価証券届出書 (提出書類] (提出書類	を証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。 b [略] (9) [略] (10) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報 a [略] b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類近びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 [c・d 略]
1 日	(1) [同左] ②【四半期報告書又は半期報告書】 ③【四半期報告書又は半期報告書】 章業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)	(第一部〜第四部 同左) 第五部 [同左] 第1 [同左]	種類	【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の	【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】	【会社名】	用	査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。 b [同左] (9) [同左] (10) [同左] a [同左] b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類近びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 [c・d 同左]

[4]~(8) 略] [2~4 略] [第5~第7 略] 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 [略] 2 [締続期示会社たる保証会社に関する事項】⑩ (1)【保証会社が提出した書類】 ⑪【有価証券報告書及びその添付書類又は <u>半期報告書</u> 】 [略] [2) [略] 3 [略] [第2・第3 略]	中間会計期間	第三号様式 表紙】 有価証券報告書 提出書類】 金融商品取引法第24条第1項 提出化 財務(支)局長 提出日 年月日 (提出日] 年月日 (基出名](2) 第期(自 年月日 (共著名の役職氏名](3) 年月日 (本店の所在の場所)(4) 年月日 (職話番号) (原活番号) (事務連絡者氏名) (原活番号) (事務連絡者氏名) (原在地会社の状況) (第1~第3 略) (原在地会社の状況) (1)・(2) 略] (別行使価額修正表)付約株子約権付社債券等の行使状況等)(2)
[4]~(8) 同左] [2~4 同左] 第5~第7 同左] 第二部 [同左] 第1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書者しくは半期報告書】 [同左] [②・③ 同左] (②) [同左] (③) [司左] (③) [司左]	第4四半期会計期間 第 期 (年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)	第三号様式 【表紙】 有価証券報告書 (担地条文】 【提出書類】 金融商品取引法報24条第1項 (担出品】 【提出告】 財務(支)局長 年月日 【提出日】 年月日至 年月日至 (会社名】(2) (表書のの職長名】(3) (代表者の役職氏名】(3) (本店の所在の場所】(3) (本店番号】 年月日至 年月日〕 【報節工供する場所】(4) 一所在地 (所在地) 第一部 [同左] 第4 [同左] (3) [同左] 一所在地 (所在地)

(記載上の注意)

のは「当事業年度末」と、 連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、 あるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当 計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」と 及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会 ては、「当事業年度末」)と、 の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合にあっ バナンスの状況等」に係る(3)及び(3)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日 以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」及び「4 コーポレート・ガ 「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」 「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とある 「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、 「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度

(1) 一般的事項

に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

換算した金額を併記すること。 ついて、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している<u>ときは</u>、主要な事項について本邦通貨に 指定国際会計基準 (連続財務諸表規則<u>第 312 条</u>に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式 こおいて同じ。)により連結財務諸表を作成した<u>場合</u>において、記載事項のうち金額に関する事項に

[c~i 點

[(2)~(21) 略]

(22) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

[a·b 略]

の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。 「<u>中間会計期間」の欄</u>には、直近に提出し、又は提出すべきだった<u>半期報告書</u>に係る中間会計期間

[(23)~(40) 器

(41) 連結財務諸表

8条の3に規定する比較情報を除く。) について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当 は、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第 第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合に こと。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条 については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載する 計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) 表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動 を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第 314 条に規定する修正国際基準をいう。以下 株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により連結財務諸表 連結会計年度分を右側に配列して記載すること、 この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結

(記載上の注意)

三九

b 指定国際会計基準 (連結財務諸表規則<u>第93条</u>に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式に する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項につい おいて同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により指定国際会計基準による連結 て本邦通貨に換算した金額を併記すること。 財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) において、記載事項のうち金額に関

[c~i 同左]

[(2)~(21) 同左]

同左

c 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半 [a·b 同左] ものを記載すること。 <u>期会計期間又は半期報告書</u>に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係る

[23)~(40) 同左]

[同左]

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結 連結会計年度分を右側に配列して記載すること。 8条の3に規定する比較情報を除く。) について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、 は、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第 1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合に こと。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第 については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載する 計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) 表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動 連結財務諸表を作成した場合に限る。 (4-2) において同じ。)_にあっては、それぞれ連結貸借対照 の様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により修正国際基準による を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則<u>簡 94条</u>に規定する修正国際基準をいう。以下こ 株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により連結財務諸表

[他)~(的 略] [b·c 點

(き) 水の街

翆

第二号様式記載上の注意 66) c に準じて記載すること。

- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を 分を左側こ、当事業年度分を右側に配列して記載すること。 書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表 財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出 ころにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る 作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。)については、財務諸表等規則に定めると (財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。) について、当事業年度の前事業年度
- b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則<u>第326条第2項</u>の規定に は、(M) (bを除く。)から(M)までに準じて記載すること。 り作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表 り記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準によ より指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(4) (b を除く。) から(3)までの規定によ

- 定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規 子会社等」という。)となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除 換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社(以下eにおいて「株式交換完全 く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下eにおいて 「株式交換完全親会社等」という。)として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交
- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行 った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除 事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)。 るときは、記載を要しない。 く。)を「2 財務諸表等」の「(3)その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であ

は、記載を要しない。 ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるとき

[(49)~(54) 略]

(窓) みの街

b 第二号様式記載上の注意 (4) dに準じて記載すること。

[(56)~(59) 略]

(60) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

思

[徳~徳 同左] [b·c 同左

同左

第二号様式記載上の注意 666 c及びdに準じて記載すること 国土

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を 又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表 財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書 作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。)については、財務諸表等規則に定めると ころにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。) について、当事業年度の前事業年度分を左側 当事業年度分を右側に配列して記載すること。

は、(M) (bを除く。) から(M)までに準じて記載すること。 り記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準によ り作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表 より指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(級) (b を除く。) から (図までの規定によ 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 129 条第 2項の規定に

e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下eにおいて 除く。)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。 に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度 子会社等」という。)となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除 換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社(以下eにおいて「株式交換完全 「株式交換完全親会社等」という。)として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交

るときは、記載を要しない。 ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であ

該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)。 った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する比較情報を除く。)を 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行 「2 財務諸表等」の「3)その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当

は、記載を要しない。 ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるとき

[細~図 同左]

[同左]

[祖]

b 第二号様式記載上の注意 140 d及びe に準じて記載すること

[五年]

[(66)~(99) 同左

(60) [同左]

a [同左]

[4)~(7) 略] [5~7 略] [第2~第6 略]	[中間会計期間 第 期 (年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)	(3)【行使価額修正条項付新株子約権付社債券等の行使状況等】	[(1)・(2) 略]	4 【株式等の状況】(8)	[1~3 略]	_	第一部【企業情報】	【縦覧に供する場所】(4) <u>名称</u> (所在地)	[電話番号]	【最寄りの連絡場所】	[事務重絡者氏名]	【電話番号】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	英訳名	(会社名)(2)	年月日)	【事業年度】 第期(自 年月日至	【提出日】 年月日	【提出先】			第三号の二様式	[(61) ~ (67) = 243		ることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。	なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る <u>半期報告書が</u> 本報告書提出後に逐帯なく提出され	(0	13 章域(14・20~音級~近田久塚で田家林田東でデージを取り置いっている。18年7月 報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること	b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及ひその添け事業年度に係る報告書及ひその添けませ
[(4)~(7) 同左] [5~7 同左] [第2~第6 同左]	[雨左]	(年	(3) [同左]	[(1)・(2) 同左]	4 [同左]	[1~3 同左]	_	第一部 [同左]	【縦覧に供する場所】(4)	【電話番号】	【最寄りの連絡場所】	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【英訳名】	【会社名】(2)		【事業年度】	【提出日】	【提出先】	【鼓艺条女】	「在于典档】	第三号の二様式	[6])~(6/) 同左]	_	連帯なく提出されること	なお、本報告書の提出 報告書の提出日の属する		日音級(「本での一番級の一番級の一個の一個では、当該四半期報告」ができる。	は、これは、ご覧は、
		第4四半期会計期間 第 期 : 月 日から 年 月 日まで) (年月 日から 年 月 日まで)							名称 (所在地)									年月日)	第期(自 年月日至	年月日		金融商品取引法第24条第1項及び第2項	有偏訊失報生書				連帯なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。	なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本 報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に	THOUSE PARTY CAN SHIP STREET HITCHES OF THE PARTY OF THE	13 章坂(て4000年級の近山の図で国際内証に1000円分乗に目されて130年の目の100円では104でで、3000合には、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。) 又は半期報告書) 並びされてのものをいう。) 又は半期報告書) 並びされている。	本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添事報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添

第1【保証会社情報】 第三部【提出会社の保証会社等の情報】 第四号様式 裁纸 提出書類 [第2・第3 略] 根拠条文 券報告書の他の箇所」と、 度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証 年度の前事業年度及び当事業年度」と、 の前4事業年度及び当事業年度」と、 の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度 係る(13)及び13分除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日 合には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「7 コーボレート・ガバナンスの状況等」に (記載上の注意) 2【総続開示会社たる保証会社に関する事項】(3) ものとする。 [(1)~(25) 點] <u>(2</u> 以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場 (1)【保証会社が提出した書類】 d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行 a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務 墨 諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年 ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 は、記載を要しない。 った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除 業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。 年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。)について、当事 された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業 度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出 に出して重要性のだしい場合を除へ。)。 く。)を「3 その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業 ②・③ 器 ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるとき 翆 「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替える 「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業 「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年 金融商品取引法第24条第3項 有価証券報告書 第1 第三部 第四号様式 裁紙 [第2・第3 同左] 根拠条文 【提出書類】 (記載上の注意) [1]~(25) 同左 [27]~(46) 同左] (2) [両左] (1) [同左] a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務 同九 同左 ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書 [b・c 同左] [五间] [五间] 同左 は、記載を要しない。 重要性のだしい場合を除く。)。 前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。 った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する比較情報を除く。)を 年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)について、当事業年度の された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業 度の前事業年度に係る財務諧表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出 諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行 [②・③ 同左] 「3 その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるとき [用九] 国土 [用] 金融商品取引法第24条第3項 有価証券報告書

第四号の二様代 [表紙] [提出書類] [根拠条文]	[4]~(6) 略] [2・3 略] [第5~第8 略] 第二部 [略] 第二部 [略] (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第三号核[1]~(10) 略] (11) 最近5事業年度(6箇月を1頁 製造原価明細書及ひ売上原価明書のうち、「第5 経理の状況」上の注意図に推じて掲げること。)上の注意図に推じて掲げること。(12) [略]	[略]		(3)【行使価額修正条	1【株式等の状況】	第4【提出会社の状況】	第一部【企業情報】	【縦覧に供する場所】	事務連絡者氏名】	【最奇りの連絡場所】 【電話番号】	[事務連絡者氏名]	[電話番号]	【本店の所在の場所】	【共武名】	(会社名)	事業中皮	【売出日】	提出先
確認書 金融商品取引法第24条の4の2第 項	[4]~(6) 略] [2・3 略] [5~第8 略] 第 [略] 第 [略] 第 [略] 第 [略] 第 (1)~(10) 略] [1]~(10) 略] [2]、		<u>中間会計期間 第 期 第 期 (年月日から年月日まで) </u> (年月日から年月日まで)	[3] 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】			V) (112-kty)	<u>名称</u> (配分型)								光卷(11 年月日至年月日)	电	□
第四号の二様代 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】	[4]~(6) 同左] [2・3 同左] [第5~第8 同左] 第二部 [同左] (記載上の注意) [同左] (1) 最近5事業年度 (製造原価明細書) 書のうち、「第5 する比較情報を含る 様式記載上の注意((1) 同左]	[元]		(3) [同左]	同左]	第4 [同左]		【縦覧に供する場所】	事務連絡者氏名	【最寄りの連絡場所】	【事務連絡者氏名】	[電話番号]	【本店の所在の場所】	【共訳名】	【公社名】	事業中及	【院田口】	【提出先】
確認書 金融商品取引法第24条の4の2第 項	(6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度)の貸借対照表、損益計算及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの(財務諸表等規則第6条に規む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を、第二級のに準じて掲げること。		第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)				VINTARA	<u>名巻</u> (居在巻)								来多(日 年月日至年月日1)	新 月 日 東 日 日 日 日 日	□

(天訳名] (3) [(代表者の役職氏名] (3) [(代表者の役職氏名] (3) [(本店の所在の場所] [電話番号] [事務連絡者氏名] [最寄りの連絡場所] [電話番号] [報覧に供する場所] (4) 第一部 [企業情報] [第1・第2 略] [第1・第2 略] [第1・第2 略] [株式等の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式等の総数等] (1)	第四号の三様式 [表紙] [提出書類] [根拠条文] [提出月] [提出月] [提出月] [使出月] [全社名] (2)	[提出日] 財務(支)局長 [提出日] 年月日 (会社名](2) 年月日 (大表者の役職氏名](3) (4) (本市の所在の場所](5) 名称 (記載上の注意) (所在地) (1)~(7) 略] (8)
名称 (所在地)	 半期報告書 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第号 一財務(支)局長 年月日 第期中(自年月日至年月日) 	上
英訳名] [代表者の役職氏名] (3) [本古の所在の場所] [電話番号] [事務:略絡者氏名] [最寄りの連絡場所] [電話番号] [電話番号]	第四号の三様式 [表紙] [提出書類] [提出書類] [提出代] [提出代] [提出日] [四半期会計期間] [会社名] (2)	[提出氏] [提出日] [会社名](2) [英壽名] [(大表者の役職氏名](3) [(大表者の役職氏名](4) [本店の所在の場所] [(1)~(7) 同左] [(1)~(7) 同左] [(8) [同左] [a 提出者が、四半期報告書」と、「事業と。と。
<u>名称</u> ()所在地)	四半期報告書 金融商品取引法第24条の4の7第項 財務(支)局長 年月日 第期第四半期(自年月日至年月日)	先]

[4]~(6) 略] 2 [略] 2 [略] 第4【経理の状況】(18) 1【中間連結財務諸麦】(19) (1)【中間連結財務諸麦】(19) (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計 (3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(3) 2 [略]	当該中間会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金 調達額	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均 行使価額等	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付 株式数	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 数の累計	当該中間会計期間の権利庁使に係る資金調達額	当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額 等	当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	当該 <u>中間会計期間</u> に権利行使された当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等の数		(2) [略] (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(13)	[附各]	中間会計期間未現在発 提出日野種類 行数(株) 株) (年月日) (年月日)	① [略] ② [略行游株式]
[4]~(6) 略] [略] [略] [経理の状況] (18) 【中間連結財務諸表】(19) (1)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】(2) (2)【中間連結持益計算書及び中間連結包括利益計算書】(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(6) [略]									<u>中間会計期間</u> (年月日から年月日まで)	行使狀況等】(13)		提出日現在発行数(上場金融商品取引所名 株) 又は登録認可金融商品 内容 (年 月 日) 取引業協会名	
[4]~(6) 同左] 2 [司左] 第 4 [司左] 第 1 [四半期連結財務諸表] (19) (1) [四半期連結財務諸表] (20) (2) [四半期連結損益計算書及び四半期連結包括所) 20) (3) [四半期連結表計表計算書] 20) (3) [四半期連結キャッシュ・フロー計算書] 20) 2 [同左]	当該 <u>四半期会計期間の</u> 末日における当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資 金調達額	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平 均行使価額等	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交 付株式数	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	当該 <u>四半期会計期間</u> の権利庁使に係る平均行使価額等	当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	当該 <u>四半期会計期間</u> に権利庁使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		(2) [司左] (3) [司左]	[同左]	第 四半期会計期間未 提出日明 種類 現在発行数(株) 株) (年月日) (年	① 同左] ② 同左]
<u>蕎麦</u> 】(19 <u>監計算書及び四半期連結包括利益計算書</u> 】又は【 <u>四半期連結損益及び包括利益計算書</u> ヤッシュ・フロ一計算書】(3)									第 四半期会計期間 (年月日から年月日まで)			提出日現在発行数(上場金融商品取引所名 株) 又は登録認可金融商品 (年 月 日) 取引業協会名	

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 [第2・第3 略] (1) 一般的事項 (記載上の注意) 2【締続開示会社たる保証会社に関する事項】(2) (5) 主要な経営指標等の推移 [(2)~(4) 器] 2 (1) 【保証会社が提出した書類】 [c·d 略] 题 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には 項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通 <u>結会計期間及び前年の中間連結会計期間</u>(以下この様式において「前年同中間<u>連結会計期間</u>」という 記載すること。 期間。(7から5)まで並びに18)f及びgにおいて同じ。)の末日現在において判断したものである旨を とならないよう注意しなければならない。 により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせること 貨に換算した金額を併記すること。 において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事 ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書 <u>定める</u>事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)<u>である</u>場合を除く。)には、<u>当中間連</u> を追加して記載することができる。 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表 提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第18条第2項に 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項 年月日に 当該事項は当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計 指定国際会計基準(連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式 园 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」及び「2 経営者による 臨時報告書 圏 ①の書類の提出後、本半期報告書提出日(財務 (支) 局長に提出 併 Ш 日)までに、臨時報告書を

> 第1 第二部 [同左 [第2·第3 同左 (記載上の注意) a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、<u>四半期報告書</u>の各記載項目に関連した事 ω 同左 [声左] [声左] ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書 同左 同左 年月日に ①の書類の提出後、本四半期報告書提出日 []五同 [五三] 同九 財務(支)局長に提出 併 田 日)またれ、臨時報告書を

項を追加して記載することができる。 指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式に

[c・d 同左] 示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること おいて同じ。)により<u>四半期重結財務諸</u>表を作成した<u>場合(四半期重結財務諸表規則第93条の規定</u>に より指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ] において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表

e <u>四半期報告書</u>に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図 ととならないよう注意しなければならない。 表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせるこ

この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する

「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう

同左

四半期連結累計期間をいい、

<u>h</u> [同左] [加える。]

[(2)~(4) 同左]

a 提出会社が<u>四半期連結財務諸表</u>を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(<u>第17条の15第</u> 2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計 て「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同 期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式におい

)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準により中間連結

財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等(188h 又はi の規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等))の推移について記載すること。ただし、(8)、(1)及び知については、当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

[(a)·(b) 略]

)親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

山 屋

中間包括利益金額

[(f)~(h) 晃]

(i) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(連結財務諸表規則第171条第1項の規定により 注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)

J) [略]

(k) 潜臼株式調整後1株当たり中間約利益金額(連結財務諸表規則第172条の規定により注記しなけ ればならない潜在株式調整後1株当たり中間約利益金額をいう。) (1) 潜臼株式調整後1株当たり当期終利益金額(連結財務諸表規則第65条の3<u>の規定</u>により注記しな ければならない潜在株式調整後1株当たり当期終利益金額をいう。)

』自己資本比率(中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第150条において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第151条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第33条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第33条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

[n]~(p) 晃]

(q) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

当 る。 」

> 結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。 第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって 最近車結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が 記載し、(8)、(h)及び向については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに 間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて こと。<u>ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係</u> 計年度に係る連結財務諸表を記載する<u>場合は</u>、これらに相当する指標等))の推移について記載する 式において同じ。) により<u>四半期連結財務諸表</u>を作成した<u>場合(四半期連結財務諸表規則第94条の規</u> 成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様 連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準により<u>四半期連結財務諸表</u>を作 <u>の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間</u>」という。)並びに最近 <u>じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年</u> る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記 定により修正国際基準による四半期重結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ **散する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期** <u>) は</u>、これらの経営指標等に相当する指標等(U<u>8</u>hの規定により指定国際会計基準<u>こより作成した</u> <u>最近単結会計年度に係る連結財務諸表又/は8iの規定により</u>修正国際基準こより作成した最近連結会 第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連

[(a)・(b) 同左]

親会社株主に帰属する四半期納引益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) [同左]

(e) 四半期包括利益金額

[(f)~(h) 同左]

(i) 1株当たり四半期統引益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期締利益金額又は四半期締損失金額をいう。)

j) 同五

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期施利<u>益金額</u>(四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期施利<u>益金額</u>をいう。)

(1) 潜在株式調整後1株当たり当期傾引益金額(連結財務諸表規則第65条の3<u>に規定する</u>潜在株式調整後1株当たり当期傾引益金額をいう。)

(四) 自己資本比率 (<u>四半期連結会計期間</u>に係るものに<u>あっては、四半期連結会計期間</u>に係る純資産額から<u>四半期連結会計期間</u>に係る純資産額から<u>四半期連結財務諸表規則第56条の2</u>において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものに<u>あっては、</u>連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(q) 現金及び現金同等物の<u>四半期末残高</u>又は期末残高

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び

年度の末日に係るものを記載すること。 う。)並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。<u>ただし</u> く。)には、<u>当中間会計期間及び前年の中間会計期間</u>(以下<u>b</u>において「前年同中間会計期間」とい (f)、(g)、(h)、(i)及びのについては、当中間会計期間及び前年同中間会計期間の末日並びに最近事業 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社である場合を除

[(a)・(b) 黙]

中間が利益金額又は中間純損失金額

記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第142条の規定により注

[(f)~(i) 器]

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 (財務諸表等規則第199条第1項の規定により注 記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。

(o) 自己資本比率 (中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等 なければならない潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(財務諸表等規則第200条第1項の規定により注記し

額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記さ 規則第180条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金

れる新株子約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度 を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。 れる株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額 に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記さ

(s) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

た場合はこの限りでない。 期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの)を記載すること。ただし、aにおいて記載し 務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期傾引益金額又は四半 前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財

た場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載 (q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期 半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、 計期間」という。) に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及びのについては、<u>当四</u> 間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間(以下c及びdにおいて「前年同四半期会 理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期 げる主要な経営指標等の推移について記載すること。<u>ただし、(a)、(c)及びj)については、「第4 経</u> <u> 期累計期間</u>(以下<u>c</u>において「<u>前年同四半期累計期間</u>」という。)並びに最近事業年度に係る次に掲 <u>ある</u>場合を除く。)には、<u>提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半</u> 四半期会計期間が第2四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間(以下c及び約bにおい 間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載し 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であって、当 「第1四半期会計期間」という。)の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。)で

[(a)・(b) 同左]

(c) 四半期減利益金額又は四半期減損失金額

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額 (四半期財務諸表等規則第12条の規定によ り注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。

[f]~(i) 同朽]

(j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定 により注記しなければならない1株当たり四半期終利益金額又は四半期締損失金額をいう。)

(1) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定す る潜在株式調整後1株当たり四半期添引溢金額をいう。)

[m)·(n) 同左]

(o) 自己資本比率 (四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から<u>四</u>半 の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第88条第1項の規定により掲記 の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除 株式引受権の金額及び<u>四半期財務諸表等規則第51条</u>において準用する財務諸表等規則第68条第1項 される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) <u>期財務諸表等規則第50条の2</u>において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条

(s) 現金及び現金同等物の<u>四半期末残高</u>又は期末残高

第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又は 期会計期間に係る1株当たり四半期終利益金額又は四半期総損失金額(四半期財務諸表等規則第70条 四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。)には、当四半期会計期間及び前年同四半 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(当該提出会社が特定事業会社であって、当

c 提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意5に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

a <u>当中間連結会計期間</u>において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、 重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸麦を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

- b (18hの規定により半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第三編から第六編主でを除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度がお改むるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(以下この様式において「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
- c 提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度で係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度で通過)には、最近連結会計年度でその直前連結会計年度で係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度で直接でき除く表)により連結時務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により連結財務諸表でついて、また修正国際基準により連結財務諸表と作成した場合には修正国際基準により連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表でついた場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表を作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表(作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により一間連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- 1 (18) 1 の規定により <u>半期報告書</u>に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれに相告書いる項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により<u>中間連結財務諸表</u>の作成を開始した場合は、記載を要しない。
- ・提出会社が<u>中間連結会計期間</u>において修正国際基準により<u>中間連結財務結表</u>の作成を開始した場合(dの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(

- これらの金額に準じて算出したもの)を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。
- 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間)である場合には、第五号様式記載上の注意5 に準じて記載すること。

- 当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
- なお、セグメント情報(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸麦を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- (18hの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第36条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣所令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預託武券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(以下この様式において「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を受しない。
- 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(60) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない、
- d (18) の規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により回半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
- e 提出会社が第1四半期連結会計期間において修正国際基準により<u>四半期連結財務諸表</u>の作成を開始した場合(dの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財

最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第三編から第六編までを除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には地国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。)を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社(中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、提出会社、以下a及び8川において同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準又は修正国際基準により<u>中間連結財務諸表</u>を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下71次以78/において「経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。)が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

· 阿

置る。」

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容(次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- a 当中間連結会計期間における事業全体及びやグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。
- 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載(第二号様式記載上の注意図 a(S)に掲げる事項の記載をいう。)について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容
- c 当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の連成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場

務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表と作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表と作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表合に対、以下eにおいて同じ。)を第二号様式記載上の注意(00) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表財則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。(8)a及び18fにおいて同じ。)において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社、以下a及び80aにおいて同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下7万及び8/によいて「経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。)が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、カン、簡潔に記載すること。

三五三

。将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。(8) b、(9)及び10gにおいて同じ。)の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

- 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容(次に掲げる事項のほか、例るよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容(次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、200の規定により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間 (四半期連結会計期間 (四半期連結中務諸表を作成していない場合は、2000規定により「第4 経理の状況」において四半期を計算者を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間 (四半期・セッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間 である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。
- (a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びやグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の 状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお 、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦 略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したとき は、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析 して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載(第二号様式記載上の注意図a(8)における記載をいう。)について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

合には、その内容及び理由

- d 当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重 要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容 及び対処方針等
- 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下 e 及び12aにおいて「基本方針」という。)を定めている場合であって、当中間連結会計期間に当該基本方針に重要な変更があったときはその内容。また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法脳行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号に掲げる事項
- 当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況 (例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等) に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けたが容
- g 当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ。)に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた事情及びその内容
- h 当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、 その内容
- は 当中間連結会計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に関し、新設、休止、大規模改修、除栽培しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除栽培しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

(9) 重要な契約等

- a <u>当中間連結会計期間</u>において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式新設合併表さ会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

- (b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の適成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。
- (c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。
- (d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。
- (e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数 (就業人員数をいう。以下さの様式において同じ。) に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。
- (f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合は、その内容。
- (g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備(連結会社)以内の者から賃借しているものを含む。
- に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。 i 新誤、休止、大規模改修、除却、売却等により著し、変動があった場合 その内容
- ii 最近車結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合その内容
- 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断 /たものである旨を記載すること。

- a <u>当四半期連結会計期間</u>において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解除があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併有続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併存続会合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は特設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は特分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- <u>当四半期連結会計期間</u>において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲渡けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

- d 当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務勢行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転では株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転では株式交付子会社となる会社(以下 d において「株式交換完全子会社等」という。)の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転会社となる会社(以下 d において「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社となる会社(以下 d において「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社等となる会社)及びその算定根拠並びに当該株式等となる会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社等となる会社)をかめ来式「株式は特分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社の株式の数その会社に割り当てられる吸収分割体総会社となる会社以は新設分割限立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収分割体金社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割以は新設分割の後の吸収分割体総会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割体総会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- f 当中間連結会計期間において、提出会社の株主(当該提出会社の完全親会社(会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。)を除く。gにおいて同じ。)と当該提出会社(当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社とは子の連結子会社。以下fにおいて同じ。)との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要(当該契約を締結しては変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名析及び生更、近いに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)を具体的に記載すること。ただし、記載する当事項の全部又は一部を生財報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。)までを記載しても差し支えない。「GAMC) WA
- 国 当中間連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは頻終があった場合において、当該株主が注第 27 条の 23 第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要(当該契約を締結し又は変更し若しくは頻約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び往所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的及び取締役会における億寸状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載し

- 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社の株式の数そる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその質定根拠近びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割再継会社となる会社の状式等が割り当てられる場合を含む。)及びその質定根拠近びに当該吸収分割及は新設分割の後の吸収分割再継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- 当四半期連結会計期間において、提出会社の株主(当該提出会社の完全親会社(会社法第 847 条の 2第1項に規定する完全親会社をいう。)を除く。gにおいて同じ。)と当該提出会社(当該提出会社(当該提出会社)が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下fにおいて同じ。)との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要(当該契約を締結しては変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所述びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村(第21条第 2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。)までを記載しても差し支えない。 [[a}~(c) 同左]

- <u>当四半期連結会計期間</u>において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要(当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月 日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所社びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載し

ても差し支えない。 「(a)~(d) 略]

- n 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約(第 19 条第 2 項第 12 号の4又は第 20 号に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。)が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。i において同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第 12 号の4 又は第 20 号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- i 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特終との他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又はb)に掲げる場合には、当該a)又はb)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を<u>半期報告書</u>の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

[(a) · (D) | F

(10) 株式の総数等

「発行可能株式総数」の欄には、<u>当中間会計期間</u>の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数 又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計りの欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

。 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「<u>中間会計期間末現在発行数</u>」、「提出 日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載 すること。

[c~f 略]

「発行数」の欄には、<u>当中間会計期間</u>の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予終権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権記券とみなされる新株引受権証券(以下g及び44において「回転換社債等」という。)を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h~i 瑟

(11) ストックオプション制度の内容

<u>当中間会計期間</u>において、取締役、使用人等に対して新株子約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(30 a 、 b 本文前段及びd に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上

「多)」、同十]

- 当四半期連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約(第 19 条第2項第 12 号の2又は第 20 号に規定する財務上の特約をいう。以下 h 及び i において同じ。)が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に第行している社債に新たに財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。) において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第13 号に規定する当該連結会社をいう。 i において同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12 号の2又は第 20 号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- 当四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸售契約又は社債について、次の(a)又はb)に掲げる場合には、当該a)又はb)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

·(b) 同左

国土

a 「発行可能株式総数」の欄には、<u>当四半期会計期間</u>の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類束式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類束式総数を記載し、の欄には、発行可能存式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

[c~f 同左]

「発行数」の欄には、<u>当四半期会計期間</u>の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株子糸権又は新株子糸権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株子糸権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株子糸権2分なされる新株引受権証券(以下g及び40において「同転換社債等」という。)を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株子糸権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h~j 同左]

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(20 a、 b 本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載

1

の注意(3) b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。 (12) その他の新株子約権等の状況

- a <u>当中間会計期間</u>において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防備策)の一環として、新株子糸権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(4)(aただし書を除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(4)a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月未現在」とあるのは「当該発行時」と、(4)b中「(3)c及びd」とあるのは「(3)d」と読み替えるものとする。
- b 当中間会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(4) (aただし書及びcを除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(4) a 本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。
- 》 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
- a <u>当中間会計期間</u>において、行使価額修正条項付新株子約権付社債券等に係る新株子約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株子約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
- (14) 発行済株式総数、資本金等の推移
- 当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株子約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、<u>当中間会計期間</u>中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加こついては、その内容を欄外に記載すること

- 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること
- d 题
- (15) 大株主の状況
- 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること

[b~d 略]

- (16) 議決権の状況
- a <u>当中間会計期間</u>の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ご

上の注意® b 本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。 - 「同左]

- a 当四半期会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らし て不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組 み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株子約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意 (4) (aただし書を除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(4) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(4) b中「(3)。と及びd」とあるのは「(3) d」と読み替えるものとする。
- 当四半期会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株子約権以外の新株子約権又は新株子約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(41)(aただし書及びcを除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41)a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。[同左]
- われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

れた場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行

当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株子糸権付社債券等に係る新株子約権が行使さ

- 14) [同左]
- a <u>当四半期会計期間</u>における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。 b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有 債・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること

組入額を欄外に記載すること。

新株子約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載-なこと。

- 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること
- d [同左]
- [回左]
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- [b~d 同左]
- (16) [同左]
- a <u>当四半期会計期間</u>の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ご

との数が分かるように記載すること。

役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載

[b~f 點]

[18] 経型の状況

- る事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結的 は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別を記載すること。 財務諸表等規則別記に掲げ <u> 務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。</u> 作成している場合には、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又 中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより
- 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載す
- 中間重結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- 定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規
- 提出会社が特定事業会社であって、(3)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下10)に
- 財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。 諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結 おいて「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。 また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第326条第2項の規定により中間連結財務
- 表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しな 取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事 財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等)の適正性を確保するための特段の 業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表(eの規定により中間連結
- g 中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人 の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること
- なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載
- 年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる おいて19から例までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計 近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準こより作成した場合には、当該<u>半期報告書</u>に 規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最 連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則(第三編か ら第六編までを除く。)、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前

との数が分かるように記載すること。

[b~h 同左]

同左

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記 載すること。

[b~f 同左]

[同左]

a <u>財務諸表等規則別記</u>に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又 はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表(fにおいて「四半期連結財務諸表等」とい)を作成している場合には、その旨を記載すること

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

б

Д

- 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- <u>項</u>の規定により指定国際会計基準により<u>四半期財務諸表</u>を作成した<u>ときには</u>、その旨を記載すること 提出会社が四半期連結財務諸麦を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2
- <u>おいて「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。</u> また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財 提出会社が特定事業会社であって、3000規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下181に
- 場合には、併せて、その旨を記載すること。 務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。 また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した
- 適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、 記載を要しない 告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の 場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報 作成している場合には、中間連結財務諸表等)の適正性を確保するための特段の取組みを行っている 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等(eの規定により中間連結財務諸表等を
- 970 ている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受け

なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記

場合には、当該四半期報告書において19から四までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に 出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した により提出しており、当該有価証券報告書の提出後<u>第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書</u>を提 会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定 び第八章を除く。)、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則(第七章及 「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載す

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則(第三編から第 六編主でを除く。)、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前 連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の 規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最 近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該<u>半期報告書</u>におい て(19から)) までの規定により記載した<u>中間連結財務諸表</u>の下に「修正国際基準による前連結会計年度 に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

中間連結財務諸表

- a 中間連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸麦を作成した場合 にあっては、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、<u>当中</u> 間連結会計期間に係るものを記載すること。
- b 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準こより中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

順る。]

- 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。
- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表)を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

順る。」

- 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた。中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既

連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(助から)のまでの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

四半期連結財務諸表

- 四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸麦を作成した 場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、当四半 期連結会計期間に係るものを記載すること。
- 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

 本述1 四半期連結は財務ままは同じでみるしてにいたは、本述回半期連結なも計算に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半

指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結

- 指定国際会計基準又は修正国際基準により<u>四半期連結財務諸表</u>を作成した場合における特分変動計 算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。
- e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務 諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。) については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結案計期間に係るものを記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結対務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結案計期間に係る四半期 連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものでけない。
- 重 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結 キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に 定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。
- 2 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものにつ

<u>に</u>提出された当該中間連結財務諸表に対する<u>期中レビュー報告書</u>によるものとする

20 中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結也括利益計算書」と記載すること。

(22) 持分変動計算書

当中間連結会計期間に係る特分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る特分変動計算書を記載すること。

(23) 中間重結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(34) 40 有

a <u>当中間連結会計期間終了後半期報告書提</u>出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

- 当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

画る。

中間財務諸表

(25)

- 1 <u>半期報告書提出会社</u>が、<u>中間連結財務諸表</u>を作成していない場合には、<u>中間財務諸表</u>を記載すること
- 中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係る

いては、すでに提出された当該四半期重結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする

(20) 四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。

四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

- 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
- ,当四半期連結会計期間(当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益計3場合にあっては項目名として「四半期連結損益別で包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と、即半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

同左

当四半期連結累計期間に係る特分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る特分変動計算書を記載すること。

四半期重結キャッシュ・フロー計算書

[3

当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間が第2四半期連結を計期間が第2四半期連結をであって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロヤッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

同左

a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

<u>当四半期連結会計期間</u>において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

- 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- でのXC.1 杯コイックを存在されずること。 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合に ま、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及CV四半期連結包括利益計算書

又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる

四半期財務諸表

- a <u>四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表</u>を作成していない場合には、<u>四半期財務諸表</u>を記載 すること。
- 四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計

σ

ものを記載すること。 ものを記載すること。 中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係る

d 中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間 会計期間に係るものを記載すること

即して適正に記載すること。 行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を

のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた<u>中間財務諸</u> 表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、<u>既に</u>提出された当該 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、中間財務諸表

定により記載すること。 なお、当該指定国際会計基準により作成した<u>中間財務諸表</u>は、aからfまで及び吻から(20)までの規 <u>務諸表</u>」の項を設け、当該指定国際会計-基準により作成した<u>中間財務諸表</u>を記載することができる。 ら f まで及び細から細までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財 指定国際会計基準により<u>中間財務諸表</u>を作成した場合(180dに該当する場合に限る。)には、aか

中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること

当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げるこ

8 中間キャッシュ・フロー計算書

当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

29 ルの街

а 響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること 当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び関益に重要な影

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

要を記載すること。 当中間会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、 小の顔

の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びご当該配当による配当金の総額及び1株 当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社

<u>期間に係るものを記載すること。</u> 四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期 間に係るものを記載すること。

計算書を記載することを妨げるものではない。 ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益

いないと において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載 四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合

計算書を記載することを妨げるものではない。 四半期財務搭表の作成に当たっては、四半期財務搭表等規則に従い、適切な科目による適正な金額 半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロ

ただし、当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四

社の実態に即して適正に記載すること。 の計上を行うとともに、四半期財務諸妻作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会

<u>財務諸表</u>のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた<u>四</u>半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、<u>すでに</u>提 出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期

g 指定国際会計基準により<u>四半期財務諸表</u>を作成した場合 (18)dに該当する場合に限る。)には、 から f まで及び

のから

のまでの規定により記載した

四半期財務諸表の下に「国際会計基準による

四半期財務諸表の下に「国際会計基準による

四半期財務諸表の下に「国際会計基準による 29までの規定により記載すること。 できる。なお、当該指定国際会計基準により作成した<u>四半期財務諸表</u>は、 a から f まで及び)のから <u>半期財務諸表</u>」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した<u>四半期財務諸表</u>を記載することが

26 四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること

3

当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること 社であって当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合を除く。)に係る四半期損益計算書を 当四半期会計期間(当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会

の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成 <u> したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書</u>を掲げること。 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外

а 響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない

概要を記載すること。 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、

会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びご当該配当による配当金の総額及び 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出

当たりの金額を注記すること

中間連結財務諸表及び中間財務諸表

フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ 書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・ 間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載 ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載するこ 上の注意協から協までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算 提出会社が特定事業会社である場合には、 「1 中間連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中

3 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発

継続開示会社たる保証会社に関する事項

書及びその添け書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合に は、当該<u>半期報告書</u>)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につい て記載すること。 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告

付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書掲出 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添

継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

おける保証会社の直近の事業年度(cにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の 理の状況」までに準じて記載すること 経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日に 箈

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略するこ

成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の 状況」までに準じて記載すること。 該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営 た日からおおむね9箇月経過後に<u>本半期報告書</u>が提出される場合には、bの規定により記載すべき当 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始し

1株当たりの金額を注記すること。

半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる 提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、

成していない場合に限る。)を記載すること。 間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作 結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書 3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載上の注意物から物までに準じて、中間連 中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には 「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、

式により「4 その他」)に記載することができる。 結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形 期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連 なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半

及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発

開州

国土

時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨 告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報

書が、本四半期報告書提出後に運滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載する 添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告 なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその

[c·d 同左]

同九

絡風の状況」ま*い*ご準じて記載すること。 の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から における保証会社の直近の事業年度(cにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日 「第5

とができる。 なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略するこ

営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理 の状況」またに準じて記載すること。 当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経 た日からおおむね9箇月経過後に<u>本四半期報告書</u>が提出される場合には、bの規定により記載すべき 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始し

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b 又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出目前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」(第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社と関する情報を参照する旨を記載することができる。

保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。 その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載する-1

[a・b 略]

c 連動子会社こついては、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

)指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a I

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度)の年度別最高・最低値及ひ<u>当中間会計期間</u>の月別最高・最低値を記載すること。

) 指定国際会計基準による中間重結財務諸表の修正に伴う記載 おび言歌へ計 非絶しても 土間 東谷田 ながまさ によい さほうによ

指定国際会計基準により<u>中間連結財務諸表</u>を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い<u>当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間</u>に係る<u>中間連結財務諸表</u>を修正したときは、この<u>半期報告書</u>に記載すべき事項(当該修正後の<u>中間連結財務諸表</u>を除く。)のうち、当該修正に関連する事項についてに当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

)修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項(当該修正後の中間連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式【表紙】

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」(第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

(34) (同左] (五三)

[同左]

b 同左」

連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書(当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結会計期間に係る四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書(当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー対算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー対算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(36) [同左] [同左]

i 同妇

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

指定国際会計基準による四半期重結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により<u>四半期連結財務諸表</u>を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い<u>当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間</u>に係る<u>四半期連結財務諸表</u>を修正したときは、この<u>四半期報告書</u>に記載すべき事項(当該修正後の<u>四半期連結財務諸表</u>を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による四半期連結材務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により<u>四半期連結財務諸表</u>を作成した場合であって、修正国際基準に従い<u>当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間</u>に係る<u>四半期連結財務諸表</u>を修正したときは、この<u>四半期報告書に記載すべき事項(当該修正後の四半期連結財務諸表</u>を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

表紙

[c~g 略] <u>h</u> 「第一部 企業情報」の「第2 項	b 指定国際会計基準 (連結財務諸表財 において同じ。) により中間連結財務 項について、本邦通貨以外の通貨建て 貨に換算した金額を併記すること。	(1) 一般的事項 a [略]	[第2・第3 略] (記載上の注意)	3 [略]	\Box	事業年度 第 期 (自 年 36 / 4 / 14 / 15 / 15 / 16 / 16 / 16 / 16 / 16 / 16	①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】	1 [略] 2 【継続期示会社たる保証会社に関する事項】(3)	第1【保証会社情報】	第二部【提出会社の保証会社等の情報】	45	【縦覧に供する場所】(4)	【事務連絡者氏名】	【取命りの理格参加】	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	大丘の居住の諸居	【央訳名】 【作兼者の役職氏名】(3)	[会社名] (2)	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	【中間令計期間】	【提出先】		【提出書類】
。(c~g 略) 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状况の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。	指定国際会計基準(連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この総式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した <u>場合</u> において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している <u>ときは</u> 、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。					·	「本事の存在する」 「本事の存在する」	7項](3)			(外在地)	名称								年月日)				◇學琳中用引汗第34冬~5篑1項~ま~篑2只
いる <u>場合には、土要な事項について</u> [c~g 同左] [加える。]	b 指定国際会計基準 (連結財務諸表 おいて同じ。) により中間連結財務 指定国際会計基準こよろ中間連結財 おいて、記載事項のうち金額に関す	(1) [同左] a [同左]	[第2・第3 同左] (記載上の注意)	3 [同左]		事業年度 第 期 (自 致 (士) 目目で担山	(1) 【同左】	믘=	= =	第二部 [同左]		【縦覧に供する場所】(4)	【事務連絡者氏名】	【取命リの理格参門】	【事務連絡者氏名】	【電話番号】		【央影名】 「(4) 「(4) 「(4) 「(4) 「(5) 「(5) 「(5) 「(5) 「(5) 「(5) 「(5) 「(5	【会社名】(2)	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		【提出先】		
主要な事実について本地通貨に要昇した金銭を併記すること。	指定国際会計基準(連結財務諸表規則第38条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合(中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)において、記載事項のうち金額に関する事項について、おいて、記載事項のうち金額に関する事項について、ないで、記載事項のうち金額に関する事項について、ないで、コードによる事項による事項による。					年月日至 年月日) 年月日 <u></u> 財	①【有価証券報告書及びその添付書簡叉は四半期報告書若1、< / ○ 「自価証券報告書及びその添付書簡叉は四半期報告書去1、< / > ○				(野在地)	名称								年月日)			ţ	

主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会 する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合に 計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第314条に規定 あっては、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載すること。

- (i) 1株当たり純資産額 (連結財務諸表規則第44条の2第1項又は第262条第1項の規定により注記 しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
- (j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(<u>連結財務諸表規則第283条第1項</u>の規定により 注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)
- <u>ればならない</u>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) 潜在株式調整後1株当たり中間が利益金額(連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなけ
- 向 潜在株式調整後1株当たり当期約引益金額(連結財務諸表規則第65条の3<u>の規定により注記しな</u> ければならない潜在株式調整後1株当たり当期%尽1溢金額をいう。〕
- 当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。) 予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を り掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株 係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定によ 持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に 規定により掲記される新株子約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主 る株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第43条の3の <u>結財務諸表規則第259条</u>において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記され 自己資本比率(中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連
- 益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。 り純資産額、1株当たり中間約別益金額又は中間約損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間約別 いて記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当た 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移につ [(a)~(d) 晃]
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額 (<u>財務諸表等規則第225条</u>の規定により注 場合を除く。) 記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(中間連結財務諸表を作成している

[(f)~(i) 晃]

- (j) 1株当たり純資産額 (財務諸表等規則第88条の4第1項又は第280条第1項の規定により注記し なければならない1株当たり純資産額をいう。
- (k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 (財務諸表等規則第301条第1項の規定により注 記しなければならない1株当たり中間締む益金額又は中間純損失金額をいう。
- m 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (<u>財務諸表等規則第302条第1項</u>に規定する潜在株式

[(2)~(4) 同五

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会 すること。 る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等)の推移について記載 間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限 る修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合(中 計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第94条に規定す

[(a)~(h) 同左]

- (i) 1株当たり純資産額(中間連結財務諸表規則第46条第1項及び連結財務諸表規則第44条の2第1 <u>項</u>の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
- (i) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(中間連結財務諸表規則第65条第1項の規定によ り注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)
- (1) 潜在株式調整後1株当たり中間終利益金額(中間連結財務諸表規則第65条の2に規定する潜在株 式調整後1株当たり中間純小益金額をいう。)
- m)潜在株式調整後1株当たり当期線引益金額(連結財務諸表規則第65条の3<u>に規定する</u>潜在株式調 整後1株当たり当期海利益金額をいう。)
- (n) 自己資本比率(中間連結会計期間に係るものに<u>あっては、</u>中間連結会計期間に係る純資産額から 持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。) 第43条の2の2の規定により掲記される株式日受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の 割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則 号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した より掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の3において準用する連結財務諸 中間連結財務諸表規則第45条の2の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定に 規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主 表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9

- (e) 特分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額 (<u>中間財務諸表等規則第5条の7</u>の規定に ている場合を除く。) より注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(中間連結財務諧表を作成し
- [f]~(i) 同九]
- (j) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1 項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。
- (k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定に より注記しなければならない1株当たり中間落凸溢金額又は中間落損失金額をいう。
- 同左
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株

調整後1株当たり中間終利益金額をいう。)

(p) 自己資本比率 (中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から<u>財務諸表</u> 金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) 記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の 度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲 金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記 等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の される新株子が権の金額を招除した額を当該中間会計期間に係る総質産額で除した割合を、事業年

[(q)~(u) 题 园

[(6)~(8) 點]

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

[a·b 略]

[削る。]

(10) 事業等のリスク

[a·b 略]

[削る。]

(11) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

順る。]

び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及

重要な契約等

h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約 (第19条第2項第12号 た場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略する 項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載し の状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の4又は第20号に定める事 務上の特別が付された場合を含む。)において、これらの財務上の特徴が当該連結会社(同項第13号 合を含む。)又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財 貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場 <u>の4</u>又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付された金銭消費 ことができる。 に規定する当該連結会社をいう。 i において同じ。) の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー

[(13)~(23) 略]

(24) 経理の状況

a 中間重結財務諸表及び中間財務諸表(以下例において「中間重結財務諸表等」という。)を連結財

式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。)

[n)·(o) 同左]

(p) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務 記される新株子約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) 除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67 式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第 条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲 諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株 1項の規定により掲記される新株子約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で

[q)~(u) 同左]

[同左]

[(6)~(8) 同左]

(9) [同左]

[a·b 同左]

(10) [同左] ※採に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[a·b 同左]

たものである旨を記載すること。 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断し

同左

たものである旨を記載すること。 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断し

<u>e</u> 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及 ること。 び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、 a 及びbに準じて記載す

[||五月]

[a∼g 同左]

h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約 (第19条第2項第12号 ことができる。 た場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略する 項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載し の状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の2又は第20号に定める事 に規定する当該連結会社をいう。 i において同じ。) の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー 務上の特約が付された場合を含む。) において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第13号 合を含む。)又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財 貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場 <u>の2</u>又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付された金銭消費

[13~(23) 同左]

同九

a <u>財務諸表等規則別記</u>ご掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又

を作成している場合も、同様とする。 <u> 営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等</u> 連結財務諸表及び第2種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を 務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第2種中間

- c 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載す
- 定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規

中間連結財務諸表

- 計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借 会計期間に係るものを記載すること。 |間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下 利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会 この様式において同じ。) については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結 対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括
- る重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。 従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本とな 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に

[(26)~(30) 略]

(31) 中間財務諸表

- 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書 (中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)について、<u>財</u> 務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること
- 即して適正に記載すること。 行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を

[(32)~(38) 略]

(39) 継続開示会社たる保証会社ご関する事項

- は、当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につい 書及びその添け書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合に て記載すること 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告
- 後に選帯なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること 付書頻又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>半期報告書が</u>本半期報告書提出 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添

う。)を作成している場合には、その旨を記載すること はこれに準じて中間重結財務諸表及び中間財務諸表(以下倊)において「中間重結財務諸表等」とい

- 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。 また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- 規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の

[e・f 同左]

- [南左]
- a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括 連結会計期間に係るものを記載すること。 この様式において同じ。)については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間 |間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下 対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中 計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借 利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会
- となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。 準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基

Д,

[26)~(30) 同左]

[同左]

- a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書 <u>間財務諸表等規則</u>に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。 (中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)について、中
- 国土
- 態に即して適正に記載すること。 上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実 中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計

d 同左]

[総~総 同左]

同左

- 同左
- 0 されている場合には、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをい 書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告)又は半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につ
- 本半期報告書提出後に選帯なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。 付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添

8000の自を記載すること。 [[2]~(4) 略] (5) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社の最近3中間会計期間及((1) 一般的事項 [a~d 略] <u>e</u> 「第一部 企業情報」の「第2 項 」に将来に関する事項を記載する場合。 ようではよる事件とさい。	3 [A] (A) A) A)	[②·③ 略] (2) [略]	①【有価証券報告書及びその添付書類又は <u>半期報告書</u> 「略】	2【郷郷邦示会在たる宋記会在に関する事具】(1)【保記会社が提出した書類】	第1【保証会社情報】	第三部【提出会社の保証会社等の情報】		【縦覧に供する場所】(4)	事務連絡者氏名】	「電話番号」	「事務連絡者氏名」「「事務」を指示して、	【電話番号】		【代表者の役職氏名】(3)	【		【中間会計期間】	【提出先】	[根拠条文]	【提出書類】	【表紙】	第五号の二様式	[c·d 略]
のでめる自を記載すること。 (4) 略] 要な経営指標等の推移 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移につ	一版的事項 「第~d 略] 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断した			頁又(は半期報告書)	F4] Ø			(所在地)	名称								年月日)			金融商品取引法第24条の5第1項及び第2項	半期報告書			
[(2)~(4) 同左] (5) [同左] a [同左]	(1) [刊年] [a~d 同左] 算 [加える。]		[②·③ 同左] (2) [同左]	① 【有価証券報告書及びその添付書 [同左]	2 [司左] (1) [司左]	_	「光		【縦覧に供する場所】(4)	[事務連絡者氏名]	「東部番号」	「事務車絡者氏名】	【電話番号】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【		【中間会計期間】	【提出先】		【提出書類】	【表紙】	第五号の二様式	[c·d 同左] [(如)~(4) 同左]
				①【有価配券報告書及びその添付書類又は<u>四半期報告書若しくは半期報告書</u>】[同左]				(所在地)	名称								年月日)				半期報告書			

いて記載すること。

- (i) 1株当たり純資産額 (<u>財務諸表等規則第88条の4第1項又は第280条第1項</u>の規定により注記し なければならない1株当たり純資産額をいう。)
- (j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額 (<u>財務諸表等規則第301条第1項</u>の規定により注 記しなければならない1株当たり中間添利益金額又は中間純損失金額をいう。)

(0) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等 (1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (財務諸表等規則第302条第1項に規定する潜在株式 れる新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度 額及び<u>財務諸表等規則第279条</u>において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記さ 規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金 調整後 1 株当たり中間海内道金額をいう。) に係るものに<u>あっては</u>事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記さ

[(p)~(t) 晃]

を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

れる株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額

郡

[(6)~(9) 點]

(10) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

[a·b 略]

順る。]

园园

重要な契約等

[a~g 點]

h 当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約 (第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上 の状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。た 記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 だし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を 付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む 締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に)において、これらの財務上の特給が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー

[(13)~(15) 略]

(16) 溶型の状況

a 中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第2種中 間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若 しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とす

- (i) 1株当たり純資産額 (中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1 項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
- (j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額(中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定に より注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。)

同左

- (1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株 [m·(n) 同左] 式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。)
- (o) 自己資本比率(中間会計期間に係るものに<u>あっては、</u>中間会計期間に係る純資産額から<u>中間財務</u> 記される新株子糸権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) 条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲 除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67 式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第 諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株 1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で

[(p)~(t) 同左] 同左

[(6)~(9) 同左]

(10) [同左]

[a·b 點]

<u>c</u> 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したも

- (12) [同左] h 当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約 (第19条第2項第12号の2に規定する財務上 [a~g 同左] [同左] のである旨を記載すること。 。)において、これらの財務上の特勢が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー の状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。た 付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む 締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に
- i [同左]

記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 だし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を

[13]~(15) 同左]

(16) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又 はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること

[]五同]

第第第第					皅		班	_	_	_	種	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_		_	継	
[6~8 略] 第4 [略] 第二部 [略] 第三部 [提出会社の保証会社等の情報] 第1 [保証会社情報] 1 [略] 2 [総続期示会社たる保証会社に関する事項] ⑩ (1) [保証会社が提出した書類] ① [略] ② [半期報告書]	[略]	氏名又は 名	5【第三者割当後の大株主の状況】	[1~4 略]		第1・第2 略]	第一部【非类唐塾】	【縦覧に供する場所】(9)	【安定操作に関する事項】 (8)	【届出の対象とした募集(売出)	種類] (6)	「 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の	電話番号	[連絡場所]	【事務連絡者氏名】(5)	電話番号	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(4)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	[会社名] (2)	提出日】	提出先	提出書類	表演	第七号様式	[117]~(28) 略]
果証会社等の情 		住 所	の大株主の状		場合の特記事項			(9)				纂(売出) 4			5)		府在地]	6称】(4)		(3)							
「類する事項」		所有株式数 (株)	况】		1 (24-2)		ı	<u>名称</u>	Î	金額](7)		何証券の								1			関	有			
		総議決権数に対す る <u>所有議決権数</u> の 割合					(別在地)	学 														年月日	関東財務局長	有価証券届出書			
		割当後の所有 株式数(株)																									
ਜੇ 		. 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合																									
[6~8 同左] 第4 [同左] 第二部 [同左] 第三部 [同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (1) [同左] (2) [四左] (1) [同左]	[同左]	氏名又は 名	5 [同左]	\vdash	同左		第一部 「同左〕	【縦覧に供する場所】	【安定操作に関する事項】(8)	【届出の対象とした募集	種類] (6)	【届出の対象とした募集	(電話番号)	[連絡場所]	【事務連絡者氏名】(5)	電話番号	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(4)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【会社名】(2)	【提出日】	【提出先】	【提出書類】	表紙	第七号梯式	[17]~(28) 同左]
8 同左] [同左] [同左] [同左] [[同左]		住 所						(9)	阿] (8)	蘇(売出):		蘇(売出):			5)		派在地	名称】 (4)		(3)							
明然		所有株式数(株)						110	ı	(売出)金額](7)		(売出) 有価証券の		•						1							
15 AT		数 総議決権数に対する所有議決数の割 合	-				(別在地)	名称														年月日	関東財務局長	有価証券届出書			
田 コ 財		割当後の所有 株式数 (株)	-																								
		割当後の総議決権 数に対する所有證 決権数の割合																									

[③・④ 略] 財務(支)局長に提出

2 昂

[第2・第3 略]

第四部 [略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項 [a∼f 點]

第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」またの記載については、次によること。

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

- ① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、 当該本国又は本国以外の 主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはbl/に準じて記載するとともに、
- ② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[h~k 略]

(51) 経理の状況

园

b 財務書類は、財務諸表等規則<u>第328条第1項</u>から第4項までの規定のうちいずれによるものである かを記載すること。

墨

(52) 財務書類

次の財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則<u>第</u> を掲げること。 れた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類 328条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めら

この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該

- (b) (a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則<u>第328条</u> 第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
- (c) 財務諸表等規則<u>第328条第3項</u>又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が 指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。
- 度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書 規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近事業年度の前事業年 又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度)) のもの(附属明細表について 財務書類は、最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則<u>第8条の2の2</u>に

[③・④ 同左] 併 Ш ш 財務(支)局長に提出

[同左]

第四部 [同左] [第2・第3 同左]

(記載上の注意) (1) [同左]

[a~f 同左]

g [同左]

[(a)·(b) 同左]

(c) [同左]

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の 主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはb)に準じて記載するとともに、

② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

[(2)~(50) 同左] [h~k 同左]

同左

三五三

b 財務書類は、財務諸表等規則<u>第131条第1項</u>から第4項までの規定のうちいずれによるものである かを記載すること。

c [同左]

同左

[同左]

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則<u>第</u> れた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。 131条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めら

過減にエデナべきこととされているものによる。 この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該

[①~③ 同左]

- (b) (a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条 第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。
- (c) 財務諸表等規則<u>第131条第3項</u>又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が 指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。
- 証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度))のもの(附属明細表については最近1 財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価 比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近事業年度の前事業年度に係る 財務書類は、最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則<u>第6条</u>に規定する

って、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に 出会社の選択により最近3事業年度の財務書類(附属明細表については最近1事業年度のもの)であ は最近1事業年度のもの)を掲げること。ただし、提出会社が継続期示会社でない場合には、当該提

相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる

が、1年を1事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日 なった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。 諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下 b において同 場合には、次の事業年度における中間財務書類(連結財務諸表規則第96条若しくは第192条又は財務 る日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである る中間会計期間終了後当該a)又はb)に定める期間(以下 b において「提出期間」という。)を経過す るものであって、最近事業年度の次の事業年度(以下りにおいて「次の事業年度」という。 じ。) を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることと また、法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社 また、次のa)又/ばb)に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1事業年度とす 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間) におけ

以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げるこ

認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当する 選択により最近3事業年度の財務書類(附属明細表については最近1事業年度のもの)であって、公 事業年度のもの)を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の :認められる証明を受けているものを掲げることができる。

から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四 掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類 半期財務書類を併せて掲げること ずる情報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a (四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準 また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに

後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間 規定する期間(以下恸において「提出期間」という。)を経過する日から次の事業年度における第 期会計期間(以下恸において「第1四半期会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に 1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下物において「第2四半期会計期間」という。)終三 最近事業年度の次の事業年度(以下敞において「次の事業年度」という。) における最初の四半

財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間 る第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下図において「第3四半期会計期間」という。) 終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度におけ 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る

条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)も掲げるこ 日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合(cの規定により四半期財務書類 を掲げた場合を除く。)には、当該次の事業年度に係る中間財務書類(中間連結財務諸表規則第4 また、半期報告書を提出する会社において、 1年を 1事業年度とする会社が次の事業年度開始の

国る。

に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲 ることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれa)から(c)までに定める期間 よる中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げ 集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、 b の規定に する場合であって、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募 発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようと 1年を1事業年度とする会社(四半期報告書を提出する会社を除く。)が本邦の金融商品取引所に

(a) 次の事業年度における第1四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度におけ 第1四半期会計期間 る第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度におけ る第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における 第2四半期会計期間

(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る 財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

その街

第七号の二様式 [表紙] [提出書類] [提出出] [提出日] [会社名] [代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [代理人の氏名又は名称] [代理人の任所又は所在地] [電話番号] [重話番号] [重話番号] [属出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類] [原出の対象とした募集 (売出) 金額] [安定操作に関する事項] [依では供する場所] [第1・第2 略] [第1・第2 略] [第1・第2 略] [第3 【第三者割当の場合の特記事項]	[a・b 略] c 第二号様式記載上の注意 <u>660c</u> 又は <u>704</u> に準じて記載すること。 d [略] [600~60) 略] (600) 略] (600) 総続期示会社たる保証会社に関する事項 a [略] b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直類並びにその提出以後に提出される <u>半期報告書</u> 及び臨時報告書立載すること。 [c・d 略] (600~60) 略] (60) 最近の財務書類 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては10事験へ。)のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則 <u>第8条の2</u> 報を含む。) 以外のもの(同条に規定する比較情報に準ずる情報をけること。 ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合[600~60) 略]
有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日	[a・b 略] c 第二号様式記載上の注意(60) c 又は(10) d に準じて記載すること。 d [略] (50)~(80) 略] 総続開示会社たる保証会社に関する事項 a [略] b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類がびべその提出以後に提出される <u>半期報告書</u> 及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 [c・d 略] (50)~(80) 略] 最近の財務書類 最近の財務書類 最近の財務書類 最近の方も、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)を第二部の記載に準じて掲録さと。 ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。
第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 【提出書類】 【提出的】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の白所又は所在地】 【電話番号】 【事務邮絡者氏名】 [電話番号] 【自出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 【原出の対象とした募集(売出)金額】 【安定操作に関する事項】 【按覧に供する場所】 [第1・第2 同左] 第一部 [同左] 第1・第2 同左]	[a・b 同左] c 第二号様式記載上の注意(6) c 及びd d [同左] d [同左] [6)(2)(0) [同左] a [同左] b 当該届出書の提出日において既に掲 類並びにその提出以後に提出される四 ものをいう。)、半期報告書及び臨時 [c・d 同左] (6)(2)(0) [同左] (6)(2)(1)(1)(2)(2)(2)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)
有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日	[a・b 同左] (第二号様式記載上の注意(6) c 及びd 又は(4) d 及びe に準じて記載すること。 (同左] (回左] (当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類がびにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 (c・d 同左] (同左) (のうち、第二部に掲げたもの (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含ま。) 以外のもの (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含ま。) 以外のもの (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含まること。 (定して掲げること。) で、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。 (定して掲げることを要しない。) で、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。

電報』 【届出の対象とした募集(売出)金額】	【電話番号】 【電話番号】 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の 毎悔】	[電話香芳] 【事務連絡者氏名】 【油終場所】	【代理人の住所又は所在地】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】	【姚子子】	【提出年刊】	【表徴】	第七号の三様式	(5) [略]	[f~h 略]	に訂正報告書	e aからcまでの書類が外国会 類並びにこれらの報告書に係る	c aの有価証券報告書又はbの 下報告書	97		文(1名)の声段が国耳声(1名)フ、ケツ目を呼吸すのころ。 a [格]	(4) 組込情報 (4) 組み付款 またま ロロボンスは	[(1)~(3) 略]	次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。	11	第4 [略]	[略]	氏名又は 住 所 (the state of the sta
	近券の 					年月日	関東財務局長	有無試業品用書					a から c までの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並び	α <i>の</i> 有価証券報告書又はbの <u>半期報告書</u> に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂 報告書		a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあって	し、人の目を記載すること。			以に準じて記載すること。				所有株式数 る <u>所有議決権数の</u> 割当後の所有 制合
									継				社半期報告書及びその補足書 報告書及びその補足書類並び	いる場合にあっては、当該汀		を提出している場合にあって						選		割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
「福規」 【届出の対象とした募集(売出)令額】	(電話番号) 【電話番号】 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 解】	[電話番号] 【事務連絡者氏名】 「浦終場所】	【代理人の住所又は所在地】	【木店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】	【代表者の役職氏名】	【提出日】 【会社名】	提出先	表演]	第七号の三様式	(5) [同左]	$[f\!\sim\! h$	っては、当該報告書及びその社	e aからcまでの書類が外国 並びに外国会社半期報告書及i	c aの有価証券報告書又はbの合にあっては、当該T下報告書	~		a [同左]	(4) [同左]	ユ	[同左]		[6~8 同左] 第4 [同左]	[同左]	氏名又は 住所 月 名称
						年月日	関東財務局長	右 (军武米民共重				当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書	aから c までの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類でパこ外国会社半期報告書及びその補足書類でいての報告書に係る訂正報告書である場合にあ	aの有価証券報告書又はbの <u>四半期報告書若しくは半期報告書</u> に孫る訂正報告書を提出している場にあっては、当該言下報告書	ド期報告書又は半期報告書	a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出して								所有株式数 (株)
													国会社四半期報告書及びそ 告書に係る訂正報告書であ	書に係る訂正報告書を提出		半期報告書又は半期報告書								- 割当後の所有 割当後の総議決権 割当後の所有 数に対する所有議 決権数の割合

第4 第七号の四様式 第1【参照書類 第3【第三者割当の場合の特記事項】 第一部【証券情報】 第三部【参照情報】(2) 第二部 [略] [第1·第2 略] すること。 【安定操作に関する事項】 (3) 参照書類の補完情報 (記載上の注意) [第四部・第五部 略] [第2・第3 略] 5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 2 【半期報告書】 縦覧に供する場所 [(1)・(2) 略] [6・7 略] [3・4 略] 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。 $[6\sim 8]$ [1~4 點] 会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照 囷 局長に提出 局長に提出 【第三者割当後の大株主の状況】 四四 圏 事業年度 第 期中 (自 事業年度 名称 書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。 氏名又は 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足 墨 第期中(自 甪 严 所有株式数 穣 年月 併 Ш Ш Ш 総議決権数に対す る所有議決権数の Ш 炪 併 併 П П 割当後の所有 株式数(株) ⊞ \square 併 併 割当後の総議決権数に対する所有議 決権数の割合 田 Ш 日関東財務 日関東財務 第三部 [同左] 第4 第七号の四様式 第二部 [同左] 第3 [同左] 第一部 [同左] [第1・第2 同左] 縦覧に供する場所 【安定操作に関する事項】 (記載上の注意) [第2・第3 同左] [第四部・第五部 同左] (3) [同左] 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びこ外国会社半期報告書及びその補足書類】 2 [(1)・(2) 同左] [6・7 同左] [3・4 同左] [6~8 同左] [1~4 同左] b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに<u>外国会社四半期報告書及びその補</u> 足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合 [同左] 三五三 【四半期報告書又は半期報告書】 [同左] 同左 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期第 四半期 第 期中) 年 月 日関東財務局長に提出 にあっては、aに準じて記載すること。 事業年度第期第四半期(第 氏名又は [声左] 同左 À 肥 所有株式数 粮 期中) 副 |総議決権数に対す □⊳ る所有議決数の割 併 併 Ы Ш Ш Ш 割当後の所有 株式数(株) 州 出 併 併 割当後の総議決権数に対する所有議 決権数の割合 Ы П 巴

第八号様式 [表紙] [提出書類] [根拠条文] [提出先] [提出日] [專業年度]	[提出書類] 7 [提出先] [提出先] [提出先] [提出先] [提出日] [会社名] [(代表者の役職氏名] [(代表者の役職氏名] [(代理人の氏名又は名称] [(代理人の氏名又は3所在地] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [通出の対象とした募集(売出)金額] [安定操作に関する事項] [(第一部〜第三部 略] 第四部 [提出会社の保証会社等の情報] [第一部〜第三部 略] 第四部 [提出会社の保証会社等の情報] [第1 [保証会社が提出した書類] [1 [略] ② [海郷報告書] ② [半期報告書] ② [半期報告書] ③ [略] ③・④ 略] [③・④ 略] [[62・第3 略] [第2・第3 略] [62
有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 関東財務局長 年月日 年月日	有価配券届出書 関東財務局長 年月日 年月日 至 年月日)
第八号榜式 [表報] [提出書類] [根拠条文] [提出先] [提出日]	[提出書類] [提出先] [提出用] [後出用] [後出用] [(代表者の役職氏名] [(代表者の役職氏名] [(代理人の住所又は死代地] [電話番号] [電話番号] [通路場所] [衛語番号] [通路の対象とした募集(売出)を額] [変定操作に関する事項] [統憲に供する場所] [第一部~第三部 同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [同左] 2 [同左] 2 [同左] (1) [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) [同左] (3) [同左] (3) [同左] (2) [同左] (3) [同左] (3) [同左] (6) (4) 同左] (5) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6
有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 関東財務局長 年月日 第期(自 年月日至	有価配券届出書 関東財務局長 年月日 (売出) 有価配券の (売出) 金額] <u>名称</u> <u>(所在地)</u> 財第 四半期 (第 期中) (自 年月日至 財務 (支) 局長に提出
	年 月 日)

[3)~(5) 略] [2・3 略] [第6~第9 略] 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 [略] 1 [略] 2 [總統開示会社たる保証会社等の情報】 (1)【保証会社が提出した書類】 (1)【保証会社が提出した書類】 (1)【保証会社が提出した書類】 (2) [略] [2) ③ 略] (2) [略] (3) [略] (2) [略] (3) [第2・第3 略] (4) [第2・第3 略] (5) [第2・第3 略] (6) [第2・第3 略] (7) [第2・第3 略] (8) [第2・第3 略] (8) [第2・第3 略] (9) [第2・第3 略] (1) [第2・第3 略] (1) [第2・第3 略] (2) [第2・第3 略] (2) [第2・第3 略] (3) [8] (4) [第2・第3 略] (5) [第2・第3 略] (6) [2) [2) [3] [4) [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4]	[明名]	中間会計期間 第 期 (年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)	-	1 【株式等の状況】 (1)	第5【提出会社の状況】	第一部 (企業) [第1~第4 略]	たる場所】(6) <u>名</u> 表	[電話番号]	【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【事務(担定者)	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(4)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	(全計を) (2) 年月日)
[3)~(5) 同左] [2・3 同左] 第6~第9 同左] 第二部 [同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) [同左] (2) [同左] (3) [同左] (3) [同左] (3) [同左] (6) (3) 同左] (7) [同左] (8) (3) 同左] (1) [同左] (1) [同左] (2) [同左] (3) [同左] (5) (10 [百左] (6) (10 [百左] (7) [同左] (7) [同左] (8) (10 [百左] (9) (10 [百左] (10 [百五] (10 [10 [10] (10 [10 [10] (10 [10]	[周左]			(1) [同左]	第5 [同左]	第一部 [同任]	たる場所】(6) 名記	[電話番号]	【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【事務のではます。	【代理人の住所又心所在地】 	【代理人の氏名又は名称】(4)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【会社会】(2)

業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、 年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事 計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、 に記載した」と読み替えるものとする。 「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、 「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業 「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書

(1) 一般的事項

[a~f 略]

- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
- (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
- ① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、梯式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の 主たる財務書類が個別関務諸表とされているときにあってはbl/に準じて記載するとともに、
- [h・i 器] ② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[(2)~(23) 略]

(4) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

[a・b 略]

の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。 「<u>中間会計期間</u>」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった<u>半期報告書</u>に係る中間会計期間

(34) 経理の状況

墨

b 財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項から第4項までの規定のうちいずれてよるものである かを記載すること。

墨

(4) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載するこ 付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添

ることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出され なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本

[c·d 點]

[(4)~(48) 略]

(1) [同左]

[a~f 同左]

g [同左]

[(a)·(b) 同左]

(c) [同左]

- ① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の 企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。 主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、
- ② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[h・i 同左]

[(2)~(3) 同左]

(24) [同左]

[a·b 同左]

[25]~(33) 同左] 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係る ものを記載すること。

(34) [同左]

三五三

- b 財務書類は、財務諸表等規則<u>第131条第1項</u>から第4項までの規定のうちいずれによるものである かを記載すること。
- c [同左]

[(35)~(42) 同左]

[武]

同左

b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添 <u>期報告書</u>)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載する 合には、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半 付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場

運滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本

[c·d 同左]

[(4)~(48) 同左]

第九号様式 [表紙] [提出書類] [提出条文] [提出日] [提出日] [事業年度] (代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [代理人の氏名又は名称] [代理人の住所又は所在地] [電話番号]	第八号の二様式 [表紙] [提出書類](2) [提出日] [提出日] [標出日] [標出日] [標出日] [(代理人の氏名又は名称] [代理人の氏系又は名称] [代理人の任所又は所在地] [事務連絡者氏名] [離話番号] [(記載上の注意) [(1)・(2) 略] (3) 事業年度 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身 提出しようとする書類が、外国会社半身
有価証券報告書 金融商品取引法第24条第3項 関東財務局長 年月日 第期(自 年月日至 年月日)	外国会社報告書 関東財務局長 年月日 第 期(自 年月日至 第 期(自 年月日至 年月日)
第九号様式 [表版] [提出書類] [根拠条文] [提出日] [提出日] [事業年度] (今社名] [(代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [(代理人の氏名又/お称] [(代理人の日所又/5所在地] [電話番号]	第八号の二様式 [表紙] [提出書類](2) [提出書類](2) [提出日] [標出的] [本店の所在の場所] [(本表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [作理人の氏名又は名称] [代理人の任所又は所在地] [重豁番号] [(1)・(2) 同左] [(3) [同左] (3) [同左] (3) [同左] (4) [同左] (4) [同左]
有個配券報告書 金融商品取引法第24条第3項 関東財務局長 年月日 年月日 年月日至 年月日)	2

提出者が、半期報 と	[1・2 略] (記載上の注意) [(1)~(8) 略] (9) 悲替之	[会社名](2) [代表者の役職氏名](3) [最高財務責任者の役職氏名](4) [本店の所在の場所] [代理人の氏名又は名称](5) [代理人の住所又は所在地] [縦覧に供する場所](6)	第九号の二様式 [表紙] [提出書類] [提出書類] [提地条文] [提出先] [提出先]	[(3)~(5) 略] [2・3 略] [第6~第9 略] 第二部 [略] (記載上の注意) [略]	[1 『名子/キャノやくグラ(1) 『略』 (2) 『子/東/重整像/下外	第一部【企業情報】 [第1~第4 略] [第5【提出会社の状況】	(連絡場所) (電話番号) (電話番号) (総覧に供する場所)	【事務]車絡者氏名】
提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。 は「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。	(97/439) (サーク注意) (1)~(8) 昭] 読替文	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	確認書 金融商品取引法第24条の4の2第 項 関東財務局長 年 月 日			(年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)	【2人学・2人21】(1) [略](2) 【子伊角衛衛を下発通行権を指揮する法律の子子を決定する。		名称 (所在地)	
a 提出者が、四半期報告書 と、 るのは「四半期報告書」と、 と。	[1・2 同左] (記載上の注意) [(1)~(8) 同左] (9) [同左]	【会社名】(2) 【代表者の役職氏名】(3) 【最高財務責任者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(5) 【代理人の任所又は所在地】 【統覧に供する場所】(6)	第九号の二様式 【表紙】 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出先】	[3]~(5) 同左] [2・3 同左] [第6~第9 同左] 第二部 [同左] (記載上の注意) [同左]	[同左]		1	第一部 [同左] [第1~第4 同左] 第5 [同左]	(連絡場所) (連絡場所) (電話番号) (縦覧に供する場所)	事務庫絡者氏名
提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」と、 ののは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載する. 。	(外代土地)	1(4)	確認書 金融商品取引法第24条の4の2第 項 関東財務局長 年 月 日			第4四半期会計期間 第 期 年月日から年月日まで) (年月日から年月日まで)			名称 (所在地)	

当該 <u>四半期会計期間</u> の権利行使に係る資金 調査額 当該 <u>四半期会計期間</u> の権利行使に係る資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当該 <u>中間会計期間</u> の権利行使に係る平均 行使価額等	当該中間会計期間の権利行使に係る交付 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付 株式数 付株式数	当該 <u>四半期急計期間</u> に権利行使された当該 行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数 当該 <u>四半期会計期間</u> に権利行使された当 該行使価額修正条項付新株予約権付社債券 参の数	中間会計期間 (年月日から年月日まで)	(1) [PE] (2) 【行使価額修正条項付新株子参権付社債券等の行使状況等】(4) (2) [同左] (2) [同左]	#式等の状況 1 [F TEX	「第1~第3 昭]	に対し、第一第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の	(所在地)	【事務連絡者氏名】 【事務連絡者氏名】 【総覧に供する場所】(6) 名称		(氏名】(5)	「それペッカカイ & タニューロ	1)	【会社名】(2) 【会社名】(3) 【代表者の役職氏名】(3) 【代表者の役職氏名】(3)		【中間会計期間】 第二期中(自 年月日至 年月日) 【四半期会計期間】			類】	第九号の三様式 第九号の三様式 第九号の三様式 「表紙」	
	行使に係る平	行使に係る交	行使された当 子彩権付社債	第四半期会計期間 (年月日から年月日まで)					(所在地)	<u>名称</u>						B)	第 期第 四半期(自 年 月 日 至 年	Ē K =	金融商品取引法第24条の4の7第 項 明末1456日	四半期報告書		

		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -						第6		第5						
②【臨時報告書】①の書類の提出後、本半期報告書掲出日年 月 日に関東財務局長に提出	_	- 2 [略] 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 第1 【保証会社情報】	平均(円)	最低 (円)	最高(円)	月別	1【当該半期中における月別為替相場の推移】		1 【中間財務書類】(19) 9 「NAS	<u>≃46</u>	[(3)・(4) 略] 2 [略]	当該 <u>中間会計期間</u> の末日において残存す る当該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の数	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の資金調達額	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の平均行使価額等	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における当該行 使価額修正条項付新株子約権付社債券等 に係る累計の交付株式数	当該 <u>中間会計期間</u> の末日における権利行 使された当該行使価額修正条項付新株予 終権付社債券等の数の累計
(年月日)	項】(2) 又は <u>半期報告書</u> 】						移]									
またに、 福井戦告書を	Ē	第二部	44本		最高			第6	_		2 [(5	当該	当該行使等に	当該 行使 等 で	当該 行使 等(で)	当該 行使 予約
* _	[同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左]	[同左] [同左] [可左]	平均 (円)	最低 (円)	最高(円)	月別	【当該四半期中における月別為替相場の推移】	同左	【四半期財務書類】(19) 「同左ヿ	[同左]	[(3)·(4) 同左] [同左]	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日において残存 する当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等の数	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における当該 行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等に係る累計の資金調達額	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における当該 行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等に係る累計の平均行使価額等	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における当該 行使価額修正条項付新株予約権付社債券 等に係る累計の交付株式数	当該 <u>四半期会計期間</u> の末日における権利 行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数の累計
年月	又は四半期報告書若しくは半期報						推移]									
日)までに、臨時報告書を	<u> </u>															

- 墨
- 2 靐 园

[第2・第3 略]

(記載上の注意) (1) 一般的事項 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、<u>半期報告書</u>の各記載項目に関連した事項

を追加して記載することができる。 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表

第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせること

とならないよう注意しなければならない。

(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次

によること。

① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはbl/ご準じて記載すること。 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の

② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

削る。」

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合に は、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等のリスク」及び「2 経営者による

代表者の役職氏名

半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること

名称及び代表者の氏名)を記載すること。 権限を有するもの(以下4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する

(7) 本国における法制等の概要

度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。 当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制

(14) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a <u>当中間会計期間</u>において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使され

[]左]

同 用

ω 同左

[第2・第3 同左]

(記載上の注意) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、<u>四半期報告書</u>の各記載項目に関連した事 同九 五三

項を追加して記載することができる。

[c∼e 同左 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図

表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせるこ

ととならないよう注意しなければならない。

[(a)·(b) 同左]

 Θ 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはal/c準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外

語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはb)に準じて記載すること。 財務諸表等規則<u>第131条第3項</u>又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用

「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半

期累計期間をいう。

この様式において、

開九

<u>「</u>加える。]

<u>ω</u> <u>ω</u> [同左]

[用左]

<u>4</u>

四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

の名称及び代表者の氏名)を記載すること。 る権限を有するもの(以下仏において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、 本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理す

ψ

[(5)・(6) 同左]

三九

度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いごついて異動があった場合には、その概要を記載すること。 当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制

[(8)~(13) 同左]

a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株子約権付社債券等に係る新株子約権が行使さ

た場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株子約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

11.0

発行済株式総数及び資本金の推移

a <u>当中間会計期間</u>における発行済株式総数及び資本金の増蔵について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

広共でなることでなるがまますが基本で終するできませます。

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、<u>当半期会計期間</u>の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

合併こついては、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減りについては、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 新株子約権を発行している場合には、<u>当中間会計期間</u>末日現在における新株子約権の残高、新株子 約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

)大株主の状況

当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 中間会計期間の末日現在の識決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1末満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいい、 外国におけるこれらに相当するものを含む。)までを記載しても差し支えない。

役員の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、<u>当中間会計期間</u>において役員(取締役、監査役及び政策 決定又は業務執行ご関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下10小において同じ。)に異 動があった場合に記載すること。

[b~e 點]

経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項、第2項又は第4項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

中間財務書類

a 次の中間財務書類を掲げること。

れた場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行 おれた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

[同左

(15) [同左

a 当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当<u>四半期会計期間</u>末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 新株子約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額

を記載し、その旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

新株子彩権を発行している場合には、<u>当四半期会計期間</u>末日現在における新株子彩権の残高。

予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載するこ

九回

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。)の翌四半期会計期間をいう。 b において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 第2四半期会計期間の末日現在の識決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している識決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。また、会社が識決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。)までを記載しても差し支えない。

決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

[同左] 計事業

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、<u>当四半期累計期間</u>において役員(取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下UNにおいて同じ。)に 異動があった場合に記載すること。

[b~e 同左]

<u>四半期財務書類</u>は、<u>四半期財務諸表等規則第85条第1項から第3項まで</u>の規定のうちいずれてよるものであるかを記載すること。

(19) 四半期財務書類

a 次の<u>四半期財務書類</u>を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第1 **項**又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合に は、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げ

及びキャッシュ・フロー計算書をいう。) は、当該地域で開示すべきこととされているものによる (b)において同じ。)。 この場合において、中間財務書類の種類(中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書

- 当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合 中間連結財務諸表
- 当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合 中間財務諸表
- 当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合 中間連結財務
- 場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること 財務諸表等規則第328条第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された
- 係る中間財務書類)を掲げて比較すること。 <u>第96条又は財務諸表等規則第130条</u>に規定する比較情報が含まれる場合については<u>当中間会計期間</u>に 当中間会計期間に係る中間財務書類と前年同中間会計期間に係る中間財務書類(連結財務諸表規則

外国為替相場の推移

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。 を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。 当該中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び掲益に重要な影響

当中間会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載する

ることができる。 する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略す 中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関

び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の<u>当中間会計期間</u>の末日現在の未償還額及 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。) 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発

継続開示会社たる保証会社に関する事項

書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合に は、当該<u>半期報告書</u>)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につい て記載すること。 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告

後に選帯なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること、 付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及ひその添

[c·d 略]

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している<u>四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83</u> 場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。 条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた

計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロ 一計算書をいう。) は、当該地域で開示すべきこととされているものによる ((b)において同 この場合において、四半期財務書類の種類(四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会

- 当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合 四半期連結財務諸表
- 当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合 四半期財務諸表
- 結財務諸表 当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合 四半期連
- (b) <u>四半期財務諸表等規則第85条第3項</u>の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示さ れた場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること
- <u>結財務諸表規則第5条の3</u>又は<u>四半期財務諸表等規則第4条の3</u>に規定する比較情報が含まれる場合 については<u>当四半期会計期間</u>に係る<u>四半期財務書類</u>)を掲げて比較すること 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類(四半期連

と。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。 影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載するこ 当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な

3710 当四半期会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載す

(21) [用左]

略することができる。 関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省 なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に 四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること

及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の<u>当四半期会計期間</u>の末日現在の未償還額 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発

同左

時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書) 並びにその提出以後に提出される臨 告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報

書が、本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載する 添付書類又は<u>本四半期報告書の</u>提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>四半期報告書又は半期報告</u> なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその

【会社名】(2) 【代表者の役職氏名】(3) 本店の所在の場所】 【代理人の任务又は名称】(4) 【代理人の告所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5)	期	【提出書類】 半期報告書 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号	第十号様式 【表紙】	る情報について記載すること。 a [略] b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。	9。 (3) [略] (3) 指数等の情報 (3) 指数等の情報 使用会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数第に関す	「ることができる。 又は c により 記載すべき 当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日記会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社情報」、第三号の二様式等二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載する当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載する	c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省	(2) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項 a [略] b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(cにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
【会社名】(2) 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務重絡者氏名】(5)			第十号様式【表紙】	<u>්</u>	(25) [同左] (26) [同左] (27) [同左]	<u>a</u>		(A) B B B B B
	関東財務局長 年月日 第期中(自 年月日至 年月日)	半期報告書		[同左] 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6月を1事業年度とする会社にあっては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。		略することができる。 b 又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、 <u>本四半期報告書の</u> 提出日前に提出しb 又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、 <u>本四半期報告書の</u> 提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」(第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部提出会社の保証提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部提出会社の保証会社の保証会社の経営成績の概要の記載に代え会社等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。	当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省	[同左] [同左] [同左] [同左] 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日当該保証会社の直近の事業年度(cにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

第1【保証会社情報】 第一部 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 [第2・第3 略] (1) 一般的事項 (記載上の注意) 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 【縦覧に供する場所】(6) (電話番号) [連絡場所] [(2)~(21)

匹 <u>(2</u> であるかを記載すること。 (1)【保証会社が提出した書類】 中間財務書類 経理の状況 [a~f 點] 墨 中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項、第2項又は第4項の規定のうちいずれによるもの る旨を記載すること。 等」から「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来 ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書) に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものであ (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、 [②・③ 器] 第一部中「第2 [(a)・(b) 略] 次の中間財務書類を掲げること。 は、次の0から3までに掲げる場合の区分に応じ、3数0から3までに定め5中間財務書類を掲げ 項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合に ① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第1 によること。 郡 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはWiに準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、 当該本国又は本国以外の 財務諸表等規則<u>第328条第3項</u>又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはbl/c準じて記載すること。 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。 名称 8 艇1 第一部 [第2・第3 同左] (記載上の注意) 【縦覧に供する場所】(6) [連絡場所] 電話番号 (1) [同左] 3 [同左] [(2)~(21) 同左] のであるかを記載すること g [同左] [a~f 同左] [加える。] ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書 (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第 (c) [同左] 同左] []左] 同左 中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれによるも 同左 [(a)·(b) 同左] [②・③ 同左] ① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外 ② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用 [元] [雨左] [用左] 同土 には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。 同九 旭 1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合 語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。 本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあってはa)に準じて記載 地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の 同左 主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあってはbl/に準じて記載すること。

券の種類』(3) 第十一号様式 [掘出日] 大大 【発行予定期間】(4) 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証 事務連絡者氏名】 [電話番号] 【最寄りの連絡場所】 【事務連絡者氏名】 本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】(2) 英訳名 (会社名) (1) 提出先 発行登録番号 (28) 継続開示会社たる保証会社に関する事項 電話番号 提出書類 [c·d 點] 後に連帯なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出 は、当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につい 書及びその添け書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の<u>半期報告書</u>が提出されている場合に 務書類を掲げて比較すること。 て記載すること。 は<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類(連結財務諸表規則第192条又 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添 場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。 財務諸表等規則第328条第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された この場合において、中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)は、 過する日(発行登録書 この発行登録書による発行登録の効力発生 財務(支)局長 併 Ы 併 年 月 日)まで 月 日) から 年を経 账 券の種類』(3) 第十一号様式 (提出日) 【発行予定期間】(4) 【英訳名】 【事務連絡者氏名】 [会社名] (1) 提出先 大変 【発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証 【最寄りの連絡場所 本店の所在の場所 電話番号 「事務連絡者氏名】 電話番号 【代表者の役職氏名】(2) 提出書類 発行登録番号 [29]~(33) 同左] [24)~(27) 同左] b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告 o [c・d 同左] の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度 (b) 中間財務諸表等規則第76条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示され 本半期報告書提出後に運滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>四半期報告書又は半期報告書</u>が いて記載すること。 されている場合には、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをい <u>書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出</u> 同九 に係る中間財務書類)を掲げて比較すること。 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類(中間連結財務諸表規則第4条 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添 該地域で開示すべきこととされているものによる。 ((b)において同じ。) 同左 た場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。 [①~③ 同左])又は半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書につ この場合において、中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)は、 発行登録書 過ずる日(この発行登録書による発行登録の効力発生 財務(支) 併 Ш 周康 年 月 日) から 年を経 ш 年 月 日)まで

Ж

第十一号の二様式 [表紙] [発行登録番号] [提出書類] [提出化] [提出日] [提出日] (会社名] [共認名] [代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号]	c 参照書類としての有価証券報告書又は <u>半期報告書</u> (以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d [略] e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 <u>半期報告書</u> 」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。 [1 個]	(記載上の注意) [11~(8) 略] (9) 参照情報 [a·b 略]	事業年度 <u>第 期中</u> (目 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに _ 財務 (支) 局長に提出予定 [3・4 略] [第2・第3 略] 第三部 [略]	書] <u>第 期中</u> (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 に提出	【発行予定額又は発行残高の上限】(5) [安定操作に関する事項】(6) <u>4杯</u> [総覧に供する場所】(7) <u>4杯</u> [所在地] (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
第十一号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 整行登録書 【提出书】 上財務(支)局長 【提出日】 年月日 【会社名】 年月日 【代表者の役職氏名】	c 参照書類としての有価証券報告書又は <u>四半期報告書若しくは半期報告書</u> (以下でからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及しその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d [同左] e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、信1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 <u>四半期報告書又は半期報告書</u> 」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。 (0) [同左]	(記載上の注意) [(1)~(8) 同左] (9) [同左] [a·b 同左]	事業年度 <u>第 期第 四半期 (第 期中)</u> (目 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに <u>財務</u> (支)局長に提出予定 [3・4 同左] [第2・第3 同左] 第三部 [同左]	<u> </u>	【発行予定額又は発行残高の上限】(5) 【安定操作に関する事項】(6) <u>4栋</u> 【総覧に供する場所】(7) <u>4栋</u> 第一部 [同左] 第一部 [同左] 第1 [同左]

第十一号の二の二様式 [表紙] [系行登録番号] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名] [英訳名] [(代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号] [事務:連絡者氏名] [最新りの連絡場所] [電話番号] [電話番号]	第1【参照書類】 会社の概況及び事業の概況等法第5 すること。 1 [略] 2 【 <u>半期報告書</u> 】 2 【 <u>半期報告書</u> 】 事業年度 <u>第 期中</u> (自 (支)局長に提出 事業年度 <u>第 期中</u> (自 原为 局長に提出 事業年度 <u>第 期</u> 中(自 原務 (支)局長に提出予定 [3・4 略] [第2・第3 略] [第2・第3 略]	 - とした募集(売出) とした募集(売出)
発行登録書 		有価証 この発行登録書による発行登録の効力発生 予定日 (年 月 日) から 年を経 過する日 (年 月 日) まで <u>名称</u> (所在地)
第十一号の二の二様式 【表紙】 【表紙】 【提出書類】 【提出告】 【提出日】 【会社名】 【共表者の役職氏名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】	第1 [同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [四半期報告書] 2 [四半期報告書] 2 [四半期報告書] 2 [四半期報告書] (百左] 1 [同左] 1 [同左] 2 [四半期報告書] 2 [四半期報告書] (百左] 1 [同左] 1 [同左] 2 [同左] 1 [同左] 1 [同左] 1 [同左] 1 [同左] 1 [同左]	動の野麒迦河内 おさ
発行登録書 財務 (支) 局長 年 月 日	<u>中)</u> (自 年月日至 年月日) 中) (自 年月日至 年月日) に提出予定	この発行登録書による発行登録の効力発生 予定日 (年 月 日) から 年を経 過する日 (年 月 日) まで 名称

第十二号様式 [表紙] [「発行登線の対象とした募集(売出)有価証 券の種類」(1) [発行予定期間]
第十二号様式 [表紙] [表行登録,追補書類番号] [提出書類] [提出書類] [提出日] [長出日] [(代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] [電話番号] (電話番号] [電話番号] (発行登録の対象とした募集(売出)有価証 券の種類](2) (発行登録書の内容](3)	【発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証 券の種類】(1) 【発行予定額又は発行残高の上限】(2) 【発行予定額又は発行残高の上限】(2) [発行予定額又は発行残高の上限】(2) (2) (3) (3) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
%行登級追補書類 	この発行登録書による発行登録の効力発生 予定日(年 月 日)から 年を経 過する日(年 月 日)まで <u>名称</u> (所在地)
	発発 年 年 民 円 (日 円

			_											
氏名又は 名称	第一部【配券情報】 [第1・第2 略] 第3【第三者割当0 [1~4 略] 5【第三者割当8	25 4	実績合計額(円)	番号 提出年月日	【残額】(発行子 (発行残高の上	実績合		番号	【これまでの募集 (発行予定額を	発行予定額又	発行登録番号	有效期限	効力発生日	提出日
住所	第一部【証券情報】 [第1・第2 略] 第3【第三者割当の場合の特記事項】 [1~4 略] 5【第三者割当後の大株主の状況】	- 3事項】 - 3事項】 - 5)	(円)	三月日 募集(売出) 額(円)	際① (発行予定額-実績合計額-減額総額) (発行残高の上限を記載した場合)	実績合計額(円)		提出年月日	これまでの募集(売出) 実績】(4)(発行予定額を記載した場合)	発行予定額又は発行残高の上限(円)				
所有株式数(株)		1	(円)	出)金 償還年月日	領一減落縣密額)合)			募集(売出)	4)	₹ (円)				
数 総議決権数に 対する <u>所有議</u> <u>決権数の</u> 割合		等 (所在地)	総額		-			出) 金額 (円)				年	年	年
数に <u>有議</u> 株式数 (株)			'n	償還金額(円) 正	E	減額総額(円)		減額による訂正年月日				月日	月 日	月日
		-	太額総額 (円)	減額による訂正年月日		頁 (円)								
割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合				減額金額(円)				減額金額(円)						
	第一第二章 3 6 7 5 7 1		7		- J		1						1	1
氏名又は 名称	部 [同 1・第2 1で月 1で4 [1で4 [1で4]	<i>₩</i>	実績合計額(円)	番号提出	【残額】(発行 (発行残高の_	実績		番号	上れまでの募集 (発行予定額を	発行予定額又	発行登録番号	有效期限	効力発生日	提出日
住 所	だ 同左] 司左] 司左]	************************************	(四)	提出年月日 額 (円)	類 (発行予定額―実績合計額―減額総額 発行残高の上限を記載した場合)	実績合計額 (円)		提出年月日	これまでの募集(売出)実績』(4)(発行予定額を記載した場合)	発行予定額又は発行残高の上限	•			
	-	<u> </u>		(売出) 金	計額—減 場合)				(4)	上限 (円)				
所有株式数 次 (株)		(質 選 総 (円)	賞還年月日	次联治(初)			募集(売出)金額						
総議決権数に 対する <u>所有議</u> 決数の割合			額	貨是金				類 (田)				年	年	年
後に繊維に	_			償還金額(円)	正	減額		減額によ				月	Я	Я
豐富			滅田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	減額による訂正年月日		減額総額(円)		減額による訂正年月日				Ш	Ш	ш
割当後の所有 割当後の総議決権数 株式数 (株) 数の割合	-		四	田が				月日						

第十二号の二様式 【表紙】 【密行登録追補書類 提出書類】 発行登録追補書類 提出书】 年 月 日 (会社名】 年 月 日 【表書の受職氏名】 年 月 日 【事務連絡者氏名】 [事務連絡者氏名】 【最新番号】 [電話番号] 【電話番号】 [電話番号]	いては、当該事項の記載を省略することができる。 [[1]~(6] 略] [(7] 参照情報 [a・b 略] c 参照書類としての有価証券報告書又は <u>半期報告書</u> (以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d [略] [8] [略]	第二部 [略] 第三部 [参照情報](7) 第1 [参照情報] 会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1 [略] 2 [半期報告書] 事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 上財務 (支) 局長に掲出 [第2・第3 略] [第2・第3 略] 第四部 [略] (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものにつ	
第十二号の二様式 【表紙】 【経日書類】 発行登録追補書類 【提出告】 上財務(支)局長 【提出日】 年月日 【会社名】 年月日 【大談名)(砂職氏名) 上財務(支)局長 【作表者の(砂職氏名) 年月日 【電話番号】 上財務(支)局長 「電話番号】 上財 日本 「電話番号】 上財 日本 「電話番号」 上財 日本 「電話番号】 上財 日本 「電話番号】 上財 日本 「電話番号】 日本 「電話番号】 日本 「電話番号】 日本 「日本 日本 「日本 日本 「日本 日本 「日本 日本 「日本 日本 「日	[(1)~(6) 同左] (7) [同左] [a・b 同左] c 参照書類としての有価証券報告書又は <u>四半期報告書若しくは半期報告書</u> (以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d [同左]	第二部 [同左] 第三部 [同左] 第1 [同左] 1 [同左] 2 [四半期報告書又は半期報告書] 車業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 上 財務 (支) 局長に提出 [第・第 3 同左] 第四部 [同左] (記載上の注意)	四 (五

第十四号様式 [表紙] [聚行登錄番号] [提出書類] [提出氏] [提出日] [会社名] [(代表者の役職氏名] [(代理人の氏名又は) [代理人の住所又は [電話番号] [電話番号]	【総覧に供する場所】(4) [第一部・第二部 略] 第三部【参照書類】(6) 第1【参照書類】 会社の概況及び事業すること。 1 [略] 2 【半頻報告書】 事業年度 第 期 (支) 局長に提出 [3・4 略] [第2・第3 略] (記載上の注意) [略]	発行予定額又は発行機関とは発行を表質とは残害(円)	有効期限発行登録番号	効力発生日	[事務連絡者氏名] [発行登録の対象とし 券の種類](1) [今回の募集(売出) [発行登録書の内容]
法統(表統) (表行登録番号] (提出書類] (提出名) (提出日) (会社名] (代表者の役職氏名] (代表者の役職氏名] (代表者の役職氏名] (本店の所在の場所] (本店の所在の場所) (本店の所在の場所) (代理人の氏名又は名称) (2) (代理人の任所又は所在地) (電話番号)	宗に供する場所](4) 部・第二部 略] (【参照情報】(6) 参照書類] 参照書類] を化の概況及び事業の概況等法第5条第 さと。 [略] 上野報告書] 半頻報告書] 半頻報告書] ・4 略] ・4 略] ・4 略] ・第3 略] 上の注意) ・第3 略]	発行予定額又は発行残高の上限(円) 残額又は残高(円)	}号		【事務連絡者氏名】 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証 終の種類】(1) 【今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3)
発行登録書 関東財務局長 年 月 日	魔に供する場所](4) <u>名称</u> <u>(所在地)</u> 「一部・第二部 略] 「部【参照曹報】(6) 【参照曹報】 会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項こついては、以下に掲げる書類を参照ること。 [略] [略] [上野報告書] 事業年度 <u>第</u> 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 <u>申</u> 財務(支)局長に提出 [3・4 略] [3・4 略] [3・4 略] [6]		年月日	年月日	п
	/法 以下に掲げる書類を参照 年 月 日財務				
第十四号様式 [表紙] [発行登録番号] [提出書類] [提出先] [提出日] [会社名] [代表者の役職氏名] [代表者の役職氏名] [本店の所在の場所] [代理人の氏名又は名称](2) [代理人の任所又は所任地] [電話番号] [電話番号]	(総覧に供する場所) (4) 名 (第一部・第二部 同左] 第三部 [同左] 第1 [同左] 第1 [同左]	発行予定額又は発行残高の上限(円) 残額又は残高(円)	有效期限	郊力発生日	[事務連絡者氏名] [発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類](1) [今回の募集(売出)金額](2) [発行登録書の内容](3)
発行登録書 関東財務局長 年 月 日	<u>名称</u> <u>(所在地)</u> 期 <u>中)</u> (自 年月日至 <u>期</u> 出		年月日	年 月 日	At II
	年 月 日)				

d [略] e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 <u>半期報告書</u> 」、「4 外国会社報告書及びその補	[a・D 略] c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(9) 参照情報	[(1)~(8) 略]	(記載上の注意)	第三部 [略]	「6・7 昭」 [第2・第3 昭]	東財務局長に提出予定	事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関		5 【外国宗代王男教治書及いその補足書規】 ・ 年月日至 年月日) 年月日関東財務	Cin	局長に掲出予定	事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関	事業年度 第一期中(自 年月日至 年月日) 年月日関東財務	2【半期報告書】	1 [器] 1	会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照	第1【参照書類】	ni\lambda1		【縦覧に供する場所】(7) 名称	【安定操作に関する事項】(6)	【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	予定日 (年 月 日) から 年を経 過する日 (年 月 日) まで	【発行予定期間】(4) この発行登録書による発行登録の効力発生	[電話番号] 【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類](3)	[連絡場所]
的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d [同左] e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、 「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 <u>四半期報告書又は半期報告書」</u> 、「4 外国会社	[a・D 四五] c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社の工事報告書若しての方価証券報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等に記載告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体		[(1)~(8) 同左]	(記載上の注意)	第三部 [同左]	[第2·第3 同左]	اللا 1	事業年度第一期第四半期(第一期中)(自年月日至年月日)	日関東財務局長に提出	5 [外国宗社四半別報告書及したの禰疋書類址しいこれ国宗社半別報告書及したの禰疋書類] 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年 月 日)	6.5	月日までに関東財務局長に提出予定	中,另一周天的经验可以下的运动。	ИTH	【四半期報告	1 「同左〕	믘			一般。「同だ」 (PF在地)	【縦覧に供する場所】(7) 名称	【安定操作に関する事項】(6)	【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	予定日(年月日)から年を経過する日(年月日)まで	【発行予定期間】(4) この発行登録書による発行登録の効力発生	【電話番号】 【発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証 券の種類】(3)	(連絡場所)

1 [略] 2 [半期報告書] 2 [半期報告書] 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務 再業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関 事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に掲出予定	第十四号の四様式 [表報] [経出書類] [提出告] [提出告] [提出告] [代表者の役職氏名] [本活の形式は5所在地] [代理人の由示又は5所生地] [電話番号] [経報場所] [経活番号] [経活動 (1) [発行予定類型(1) [発行予定類型(2) [経行予定類型は発行残高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表高の上段](2) [経行予定類型は発行表面が5単項については、以下に掲げる書類を参照すること。	足書類 及び「5 <u>外国会社半期報告書</u> 及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定 の有価正券報告書等の提出期限を記載すること。 (10) 参照書類の補完情報 a [略] b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに入国会社半期報告書及びその補足書類が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。 (11) [略]
1 [同左] 2 [四半期報告書又は半期報告書] 2 [四半期報告書又は半期報告書] 第 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に提出予定	第一年表発提提上による「一年、第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	報告書及びその補足書類」及び「5 <u>外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</u> (0) [同左] a [同左] b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類ができまれる場合にあっては、aに準じて記載すること。 (1) [同左]

:	番号	【これまでの募集 (売出) 実績 (発行予定額を記載した場合)	発行予定額又は	発行登録番号	有效期限	効力発生日	提出日	【今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3)	【発行登録の対象。 券の種類】(1)	【電話番号】	【事務連絡者氏名】 「油級卓派】	「電話番号」	【代理人の氏名又は名称】	【本店の所在の場所】	【会社名】	【提出先】 【提出日】	[表紙] [表紙] [発行登録追補書類番号] [提出書類]	[6・7 略] [第2・第3 略] [第2・第3 略] (記載上の注意) [略]	局長に提出 事業年度 <u>第 期中</u> 市財務目長17担出予定	[3・4 略] 5 【外国会社半 事業年度 <i>章</i>
	提出年月日	(売出) 実績】(4) 記載した場合)	発行予定額又は発行残高の上限					出) 金額](2) 容](3)	【発行登録の対象とした募集(売出)有価証 6の種類】(1)				花巻	I E	Z.		質番号]	\ E	5年中報 (自) <u>中储 第</u>	3・4 略] 【 <u>外国会社半期報告書</u> 及びその補足書類】 事業年度 <u>第 期中</u> (自 年 月
	募集(売出)金額								有価証							関東財務局長 年 月	発行登録追補書類		年月日至	起書類】 年月日至
	減額こよる訂正年月日				年 月 日	年 月 日	年 月 日									Ш	前書 類		年月目)	年月日)
	減額金額																		年月 日までに関	年 月 日関東財務
	各番	【これまでの募集(売出 (発行予定額を記載し	発行予定額又は	発行登録番号	有效期限	効力発生日	提出日	【今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3)	【発行登録の対象 券の種類】(1)	(電話番号)	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	【代理人の氏名又は名称】	【本店の所在の場所】	【余社名】	【提出先】	(表紙) 【表紙] 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】		事業年度	[3・4 同左] 5【外国会社四3 事業年度 <i>資</i>
	提出年月日	(売出) 実績】(4) 記載した場合)	発行予定額又は発行残高の上限					出)金額』(2) 容』(3)	【発行登録の対象とした募集 (売出) 有価証 終の種類】(1)				は名称】	別	Þ.		類番号]	此) 同左〕 ŷ	日関東財務局長に提出 第一期第一四半期(第一期中)(第一期第一四半期(第一期中)(第 期第 四半期 (第
	募集(売出)金額								有価証							関東財務局長 年 月	発行登録追補書類	Z. C. G. E. J.	(日本田本) (自) (日本日本)	補足書類並びに外国(第 期中)_ (自
	쬺									i 1	- 1	1 1				展月	, 1111/- 1			
	額 減額による訂正年月日				年 月 日	年 月 日	年 月 日									ш	書 類		年月日至	* 4 同左] 【 <u>州国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及</u> びその補足書類】 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 事 年 年 年 年 年 年 月 日 至 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

-		果 箫	第第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1	7	,艇	第二	5			•		[3		_
[3・4 略] 5 【外国会社3 重業年度	1 [略] 2 【半期報告書】 3 【半期報告書】 5 事業年度 3 局長に提出	第二部【参照情報】(7) 第1【参照書類】 会社の概況及び事 すること。	第4 [略] 第1 [略]	氏名又は 名称	[1] 4 略] 5 【第三者割]	3 【第三者書	第一部【証券情報】 「第1・第2 略】	【縦覧に供する場所】(5)	【残高】(発行残高の上限 【安定操作に関する事項】	実績合計額		番号 振	【残額】 (発行 (発行残高の		
名] 上半期報:		育報』(7) 頁] 元及び事:		7-7	削当後の:	場の影響	機 機	5場所](7残高の. 計さる事	計額		提出年月日	デ予定額・ り上限を	実績合計額	_
3・4 略] 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 ・ 事業に第一年 第一日	期中(自	業の概況等法		住所	【第三者割当後の大株主の状況】	第3【第三者割当の場合の特記事項】 「1~4 w]		5)	₩ 			3 募集 (売出)	額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) (発行残高の上限を記載した場合)	摘	
)補足書類]	升	·第5条第		所有株式数(株)	E.	<u> </u>			実績合計額+償還総額-減額総額			出)金額	頁一減額総 計)		
	Я	11項第2					ļ	名 料 (9	運総額-	償還総額		償還年月日	御		
1	H	2号に掲		総議決権数に 対する <u>所有議</u> 決権数の割合				(所在地)	-滅額総	総額					
Ī	年月	げる事項に										償還金額		滅	
I.	8	.部【参照青報】(7) 【参照書類】 会社の概况及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照 		割当後の所有 株式数 (株)						減額終額		減額による訂正年月日		減額総額	
.	年月	(下に掲げ		. 割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合	1					総額		7正年月日			-
		事を		の総議 5所有											
	関東財務	類を参照		決権数議決権								減額金額			
-	1 2 日関東財務		第第二二4二二	決権数 議決権]]]] []	· 《 : 8 。		※	[残]						
οı —	1 同法 2 <u>【四半期</u> 事業4	第1 第 1	6~8 元司 8~8		[回]	第3 同左	第一部 [同	【総覧に供す	【残高】 (発 【安宗操作に	実績		番号	【残額】(発 (発行残高		
[3・4 同左] 5 <u>[外国会社四半期</u>	1 [同左] 2 <u>【四半期報告書</u> 又 事業年度 <u>第</u> 年 月 日関	思 熊 川 口	[6~8 同左] 第4 [同左] 第二部 [同左]	氏名又は 名称	5 [司左]	第3 同左]	第一部 [同左] 「笛1・笛? 同左]	【縦覧に供する場所】(5)	【残高】(発行残高の上 【安定操作に関する事項	実績合計額			(94)	実績合計格	
[3・4 同左] 5 <u>[外国会社四半期</u>	1 [同左] 2 <u>【四半期報告書</u> 又 事業年度 <u>第</u> 年 月 日関	第1 第 1	· 물 등 (8		[回]	第3 同左]	第一部 [同左] 「第1・第2 同左]	【縦覧に供する場所】(5)	【残高】(発行残高の上限一実績 【宏定操作に関する事項】	実績合計額		番号 提出年月日	(94)	実績合計額	
[3・4 同左] 5 <u>[外国会社四半期</u>	1 [同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書] 第 業年度 第 期第 四半期 (第 年 月 日関東財務局長に提出	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住 所 名称	[回]	第3 同左]	第一部	【総覧に供する場所】(5)		実績合計額		番号 提出年月日 募集(売出)	(94)	実績合計額	
[3・4 同左] 5 [外国会社四半期	1 [同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書】 ま業年度 第 期第 四半期 (第 期中) 年 月 日関東財務局長に提出	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住 所 名称	[回]	第3 同左 [124] 第1 同左 [124]	[同左] (第2 同左)	(5) <u>名</u>				番号 提出年月日 募集 (売出) 金額	【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) (発行残高の上限を記載した場合)	実績合計額	
[3・4 同左] 5 <u>[外国会社四半期</u>	1 [同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書] 第 業年度 第 期第 四半期 (第 年 月 日関東財務局長に提出	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住 所 所有株式数 名称 (株)	[回]	第3 [F] 第1 [F] 「1~4 [F] 「1~4 [F]	[同左] (第2 同左)	(5) <u>名</u>		実績合計額		番号 提出年月日 募集(売出)	(94)	実績合計額	
[3・4 同左] 5 [外国 会社四半期 事業に毎 <i>年</i>	1 [同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書】 ま業年度 第 期第 四半期 (第 期中) 年 月 日関東財務局長に提出	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住所 所有株式数 総議決権数に 名称 (株) (株) 決数の割合	[回]	第3	[同左] (第2 同左)	(5)	【残高】(発行残高の上限-実績合計額+賞器総額-滅額総額)			番号 提出年月日 募集 (売出) 金額	(94)	計衡	
[3・4 同左] 5 [外国 会社四半期 事業に毎 <i>年</i>	1 同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書】	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住所 所有株式数 総議決権数に 名称 (株) (株) 決数の割合	[回]	第3 [[同左] (第2 同左)	(5) <u>名</u>				番号 提出年月日 募集 (売出) 金額 償還年月日 償還金額	(94)	実績合計額 減額総額	
CID	1 [同左] 2 【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期 第 期中)(自 年 月 日 年 月 日関東財務局長に提出	第1 第 1	· 물 등 (8	氏名又は 住所 所有株式数 総議決権数に 名称 (株) (株) 決数の割合	[回]	第3 [F] [1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~ 1	[同左] (第2 同左)	(5) <u>名</u>				番号 提出年月日 募集 (売出) 金額 償還年月日	(94)	計衡	

備考 第四部 [略] (記載上の注意) [第2・第3 略] (8) 参照書類の補完情報 (7) 参照情報 いては、当該事項の記載を省略することができる。 登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものにつ [(1)~(6) 器] [6・7 略] Д 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行 c 参照書類としての有価証券報告書若しくは<u>半期報告書</u>又は<u>外国会社報告書</u>若しくは外国会社半期報 局長に提出 [a·b 略] 告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日 書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。 由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 园园 第四部 [同左] [第2・第3 同左] (記載上の注意) (8) [同左] (7) [同左] [(1)~(6) 同左] [6・7 同左] d [同左] c 参照書類としての有価証券報告書若しくは<u>四半期報告書若しくは半期報告書</u>又は<u>外国会社報告書若</u> b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補 同左 [a·b 同左] 年 月 日関東財務局長に提出 足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合 等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記 にあっては、aに準じて記載すること。 体的に、から、分かりやすく記載すること。 載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具 しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書 同左

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等 \mathcal{O} 開示に関する内閣 府令 (昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一

部を

次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

· 。	規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りで 書	公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の 分	協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を 引	者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業 所	に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有 〒	前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号 2	第十八条	ŋ	縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない 分	が、関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆 出	分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者 の	区又は総合区。次条第二項において同じ。)までの部分以外の部 て	律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては 年	ち、市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法 の	者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のう 所	.掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有 〒	前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号 2	第十七条 [略] 第十七	(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧) (改 正 後
りでない。	『の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限	分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし	引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部	所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取	までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の	前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号	第十八条 [同上]	りでない。	、紫	出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部	部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提	ては、区又は総合区。次条第二項において同じ。)までの部分以外	年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつ	のうち、市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二	所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所	までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の	前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号	-七条 [同上]	(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)	改 正 前

第三号様式 [表紙] [提出書類] [提出書類] [提出書類] [提出書類] [提出告] [提出先] [提出先] [提出日] (次計年度(又は事業年度)] [公計年度(又は事業年度)] [公計年度(又は事業年度)] [一次表者の役職氏名](2) [事務連絡者氏名](3) [住所] [電話番号]	表示的に、
第三号様式 [表紙] [提出書類] [根拠条文] [提出日] [会計年度(又は事業年度)] [発行者の名称] [代表者の役職氏名](2) [事務連絡者氏名](3) [自計番号]	来 1 1 1 1 1 1 1 1 1
有価記券報告書 金融商品取引法第24条第1項 関東財務局長 年月日 年月日至年月日	(株) 有価配券届出書 有価配券届出書 (株) 有価配券届出書 (株) 有価配券届出書 (株) 有価配券届出書 (株) 有の名称 有 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

備考 表中の [] の記載は注記である。	[(22) • (23)	の [編化]	合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすノ部にナストレ	に準ずる情報が含まれる場合に <u>あっては、</u> 最近1年間)の財務計算に関する書類を掲げること。この場	b 最近2年間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の2の2に規定する比較情報	a [P格]	② 経理の状況	[1]~20	(記載上の注意)	[第1~第3 略]	(所在地)	【縦覧に供する場所】(4) 名称
	[20]・23 同左]	。 。 。 に 同左 1	て、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明す	情報が含まれる場合に <u>ついては</u> 最近1年間)の財務計算に関する書類を掲げること。この場合におい	b 最近2年間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる	a [同左]	(21) [同左]	[1]~20 同左]	(記載上の注意)	[第1~第3 同左]	(所在地)	【縦覧に供する場所】(4) 名称

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 特定有価証券の内容等の開 示に関する内閣府令 (平成五年大蔵省令第二十二号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

	じ。)が掲げられているとき。 のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同	又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)	の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等規出された手出された有価証券届出書は、当該有価証券届出書が摂出された目	り、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提	本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることによ	二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項	一 [略]	れかに掲げるときとする。	第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいず	一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項	する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第	第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定	(有価証券報告書の提出を要しない場合)	改正後
同日	が掲げられているとき。 外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。)	務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)又は財	の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等規出された有価記券届出書に、当該有価記券届出書が提出された日		本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることによ	二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項	一 [同上]					第二十六条 [同上]	(有価証券報告書の提出を要しない場合)	改 正 前

する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(
いて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出	いて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出
	また事質期間に係め合併性の表について記載されて、ヤ・ヤゲー、1年や1早質期間アセスファンドにし
	(点)公共学院共
2.25日女人(4十回2.35日女()3.4人)、「一丁口1日を~~~」。2回219女(35日女人)4十回2.35日女(14.5万万子女女事はみるく)) やむまされて	「「東京25年度久10年久1、10年日1日867~7~1.50日215天25年8久入13年国内25年8及(1145D557年8月末8月末8日 「GV)) や担相でイスト マ
は、人) 筆音が着日間中に人と筆手が着し近に見いて、一人世紀で明了。 トゥール・「華本教を相関中に人) 華本教を ・	A DEPARTMENT OF A CONTROL OF THE STANDARD OF
経に、たごや智へなくしてみもあぶ(「、「ロンハなご」P J J 」ところ語彙を占てより単立との少の場面はおります。 ファンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは対し、アンカ語のは、アンカ語のは対し、アンカ語のは、アンカ語のでは、アンカ語のはのは、アンカ語のは、アンカ語のはのは、アンカ語のはのは、アンカ語の語のは、アンカ語のはのは、アンカ語の語のは、アンカ語のはのは、ア	が、 は、
毎年経験相間中に1△~9場間時毎年経験相) 辞書を得していたい半経験相間中に1△年経験相と対し間頃息	
1 日本語の アイファイン 関係 温度 できません アイン できません アイファイン アイン・アイン アイン・アイン アイ・アイン アイン・アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン	Œ
A (併今によりファンドの最近計算質問に及る思察報までは中間思察報まを存むしていない語今には、及しか・C 同年」	d (徐今)、「りファンドの島沿井管護門で及る田黎紫までは中間田黎紫まなおは)「フレント」も同くに、「B・C RA」
<u>及び</u> 中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 「:	表 <u>又は</u> 中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表	表と同一のものであって、新たに監査部別を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸
により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸	により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸
、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定	、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項	なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項
a 及び 🛱 a において同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。	
F大蔵省令第12号)	いて同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添かすること。
いる場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣	蔵省令第12号)第 3条第 1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下 a 及び ⑻ a にお
務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けて	の旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和22年大
省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項に規定する中間財	下この様式において同じ。)について、公認会計士又は甄晳法人の甄晳语史を受けている場合には、そ
a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵	a 財務諸表又は中間財務諸表 (財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。 以
(#) [同左]	(4) ファンドの路壁状況
[1]~(4) 同左]	[[1]~(4)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[第一部~第三部 同左]	[第一部~第三部 略]
(所在地)	(原佑地)
【縦覧に供する場所】 名称	【縦覧に供する場所】 名称
	託受益証券の金額】(3)
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信	【届出の対象とした募集(売出)内国投資信
託受益証券に係るファンドの名称]	託受益証券に係るファンドの名称]
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信	【届出の対象とした募集(売出)内国投資信
(電話番号)	[電話番号]
[事務連絡者氏名]	[事務連絡者氏名]
【本店の所在の場所】	[本店の所在の場所]
【代表者の役職氏名】(2)	【代表者の役職氏名】(2)
【	【発行者名】
【提出日】 年月日	【提出日】 年月日
【提出先】	【提出先】
【提出書類】 有価証券届出書	【提出書類】 有価証券届出書
表紙	【表紙】
第四号梯式	第四号様式

(6)a及び40/において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u> に規定する比較情報を除く。(6)a及び40/において同じ。) も記載すること。

(46) 損益及び剰余金計算書

a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰除金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰除金計算書をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

b 医

仰 注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並CNご損益及CV剰除金計算書に関連する注記を記載すること。

[(48)~(52) 略]

(83) 委託会社等の経理状況

委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表 又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

及託会社等が継続期示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する継続期示会社をいう。)に該当する者である場合には、(6)から(6)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続期示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類近びにその提出日以後に提出される<u>半期報告書</u>(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(3) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(岡において「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいい、<u>財務諸表等規則を経過する日(</u>岡において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、<u>財務諸表等規則</u>第211条に規定する比較情報を除く。岡において同じ。)も記載すること。

(55) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

(4) a 及び仰において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第 3条の2に規定する比較情報を除く。(4) a 及び仰において同じ。) も記載すること。

最近計算期間に係る損益及び剰除金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等担則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

0 同左

[同左]

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間期始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

[(48)~(52) 同左]

同九

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

委託会社等が総続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、(6)から(6)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。
以下りにおいて同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。「同左「

<u>規則第3条の2</u>に規定する比較情報を除く。⑤において同じ。)も記載すること。 。 「同七]

を経過する日(⑤)において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等

委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。

	(60)			(52)		<u> </u>	·					7 7	7	7	二	₩ 5#		第17	
b [略] c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただしま c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただしま あるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作 に関する内閣所令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。 d 管理会社が継続期示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第	, 智 () () () () () () () () () (e 併合によりファンドの最近2計算期 情報が含まれる場合については最近計 ていない場合には、投資者がファンド の注意」(4) d に準じて、当該併合に係	d 財務書類は、財務諸表等規則第328名 あるかを記載すること。なお、同項本 十三号の二様式によること。) ファンドの海里状況 [a~c 略]	[(1)~(5) 略]	【第一部~第三部 略】 【記載 Fの注音】	【縦覧に供する場所】	【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】(5)	【油出の対象とした募集(売出)外国役貨信託受益記券に係るファンドの名称】	「南部番号」	【事務連絡有以名】(4) 【連絡場所】	【代理人の住所又は所在地】 「市致市後本丘々」(4)	【代理人の氏名又は名称】(3)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(2)	【提出日】	【提出書類】 【提出先】	第四号の二様式 【表紙】	[(55)~(63) 明各]
「略」 財務書類は、財務諸表等規則 <u>第328条第5項本文</u> 又は同項ただし書の規定のうちいずれてよるもので財務書類は、財務諸表等規則 <u>第328条第5項本文</u> 又は同項ただし書の規定のうちいずれてよるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣所令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。 管理会社が総続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する総続開示会社	「80) 略』 理会社の経理状況 管理会社の最近2事業年度(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含ま る場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。	併合によりファンドの最近2計算期間(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準する情報が含まれる場合については最近計算期間。(部及び(3) a において同じ。)に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(4) d に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。	財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。				<u> </u>									年月日	有価証券届出書関東財務局長		
[略] 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣所令別級様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。管理会社が継続期示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する継続期示会社	青報が含ま	設に準ずる質を作成した「記載上	たるもので 続式及び第																
b [同左] c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書 c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書 あるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作 に関する内閣所令別級様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。 d 管理会社分継続期示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第	7 - 7	e 併合によりファンドの最近2計算期まれる場合については最近計算期間。まれる場合については最近計算期間。場合には、投資者がファンドの投資資() d に準じて、当該併合に係るファン「~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	d 財務書類は、財務諸表等規則第131名 あるかを記載すること。なお、同項本 十三号の二様式によること。	∞) [同左] [a~c 同左]	[(1)~(b) 同左]	[第一部〜第三部 同左] (記載トの注音)	縦覧に供する場所	【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】(5)	【油出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	【電話番号】	【事物理格有以名】(4) 【連絡場所】	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(3)		【代表者の役職氏名】(2)	【提出日】 【	【提出書類】	第四号の二様式 【表紙】	[第一条]
[同左] 財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣所令別版係表式第十二号中様式Bに準じて記載すること。管理会社が総続期示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する総続期示会社	『同左』 [同左] 管理会社の最近2事業年度(財務諸表等規則 <u>第6条</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合 こついては最近事業年度)における財務書類について記載すること。	併合によりファンドの最近2計算期間(財務諸表等規則 <u>簡6条</u> に規定する比較情報に準する情報が含まれる場合については最近計算期間。(図及び® a において同じ。)に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(4) d に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。	財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。				<u>名称</u> (所在地)									年月日	有価証券届出書関東財務局長		

会社の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並び の訂正報告書について記載すること。 にその提出日以後に提出される<u>半期報告書</u>(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれら 示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理 同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続期

[(61)~(69) 略]

第四号の三様式

提出書類 提出先

関東財務局長 有価証券届出書

併

Ш

発行者名 【代表者の役職氏名】(2)

提出日

【事務連絡者氏名】 【本店の所在の場所】

電話番号

券に係る投資法人の名称】 【届出の対象とした募集(売出)内国投資証

【届出の対象とした募集(売出)内国投資証

| 統憲に供する場所|

名称

(所在地)

券の形態及び金額』(3)

(記載上の注意) [第一部~第四部 郡

[1]~(65) 器] 投資法人の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表 (財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。 の旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 財務諸表又は中間財務諸表(<u>財務諸表等規則第1条第1項第3号</u>に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、そ

項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規 諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務 定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務 なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1

6 貸借対照表

する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(いて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人につ

> 同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 にその提出日以後に提出される<u>四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下</u>d 会社の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並び 示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理 、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開 (当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。) 又は半期報告書

[億]~(8) 同九

	第四
Ì	号の
	川線
	共

大変

提出書類

提出先

関東財務局長 有価証券届出書

併 Ш

Ш

提出日

代表者の役職氏名』(2) [発行者名]

本店の所在の場所

電話番号

[事務連絡者氏名]

券に係る投資法人の名称】 【届出の対象とした募集(売出)内国投資証

【届出の対象とした募集(売出)内国投資証

券の形態及び金額』(3) |縦覧に供する場所|

名称

[第一部~第四部 同左] (記載上の注意)

[(1)~(6) 同左] 同九

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式 載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記 において「中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様

表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸 定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務 項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1

[b·c 同左]

65 同左

いて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出 する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人につ

8 211条に規定する比較情報を除く。(®) a 、(®)及び727において同じ。) も記載すること。 (®) a 、(®)及び悩において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第

除く。)も記載すること。 中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を は、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合に

8

投資主資本等変動計算書

当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、財務諸表等規則 第211条に規定する比較情報を除く。) も記載すること。 た場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書(計算期間開始の日から 最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載し

3

3

キャッシュ・フロー計算書

算書(<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除く。)を併せて記載すること。 る中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計 最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、(6)ただし書に規定す

72

中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表 日までの期間に係る注記表をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除く。)も記載するこ 最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該

[(73)~(77) 略] 配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分

第四号の四様式

裁紙 【提出書類】

提出先 掘出田 発行者名

> 関東財務局長 有価証券届出書

Ш

ш

本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】(2)

代理人の氏名又は名称](3

代理人の住所又は所有過 事務連絡者氏名』(4)

連絡場所

(届出の対象とした募集(売出)外国投資証

券に係る外国投資法人の名称】

情報を除く。)も記載すること。 中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合に 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(計算期間期始の日から当該計算期間に係る

当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、中間財務諸表等 た場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書(計算期間開始の日から 規則第3条の2に規定する比較情報を除く。) も記載すること。 最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載し

[元]

算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて記載すること。 る中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計 最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、のただし書に規定す

[同左]

日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載 アンタチ 中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表 最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該

[(3)~(77) 同左] 配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分

第四号の四様式

| | | | |

【掘出日】 提出先 提出書類

> 関東財務局長 有価証券届出書

併

Ш

ш

発行者名

代表者の役職氏名』(2)

代理人の氏名又は名称』(3) 本店の所在の場所

事務連絡者氏名』(4) 【代理人の住所又は所有者】

連絡場所

電話番号

券に係る外国投資法人の名称】 届出の対象とした募集(売出)外国投資証

(®) a 、(®)及び727において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規 <u>則第3条の2</u>に規定する比較情報を除く。(®) a 、(®)及び悩において同じ。)も記載すること。

型 / 2 co / 2 co / 二 本	[電話番号] [届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流 動化証券の名称] [届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流 動化証券の金額] (3) [縦覧に供する場所] [縦覧に供する場所] [第一部~第三部 略]	第五号の二様式 [表紙] [提出書類] 有価証券届出書 [提出先] 関東財務局長 [提出日] 年 月 日 [発行者名] (代表者の役職氏名](2) [本店の所在の場所]	[a~c 略] d 財務書類は、財務諸表等規則 <u>第328条第5項本文</u> 又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。 (5) 貸借対照表 最近 2計算期間(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(6) a、(f)及び(6)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。 [(6)~(8) 略]	【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】(5) <u>各極</u> (
<u></u>	[電話番号] 【届出の対象とした募集(売出) 内国資産流動化証券の名称】 【届出の対象とした募集(売出) 内国資産流動化証券の金額 (第五号の二様式 [表紙] [提出書類] 有価証券届出書 [提出书]	[a~c 同左] d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。 (75) [同左] 最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近2計算期間。(6) a、(7)及び(8)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。	【届出の対象とした募集(売出) 外国投資証 券の形態及び金額】(5) 【統覧に供する場所】 <u>名称</u> (第一部〜第四部 同左] (記載上の注意) [(1)〜(7) 同左] (1) [同左]

第五号の四様式 託流動化受益証券の金額】(3) 氏流動化受益証券の名称】 【縦覧に供する場所】 【届出の対象とした募集(売出)内国資産信 【届出の対象とした募集(売出)内国資産信 提出日 提出先 (記載上の注意) [第一部~第四部 事務連絡者氏名 【住所又は本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【提出書類】 (14) 特定信託財産を構成する資産の内容 電話番号 【発行者(原委託者)氏名又は名称】 電話番号 本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】(2) (発行者 (受託者) 名称 代表者の役職氏名 [(18)~(42) 略] [(1)~(13) 晃] i 特定信託財産を直接又は間接に構成する債権(信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて [a~h 點] (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である という。)が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。 墨 債務者を除く。)について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。 会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準 いて記載した書面 出される<u>半期報告書</u>(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書につ |継続開示会社をいう。) に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 - 提出会社の保証 書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びこその提出日以後に提 じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する 思 関東財務局長 有価証券届出書 (所在地) Ш Ш 託流動化受益証券の金額】(3) 託流動乙受益証券の名称】 第五号の四様式 [統覧に供する場所] 提出日 提出先 裁策 (記載上の注意) [第一部~第四部 同左] 【届出の対象とした募集(売出)内国資産信 【届出の対象とした募集(売出)内国資産信 (14) [同左] 電話番号 事務連絡者氏名 (住所又は本店の所在の場所) 代表者の役職氏名 【発行者(原委託者)氏名又は名称】 電話番号 事務連絡者氏名 本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】(2) 【発行者(受託者)名称】 提出書類 [(1)~(13) 同左] [18~(42) 同左] i [同左] [a~h 同左] [(a)~(c) 同左] 0 同左 出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②において同じ。 会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準 開 規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面 総結開示会社をいう。) に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証 書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提 じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する [九三] 当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に 関東財務局長 有価証券届出書 併 Ш Ш

務者」という。)が存在する場合には、aからhまでに加えて、次のaからdまでに従うこと。 る関連会社をいう。(d)において同じ。) である債務者がある場合には、当該債務者を含む。) であって 等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。)又は関連会社(同条第5項に規定す 単に「債権」という。)に係る債務者(以下;において単に「債務者」といい、その子会社(財務諸表 当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの(以下において「重要な債

[(a)~(c) 题

- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である 債務者を除く。) について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。
- 19号に規定する半期報告書をいう。(28-2) cにおいて同じ。)並びにこれらの訂正報告書について 当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28 -2) c において同じ。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される<u>半期報告書</u>(同条第 社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている 様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会 る継続開示会社をいう。(28-2)cにおいて同じ。) に該当する者である場合には、同令第二号 記載した書面 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定す

(22) 特定信託財産の経理状況

の旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項 中間財務諸表に添付すること。 に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。 (28-2) b において同じ。) を該当する財務諸表又は 下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、 財務諸表又は中間財務諸表(<u>財務諸表等規則第1条第1項第3号</u>に規定する中間財務諸表をいう。 N

8 貸借対照表

日(四 a において「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいい、<u>財務結表等規則第211条</u>に 提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間期始の日から起算して6月を経過する 規定する比較情報を除く。例aにおいて同じ。)も記載すること。 について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産

(24) 損益計算書

間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除 く。)も記載すること。 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中

昂

[(25)~(28) 略]

(28-2) 経理の状況 园

[(a)~(c) 同左]

[]左同

[同左]

 \odot \in

2) cにおいて同じ。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第 当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28-様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会 る継続開示会社をいう。(28-2) c において同じ。) に該当する者である場合には、同令第二号 書をいう。 書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告 18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②及び(28-2)cにおいて同じ。) 社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定す (28-2) c において同じ。) 並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

[15~(21) 同左]

同左

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(幽及び幽 a に 表に添付すること。 監査報告書又は中間監査報告書をいう。(28-2)bにおいて同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸 において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載 おいて「中間財務諸表等規則」 し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する という。) 第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。 以下この様式

[b·c 同左]

開左

日(四)a において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3 提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する 条の2に規定する比較情報を除く。(24) a において同じ。) も記載すること。 について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産

a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には 報を除く。)も記載すること。 間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 <u>中間財務諸表等規則第3条の2</u>に規定する比較間 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中

b [同左]

[您~総 同左]

(28-2) [同左]

a [同左]

- 場合には、連結財務諸表を含む。以下りにおいて同じ。)又は中間財務諸表(中間連結財務諸表(同項 <u>第3号</u>に規定する中間連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。)がある場合には、中間連結財務諸 表を含む。以下 b において同じ。)について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には 大蔵省令第28号)<u>第1条第1項第1号</u>に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。)がある 受託者の財務諸表(連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年 その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付するこ
- れた当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表 又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出さ なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の
- おいて既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日1 保証会社情報」の「2 継続期示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日 に提出される<u>半期報告書</u>並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 受託者が総続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代 企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第

第五号の五様式 表紙

 $[(28-3)\sim(37)$

墨

【届出の対象とした募集(売出)外国資産信 電話番号 「事務連絡者氏名」(4) 代理人の住所又は所有過 【代理人の氏名又は名称】(3) 本店の所在の場所 【代表者の役職氏名】(2) 提出書類 連絡場所 【代理人の住所又は所在地】 代理人の氏名又は名称 【住所又は本店の所在の場所】 代表者の役職氏名 【発行者(原委託者)氏名又は名称】 電話番号 提出日 提出先 事務連絡者氏名』(4) 連絡場所 発行者 (受託者) 名称 関東財務局長 有価証券届出書 併 田 ш

託流動化受益証券の名称】

Ъ 当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 おいて同じ。)について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、 問連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。)がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bに 務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第1項第1号に規定する中 大蔵省令第28号)<u>第1項第1号</u>に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。)がある場合に 受託者の財務諸表(連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年 連結財務諸表を含む。以下もにおいて同じ。)又は中間財務諸表(中間連結財務諸表(中間連結財

5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の 既に提出され

別の「第1 然されれる)提出日以後 書提出日に 又は半期

お中ガットははなる	
【表紙】	
提出書籍	有価証券届出書
	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
(提出先)	関東財務局長
【徳田光】	医果
	п
[提出日]	年 月 日
	,
【発行者(受託者)名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
(連絡場所)	
雷託番号	
【発行者(原委託者)氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
(連絡場所)	
「電話番号」	
【届出の対象とした墓隼(売出)外国資産信	
託流動化受益証券の名称	

第六号様式 (表紙) [表紙] 有価証券届出書 [提出生] 関東財務局長 [提出日] 年月日 [発行者(受託者)名称] 年月日 [本方の砂糠氏名](2) 上 [本店の所在の場所] 上 [電話番号] 上 [整行者(委託者)氏名又は名称] 上 [代表者の役職氏名] 上	(新聞) (大学 1987	【届出の対象とした募集(売出)外国資産信
第六号様式 表紙] 【提出書類】 有価証券届出書 【提出日】 関東財務局長 【提出日】 年月日 [発行者(受託者)名称] 年月日 【代表者の役職氏名】(2) 年月日 【事務連絡者氏名】 [電話番号] 【発行者(委託者)氏名又は名称] [代表者の役職氏名]	(【届出の対象とした募集 (売出) 外国資産信

し、当該監査証明に係る監査報行	する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35-2)b/において同じ。)を該当する財務諸表又は中間
だいて同じ。) について、公認的な	「多)にない、「別)。」「こう)、「、 といれのエストを開きなどと、「関手の方式によって、ころである。」「できない」、 当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣庁の第五法によって、このでは、
a 財務諸表又は甲間財務諸表 [5]	a
(30) [同左]	
[位1)~(29) 同左]	
k [同左]	k [#8]
ったおいて同じ。) 並びにこ	
は、その直近のものをいう。	
る四半期報告書をいう。 以下	報告書をいう。(35-2) c において同じ。) 並びにこれらの訂正報告書について記載した書面
。)及びその添け書類並びご	。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書(同条第19号に規定する半期
者の直近の有価証券報告書(者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35-2)cにおいて同じ
会社に関する事項目に進じて	会社に関する事項」に進じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な情務
第三部 提出会社の保証会社	第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 総続期示会社さる保証
(2) 当該重要な債務者の継続開 (2) 当該重要な債務者の継続開	② 当該重要な債務者が総続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する。 ※経理三会社さいる (9) こびか、アロバー) アキボキェチ はなさ は合いび 同会毎十日 様子「
	債務者を除く。)について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。
(d) [同左]	(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である
[(a)~(c) 同左]	[(a)~(c) 略]
	」という。)が存在する場合には、aからiまでに加えて、次のaからdjまでに従うこと。
	連会社をいう。(dNにおいて同じ。)である債務者がある場合には、当該債務者を含む。)であって、当
	則第8条第3項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。) 又は関連会社(同条第5項に規定する関
	「債権」という。)に係る債務者(以下;において単に「債務者」といい、その子会社(財務諸表等規
] [同左]	j 信託財産を直接又は間接に構成する債権(信託の受益権に係る受益債権を除く。以下jにおいて単に
「a~i 同左]	$\lceil a \sim 1$ 略 \rceil
(20) [同左]	[20] 信託財産を構成する資産の内容
[(1)~(19) 同左]	[(1)~(19) 略3]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[第一部~第三部 同左]	[第一部~第三部 略]
	(所在地)
【縦覧に供する場所】	【縦覧に供する場所】
金額』(3)	金額 (3)
【届出の対象とした募集(売出)有価証	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の
名称]	名称]
【届出の対象とした募集(売出)有価証	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の
「雷話番号」	雷託番户
【事務事終者氏名】	「事務車絡者氏名」
(注所又は本店の所在の場所)	【注所又は本店の所存の場所】

当該重要な債務者が総続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣所令第1条第28号に規定する総制研示会社をいう。(3-2) cにおいて同じ。)に該当する者である場合には、同令第二号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 総続開示会社たる保証等三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 総続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(3-2) cにおいて同じ、)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②及び(3-2) cにおいて同じ。)(当該四半期報告書をいう。(3-2)ま、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。(3-2)、こおいて同じ。)が次にこれらの訂正報告書について記載した書面

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (31)及び(20 a において「中間財務諸表等規則」という。) 第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。(55-2)において同じ。) について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(55-2) bにおいて同じ。) を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

[b~e 點]

財務諸表に添付すること。

33 貸借対照表

条に規定する比較情報を除く。 ② a において同じ。)も記載すること。 る日(②a において「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいい、<u>財務諸表等規則第211</u> 提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過す ついて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産に

損益計算書

間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除 く。)も記載すること。 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中

[33]~(35) 略]

(35-2) 経理の状況

計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書 務諸表をいう。)がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下もにおいて同じ。)について公認会 む。以下 b において同じ。)又は中間財務諸表(中間連結財務諸表(<u>同項第3号</u>に規定する中間連結財 を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 <u>項第1号</u>に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。)がある場合には、連結財務諸表を含 受託者の財務諸表(連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1

れた当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表 <u>又は</u>中間財務諸表と同一のもの<u>であって、</u>新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出さ なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の

出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 おいて既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提 保証会社情報」の「2 総続期示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日に 受託者が継続期示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて 企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1

[(35-3)~(4) 略]

第六号の二様式

提出先 【提出書類】

(掘出日)

【代表者の役職氏名】(2) 【発行者(受託者)名称】

【代理人の氏名又は名称】(3) 【本店の所在の場所】

関東財務局長

有価証券届出書

3条の2に規定する比較情報を除く。 Ø a において同じ。) も記載すること。 る日((20) a において「中間貸借対照表日」という。) 現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第 提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過す ついて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産に

a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には 報を除く。)も記載すること。 間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情 当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中

b [同左]

[33]~(36) 同左]

(35-2) [同左]

同左

は、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付する 諸表を含む。 以下 b において同じ。)について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合に <u>方法に関する規則第1項第1号</u>に規定する中間連結財務諸表をいう。)がある場合には、中間連結財務 <u>号</u>に規定する連結財務諸表をいう。以下 b において同じ。)がある場合には、連結財務諸表を含む。以下 b において同じ。)又は中間財務諸表(中間連結財務諸表(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成 受託者の財務諸表(連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1項第1

た当該財務諸表<u>及び</u>中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出され 5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の

書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。 おいて既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提 保証会社情報」の「2 総続期示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日に 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて 企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1

[(35-3)~(4) 同左]

第六号の二様式

提出先

提出書類

【提出日】

【発行者(受託者)名称】

本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(3)

【代表者の役職氏名】(2)

関東財務局長 有価証券届出書

件 Ш Ш

(売出) 有価証券の(売出) 有価証券のおいて同じ。)に係まがで同じ。)に係る者である場合には、おって関し、でおける財務の主要項」に対した。	フィー 文文 マイヨじ。)	の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添け書類並びでそ の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添け書類並びでそ の提出日以後に提出される半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びでこれらの訂	<u> </u>		<u> </u>	+ 「今業大後年の開示に関する大陸存今年 1 各部98年に由守すと総計開示のなみ	≱ +	財務書類は、財務諸表等規則第28条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので	b l同医	Ñ		(27)	[19]~266 略] [19]~266 略]	/算期間。(19)a において同じ。) に係る貸借対照表について記載すること。	最近2計算期間(財務諸表等規則 <u>第8条の2の2</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合につ) 最近2計算期間(財務諸表等規則 <u>第6条</u> に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最	貸借 対照表	あるかを記載すること。 あるかを記載すること。	財務書類は、財務諸表等規則 <u>第328条第5項本文</u> 又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので d 財務書類は、財務諸表等規則 <u>第131条第5項本文</u> 又は同項ただし書の規定のうちいずれによるもので	_a~c 略] [a~c 同左]	財務書類 (17) [同左]	[[1]~46 略]	(記載上の注意) (記載上の注意)	[第一部 ~ 第三部 略] [第一部 ~ 第三部 同左]	(所在地)	【縦覧に供する場所】 名称 名称	金額 [5]	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の		【届出の対象とした募集(売出)有価証券の	[電話番号]	[連絡場所]	(事務連絡者氏名](4) (4)	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】	【住所又は本店の所在の場所】		【発行者(委託者)氏名又は名称】	【電話番号】	[連絡制]	
--	------------------	--	----------	--	----------	--	------------	--	-------	---	--	------	-------------------------	---	--	---------------	-------------------------	---	------------------	----------------	------------	-------------------	--	-------	------------------	--------	----------------------	--	----------------------	--------	--------	------------------	---------------	--------------	----------------	--	------------------	--------	-------	--

第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

a 最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る		つ。) 現在の資情が既次をい、 <u>四務語次等規則用 711 余</u> で規定する比較情報を深へ。 ⑸/ 8 でおいて同じ、) をよ記載されてフ	対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(◎ a において「中間貸借対照表日」という。 これでは近年は四世さい、 日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、	から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借		(6) 貸借対照表	[b·c 略]	務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。	務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財	規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財	、第 24 条第 5 項において準用する同条第 1 項又は第 24 条の 5 第 3 項において準用する同条第 1 項の	ささ、日本出土して田田寺が出土(ジャーなど)よい、大洋和市及和市市では、大洋田土と同及和・湾でする。	査報告書又は中間監査報告書をいう。以下 a において同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に	記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監	下aにおいて同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を	a 財務諸表又は中間財務諸表 (財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以	(5) 組合等の経理状況	[(1)~(3) 略]	(記載上の注意)	[第一部·第二部 略]	(所在地)	【縦覧に供する場所】 名称	券投資事業権利等の金額 (4)	【届出の対象とした募集(売出)内国有価証	券投資事業権利等に係る組合等の名称]	【届出の対象とした募集(売出)内国有価証	[電話番号]	【事務連絡者氏名】	【主たる事務所の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【発行者名】(2)	【提出日】 年月日	【提出先】 関東財務局長	【提出書類】 有価証券届出書	表紙	第六号の五様式	[28)~(22) 昭名]
a 最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る	(57) [同左]	つ。) 現在の夏情対照表を7~~、 <u>中間内務語表等規則弗3条の2</u> で規定する比較情報を除く。 ◎/ 8 でおして同じ、) をも記載するトレ	対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(欧aにおいて「中間貸借対照表日」という。 これにない (事業年度開始の日から起算して6月を経過する日(欧aにおいて「中間貸借対照表日」とい	から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借	\ml	(66) [同左]	[b·c 同左]	諸表 <u>及び</u> 中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。	務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務	規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財	、46、 24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の項、第24条第5項において準用する同条第1項の	間監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 ささ、日本報報では、自己を記されていて同じ。)を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。	査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中	じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監	おいて「中間財務諸表等規則」という。)第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下aにおいて同	a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(阅及び図aに	(6) [同左]	[(1)~6) 同左]	(記載上の注意)	[第一部・第二部 同左]	(所在地)	【統覧に供する場所】 名称	券投資事業権利等の金額】(4)	【届出の対象とした募集(売出)内国有価証	券投資事業権利等に係る組合等の名称]	【届出の対象とした募集(売出)内国有価証	[電話番号]	【事務連絡者氏名】	【主たる事務所の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【発行者名】(2)	【提出日】 年月日	[提出先] 関東財務局長	【提出書類】	表紙	第六号の五様式	[28)~(2) 同左]

第十号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【提出日】	除く。)をも記載すること。	中間貸借対照表日までの期間に係る:
半期報告書 関東財務局長 年月日 第期中(自年月日至年月日至年月日)	(欧) - (欧) 軽 (中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 <u>財務諸表等規則第 211 条</u> に規定する比較情報を
第十号様式 [表紙] [提出書類] [提出先] [提出月]	(新)	
半期報告書 関東財務局長 年 月 日 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)	情報を除く。) をも記載すること。 [同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (同左] (同元] (同元] (同元] (同元] (同元] (同元] (同元] (同元] (同元] (明元) (明元] (明元) (明元] (明元]	中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 <u>中間財務錯表等規則第3条の2</u> に規定する比較

第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 【提出書類】 【提出氏】	[事務: 事務主氏名] [事務: 事務主氏名] [事務: 事務主氏名] [重結場所] [電話番号] [1~5 昭] [1)~6 昭] [7)ファンドの経理状況 中間財務諸表 (<u>世務諸表等規則第1条第1項第3号</u> に規定する中いて同じ。) について、第四号様式の「記載上の注意」(明 に準じ[8)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(13) 略] [18)~(14) 略] [18)~(15) 略] [18)~(15) 略] [18)~(15) 略] [18)~(15) 略] [18)~(15) 略] [18)~(15) 略] [19) (計算: 15) 等様式 (第三部 提出会社の保証会社等の開示に関する内閣所社をいう。) に該当する者である場合には、(5から(1)までの記載、同令第二号様式 (第三部 提出会社の保証会社等の周示に関する内閣所社をいる。) に該当する者(而記券報告書 (同条第18号に規定する有価記券 会社等の直近の有価証券報告書 (同条第18号に規定する有価記券 会社等の直近の有価証券報告書 (同条第18号に規定 会社等の直近報告書について記載すること。 [15] (計量対照表 会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載することでに、(10)ただし書に規定する中間資借対照表を記載した場合に度の中間掲益計算書 (財務語表等規則第211条に規定する比較情報といて記載することの中間掲述計算書 (財務語表等規則第211条に規定する比較情報といて記載することの中間掲述計算書 (財務語表等規則第211条に規定する比較情報というに対した場合に度の中間掲述計算書 (財務語表等規則第211条に規定する比較情報というに対しませば解決。	【ファンド名】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】
半期報告書 関東財務局長 年 月 日	(1~5 略) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
第十号の三様式 [表紙] [提出書類] [提出名] [提出日]	【本店の所在の場所】 【本店の所在の場所】 【車絡場所】 【直絡場所】 【1~5 同左】 〔1~6 同左〕 〔1~6 同左〕 (7) [同左] 中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項(ついて、第四号様式の「記載上の注意) 〔10~(5) 同左〕 (4) [同左] (5) (13) 同左] (6) (14) 同左] (7) [同左] (9) (15) 同左] (16) (17) 同左] (17) (17) 同左] (18) (17) 同左] (19) (17) 同左] (19) (17) 同左] (19) (17) 同左] (19) (17) 同左] (19) (17) 日本いて同じ。)(当該四半期報告書の記述その提出日以後に提出される四当上において同じ。)(当該四半期報告書の記述という。)において同じ。)(当該四半期報告書の表話会社等の最近事業年度に係る貸借しただし、1年を1事業年度とする委員とだし、1年を1事業年度とする委員とだし、1年を1事業年度とする委員とだし、1年を1事業年度とする委員とで9月を経過する日以後に半期報告書を記述する日以後に半期報告書を記述する日間を記述すると記述する日間を記述する日間を記述する日間を記述する日間を記述する日間を記述する日間を記述すると記述すると記述すると記述すると記述すると記述すると記述すると記述すると	【ファンド名】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】
半期報告書 関東財務局長 年 月 日	(日本) (1 本名) (1	

[a)~(k) 略] (1) 自己資本比率(中間会計期間に係 第 279 条において準用する財務諸者 第 279 条において準用する財務諸者	組合等(第六号の五様式「記載上の 3中間会計期間(事業年度開始日から て同じ。)及び直近2事業年度に係る	(1) [略] (2) 主要な経営指標等の推移	零	[1~4 略]	【縦覧に供する場所】	[電話番号]	【主たる事務所の所在の場所】 【事務:直絡者氏名】	【代表者の役職氏名】	【発行者名】	[事業年度]	提出日	【提出先】	【提出書類】	【表紙】	第十二号の五様式	[(14)~(19) 略]	号の三様式の「記載上の注意」 (66) に		(13) 投資法人の経理状況		176	[1~5 略]		縦臂に供する場所	電話番号	【連絡場所】	【事務連絡者氏名】	大兵のは、大兵のは、大兵のは、大兵のは、大兵のは、大兵のは、大兵のは、大兵のは、	【発行者名】 【・作事者の心酔氏々】		計算期間
[a]~【k)略] - 自己資本比率(中間会計期間に係るものに <u>あっては</u> 中間会計期間に係る純資産額から <u>財務諸表等規則</u> 第 279 条において準用する財務諸表等規則第 8 条第1項の規定による新株子約権の金額を控除した額 を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純	組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。(4)a において同じ。)の直近3 中間会計期間(事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(1)、向及び14小において同じ。)及び1直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。			(所任地)	名称 (一)					第99年(日年月日至年月日)	年月日	関東財務局長	半期報告書				(6) に準じて記載すること。	中間財務諸表(財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四				V/ I I man use	(所在地)	名称						年月日)	第 期中 (自 年月日至
諸表等規則 控除した額 (理)に係る純	。) の直近 .0014似こおい と。																	いて、第四													
[a~k)同左] (1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあっては、等の用語、様式及び作成方法に関する規則(加及び22%等の用語、様式及び作成方法に関する規則(加及び22%を205~2の5~2 はまって準用する財務諸表等規則第 68 条約	[同左]	(1) [同左] (2) [同左]	零	[1~4 同左]	【縦覧に供する場所】	[電話番号]	【主たる事務所の所在の場所】 【事務連絡者氏名】	【代表者の役職氏名】	【発行者名】	事業年度	【提出日】	【提出先】	【提出書類】	【表紙】	第十二号の五様式	[(14)~(19) 同左]	をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」		(13) 「同左]	[(1)~(12) 同片]	176	[1~5 同左]		が贈に供する場所	(電話番号)	〔連絡場所〕	【事務連絡者氏名】	「大量の現代の高界」	【発行者名】 【冲事者の犯職年を】		[計算期間]
[a]~[k] 同左]) 自己資本比率(中間会計期間に係るものに <u>あっては、</u> 中間会計期間に係る純資産額から <u>中間財務諸表</u> 等の用語、様式及び作成方法に関する規則(贮及び20において「中間財務諸表等規則」という。)第36 条の2の5において準用する財務諸表等規則第-68-条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した				(月花生地)	名称					第 期中 (目 年 月 日 全 年 月 日)	年月日	関東財務局長	半期報告書)「記載上の注意」 (66) に準じて記載すること。	系 様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表				() / 1 mms mmy	(所存地)	名称						年月日)	第 期中 (自 年月日至

資産額から財務諸表等規則第 68 条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度 に係る総資産額で除した割合をいう。)

m) 自己資本利益率(中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計 権の金額を控除した額で除した割合をいう。) 期間に係る純資産額から<u>財務諸表等規則第 279 条</u>において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の全額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものに<u>あっては</u>事業年度に係 る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第1項の規定による新株予約

(12) 組合等の経理状況

号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 中間財務諸表 (財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。) について、第六

表中の の記載は注記である。

> 額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係 年度に係る総資産額で除した割合をいう。) る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第1項の規定による新株子約権の金額を控除した額を当該事業

(m) 自己資本利益率(中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会 条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあって 定による新株子紗権の金額を控除した額で除した割合をいう。) | 1、事業年度に係る純別益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第1項の規 計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第 36 条の2の5において準用する財務諸表等規則第 68

[(3)~(11) 同左]

[]左[]

式「記載上の注意」 66) に準じて記載すること。 中間財務諸表(中間財務諸表等規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第六号の五様

[13]・14] 同左]

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 発行 者以外の者による株券等の 公開 買付 け $\hat{\mathcal{O}}$ 開 示 に関する内閣 府 令 (平成二 年大蔵省令第三十八号

)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 正 前 欄 に 掲げ る規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲 んだ部分のように改める。

1 (1) 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2	接続 接続 接続 接続 接続 接続 接続 接続	
1 ~ 3 P/L 4 [同左] 4 [同左] (1) [同左] (1) [同左] (2) [同左] (2) [回左] (3) (4 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 (3 [同左] (4 月 日) (4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	接続 接続 接続 接続 接続 接続 接続 接続	-

(記載上の注意) (16) 経理の状況 (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 [1]~(6) 器 [5・6 點] [(8)~(15) 略] a 次の[a]又[はb]に掲げる場合の区分に応じ、当該a]又[はb]に定めるところにより記載すること。 2 [c·d 略] (b) (a)<a>(a)<a>(こ場がる場合以外の場合 <u>業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書</u> る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事 の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出 う。 (の)において同じ。) である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えな)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 書、有価証券報告書又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。 [(a)·(b) 略] a (a)又/试b/に定める財務諸表は、最近事業年度のものを記載すること。ただし、最近事業年度に係 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をい 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等 囷 臨時報告書を ①の有価証券報告書、②の半期報告書の提出後、本届出書提出日 园 年月日に 財務(支)局長に提出 併 田 Ш まなご

該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表(a(b)にあっては、中間貸借対照表)及び中間連結損益 の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの))を掲げること。また、公開 出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表と 計算書 (a(b)にあっては、中間損益計算書) を掲げること。 以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近事業年度の財務諸表とともに当 買付者が四半期報告書を提出していない場合であって、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日 当該四半期の末日までの期間に係るもの)(a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書(当該四半期 あっては、四半期貸借対照表)及び四半期連結損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から ともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表(a(b)の場合に [同左] これらの財務諸表は、最近事業年度のものを掲げること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提

a (b)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書)を記載するこ

公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨 ₩ 並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書簿

[元]

(18) 公開買付者が提出した書類

翆

园

月日)までに、臨時報告書を ①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日(月目に 財務(対) 局長に提出 併

[同左]

[五国]

(記載上の注意) [5・6 同左]

[(1)~(6) 同左

(7) [同左]

れた総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載さ 書、有価証券報告書、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下 の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等

う。(27)において同じ。) である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えな また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をい

[(a)·(b) 同左]

[c・d 同左]

(16) [同左] [(8)~(15) 同左]

a <u>次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること</u>。

五三

(b) (a)以外の場合

- a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類 <u>のをいう。)及び</u>半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のも [同左]
- 公開買付期間中に、 有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合に

第六号藤式 提出日 提出先 表紙 31) 提出書類 83 「縦覧に供する場所」 (3) 事務連絡者氏名 【最寄りの連絡場所】 【代理人の住所又は原在地】 「代理人の氏名又は名称] (2) 【事務連絡者氏名】 電話番号 【最寄りの連絡場所】 |報告者の住所又は所在地| 【報告者の氏名又は名称】(1) (30) 株主の状況 電話番号 $[1 \cdot 2]$ [(19)~(29) 略] a 届出日<u>までに</u>半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が [b~d 略] いう。)及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。 次に掲げるものを除き、(18)に準じて記載すること。 対象者が提出した書類 記載すること。 する臨時報告書をいい、 当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以 の添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書(法第24条の5第4項に規定 該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。 降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由と 墨 異動の記載がある場合には、それを「2)大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。 提出され、これらの報告書に主要株主(法第 163 条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の して提出されたものに限る。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びそ 0 颸 半期報告書」については、半期報告書に主要株主(法第 163 条第 1 項に規定する主要株主を 関東財務局長 公開買付報告書 (所在地) 併 Ш 第六号様式 31 提出日 提出先 表紙 | 浜鴨に供する場所] (3) 「事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 代理人の氏名又は名称](2) [事務連絡者氏名] 電話番号 【最寄りの連絡場所】 報告者の住所又は所在地 |報告者の氏名又は名称] (1) 提出書類 代理人の住所又は原在地】 電話番号 [1・2 同左] [総・総 同左] a 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びそ a 届出日<u>までに四半期報告書若しくは半期報告書</u>又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨 [b~d 同左] [19~(29) 同左] 同九 同土 に規定する主要株主をいう。)及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。 の添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、そ をいう。)及び役員の異動の記載がある場合には、それを「2」大株主及び役員の所有株式の数」に 時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第 163 条第 1項に規定する主要株主 は当該提出予定時期を含む。)記載すること。 は、その旨(当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合に 届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由とし いい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降 の直近のものをいう。)、半期報告書及び臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書を 注記すること。 て提出されたものに限る。)並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 五五 「② 四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主(法第 163 条第 1 項 関東財務局長 公開買付報告書 (所在地) 件 Ш ш

	(記載上の注意)
あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難であ る事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載	[同左]
することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。	
	[(1)~(5) 同左]
(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 (6)	(6) [同左]
a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権(法第 a	「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権
	29 条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数を記載すること。ただし、こ
れか分からない場合には、国内に張田されて有価証券届出書、有価証券報告書人は半男報告書に記載 7	が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、 <u>有価証券報告書、四半期報告</u> 書
	れが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、 <u>有価証券報告書、四半期報告書</u> 期報告書に記載された総株主等の識決権の数を記載しても差し支えない。
	が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、 <u>有価証券報告書、四半期報告書</u> 報告書に記載された総株主等の識失権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証
	れが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
	れが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、 <u>有価証券報告書、四半期報告書</u> 期報告書に記載された総株主等の識決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証 う。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 [a)・(b) 同左]
_	れが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、 <u>有価証券報告書、四半期報告書</u> 期報告書に記載された総株主等の識決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証 う。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 [[a)・(b) 同左]

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第五条 発行者による上場株券等の公開買付 け \mathcal{O} 開 示に関する内閣府令 (平成六年大蔵省令第九十五号) 0)

一部を次のように改正する。

次の立 表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

と。 (a) [略] (b) 公開買付者が発行者情報(法第 27 条の 32 第 1 項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)を使供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、証券情報等の提供又は公表に関する内提供し、又は公表に関する方とであって、当該発行者情報に、証券情報等の提供又は公表に関する内提所合(平成 20 年内閣所令第 78 号)第 7 条第 3 項第 1 号った規定する事項として連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。) 又は財務諸表(貸借対照表、連結損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)を表示している場合	a <u>次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分</u> に応じ、 <u>当該a)から(c)までに定めるところにより</u> 記載するこ	(3) 経理の状況		(記載上の注意)	5 [略]	(2) [略]	③ [M]		事業年度第期中(自年月日至年月日)年月日	②【書掛牌本】	① [略]	(1) 【発行者が提出した書類】(16)	4 【締結開示会社たる公開買付者に関する事項】(15)	[1~3 囷]	第2【公期買付者の状況】	第1 [略]	(所在地)	【総覧に供する場所】(3) 名称	【事務連絡者氏名】	[電話番号]	[最寄りの)連絡場所]	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(2)	[事務連絡者氏名]	[電茄番号]	[最寄りの)連絡場所]	【届出者の所在地】	【届出者の名称】	【提出日】 年月日	【提出先】 関東財務局長	【提出書類】	[表紙]	第二号梯式	改 正 後
(a) [同左] (b) 公開買付者が発行者情報(法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成20年内閣所令第78号)第7条第3項第1号ハに規定する事項として連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)又は財務諸素(貸借対照表、連結損益計算書及び、連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)を表示している	a <u>次に掲げる場合にない、次に定めるものを記載すること。</u>	(3) [同左]	\vdash	(記載上の注意)	5 [同左]	(2) [同左]	③ [同左]	月 日 財務(支)局長に提出	事業年度		① [同左]	(1) [同左]	4 [同左]	[1~3 同左]	第2 [同左]	第1 [同左]	(所在地)	【縦覧に供する場所】(3) <u>名称</u>	【事務連絡者氏名】	[電話番号]	【最寄りの連絡場所】	【代理人の住所又は所在地】	【代理人の氏名又は名称】(2)	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	[最寄りの連絡場所]	【届出者の所在地】	【届出者の名称】	【提出日】 年月日	【提出先】	【提出書類】 公開買付届出書	【表紙】	第二号様式	改 正 前

当該連結財務諸表(連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表)を記載し、その旨を注

(c) (a)及びb)に掲げる場合以外の場合

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書 (a (b)に掲げる場合において連結財務諸表を表示してい ないとき、又は alc)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書)を記載すること 半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した て記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に a (a)から(c)までに定める財務諸表は、最近2事業年度のものを事業年度順に左側から右側に配列し

[c·d 略]

[14]・(15) 略]

(16) 発行者が提出した書類

- a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びそ の添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載する
- b 公開買付期間中に、<u>有価証券報告書</u>又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨 記載すること。 該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。) 脈

С

表中の [] の記載は注記である。

当該連結財務諸表(連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表)を記載し、その旨を注

(c) (a)及び(b)以外の場合

当該四半期の末日までの期間で係るもの)) を掲げること。 して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間 提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表 (a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表 ご係るもの)_ (a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から 及び四半期連結損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間 これらの財務諸表は、最近2事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列

[c·d 同左

[14]・(15) 同托]

a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びそ の添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、そ の直近のものをいう。)及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

は当該提出予定時期を含む。)記載すること。 は、その旨(当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合に 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合に

Д,

[]五]

[1]

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第六条 株券等の大量保有の状況の開 示に関する内閣府令 (平成二年大蔵省令第三十六号)の一 部を次のよ

うに改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

開号(長中)「 一)り己或は主己である。	[13]~(2) 略]	[f~n 略]	[[a)·(b) 略]	う。)である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。	また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をい	行済株式等総数を記載しても差し支えない。	品取引所において公衆の縦覧に供された情報又は直近の商業登記簿等に記載され、又は記録された発	くは金融商品取引所の規則で定めるところにより発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商	こと。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の半期報告書若し	e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載する	[a~d 略]	(12) 上記提出者の保有株券等の内訳	[1]~[1] 配	(記載上の注意)	[第1~第4 略]	【変更報告書掲出事由】(6)	【提出形態】(5)	【提出者及び共同保有者の総数(名)】	【提出日】 年月日	【報告義務発生日】(4) 年月日	【住所又:t本店所在地】(3)	【氏名又は名称】(3)	【提出先】	【根拠条文】	【提出書類】(2)	[表紙]	第一号梯式	改 正 後
	[13]~(22) 同左]	[f~n 同左]	[(a)·(b) 同左]	う。)である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。	、 また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をい		0	f しくは <u>半期報告書</u> 又は直近の商業登記簿等に <u>記載された</u> 発行済株式等総数を記載しても差し支えない	、	。	[a~d 同左]	(12) [同左]	[1]~(1) 同左]	(記載上の注意)	[第1~第4 同左]	【変更報告書提出事由】(6)	【提出形態】(5)	【提出者及び共同保有者の総数(名)】	【提出日】 年月日	【報告義務発生日】(4) 年 月 日	【住所又以本店所在地】(3)	【氏名又/名称】(3)	【提出先】	【根拠条文】	【提出書類】(2)	[表紙]	第一号様式	改正前

(金融) 商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正)

第七条 金融 商 品取引法第二 章の六の規定による重要情報 の公表に関する内閣府令 (平成二十九年内閣

府令

第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄 に掲げる規定 の傍

線を付した部分のように改める。

(やむを得ない理由により公表することができない場合) 第九条 法第二十七条の三十六第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項ただし書の場合において、次に掲げるやむを得ない理由により重要情報を公表することができないときとする。 一 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する親会社をいう。)若しくは子会社(同項に規定する子会社(同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。)をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。)又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。 「イ〜ヌ 略」 こ 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等が発行する法第それがあるとき。 「対している次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。	改正後
第九条 [同上] 第九条 [同上] (やむを得ない理由により公表することができない場合) 第九条 [同上] 一 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和により子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和により、)をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。)又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき 「イ〜ヌ 同上」 「イ〜ヌ 同上」 「不・ヌ 同上」 「本第一項第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券の募集若しくは売出し又はこれに類する行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき	改正前

(重要情報の公表の方法)

要情報を公表しようとする上場会社等は、次に掲げる方法のいずれた十条 法第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により重

かにより行わなければならない。

の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。)第九号に掲げる書類を除く。)を提出する方法(当該書類が同項二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項産運用会社が、重要情報が記載された法第二十五条第一項(法第産運用会社等、当該上場会社等の子会社又は上場投資法人等の資

(重要情報の公表の方法)

要情報を公表しようとする上場会社等は、次の各号に掲げるいずれ第十条 法第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により重

かの方法により行わなければならない。

項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。)第十一号に掲げる書類を除く。)を提出する方法(当該書類が同二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項注第を運用会社が、重要情報が記載された法第二十五条第一項(法第上場会社等、当該上場会社等の子会社又は上場投資法人等の資

三~五 同上]

備考 表中の [] の記載は注記である。

略

金 融 商 品 取 引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣 府令 . つ 部改正)

第八条 金 融 商 品 取引法第六 章 · 一 \mathcal{O} 規定によ る課 徴金 に 関 はする内 閣 府 令 平 成十: 七 年内閣 府令第十七号)

の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ うる規定の \mathcal{O} 傍線を付 L た 部 分をこれ に ·順 次 対 応する改 正 後欄 に 掲げる 規 定

 \mathcal{O} 傍線 を付 L た部分のように改め、 改正 前 欄 及び 改 正 後欄 に対応して掲げる対象規定は、 改 Ī 前 欄 に 掲 げ

る対象規定を改正後欄 に掲げる対象規定として移 動 Ļ 改正前欄 に掲げる対象規定で改正後欄にこれ 12 対

応するものを掲げていないものは、これを削る。

第一条の三 法第百七十二条の 第一条の三 法第百七十二条の	第一条の二の二 第一条の二の二 同項に規定す 係る期間の日 年度に規定す は で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	
九又は第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいたがあるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げで定めるところによりによりで表	(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合) (監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合) 「有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場に額の総額)	改 正 後
第一条の三 [同上] に当該日において同じ。)に当該日においう。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日におれては法第百三十条に規定する最終の価格(法第六十七条の十年有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十年をの一年の一年をでに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定まる。 [同上] には (同上) において (同上) において (同上) において (同上) において (同上) において (前においる) に当該日においる。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日においる。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日においる。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日においる。	記 重 重 重 で 乗 で の 日 数 で ま 要 に 規 定 の 日 数 が で ま で ま で の に 規 に を ま の に る に る に の に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	改 正 前

この 得た額の合計額とする。 応する発行済みの種類の算定基準有 あるときは、 容 の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の .の四第二項に規定する半期・臨時報告書等をいう。) に係る内 証 条において同じ。 券報告書等 当該日における各最終の価格に当該最終の (同項に規定する有価証券報告書等をいう。)又は半期・ の合計 臨時報告書等 価証券の数又は口数を乗じて (法第百七十二 価格に対 価格が 以下

イ [略]

[号の細分を削る。

口 告書に係る期間 き重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 書において重要な事項につき虚偽の記載があり、 七第三十 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八 項** 第 一号に規定する半期報告書又はその訂正 又は記 当該半期 記載すべ + 報告 五 報 条

載があり、 報告書又はその訂正報告書において重要な事項 っては、 合を含む。 法第百七十二条の四第二項 法第百八十五条の七第三十)に規定するとき 又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合 (同条第 (同条第三項において準用する 項 一項に規定する場合にあ (第三号に規定する臨時 につき虚 偽 の記

> 有価 の算定基準有価 おける各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種 基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、 券報告書等をいう。 半期 の合計額 臨時報告書等 証 券報告書等 臨時 報告書等をいう。)に係る内容の異なる数種 証 券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする (法第百七 (法第百七十二条の四第二項に規定する四半期 以下この条において同じ。 + 一条の 兀 第 項に規定する有価 又は四 1半期・ 当該日に 色の算定

. [同上]

期報告書に係る期間

一次を重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該四半年書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すの七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報の出第三十一項第二号に規定するとき(法第百八十五条回)

告書に係る期間 き重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報き重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべる七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八十五条

載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合っては、法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時ったは、法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する場合にあるとき(同条第二項に規定する場合にあ

。)の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出しればならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなけに限る。) 当該臨時報告書を提出した日(法第百七十二条の

に定める期間における最終の価格が公表された日の数二 前号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまで

た日までの期間

(貸借対照表)

略

ている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されを含む。)に規定するとき「前条第一号ロ又はハに定める期間の二」法第百七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合

二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である為等のある発行者等情報(訂正発行者情報(法第二十七条の三十分。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。)に係る法う。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。)に係る法治、法第百七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のある

た日までの期間。) の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出しればならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じればならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じに限る。) 当該臨時報告書を提出した日(法第百七十二条のに限る。)

に定める期間における最終の価格が公表された日の数前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまで

貸借対照表)

一条の四 [同上]

[同上]

されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載を含む。)に規定するとき 前条第一号口からニまでに定める期二 法第百七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合

二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である偽等のある発行者等情報(訂正発行者情報(法第二十七条の三十第百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚う。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。)に係る法法第百七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のあ

合には、 場合には、 対照表又はこれに準ずるもの 当該事業年度の終了前 の三十二第一項に規定する発行者情報をい 当該事業年度 当該訂正発行者情報に係る発行者情報 0 に提供され、 直前事業年度) (発行者情報に表示されたものに限 又は公表されたものであ 0) 末日に、 、 う。 以下同じ。 おける連 (法第二十七 注結貸借 る場 が 条

| (発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総 |

掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。 府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に第一条の八 法第百七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣

者等情 乗じて得た額の合計額とする。 係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最 算定基準有価証 定基準有価証券の毎日の最終の る場合には、 報が当該事業年度の終了前に提供され、 に対 格があるときは、 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百 項 を乗じて得た額 応する発行済 報が提供され、 第四号に規定する事業年度 当該事業年度の開始 一券の総数又は総 当該日における各最終の 4 又は公表された日までの \mathcal{O} 同 種 類 0 0) 価格に当該日における発行済 算 日におい 非定基準 の合計額 数 の日から当該虚偽等の (当該虚偽等のある発行者等情 (最終の 中有価証 、 て 同 又は公表されたもの 価 価)期間) 券 格 0) 格 八十五条の 品がない に当 0 発行者等情 数又は口数を ⊺該最 ŧ お ある発行 ける算 終 \tilde{O} 七 の価 報に を除 みの であ 第三 終

> 合には、 対照表又はこれに準ずるもの 当該事業年度の終了前に提供され、 場合には、 三十二第 当 当該訂正発行者情報に係る発行者情報 該 一項に規定する発行者情報をいう。 事業年度の 直前事業年 (発行者情報に表示されたものに - 度) 又は公表されたものである場 \mathcal{O} 末日における連結貸借 以下同じ。 (法第二十七条

. (発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の

第一条の八 [同上]

者等情 価格 乗じて得た額の合計額とする。 格に対応する発 係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最 算定基準有価証 定基準有価証 る場合には、 報が当該事業年度の終了前に提供され、 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百 があるときは、 項第五号に規定する事業年度 を乗じて得た額 報が提供され、 当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行 .券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの 行済 券の総数又は総 当該日に 4 Ó 又は公表された日までの期間) 種類の 同一 おける各最終の価 \mathcal{O})の合計額 口数 算定基準有価 日におい (当該虚偽等のある発行者等情 (最終の価格がないものを除 . て 同 又は公表されたものであ 証 格 の発行者等情 券の数又は 八十五条の七第三 に当該最終 における算 口数 の価 報に

二 [略]

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等)

2 [略] 第一条の十 [略]

3

的 係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する をいう。 係る金融商品取引契約 基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に を除く。 る金融商品取引行為をいい、 方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理 対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、 な方法により算出した額) 算定対象取引について金融商品取引行為 法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額 又は支払われるべき金銭その他の財産の価額 以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払わ 以下この章において同じ。 (法第三十四条に規定する金融商品取引契約 の総額とする。 法第二十八条第四項各号に掲げる行為)に基づく金融商品取引行為に (法第三十四条に規定す (当該価額が算定 当該価質 |額に は 3

· [略

条を削る。

二[同上]

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一条の十 [同上]

2 [同上]

的な方法により算出し 方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理 係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する をいう。 係る金融商品取引契約 基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に 対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、 れ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額 を除く。以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払わ る金融商品取引行為をいい、 算定対象取引について金融商品取引行為 法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額 以下この章において同じ。)に基づく金融商品取引行為に た額) (法第三十四条に規定する金融商品取引契約 の総額とする。 法第二十八条第四項各号に掲げる行為 (法第三十四条に規定す (当該価額が算定 当該価額

4 [同上]

(継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按

との算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額からめるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ご第六十一条の二。法第百八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定

	同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別
	決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額
	の割合を乗じて得た額とする。
第六十一条の二~第六十一条の六 [略]	第六十一条の三〜第六十一条の六の二 [同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

財 務諸 表等の 用 語、 様式 及び作品 成方法に関する規 則 \mathcal{O} 部改正)

第九条 財 務 諸 表等 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び 作成方法に 関 はする規 則 昭 和三十八 年大蔵省令第 五. 十九号) *Ø*) 部を

次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定の \mathcal{O} 傍線を付 L 又 は 破 線 で囲 んだ 部 分をこれ に順 次対 応する改 正 後

欄に 掲げる 規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又 は 破 線 で囲 W だ部分のように 改め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後欄 に 対 応 L 7 掲 げ

る対象規定 は、 その 標 記 部 分が 同 \mathcal{O} ŧ 0 は当該 対象規定を改正後欄に掲げ るものの ように改 め、 そ \mathcal{O} 標

記 部 分が異なるも \mathcal{O} は 改正 前欄 に 掲 げる対象規定を改正 一後欄 に掲げ る対象規定とし て移動 改正 後欄 に

掲げ こる対象に 規定で改正 前 欄にこれに対応するもの を掲げて 11 ない ŧ \mathcal{O} は、 これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一編 総則(第一条—第八条)	第一章 総則(第一条―第十条の三)
第二編 財務諸表	第二章 貸借対照表
第一章 総則(第八条の二―第十条の三)	第一節 総則(第十一条—第十三条)
第二章 貸借対照表	 第二節 資産
第一節 総則(第十一条—第十三条)	第一目総則(第十四条)
第二節 資産	第二目 流動資産(第十五条—第二十一条)
第一目 総則(第十四条)	第三目 固定資産(第二十二条—第三十五条)
第二目 流動資産(第十五条—第二十一条)	第四目 繰延資産(第三十六条—第三十八条)
第三目 固定資産(第二十二条—第三十五条)	第五目 雑則(第三十九条—第四十四条)
第四目 繰延資産(第三十六条—第三十八条)	第三節 負債
第五目 雑則(第三十九条—第四十四条)	第一目 総則 (第四十五条・第四十六条)
第三節 負債	第二目 流動負債(第四十七条—第五十条)
第一目 総則 (第四十五条・第四十六条)	第三目 固定負債(第五十一条—第五十三条)
第二目 流動負債(第四十七条—第五十条)	第四目 雑則(第五十四条—第五十八条)
第三目 固定負債(第五十一条—第五十三条)	第四節 純資産
第四目 雑則(第五十四条—第五十八条)	第一目 総則(第五十九条)
第四節 純資産	第二目 株主資本 (第六十条―第六十六条の二)
第一目 総則 (第五十九条)	第三目 評価・換算差額等(第六十七条)
第二目 株主資本(第六十条—第六十六条の二)	第三目の二 株式引受権(第六十七条の二)

第三目 評価・ 換算差額等 (第六十七条)

第三目 株式引受権 (第六十七条の二)

新株予約権 (第六十八条)

第五目 雑則(第六十八条の二―第六十八条の四

第三章 損益計算書

第一節 総則(第六十九条—第七十一条)

売上高及び売上原価 (第七十二条—第八十三条

販売費及び一般管理費

(第八十四条—第八十九条

営業外収益及び営業外費用(第九十条―第九十五条)

第四節

第五節 特別利益及び特別損失(第九十五条の二―第九十五条

の四

第六節 当期純利益又は当期純損失 (第九十五条の五 -第九十

五条の五の三)

第七節 雑則 (第九十六条―第九十八条の二)

第四章 株主資本等変動計算書

第 節 総則 (第九十九条・第百条)

第二節 株主資本 (第百一条・第百二条)

評価・換算差額等 (第百三条·第百四条)

第三節の二 株式引受権 (第百四条の二)

第四節 新株予約権 (第百五条)

注記事項 (第百六条——第百九条

雑則 (第百九条の二)

第五章 キャッシュ フロー計算書

> 第四 目 新株予約権 (第六十八条)

第五目 雑則 (第六十八条の二―第六十八条の四

第三章 損益計算書

第二節 第一節 総則 (第六十九条—第七十一条)

売上高及び売上原価 (第七十二条—第八十三条

販売費及び一般管理費(第八十四条―第八十九条)

第四節 営業外収益及び営業外費用 (第九十条―第九十五条)

第五節

特別利益及び特別損失

(第九十五条の二―第九十五条の

第六節 当期純利益又は当期純損失(第九十五条の五 第九十五

条の五の三)

第七節 雑則(第九十六条-―第九十八条の二)

第四章 株主資本等変動計算書

第一節 総則 (第九十九条・第百条)

第二節 株主資本(第百一条・第百二条)

評価・換算差額等 (第百三条・第百四条)

第三節 の 二 株式引受権 (第百四条の二)

新株予約権 (第百五条

第五節 第四節 注記事項 (第百六条—第百九条)

雑則 (第百九条の二)

第五章 キャッシュ・フロー計算書

総則 (第百十条—第百十二条)

キャッシ フロ ー計算書の記載方法 (第百十三条

第六章 第一章 第三章 第二章 第七章 第一節 第四節 第二節 第五節 第四節 第二節 第一節 第五節 第三節 第 第 節 節 第一種中間財務諸表 中間損益計算書 特例財務諸表提出会社の財務諸表(第百二十七条・第百 附属明細表 中間貸借対照表 総則(第百二十九条—第百五十四条) 二十八条 純資産 四条) 総則 雑則(第百八十二条—第百八十四条) 負債 資 産 総則 雑則 特別利益及び特別損失 営業外収益及び営業外費用 売上高及び売上原価 キャッシュ・フロー計算書の記載方法 総則 販売費及び一般管理費 第百十六条) (第百五十八条—第百七十条) (第百十七条—第百十九条) (第百八十五条・第百八十六条) (第百七十一条—第百七十六条) (第百五十五条—第百五十七条) (第百十条—第百十二条) (第百七十七条—第百八十一条 (第百二十条—第百二十六条) (第百八十七条—第百八十九条) (第百九十五条—第百九十七条 (第百九十条・第百九十一条) (第百九十二条—第百九十 (第百十三条 第八章 第九章 第七章 附則 第六章 第三節 指定国際会計基準特定会社の財務諸表 十八条) 特例財務諸表提出会社の財務諸表(第百二十七条・第百二 附属明細表 外国会社の財務書類 百三十条 雜則 (第百十七条—第百十九条) 百十六条) (第百二十条—第百二十六条) (第百三十一条—第百三十五条) (第百二十九条・第

) 第六節 中間純利益又は中間純損失(第百九十八条—第二百条

第七節 雑則 (第二百一条—第二百三条)

第四章 中間キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則 (第二百四条・第二百五条)

第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第二百六

条·第二百七条)

株主資本等に関する注記

(第二百八条・第二百九条)

第一章 総則(第二百十条—第二百四十四条)

第四編

第二種中間財務諸表

第五章

第二章 中間貸借対照表

第一節 総則 (第二百四十五条—第二百四十七条)

第三節 負債(第二百六十二条—第二百六十八条)

資 産

(第二百四十八条-

-第二百六十一条

第四節 純資産 (第二百六十九条—第二百八十条)

第五節 雑則 (第二百八十一条—第二百八十四条)

第三章 中間損益計算書

第一節 総則(第二百八十五条・第二百八十六条)

第二節 売上高及び売上原価 (第二百八十七条―第二百八十九)

条)

第三節 販売費及び一般管理費 (第二百九十条・第二百九十一

条)

第四節 営業外収益及び営業外費用 (第二百九十二条—第二百

第一章 総則	第一編 総則
	編 外国会社の財務書類(第三百二十八条―第三百三十二条);
	第三百二十六条・第三百二十七条)
	第五編 指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表 (
	十四条・第三百二十五条)
	第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法 (第三百二)
	第一節 総則(第三百二十一条—第三百二十三条)
	第五章 中間キャッシュ・フロー計算書
	第七節 雑則(第三百二十条)
	第六節 注記事項(第三百十六条—第三百十九条)
	第五節 新株予約権 (第三百十五条)
	第四節 株式引受権 (第三百十四条)
	第三節 評価・換算差額等(第三百十二条・第三百十三条)
	第二節 株主資本(第三百十条・第三百十一条)
	第一節 総則 (第三百八条・第三百九条)
	第四章 中間株主資本等変動計算書
	第七節 雑則(第三百三条—第三百七条)
	第六節 中間純利益又は中間純損失(第三百条—第三百二条)
	九条)
	第五節 特別利益及び特別損失(第二百九十五条—第二百九十)
	九十四条)

(適用の一般原則)

第 用語、 用する場合を含む。) 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 第五項において準用する場合を含む。 によるものとし、この規則において定めのない事項については、 法人」という。) についてこれらの規定を法第二十七条において準 ることが適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下 は第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む という。)第五条、第七条第 項 属明細表又は第三百二十六条第一 定信託財産について作成するものを含む。 であつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特 (以下「財務書類」という。 キャッシュ・フロー 若しくは第六項又は第二十四条の五第一項 十一年大蔵省令第一 財務諸表 (これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五 (連結財務諸表の用語) 様式及び作成方法は、 金融商品取引法 第三百条に規定する指定国際会計基準をいう。 (貸借対照表、 の規定により提出される財務計算に関する書 二十八号。 (昭和二十三年法律第二十五号。 -計算書 損益計算書、 当該各号に定める規定の定めるところ 様式及び作成方法に関する規則 項、)のうち、 (これらの財務書類に相当するもの 以下 一項の規定により指定国際会計基 第九条第一項若しくは第十条第 「連結財務諸表規則」という 株主資本等変動計算書及 次の各号に掲げるものの 第二十四条第一項若しく 以下同じ。)並びに附 (この規則を適用す 以下同じ。) 以下 「指定 法 (昭 和 第一

(適用の一般原則)

書類 という。 準をいう。 成方法に関する規則 るもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するも 書(これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成す 準用する場合を含む。 第二十四条第一項若しくは第三項 本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをい 会計基準により作成が求められる貸借対照表、 結財務諸表規則」という。 の規定により指定国際会計基準 のを含む。以下同じ。 定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条において することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人 法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用 いて準用する場合を含む。 条 この章から第八章までの定めるところによるものとし 損益計算書、 以下同じ。 (以下「財務書類」という。 金融商品取引法)第五条、第七条第 以下同じ。)により作成する場合において当該指定国際 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー の用語、 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号。 (昭和二十三年法律第二十五号。 並びに附属明細表又は第百二十九条第一 の規定により提出される財務計算に関する)又は同条第六項(これらの規定のうち)第九十三条に規定する指定国際会計基 様式及び作成方法は、 一 項、 (連結財務諸表の用語、 (これらの規定を同条第五項にお のうち、 第九条第一項、第十条第 財務諸表 損益計算書、 第 一条の三を除き (貸借対照表 様式及び作 以下 (以 下 この規則 一項 法 -計算

られる貸借対照表、 により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求め; シュ・フロー計算書に相当するものをいう。 損益計算書、 株主資本等変動計算書及びキャ 以下同じ。) <u>ر</u>

(第一条の三を除く。)、次編及び第五編

中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表 により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求め 計算書又は第三百二十六条第二 (中間貸借対照表、 第一種中間財務諸表 れる中間貸借対照表、 以下同じ。 -計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。) をい この編 中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー (法第二十四条の五第一項の表の第一号の 中間損益計算書及び中間キャッシュ・フ (第一条の三を除く。)、第三編及び 一項の規定により指定国際会計基準 3

第五編

作成が求められる中間貸借対照表、 際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により るものを含む。) 又は第三百二十六条第二項の規定により指定国 定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当す 変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書 間財務諸表 は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中 本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するも 第二種中間財務諸表 (中間貸借対照表、 以下同じ。 (法第二十四条の五第一項の表の第二号又 中間損益計算書、 中間損益計算書、 この (第二条の二に規 中間株主資本等 中間株主資

をいう。

をいう。

編

(第一条の三を除く

企業会計の基準に従うものとする。 において定めのない事項については、 般に公正妥当と認めら れる

項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当す に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号) 第二十四条第 一項 前

るものとする。

は、 が行われたものと認められ、 た企業会計の基準のうち、 であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つ て認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの に該当するものとする。 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団 第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 公正かつ適正な手続の下に作成及び公表 一般に公正妥当な企業会計の基準とし

_ 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

けていること。

いう。)を設けていること。 による合議制の機関 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者 (次号及び第五号において「基準委員会」と

Ŧī. ずる事業体 う。 基準委員会が会社等 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 以下同じ。 (外国におけるこれらに相当するものを含む。) をい を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化へ (会社、 指定法人、 組合その他これらに準

第四編及び第五編

項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当す||4 に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号) 第二十四条第一項 前

3 が行われたものと認められ、 て認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの た企業会計の基準のうち、 であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つ 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 公正かつ適正な手続の下に作成及び公表 一般に公正妥当な企業会計の基準とし

に該当するものとする 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受

いう。)を設けていること。 による合議制の機関 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者 (次号及び第五号において「基準委員会」と

けていること。

ずる事業体 基準委員会が会社等 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 (外国におけるこれらに相当するものを含む。) をい (会社、 指定法人、組合その他これらに準

の適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際

)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化へ

以下同じ。

的に共通化を図ることをいう。 の適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際 の観点から継続して検討を加え

るものであること。

の事項について、 る場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先 金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定 その作成方法の基準として特に公表したものがあ

して適用されるものとする。

175

らっつぎらうにす。 的に共通化を図ることをいう。) の観点から継続して検討を加え

るものであること。

4 金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定して適用されるものとする。この規則の規定に準ずるものとして、第の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあり、金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定して適用されるものとする。

(連結財務諸表を作成している会社の特例)

(指定国際会計基準特定会社の特例)

第 号に掲げる株式会社 の発行者 が提出する当該各号に定める財務諸表又は中間財務諸表 条の二の二 項第 の用語、 一号又は第三号に規定する中間財務諸表をいう。 (同条第五項に規定する発行者をいう。 様式及び作成方法 法第二条第 以下 一項第五号又は第九号に掲げる有価証券 指定国際会計基準特定会社」 (第 号又は第三号に掲げる株式会 のうち、 という。 以下同じ (第 次の各

、連結財務諸表を作成している会社の特例

(指定国際会計基準特定会社の特例)

第一条の二の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券第一条の二の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券

ことができる。を作成していない場合に限る。)は、第五編の定めるところによるを作成していない場合に限る。)は、第五編の定めるところによる社にあつては、それぞれ連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表

- 一 次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 財務諸表
- に作成することができる体制を整備していること。 人を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用

- は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表② 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又

- 組みに係る記載を行つていること。
 参報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法
- 成することができる体制を整備していること。を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正に作指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人

に係る記載を行つていること。、第一種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において

イ 次に掲げる要件のハずれかを満たすこと。 一次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第二種中間財務諸表 一次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第二種中間財務 諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。 一次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第二種中間財務

(1) 前号イ(1)に掲げる要件 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(2) 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は第三号の東二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための表していること。

諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。 人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第二種中間財務 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用

(外国会社の特例)

第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号からの受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に第一条の三 外国会社(法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託

(外国会社の特例)

第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第一条の三 外国会社(法第二条第一項第十号に掲げる外国投資証託

類の用語、様式及び作成方法は、同編の定めるところによるものと類の用語、様式及び作成方法は、同編の定めるところによるものとがる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証

第五条から第七条まで削除

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

する。

法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方

- 及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示するこ、指定法人及び組合をいう。以下同じ。)の財政状態、経営成績一 財務諸表提出会社(法の規定により財務諸表を提出すべき会社
- な会計事実を明瞭に表示すること。 キャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要二 財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及び
- する音を1918年によりであるのであっては、正角の各時期を通じて継続して適用されていること。は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成す三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続について
- な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を2 財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当

いて「市場取引」という。)以外の取引を含む。)(次項第三号、第八条の八第二項及び第二百二十三条第三項にお条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引外国金融商品市場をいう。)における取引、商品先物取引法第二る取引、外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する

[11 | 5 | 14 | 略]

15 第一 又は 表又は第二種中間連結財務諸表をいう。 この規則において 条第 第 項各号に規定する連結財務諸 一種中間: 連 「連結財務諸表」 結財務諸表」 とは、 第 それぞれ連 種中間連結財務諸表 第 一種中間連結財務 結財 務諸表規

[16 | 18 | 略]

19 間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段 において同じ。 のに限る。)を含む。 法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うも 項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同 者に関する内閣府令 第一号から第三号までに掲げるものをいい、 金決済に関する法律 資金」とは、 前項並びに次編第五章、 編第四 価 :値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第 現金)及び現金同等物 |章及び第四編第五章において同じ。 (令和五年内閣府令第四十八号) 第三十条第一 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第五項 (当座預金、 次編第五章 第三編第四章及び第四編第五章におい 普通預金その他預金者が一定の期 (容易に換金することが可能であ 第二 一編第四章及び第四編第五章 電子決済手段等取引業 の額の合計 **(**資 て 19

。)以外の取引を含む。)
(次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引外国金融商品市場をいう。)における取引、商品先物取引法第二る取引、外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する

[11 | 14 | 同上

条に規定する連結財務諸表をいう。 11 この規則において「連結財務諸表」とは、連結財務諸表規則第

。) 及び現金同等物 第五十九号)第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの 値 段等取引業者が取り扱うものに限る。)を含む。同章において同じ 該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手 第四十八号) 第三十条第 預金及び電子決済手段 金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことが !の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。 \mathcal{O} 前項及び第五章において「資金」とは、 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 額の合計額をいう。 (容易に換金することが可能であり、 (資金決済に関する法律 一項第五号に規定する外国電子決済手段に 現金 同章において同じ。 (令和五年内閣府令 (当座預金、 (平成二十一 一年法律 普通

六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項、第五十六条、第28 この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成[25~27 略]	二種中間財務諸表提出会社務諸表提出会社 財務諸表提出会社 財務諸表提規則において、「自社の株式規則において、「自社の株式	第二種中間財務諸表提出会社の株式表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。第二種中間財務諸表提出会社(法の規定により第二種中間財種中間財務諸表提出会社の株式の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。以下同じ。)	はり第一種中間財務諸表を提出すべき会社及び指定法人並びに同23 この規則において準用する場合を含む。)の表の第一号の規定に一一財務諸表提出会社 財務諸表提出会社の株式 一一財務諸表提出会社 財務諸表提出会社の株式 一一財務諸表提出会社 財務諸表提出会社の株式 「自己株式」とは、次の各号に掲げる者の区 「20~22 略」
六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項並びに第五十六条する事業を取得する(支配を獲得することをいう。次項及び第三十28 この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成[25~27 同上]	[号を加える。] 「号を加える。] 式をいう。 コープを加える。]	[号を加える。]	[号を加える。] 「号を加える。] 「号を加える。] 「号を加える。]

百四十三条第一項並びに第二百二十八条において同じ。)企業をい | にお

2

[29 43 略]

の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。 44 この規則において「会計方針」とは、財務諸表又は中間財務諸表 44

の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。 45 この規則において「表示方法」とは、財務諸表又は中間財務諸表 45

第諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表又は中間財 は、資産、負債、収益及 46 この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及 46 の規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及 46 の規則に対している。

[47 · 48 略]

能となつた情報に基づき、前事業年度(当事業年度の直前の事業年」この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可し

は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計度をいう。以下この条及び次編において同じ。) 以前の財務諸表又

上の見積りを変更することをいう。

手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことによりであるか否かにかかわらず、財務諸表又は中間財務諸表作成時に入50 この規則において「誤 謬」とは、その原因となる行為が意図的

度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて51 この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年

生じた誤りをいう。

において同じ。)企業をいう。

[29 43 同上]

この規則において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たつて

採用した表示の方法をいう。

手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいび費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入ったの規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及

47 48 同上 う。

つて行つた会計上の見積りを変更することをいう。 能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たり、この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可

用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいうであるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使50 この規則において「誤 謬」とは、その原因となる行為が意図的

度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うこと 51 この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年

適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

することをいい、「第二種中間財務諸表の組替え」とは、新たな表前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更52 この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を52

種中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することを示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の第二

・ 一。 種中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更すること。

表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤 謬 の訂正を53 この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸

務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

54 68 略

69

険を減殺することを目的とし、 と見込まれるものを含む。 において同じ。 条の八第三項 とが客観的に認められる取引をいう。 ティブ取引に係る価格変動、 項第二号において同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段 この規則において「ヘッジ会計」とは、 対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。 取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項)若しくは負債 第六十七条第 以下この項において同じ。)又はデリバ 金利変動及び為替変動による損失の危 項第一 かつ、 (将来の取引により確実に発生する 一号及び第二百二十三条第四項 当該損失の危険を減殺するこ 以下この項及び第六十七条第 ヘッジ手段 (資 産 (将来 第八

計処理をいう。において同じ。

に係る損益を同

一の会計期間に認識するための会

をいう。

することをいう。前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を

表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸

53

54 68 同上]

69 と見込まれるものを含む。 損益を同 条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。 とが客観的に認められる取引をいう。 険を減殺することを目的とし、 ティブ取引に係る価格変動、 において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生する の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。 の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。 項第二号において同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段 この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段 の会計期間に認識するための会計処理をいう。 以下この項において同じ。)又はデリ 金利変動及び為替変動による損失の危 かつ、 以下この項及び第六十七条第 当該損失の危険を減殺するこ (資産 以下この項

第二編 財務諸表	(重要な会計方針の注記)
	第八条の二 会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる
第一章 総則	事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するも
	のを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについ
(財務諸表の作成基準及び表示方法)	ては、注記を省略することができる。
第八条の二 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作	
成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。	
一 財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロ	
ーの状況に関する真実な内容を表示すること。	
二 財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及び	
キャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要	
な会計事実を明瞭に表示すること。	
三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続について	
は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成す	
る各時期を通じて継続して適用されていること。	
2 財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当	
な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を	
通じて、同一の表示方法を採用しなければならない。	
(比較情報の作成)	
第八条の二の二 当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部	
を構成するものとして比較情報(当事業年度に係る財務諸表(附属)	

明細表を除く。 項をいう。)を含めて作成しなければならない。)に記載された事項に対応する前 事業年度に係る事

(重要な会計方針の注記)

第八条の二の三 なる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資す るものを注記しなければならない。 ついては、注記を省略することができる。 会計方針については、 ただし、 財務諸表作成のための基礎と 重 要性の乏しいものに

重要な会計上の見積りに関する注記

第八条の二の四 務諸 を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財 るもの(以下この条において「重要な会計上の見積り」という。 事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあ 行つた会計上の見積りを含む。)のうち、 上の見積り(この編の規定により注記すべき事項の記載に当たつて 表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。 当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計 当該会計上の見積りが当

すべき事項において同 できる。 前項第二号及び第三号に掲げる事項は、 同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することが 0) 内容が記載される場合には、 この編の規定により注記 その旨を記

3 • 4 略

重要な会計上の見積りに関する注記

第八条の二の二 財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。 あるもの(以下この条において「重要な会計上の見積り」という。 当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが て行つた会計上の見積りを含む。)のうち、当該会計上の見積りが 上の見積り(この規則の規定により注記すべき事項の記載に当たつ を識別した場合には、 同上 当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計 次に掲げる事項であつて、投資者その他

記すべき事項におい 同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略すること

て 同

の内容が記載される場合には、

その旨を

この規則の規定により注

2

前項第二号及び第三号に掲げる事項は、

3 • 4 同上

ができる。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第八条の三 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)記載を省略することができる。

[一~三 略]

下この章において同じ。)に対する影響額潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。)をいう。以潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(第九十五条の五の三第一項に規定する株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一四、前事業年度に係る一株当たり情報(一株当たり純資産額、一株四、前事業年度に係る一株当たり情報(一株当たり純資産額、一株四、

五 [略]

[2~4 略]

(重要な後発事象の注記)

及ぼす事象(以下この章において「重要な後発事象」という。)が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を第八条の四 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

該事項の記載を省略することができる。 第八条の三 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。) 該事項の記載を省略することができる。 該事項の記載を省略することができる。

一~三 同上]

下同じ。)に対する影響額
潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。)をいう。以潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(第九十五条の五の三第一項に規定する株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一四 前事業年度に係る一株当たり情報(一株当たり純資産額、一株四

五 [同上]

[2~4 同上]

(重要な後発事象の注記)

及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を第八条の四(貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の

発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

(金融商品に関する注記)

[2·3 略] 第八条の六の二

母性が乏しい場合を除く。)。 せ、投資信託等(法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資証 要性が乏しい場合を除く。)。

[5~10 略]

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 第八条の六の二(第十項を除く。)に規定する事項のほ

当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

事項を注記しなければならない。 会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する第八条の五 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 [同上]

[2·3 同上]

4 投資信託等(法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資に託等が含まれている旨を注記しなければならない(当該投資信託等の貸借託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券での賃借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。

「5 ~10 同上」

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 [同上]

重要性の乏しいものについては、 いう。 デリバティブ取引については、 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 一項において同じ。 当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、 次号、 金利、 第百四十条第一項並びに第二百二十三条第 株式、)の種類ごとの次に掲げる事項 債券、 注記を省略することができる。 商品及びその他の取引の対象物を 次の各号に掲げる取引の区分に 取引の対象 一項及び

略

2 しなければならない。 次項、 おいて同じ。)の種類 済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載 定に係るもの又は売付約定に係るもの、 前項第一号に規定する事項は、 先渡取引、 第百四十条第一 スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。 一項並びに第二 市場取引又は市場取引以外の取引、 取引 百百 (先物取引、 貸借対照表日から取引の決 一十三条第三項及び第四項に オプション取引 買付約 2

3 • 4

(持分法損益等の注記)

第八条の九 ればならない。ただし、 号に掲げる場合の区分に応じ、 利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外す ることができる。 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、 第一号に定める事項については、 当該各号に定める事項を注記しなけ 損益及び 次の各

> いう。次号において同じ。 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (通貨、 金利、 株式、 債券、)の種類ごとの次に掲げる事項 商品及びその他の取引の対象物を 取引の対

物

[同上]

買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取 て記載しなければならない。 引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分し 次項において同じ。 前項第一号に規定する事項は、 先渡取引、 スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。 の種類、 市場取引又は市場取引以外の取 取引 (先物取引、 オプション取引

3 • 4 同上

(持分法損益等の注記]

第八条の九 同上

[略]

(税効果会計の適用)

で同じ。)を適用して財務諸表を作成しなければならない。 で同じ。)を適用して財務諸表を作成しなければならない。 は、 当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と課税所得の計算を合理的に対応させるための会計処理をいう。)については、税効果会計される租税(以下「法人税等」という。)については、税効果会計で同じ。)を適用して財務諸表を作成しなければならない。

(共同支配企業の形成の注記)

、次に掲げる事項を注記しなければならない。 結合(以下「共同支配企業の形成」という。)が行われた場合には第八条の二十二 当該事業年度において共同支配企業を形成する企業

一同上

との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項社(同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推社(同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推二 開示対象特別目的会社(第八条第七項の規定による特別目的会

(税効果会計の適用)

(共同支配企業の形成の注記)

ならない。 という。)が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければ結合(以下この条及び次条第一項において「共同支配企業の形成」第八条の二十二 当該事業年度において共同支配企業を形成する企業

[一•二 略]

2 •

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有 だし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略 する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。 することができる。 がある場合には、 賃貸等不動産 次に掲げる事項を注記しなければならない。た (棚卸資産に分類される不動産以外の不

二 \ 略

2 略

(収益認識に関する注記)

第八条の三十二 略

事項において同一の内容が記載される場合(次項に規定する場合を 略することができる。 除く。)には、その旨を記載し、 前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき 前項各号に掲げる事項の記載を省

3 省略することができる 注記すべき事項において同 項各号に掲げる事項について、 一の内容が記載される場合には、 第八条の二の三の規定により 注記を

4 • 5 略

二・二 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同上

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 の総額に重要性が乏しい場合には、 動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有 次に掲げる事項を注記しなければならない。 する不動産をいう。以下この項において同じ。) がある場合には 賃貸等不動産 (棚卸資産に分類される不動産以外の不 注記を省略することができる。 ただし、 賃貸等不動

二 〈 匹 同上

2 同上

(収益認識に関する注記

第八条の三十二

同上

2 き事項において同一の内容が記載される場合(次項に規定する場合 を除く。)には、その旨を記載し、 省略することができる。 前項各号に掲げる事項について、 この規則の規定により注記すべ 前項各号に掲げる事項の記載を

3 すべき事項において同 することができる。 第一項各号に掲げる事項について、 一の内容が記載される場合には、注記を省略 第八条の二の規定により注記

4 • 5 同上

(注記の方法)

算書の次に記載しなければならない。 常九条 第八条の二の三の規定による注記は、キャッシュ・フロー計

- 八条の二の三の規定による注記の次に記載しなければならない。第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注記は、第
- 3 のを除き、 記の次に記載しなければならない。 ることをいう。)として記載することが適当であると認められるも る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載す の三の二までの規定による注記を除く。 とができる。 による注記と関係がある事項については、これと併せて記載するこ この編の規定により記載すべき注記 第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注 ただし、 (第八条の二の三から第八条 は、 第八条の二の三の規定 脚注 (当該注記に係 3
- て、当該注記との関連を明らかにしなければならない。は、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によっこの編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に

(注記の方法)

の次に記載しなければならない。第九条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書

- 八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。
 2 第八条の二の二から第八条の三の二までの規定による注記は、第
- この規則の規定により記載すべき注記(第八条の二から第八条の ことをいう。以下同じ。)として記載することが適当であると認め ことをいう。以下同じ。)として記載することが適当であると認め による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の のによる注記を関係がある事項については、これと併せて記載する ことができる。
- 4 第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければなわらず、第八条の二の規定による注記は、第一項の規定にかか合において、第八条の二の規定による注記は、第一項の規定にかからず、9 (4 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、
- つて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によ5 この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合

第十条 は、 ŋ が、 記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項について 法令又は準則の定めにかかわらず、 なければならない。ただし、 注記すべき事項と同一の事項がある場合には、 この限りでない。 第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当該 法の規定により提出する財務諸表について、 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人 金融庁長官が特定の事業に関し、 この編の規定による注記を記載 当該事項について この編の規定によ 注

ればならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当で算規則の定めにかかわらず、この編の規定による注記を記載しなけ該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計廃計条の二、特定信託財産について作成すべき財務諸表について、こ

ないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

(偶発債務の注記)

第五十八条 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有す第五十八条 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有すがない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記をければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記をはればならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第十条 ては、 より注記すべき事項と同一の事項がある場合には、 が、 記載しなければならない。 該法令又は準則の定めにかかわらず、 いては、この限りでない。 注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項に 法の規定により提出する財務諸表について、 第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人 ただし、 金融庁長官が特定の事業に関 この規則の規定による注記を この規則の規定に 当該事項につい

(偶発債務の注記)

ま十八条 偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有す のかできる。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生して いかできる。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生して はいっただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略するこ ない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略するこ ない。とができる。

(指定法人の純資産の記載

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、そ 認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用さ この場合において、 れる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。 の純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと 準拠した法令又は準則を注記しなければならな

(指定法人の純資産の記載

第六十八条の三 場合において、 法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この られるときは、 の純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認め 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、 当該指定法人は、 準拠した法令又は準則を注記しなければならない。 その財務諸表について適用される

(売上原価の表示方法

第三号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら す名称を付した科目並びにこれらの科目に対する控除科目としての

商品又は製品 (半製品) 副 産物、 作業くず等を含む。

略

2

第九十条

営業外収益に属する収益は、

受取利息

有価証券利息、

(営業外収益の表示方法

取配当金、

有価証券売却益、

第七十五条 売上原価に属する項目は、 第一号及び第二号の項目を示

項及び次条において同じ。 の期首棚卸高 以下この

略

(売上原価の表示方法)

第七十五条 同上

商品又は製品 (半製品 副産物、 作業くず等を含む。 以下同じ

)の期首棚卸高

2 同上

同上

(営業外収益の表示方法

当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない 仕入割引その他の項目の区分に従い、 受 第九十条 の他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつ 営業外収益に属する収益は、 有価証券利息、 受取配当金、 有価証券売却益、 受取利息 (有価証 仕入割引そ 券利息を除

ついては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記下のもので一括して表示することが適当であると認められるものに。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以

(当期純利益又は当期純損失)

することができる。

る金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)一当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税(利益に関連す

二 [略]

[2·3 略]

るときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令おいて、この編の規定により記載することが適当でないと認められ第百九条の二 指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合に は

又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準

第百二十七条 [略]

2 特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、

を付した科目をもつて掲記することができる。であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当て掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業

(当期純利益又は当期純損失)

損失金額の次に記載しなければならない。称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純第九十五条の五次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名

る金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税(利益に関連す

<u>ٿ</u>

二 [同上]

[2·3 同上]

準則の定めるところに準じて記載することができる。 きは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又はおいて、この規則により記載することが適当でないと認められると第百九条の二 指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合に

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

第百二十七条 [同上]

2 [同上]

に代えることができる。当該各号に掲げる規定の注記当該各号に定める事項の注記をもつて当該各号に掲げる規定の注記

) 第百一条各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 一 第八条の二の三 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号

第三編 第一種中間財務諸表

第一章 総則

第百二十九条 第一種中間財務諸表は、原則として財務諸表の作成に(第一種中間財務諸表作成の一般原則)

ければならない。当たつて適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されな

2

して適用しなければならない。な理由により変更を行う場合を除き、当中間会計期間において継続

財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、

正当

前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第一種中間

場合を除き、継続して適用しなければならない。
3 第一種中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う

(比較情報の作成)

第百三十条 当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表は、当該第一

百一条各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 第八条の二 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)

第

三~八 同上]

[編を加える。]

196

に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をい掲げる第一種中間財務諸表の区分に応じ、当該第一種中間財務諸表種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に

中間貸借対照表 前事業年度に係る事項

う。)を含めて作成しなければならない。

- 一 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項
- 二 中間キャッシュ・フロー計算書 前中間会計期間に係る事項

第百三十一条 会計基準等の改正等に伴い重要な会計方針の変更を行(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

なゝ。 いない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならつた場合(当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されて

- 当該会計基準等の名称
- 当該会計方針の変更の内容
- 及びその他の重要な項目に対する影響額

2

- 上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務
- 当該会計基準等の名称
- 当該会計方針の変更の内容
- に対する影響額 二 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項

四の遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

次に掲げる事項を注記しなければならない。 会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて

当該会計基準等の名称

一当該会計方針の変更の内容

一 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の

に対する影響額 四 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目

正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法によ第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に

り概算額を記載することができる。

4

する注記)(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

ならない。 | お方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければ| 計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければ| 第百三十二条 会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会

当該会計方針の変更の内容

一当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三 税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額

及びその他の重要な項目に対する影響額

2

- 上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務
- 当該会計方針の変更の内容
- 一 当該会計方針の変更を行つた正当な理由
- に対する影響額税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目

四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始

五.

ることができる。
算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載する
前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を

相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。間会計期間に係る第一種中間財務諸表に適用した会計方針との間に第一種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中重要な会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る重要な会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る

4

(会計上の見積りの変更に関する注記)

、次に掲げる事項を注記しなければならない。第百三十三条(会計上の見積りについて重要な変更を行つた場合には

当該会計上の見積りの変更の内容

二 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目

に対する影響額

2 算定することが困難な場合には、 ることができる。 前項第二号に規定する影響額について、 適当な方法により概算額を記載す 適時に、 正確な影響額を

場合の注記) (会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な

第百三十四条 要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難 なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。 重要な会計方針の変更を行つた場合において、 当該重

- 当該会計方針の変更の内容
- 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

に対する影響額 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目

算定することが困難な場合には、 ることができる。 前項第三号に規定する影響額について、 適当な方法により概算額を記載す 適時に、 正確な影響額を

2

(修正再表示に関する注記)

第百三十五条 一 誤謬の内容 しなければならない。ただし、 修正再表示を行つた場合には、 重要性の乏しいものについては、 次に掲げる事項を注記 注

及びその他の重要な項目に対する影響額一 税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額

(重要な後発事象の注記)

(金融商品に関する注記)

及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなけれており、かつ、中間貸借対照表目における中間貸借対照表計上額、時価末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の利用ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつ第百三十八条 金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借

しい場合には、注記を省略することができる。び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏ばならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及

- 3 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品については、当該ない。
- 当該項目ごとの次に掲げる事項

時価の合計額中間貸借対照表日におけるレベルーに分類された金融商品の

時価の合計額中間貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の

口

前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用時価の合計額 中間貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の

いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその

Ę

当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及びおけるこれらに相当するものを含む。)への出資については、第一分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国に第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持

計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。本文に定める事項の記載については、当該投資信託等の中間貸借対照表本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれてい本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれてい 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基

般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一

照表計上額を注記しなければならない。要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を

(有価証券に関する注記)

第百三十九条 動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ 借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変 営において重要なものとなつており、 ることができる。 る有価証券に限る。)については、 当該各号に定める事項を注記しなければならない。 正確な金額を算定することが困難な場合には、 前条に定める事項のほか、 当該有価証券が会社の事業の運 かつ、 有価証券(次の各号に掲げ 当該有価証券の中間貸 概算額を記載す ただし、 適時

- 満期保有目的の債券 次に掲げる事項
- 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額
- 中間貸借対照表日における時価

口

イ

中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と時価との

に掲げる事項 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの一 その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの

- イ 取得原価
- ロ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額
- ハ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と取得原価

との差額

(デリバティブ取引に関する注記

第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引第百四十条 第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引

らない。 らない。 で見で規定する事項は、取引の種類に区分して記載しなければな

、税効果会計の適用)

。)を適用して第一種中間財務諸表を作成しなければならない。 計上されている資産及び負債の金額と誤税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税 応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において、当該差応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において、当該差応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において、当該差応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において、当該差にされた資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産を対しては、税効果会計(中間貸借対照表に第百四十一条 法人税等については、税効果会計(中間貸借対照表に

(持分法損益等の注記)

財連会社を除外することができる。お資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならないの金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しいと類別の金額がびに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資

(取得による企業結合が行われた場合の注記

企業結合の概要

の期間 中間損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績

対でである。対のでは、対のでは、が取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの

負ののれん発生益の金額及び発生原因五 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交匹

額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨へ 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金

- 3 中間貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処3 中間貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会に第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。
- なければならない。
 しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記し表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直表に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、第一種中間財務諸

4

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記

及び中間損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならな該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに中間貸借対照表れた場合には、前条第一項各号に掲げる事項に準ずる事項並びに当第百四十四条 当中間会計期間において逆取得となる企業結合が行わ

V

2

ならない。合を除き、同項に規定する事項及び影響の概算額を注記しなければ期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなつた場前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計

要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定る前二項の規定にかかわらず、第八条の十八第三項第二号から第四

(共通支配下の取引等の注記

た場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。 第百四十五条 当中間会計期間において共通支配下の取引等が行われ

取引の概要

実施した会計処理の概要

号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項 子会社株式を追加取得した場合には、第百四十三条第一項第三

2

て注記しなければならない。

で注記しなければならない。

で注記しなければならない。

が項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しいが、当中間会計期間の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当中間会計期間

- 合を除き、同項に規定する影響の概算額を注記しなければならない 期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなつた場 期間の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計

(共同支配企業の形成の注記)

形成と判定した理由を記載しなければならない。
場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項第一旦 という おり おり おり おり かい この場合において 共同支配企業の形成を行つた

業結合に係る取引全体について注記しなければならない。係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企は乏しいが、当中間会計期間における複数の共同支配企業の形成に間会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要

(事業分離における分離元企業の注記

らない。

ない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければなない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければな該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当し第百四十七条 当中間会計期間において重要な事業分離が行われ、当

- 事業分離の概要
- 実施した会計処理の概要としてイ又は口に定める事項

移転損益を認識しなかつた場合には、その旨、受取対価の種る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係

その主な内訳類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びに知、移転損益を認識しなかつた場合には、その旨、受取対価の種

三

分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

五 移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会算額四 中間損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概

社株式又は関連会社株式として保有する以外に、

継続的関与があ

当該継続的関与の概要

注記を省略することができる。 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、

2

3

び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及しいが、当中間会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に当中間会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏

しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第百四 は、 次に掲げる事項を注記しなければならない。 十八条 分離先企業は、 事業分離が企業結合に該当しない場合

取引の概要

実施した会計処理の概要

分離元企業から引き継いだ資産、 負債及び純資産の内訳

(継続企業の前提に関する注記)

第百四十九条 該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継 疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、 中間貸借対照表日において、 継続企業の前提に重要な

げる事項を注記しなければならない。 において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、 続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲 ただし、 中間貸借対照表日後

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

することを要しない。

当該事象又は状況を解消し、 又は改善するための対応策

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

 \equiv

兀 当該重要な不確実性の影響を第一種中間財務諸表に反映してい

るか否かの別

(追加情報の注記)

られる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。ッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認め期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャ財産・金融の利害関係人が、第一種中間財務諸表に係る中間会計第百五十条。この編において特に定める注記のほか、第一種中間財務

(セグメント情報等の注記)

十六号に定めるところにより注記しなければならない。第百五十一条 セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第

- る科目ごとの中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な一 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当す報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額
- には、その内容を注記しなければならない。 セグメントに係る算定方法」という。) の重要な変更があつた場合トに係る利益若しくは損失の金額の算定方法 (次項において「報告2 当中間会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメン
- 係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前中間会計期間における前事業年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに

報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当中間会計期報告セグメント又は報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければなる算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければなる算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければなる算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければなる算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければなる算定方法に基づいて対している。

- ができる。
 「同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することの可に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記する。
- を注記しなければならない。
 のれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負の5 当中間会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識

(収益認識に関する注記

。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することが間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づくのいては、当該収益及び当該契約から生じるや立・フローの第百五十二条 当中間会計期間に係る顧客との契約から生じる収益に

できる。

項に規定する事項の記載を省略することができる。 項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項に規定する事項について、この編の規定により注記すべき事

(注記の方法)

。
は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない第百五十三条 第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記

- これと併せて記載することができる。

 これと併せて記載することが適当と認められるものを除き、第百三十一条から
 第百三十六条までの規定による注記の次に記載しなければならない
 第古三十六条までの規定による注記の次に記載しなければならない
 まされている第一種中
 よる注記は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている第一種中
 よる注記は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている第一種中
- 間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。 第百四十九条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中
- よる注記の次に記載しなければならない。 による注記は、第一項の規定にかかわらず、第百四十九条の規定に4 前項の場合において、第百三十一条から第百三十六条までの規定
- は、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつ5 この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に

て、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(金額の表示の単位)

金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。第百五十四条 第一種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の

第二章 中間貸借対照表

第一節 総則

(中間貸借対照表の記載方法)

中間貸借対照表は、様式第十七号により記載するものとする。

2

(資産、負債及び純資産の分類記載)

部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。 第百五十六条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の

(科目の記載の配列)

よるものとする。
第百五十七条 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法に

第二節 資産

(資産の分類)

投資その他の資産に分類して記載しなければならない。
更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び第百五十八条。資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、

(各資産の範囲)

(流動資産の区分表示)

当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をい。ただし、当該項目に属する資産と一括して表示することが適以下のもので、他の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一い。ただし、当該項目に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い第百六十条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い

もつて一括して掲記することができる。

- 現金及び預金
- 一 受取手形、売掛金及び契約資産
- 三有価証券

四商品及び製品(半製品を含む。

五 仕掛品

六 原材料及び貯蔵品

七

その他

付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。 とが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示するこ

産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。つても区分して表示することが適切であるものについては、当該資の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であ第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産

3

資産の科目及びその金額を注記しなければならない。て掲記することができる。この場合においては、当該項目に属するげる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括し第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲

(流動資産に係る引当金の表示)

する資産に係る引当金について準用する。第百六十一条 第二十条 (第三項を除く。)の規定は、流動資産に属

(有形固定資産の区分表示)

示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産をの総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切な場合の総額の百分の十を超えるものがある場合又は資産の前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

方法のいずれかにより掲記又は表示しなければならない。第百六十三条。有形固定資産に対する減価償却累計額は、次に掲げる

却累計額の科目をもつて掲記する方法有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償

を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法二 有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高一 各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。第百六十四条 第二十六条の二(第四項及び第五項を除く。)の規定

(無形固定資産の区分表示)

当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げないし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただ定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただに資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。

2 第百六十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

(無形固定資産の減価償却累計額等の表示)

計額及び減損損失累計額について準用する。第百六十六条第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累

(投資その他の資産の区分表示)

とを妨げない。 とを妨げない。 とを妨げない。 とを妨げない。 とだし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項 る。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項 とを妨げない。 とが とが とが とが とが に の と は に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に の と が に か に の と が に の と

- 第百六十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用

る。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

て準用する。
。)の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金につい第百六十八条 第三十四条において準用する第二十条(第三項を除く

(繰延資産の区分表示)

す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産を第百六十九条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を

(繰延資産の償却累計額の表示)

2

第百六十二条第二項の規定は、

繰延資産について準用する。

いて準用する。第百七十条 第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額につ

第三節 負債

.

(負債の分類)

ればならない。第百七十一条(負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなけ

(各負債の範囲)

第百七十二条 第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条か び第四十八条の三の規定中 ら第五十一条の四までの規定は、 表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。 いて準用する。この場合において、 「一年内」とあるのは、 流動負債及び固定負債の範囲につ 第四十七条、 第四十八条の二及 「中間貸借対照

(流動負債の区分表示)

第百七十三条 流動負債に属する負債は、 ができる。 する負債と一括して表示することが適当であると認められるものに が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属 ない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額 ついては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記すること 当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら 次に掲げる項目の区分に従

支払手形及び買掛金

短期借入金(株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。

三 未払法人税等

Ŧī. 資産除去債務

兀

引当金

その他

2 前項の規定は、 同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示す

称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。ることが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名

- 設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の産の合計額の時に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資
- 掲記しなければならない。
 おのについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であ及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の 第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債

(固定負債の区分表示)

第百七十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従第百七十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従がので、他の項目に属が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債の金額ができる。

社債

長期借入金(株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。

 \equiv

引当金

兀 五. その他 資産除去債務

前条第二項の規定は、 前項の場合に準用する。

前条第三項の規定は、 第一項第三号に掲げる引当金について準用

3

ついて準用する。 前条第四項の規定は、 第一項第五号に掲げる項目に属する負債に

(偶発債務の注記)

第百七十五条 第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第百七十六条 ある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければな 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金が

に表示する方法 棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債

棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流

動負債に表示する方法

第四節 純資産

223

(純資産の分類)

及び新株予約権に分類して記載しなければならない。第百七十七条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権

(株主資本の分類及び区分表示)

掲記しなければならない。
類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて第百七十八条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分

第六十一条の規定は、資本金について準用する。

2

3

- 証拠金について準用する。第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込
- 第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

4

5 第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第百七十九条 第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用

(株式引受権の表示)

第百八十条 第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する

(新株予約権の表示)

第百八十一条 第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

第五節 雑則

(特別法上の準備金等)

(別記事業の資産及び負債の記載)

を付した科目をもつて掲記しなければならない。

前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称

掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。 前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区分して

(指定法人の純資産の記載)

第百八十四条 指定法人が中間貸借対照表を作成する場合においてそ

この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない れる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。 認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用さ の純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと

第三章 中間損益計算書

第一節 総則

(中間損益計算書の記載方法)

による。

第百八十五条 中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところ

中間損益計算書は、様式第十八号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)

科目に分類して記載しなければならない。

収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した

第百八十六条

売上高

売上原価

三 販売費及び一般管理費

営業外費用

五.

兀 営業外収益

七

六 特別利益

特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第百八十七条 売上高は、 記しなければならない。 売上高を示す名称を付した科目をもつて掲

(売上原価の表示方法)

第百八十八条 て掲記しなければならない。 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつ

(売上総損益金額の表示)

第百八十九条 売上高と売上原価との差額は、 上総損失金額として記載しなければならない。 売上総利益金額又は売

第三節 販売費及び一般管理費

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第百九十条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類 ない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費 し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら

金額を注記することを妨げない。及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその

(営業損益金額の表示)

て記載しなければならない。
管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額とし第百九十一条 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法)

第百九十二条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息第百九十二条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息のて掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第百九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含ができる。

(経常損益金額の表示)

額として記載しなければならない。 び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金第百九十四条 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

ることが適当であると認められるものについては、当該利益を一括の金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示す利目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した第百九十五条 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれ

して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第百九十六条 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失第百九十六条 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失の。。

(税引前中間純損益金額の表示)

中間純損失金額として記載しなければならない。特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前第百九十七条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

の次に記載しなければならない。

た科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額第百九十八条

次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付し

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

- げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。) 二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲

3

- 要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示するには、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付には、第一項第一号に掲げる項目の次に、中間純利益金額又は中項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中項規分前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項又は前
- (一株当たり中間純損益金額に関する注記)

ことができる。

。 中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない 中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない第百九十九条 当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は

- る事項を注記しなければならない。
 式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げ当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株
- 株式併合又は株式分割が行われた旨
- て一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されてい一 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し

る旨

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

載しなければならない。同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記り算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において益金額(潜在株式に係る権利が行使されることを仮定することによ二百条 当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利

か、次に掲げる事項を注記しなければならない。

式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほ

3 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株

株式併合又は株式分割が行われた旨

を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し二

3

第七節 雑則

ないものとする。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額

ければならない。
しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しな又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩第二百一条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

なゝ。 合には、中間損益計算書において、その状況を注記しなければなら 売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場 二百二条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販

(別記事業の収益及び費用の記載)

掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区分して

2

第四章 中間キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

(中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

定めるところによる。第二百四条 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の

号により記載するものとする。
中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第十九号又は様式第二十

(中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない第二百五条。中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる

現金及び現金同等物に係る換算差額財務活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フロ営業活動によるキャッシュ・フロ

四 三

現金及び現金同等物の増加額又は減少額

現金及び現金同等物の中間期末残高現金及び現金同等物の期首残高

七六五

第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第百十三条から第百十八条までの規定は、

中間キャッシ

一百六条

算書」と読み替えるものとする。金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失失金額」とあるのは「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損ュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合においてュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において

(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

の関係を注記しなければならない。物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額と第二百七条 中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等

第五章 株主資本等に関する注記

(配当に関する注記)

第一

掲げる事項を注記しなければならない。(二百八条)当中間会計期間において行われた配当については、次に

- 一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、
- に配当の原資種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並び種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並び配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の
- する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後と三 基準日が当事業年度の開始の日から当中間会計期間末までに属

なるものについては、前二号に掲げる事項に準ずる事項

(株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記)

あつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。 第二百九条 株主資本の金額に、前事業年度末に比して著しい変動が

第四編 第二種中間財務諸表

第一章 総則

(第二種中間財務諸表作成の一般原則)

状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの

2

計期間において継続して適用しなければならない。

則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、

当中間会

前事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原

場合を除き、継続して適用しなければならない。

3

第二種中間財務諸表の表示方法は、

正当な理由により変更を行う

(比較情報の作成)

二種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号第二百十一条 当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表は、当該第

[編を加える。]

いう。)を含めて作成しなければならない。表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をに掲げる第二種中間財務諸表の区分に応じ、当該第二種中間財務諸

- 中間貸借対照表 前事業年度に係る事項
- 一 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項
- 三 中間株主資本等変動計算書 前中間会計期間に係る事項
- 四 中間キャッシュ・フロー計算書 前中間会計期間に係る事項

重要な会計方針の注記)

要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重の基礎となる事項であつて、投資者その他の第二種中間財務諸表の二百十二条 会計方針については、第二種中間財務諸表作成のため

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

- 当該会計基準等の名称
- 一 当該会計方針の変更の内容

会計期間における影響額三第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間

をいう。以下この章において同じ。)に対する影響額に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。)たり純資産額、一株当たり中間純利益金額(第三百二条第一項四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報(一株当

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる事項について、第二種中間トまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該各上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各上、当該事項の記載を省略することができる。

イ 当該会計基準等の名称的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積割や間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響

当該会計方針の変更の内容

口

第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影

能な影響額 当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可

ホ 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的

影響額

一 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

- 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響

当該会計基準等の名称

当該会計方針の変更の内容

響額第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響に

ホ 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

響額を算定することが実務上不可能な旨

当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

省略することができる。 省略することができる。 会計処理を行つた場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を 四号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第 四号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第 会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて

当該会計基準等の名称

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の

相要

、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨)ある場合には、その旨及びその影響額(当該影響額が不明であり四 当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性が

五 第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響

一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項

4

する注記)(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、そのの変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項を注記しなければならな二百十四条 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針

- 当該会計方針の変更の内容
- 当該会計方針の変更を行つた正当な理由
- 会計期間における影響額三第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間
- 四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する

影響額

2 記載し、 号に定める事項を注記しなければならない。 連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を 上不可能な場合には、 トまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第二種中間 五. 項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額 当該事項の記載を省略することができる。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 ただし、第一号ホから

的影響額を算定することが実務上不可能な場合 額を算定することができ、 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響 当該会計方針の変更の内容 かつ、 前事業年度の期首における累積 次に掲げる事項

口 当該会計方針の変更を行つた正当な理 由

第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影

能な影響額

当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可

ホ 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的

影響額

当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理

由

額を算定することが実務上不可能な場合 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響 次に掲げる事項

イ 当該会計方針の変更の内容

ロ 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ 第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影

響額

二 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影

響額を算定することが実務上不可能な旨

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日へ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

前事業年度において会計方針の変更を行つており、かつ、当中間

3

計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければ会計方針と前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に適用した会会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した

に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項

ならない。

(表示方法の変更に関する注記)

二百十五条 表示方法の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を

注記しなければならない。

第二種中間財務諸表の組替えの内容

一 第二種中間財務諸表の組替えを行つた理由

三 第二種中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間

計期間における金額

不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。2 前項の規定にかかわらず、第二種中間財務諸表の組替えが実務上

に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項

、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には4 第一項(第一号を除く。)及び第二項に規定する事項について、

(会計上の見積りの変更に関する注記)

いては、注記を省略することができる。事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものにつ二百十六条(会計上の見積りの変更を行つた場合には、次に掲げる

当該会計上の見積りの変更の内容

当該会計上の見積りの変更が第二種中間財務諸表に与えている

影響解

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な

場合の注記

ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することがでとが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。二百十七条(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別するこ

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行つた正当な理由
- 三 当該会計方針の変更が第二種中間財務諸表に与えている影響額

(修正再表示に関する注記)

記を省略することができる。 というできる。 というになければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注第二百十八条 修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記

誤謬の内容

会計期間における影響額 第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間

一 前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する

前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

兀

影響額

(重要な後発事象の注記)

第一

しなければならない。
しなければならない。
いう。)が発生したときは、当該事象を注記す・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象(以下この章においてュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象(以下この章においてった。)以降の財政状態、経営成績及びキャッショ該第二種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度(当当なければならない。

(リース取引に関する注記)

対照表」 内の日」と、 項第一号イ及び第二号並びに第二項中 出会社」とあるのは この場合において、同条第一項、 間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 以内の日」と、 表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」 五年内」とあるのは 「当中間会計期間末」と、 一百二十条 年内」とあるのは 同条第四項中 第八条の六の規定は、 「貸借対照表日後五年超」とあるのは 同条第三項中 「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以 「第二種中間財務諸表提出会社」と、 「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年 同条第一項第二号口中「貸借対照表日後 「連結財務諸表」とあるのは 「貸借対照表」とあるのは 第三項及び第四項中 リース取引について準用する。 「当事業年度末」とあるのは と 「中間貸借対照 同条第二項中 「財務諸表提 「第二種 「中間貸借 同条第

金融商品に関する注記

貸借対照表日」と、 項まで及び第十項の規定は、 期末残高」とあるのは において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは 一百二十一条 同項第三号中 「貸借対照表日」とあるのは 「貸借対照表計上額」とあるのは 第八条の六の二第一項 「貸借対照表に」とあるのは 「貸借対照表の」とあるのは 「中間会計期間末残高」と、 金融商品について準用する。 「中間貸借対照表日」と、 (第一号を除く。) 「中間貸借対照表計上 「中間貸借対照表 「中間貸借対照 同条第二項中 から第一 この場合 「中間

十項中 照表計上額」と、 貸借対照表計上額」とあるのは 第三項中 第四項中 貸借対照表計上額」とあるのは 会社」と、「連結財務諸表」とあるのは と読み替えるものとする。 「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、 同条第五項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対 「財務諸表提出会社」とあるのは 「貸借対照表計上額」とあるのは 「貸借対照表に」とあるのは 「期末残高」とあるのは 「中間貸借対照表計上額」と、 「中間貸借対照表計上額」と、 「中間貸借対照表に」と、 「第二種中間連結財務諸 「第二種中間財務諸表提出 「中間会計期間末残高 「中間貸借対照表計上額 同条第 同条 同

(有価証券に関する注記)

務諸表」とあるのは 出会社」とあるのは あるのは 日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、 において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表 く。)及び第四項の規定は、 一百二十二条 第八条の七第一項 「中間貸借対照表計上額」と、 「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財 「第二種中間連結財務諸表」 有価証券について準用する。この場合 (第一号、第五号及び第六号を除 同条第四項中 「貸借対照表計上額」と と読み替えるも 「財務諸表提

(デリバティブ取引に関する注記)

二百二十三条 第二百二十一条に規定する事項のほか、デリバティ

いものについては、注記を省略することができる。
「一人ので評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏し契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時刻の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又はブ取引(ヘッジ会計が適用されていないものに限る。)については

- 及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が
- の項目に区分して記載しなければならない。 対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借外の取引を関係をする事項は、取引の種類、市場取引又は市場取引以
- ジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。4 第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッ
- い。中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しな中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しな第一項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種

5

(税効果会計の適用)

中間財務諸表を作成しなければならない。第二百二十四条 法人税等については、税効果会計を適用して第二種

(持分法損益等の注記)

連会社を除外することができる。ては、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項についつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事の工行工十五条 第二種中間連結財務諸表を作成していない会社にあ

は投資損失の金額
投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額がでに当該関連会社がある場合。関連会社に対する投資の金額並びに当該

重要な事項要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の要、開示対象特別目的会社がある場合 開示対象特別目的会社の概二 開示対象特別目的会社がある場合 開示対象特別目的会社の概

与又は交付に関する注記)(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付)

とする。 務諸表」とあるのは 出会社」とあるのは について準用する。この場合において、 くは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合 年度」とあるのは 二百二十六条 第八条の十四の規定は、ストック・オプション若し 「中間会計期間」と、 「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるもの 「第二種中間財務諸表提出会社」と、 同条第一項第一号中 同条第二項中 「財務諸表提 「連結財 「事業

(ストック・オプションに関する注記)

重要でないと認められる場合には、 会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて トック・オプションの付与による影響が、 ・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションにつ 一百二十七条 次に掲げる事項を注記しなければならない。 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック 注記を省略することができる。 第二種中間財務諸表提出 ただし、当該ス

付与対象者の役員、 従業員などの区分ごとの人数

株式の種類別のストック・オプションの付与数

三

兀 権利確定条件 (権利確定条件が付されていない場合にはその旨

五. 対象勤務期間 (対象勤務期間の定めがない場合にはその旨)

六 権利行使期間

七 権利行使価格

付与日における公正な評価単価

前項の注記は、次に掲げる方法のいずれかにより記載しなけれ

契約単位で記載する方法

ならない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるストック・オプションに 複数契約を集約して記載する方法

ては、複数契約を集約して記載してはならない。 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、 対象勤務期間及び権

/ 和行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプショ

したストック・オプション 株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与

間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない4 前三項に定める事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中三 権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション

(取得による企業結合が行われた場合の注記

項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、 中間財務諸表に」と、 期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは 第一項から第三項までの規定中「事業年度」とあるのは「中間会計 るものとする。 第四項中「当事業年度」とあるのは 表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、 合を除く。)について準用する。この場合において、第八条の十七 る事業の取得による企業結合が行われた場合(次条各項に定める場 一百二十八条 第八条の十七の規定は、 同項第十一号及び同条第五項中「連結財務諸 「当中間会計期間」と読み替え 他の企業又は企業を構成す 同号及び同条第三 「第二種 同条

(逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記)

一百二十九条 第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行

引前 算書」 務諸 中間財務諸表提出会社」と、 り中間純利益金額又は中間純損失金額」 当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一 税引前当期純損失金額」とあるのは は われた場合について準用する。 「財務諸表提出会社」とあるのは とあるのは ·業年度」とあるのは 結財務諸表」と読み替えるものとする。 は「中間貸借対照表」と、 「中間貸借対照表」と、 期間の末日後」と、 同条第四項中 表 中間純損失金額」と、 とあるのは 同項第一号中 中間純利益金額又は中間純損失金額」と、 「事業年度の翌事業年度以降」 「第二種中間連結財務諸表」 「中間会計期間」 「連結財務諸表」とあるのは 乛 「財務諸表提出会社」とあるのは 「損益計算書」とあるのは 同号口中 同条第一 この場合において、 当期純利益金額又は当期純損失金額 第一 「税引前中間純利益金額又は税 一項中「貸借対照表」とあるの 「税引前当期純利益金額又は と 一種中間財務諸表提出会社 同条第三項中 「貸借対照表」とあ と、 とあるのは 同条第一 同項第一号中 「中間損益計 「第二種中 株当た 「連結財 項中 「中間

2

第八条の十九の規定は、

他の企業の取得による企業結合が複数

度の翌事業年度以降」

とあるのは

「中間会計期間の末日後」と読み

計算書」とあるのは

「中間損益計算書」と、

同条第一

二項中

「事業年

第三号中

「貸借対照表」とあるのは

「中間貸借対照表」

と

損 同 項

同条第

一項 中

「事業年度」とあるのは

同条中「連結財務諸表」とあるのは

「第二種中間連結財務諸表」と

この場合において、

「中間会計期間」と、

取引によって行われた場合について準用する。

替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

諸表提出会社」と、 結財務諸表」とあるのは 第八条の二十第三項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「連 間損益計算書」と、 とあるのは「中間貸借対照表」と、 二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは 条の二十一第一項中「事業年度」とあるのは る。この場合において、第八条の二十第一項及び第二項並びに第八 下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用す あるのは 一百三十条 「中間会計期間の末日後」 第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配 同条第三項中 同条第二項第一号及び第二号中 「第二種中間連結財務諸表」と、第八条の 「事業年度の翌事業年度以降」と と読み替えるものとする。 「損益計算書」とあるのは 「中間会計期間」と、 「第二種中間財務 「貸借対照表」 中

(共同支配企業の形成の注記)

えるものとする。「連結財務諸表」と読み替「連結財務諸表」と読み替「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項及び第二百三十一条 第八条の二十二の規定は、共同支配企業を形成する

(事業分離における分離元企業の注記

ま」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとす 書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸 書」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算 とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算 ないの場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度

(事業分離における分離先企業の注記)

ものとする。
財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替える業分離について準用する。この場合において、同条第二項中「連結第二百三十三条 第八条の二十四の規定は、企業結合に該当しない事

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第一

」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとするとあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表る。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」を企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」を

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記

は「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 後発事象及び中間貸借対照表日」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは で、この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは 「中間貸借対照表日」とのでに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは 「中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をしまって、「単位では、事業分離に関する重要な 第二百三十五条 第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な

(継続企業の前提に関する注記)

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

るか否かの別四 当該重要な不確実性の影響を第二種中間財務諸表に反映してい

(資産除去債務に関する注記)

一百三十七条 第八条の二十八(第一項第一号イ及びロを除く。)

項中 のとする。 財務諸表」とあるのは 提出会社」とあるのは 年度」とあるのは「当中間会計期間」 の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、 「貸借対照表」とあるのは 「第二種中間財務諸表提出会社」と、 「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるも 「中間貸借対照表」と、 と 同条第二項中 「財務諸表 「当該事業 「連結 同

(セグメント情報等の注記)

第二十一号に定めるところにより注記しなければならない。第二百三十八条 セグメント情報については、次に掲げる事項を様式

- 報告セグメントの概要
- 他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その
- 額及び当該差額の主な内容目ごとの中間貸借対照表計上額又は中間損益計算書計上額との差前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科
- ころにより注記しなければならない。情報」という。)については、次に掲げる事項を同様式に定めると報告セグメントに関連する情報(様式第二十二号において「関連

2

- 製品及びサービスごとの情報
- 地域ごとの情報
- 二 主要な顧客ごとの情報

3

中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を

号に定めるところにより注記しなければならない。 計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第二十三

- 固定資産の減損損失
- のれんの償却額及び未償却残高
- 負ののれん発生益
- 5 4 概要は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を 記を省略することができる。 前三項の規定にかかわらず、 項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する 重要性の乏しいものについては、 注

(賃貸等不動産に関する注記

作成している場合には、

記載することを要しない。

提出会社」と、 条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは 第三号中「貸借対照表日」とあるのは 条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照 の規定は、賃貸等不動産について準用する。 諸表」と読み替えるものとする。 表計上額」と、 一百三十九条 第八条の三十(第一項第一号及び第四号を除く。 「連結財務諸表」とあるのは 「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、 「中間貸借対照表日」と、 この場合において、 「第二種中間連結財 「第二種中間財務諸 同 同 同

2

前項において準用する第八条の三十第一

に掲げる事項の注記を省略することができる。認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号

(棚卸資産に関する注記)

中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表とあるのは「第二種において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種第二百四十条 第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益

(収益認識に関する注記

第一

結財務諸表」とあるのは 年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、 収益について準用する。この場合において、 み替えるものとする。 表提出会社」とあるのは とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、 表」とあるのは「第二種中間財務諸表」と、 二百四十一条 第八条の三十二の規定は、顧客との契約から生じる 「連結財務諸表」とあるのは 「第二種中間連結財務諸表」と、 「第二種中間財務諸表提出会社」と、 第二 一種中間連結財務諸表」と読 同条第四項中 同項第三号中 同条第一項中 「翌事業年度以降 同条第五 「財務諸 「当事業 「財務諸

当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前事業年度規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と前項において準用する第八条の三十二第一項第二号及び第三号に

2

る。 変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができ 変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができ ら生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。)に重要な 見込まれる収益の金額及び時期(これらに関連する顧客との契約か 末において存在する顧客との契約から当事業年度以降に認識すると

(追加情報の注記)

第二百四十二条 この編において特に定める注記のほか、第二種中間第二百四十二条 この編において特に定める注記のほか、第二種中間財務諸表に係る中間

(注記の方法)

・フロー計算書の次に記載しなければならない。二二百四十三条 第二百十二条の規定による注記は、中間キャッシュ

十二条の規定による注記の次に記載しなければならない。第二百十三条から第二百十八条までの規定による注記は、第二百

3

2

て記載することが適当と認められるものを除き、第二百十二条から間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)としよる注記は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている第二種中この編(第二百十二条から第二百十八条までを除く。)の規定に

ては、これと併せて記載することができる。。ただし、第二百十二条の規定による注記と関係がある事項につい第二百十八条までの規定による注記の次に記載しなければならない

て、当該注記との関連を明らかにしなければならない。は、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつ5 この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に

(金額の表示の単位)

の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。第二百四十四条第二種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項

第二章 中間貸借対照表

第一節 総則

(中間貸借対照表の記載方法)

第二百四十五条 中間貸借対照表の記載方法は、この章の定めるとこ

ろによる。

2 中間貸借対照表は、様式第二十四号により記載するものとする。

資産、負債及び純資産の分類記載

の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。 第二百四十六条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債

(科目の記載の配列)

第二節 資産

(資産の分類)

び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。 、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及第二百四十八条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し

(各資産の範囲)

から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及第二百四十九条 第十五条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定

中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及

(流動資産の区分表示)

| い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら第二百五十条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従

現金及び預金

受取手形、売掛金及び契約資産

更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産

破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除四 リース投資資産 (通常の取引に基づいて発生したものに限り、

五 有価証券

棚卸資産(第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう

こその他

付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。とが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示するこ

別に掲記しなければならない。超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて3第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

(流動資産に係る引当金の表示)

(有形固定資産の区分表示)

い。
、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げな、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記する項目に分類しだし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。た二百五十二条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形

を付した科目をもつて掲記しなければならない。

該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称
その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当
2 前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。第二百五十三条 第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

み替えるものとする。 とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」 損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中 損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中 第二百五十四条 第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減

(無形固定資産の区分表示)

第一

い。

、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げな、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記する項目に分類しだし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。た二百五十五条 無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形

。 第二百五十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する

(無形固定資産の減価償却累計額等の表示)

累計額及び減損損失累計額について準用する。第二百五十六条第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却

(投資その他の資産の区分表示)

ことを妨げない。

する。 2 第二百五十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

(繰延資産の区分表示)

延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産をを示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰第二百五十九条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産

示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第二百五十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

(繰延資産の償却累計額の表示)

ついて準用する。 第二百六十条 第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額に

(担保資産の注記)

いて準用する。第二二百六十一条第四十三条の規定は、担保に供されている資産につ

第三節 負債

(負債の分類)

第二百六十二条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しな

(各負債の範囲)

ければならない。

照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとするのいて準用する。この場合において、第四十七条、第四十八条の二から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲に第二百六十三条 第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条

(流動負債の区分表示)

らない。 従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければな 一百六十四条 流動負債に属する負債は、 次に掲げる項目の区分に

支払手形

買掛金

三 短期借入金 (株主、 役員又は従業員からの短期借入金を除く。

七 六 Ŧī. 引当金 資産除去債務 未払法人税等 兀

リース債務

八

その他

とが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を 付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。 前項の規定は、 同項各号の項目に属する負債で、別に表示するこ

3 的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。 計額の百分の一を超えるものがある場合には、 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債 第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合 当該引当金の設定目

及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、

当該負債

266

を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

らない。 従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければな第二百六十五条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に

存

) 長期借入金

(株主、

役員又は従業員からの長期借入金を除く。

一リース債務

」 引当金

兀

六 その他

前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債に前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

3 2

4

ついて準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

(偶発債務の注記)

記を省略することができる。 というできる。 というになければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注第二百六十七条 偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

を を を を を で を の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「 と の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「 のは「第二種中間財務諸表提出会社」と の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「

第四節 純資産

(純資産の分類)

権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。第二百六十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受

(株主資本の分類)

類して記載しなければならない。第二百七十条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分

(資本金の表示)

第二百七十一条 第六十一条の規定は、資本金について準用する。

(新株式申込証拠金の表示)

式申込証拠金について準用する。第二百七十二条第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株

(資本剰余金の区分表示)

第二百七十三条 第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する

(利益剰余金の区分表示)

第二百七十四条 第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する

(自己株式の表示)

第二百七十五条 第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

(自己株式申込証拠金の表示)

いて準用する。 第二百七十六条 第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金につ

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

用する。 第二百七十七条 第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準

(株式引受権の表示)

第二百七十八条 第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用

(新株予約権の表示)

第二百七十九条 第六十八条の規定は、新株予約権について準用する

(一株当たり純資産額の注記)

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株成している場合には、この限りでない。だし、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作第二百八十条 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。た

る事項を注記しなければならない。

式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げ当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株

株式併合又は株式分割が行われた旨

て一株当たり純資産額が算定されている旨 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し

第五節 雑則

(特別法上の準備金等)

ばならない。 規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなけれ第二百八十一条 準備金等は、第二百四十七条及び第二百六十二条の

ければならない。 | た科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなと 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付し |

することが困難なものについては、この限りでない。 るかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別を3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであ

(別記事業の資産及び負債の記載)

第一

。 される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるお事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の

て掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分し

(指定法人の純資産の記載

までは、。 この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することが適当でなる。この場合においてこの編の規定により記載することが適当でない。

(特定信託財産の資産及び負債の記載)

第二百八十四条 特定信託財産の中間貸借対照表を作成する場合にお第二百八十四条 特定信託財産の中間貸借対照表を作成する場合にお

第三章 中間損益計算書

第一節 総則

第二百八十五条 中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるとこ(中間損益計算書の記載方法)

ろによる。

2 中間損益計算書は、様式第二十五号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)

第二百八十六条 た科目に分類して記載しなければならない。 収益又は費用は、 次に掲げる項目を示す名称を付し

売上高

売上原価

三

販売費及び一般管理費

兀

営業外収益

六 五. 営業外費用 特別利益

特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第二百八十七条 売上高は、 売上高を示す名称を付した科目をもつて

掲記しなければならない。

(売上原価の表示方法)

第二百八十八条 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をも

つて掲記しなければならない。

第二百八十九条 (売上総損益金額の表示) 売上高と売上原価との差額は、 売上総利益金額又は

売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節 販売費及び一般管理費

(販売費及び一般管理費の表示方法)

(営業損益金額の表示)

して記載しなければならない。
般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額と般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額に販売費及び一

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法)

収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。 、営業外収益に属する収益を適当と認められる項目に分類し、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし第二百九十二条 営業外収益に属する収益は、これを一括し、営業外

す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限り容を注記しなければならない。ただし、当該収益が、その内容を示2 営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外第二百九十三条 営業外費用に属するで区分掲記されている場合は、この限りす名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。 す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。 す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただしず名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただしず名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、これを一括し、営業外第二百九十三条 営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外

(経常損益金額の表示)

金額として記載しなければならない。
及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失第二百九十四条 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法

示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。別利益に属する利益を適当と認められる項目に分類し、当該利益をを示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特第二百九十五条、特別利益に属する利益は、これを一括し、特別利益

この限りでない。 内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、、その内容を注記しなければならない。ただし、当該利益が、その4 特別利益に属する利益のうち、その金額が重要なものについては

(特別損失の表示方法)

示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。別損失に属する損失を適当と認められる項目に分類し、当該損失をを示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特第二百九十六条「特別損失に属する損失は、これを一括し、特別損失

この限りでない。
内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、その内容を注記しなければならない。ただし、当該損失が、その2 特別損失に属する損失のうち、その金額が重要なものについては

損損失に関する注記

第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提資産又は資産グループについて準用する。この場合において、同条第二百九十七条(第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した

表」と読み替えるものとする。出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

えるものとする。
「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替勘定の取崩益について準用する。この場合において、同条第二項中第二百九十八条 第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定

(税引前中間純損益の表示)

前中間純損失金額として表示しなければならない。び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引第二百九十九条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益金額又は中間純損失金額)

に記載しなければならない。
目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次第三百条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科

当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。) 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲

- よゝ。ことができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければなら2.前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載する
- 失金額として記載しなければならない。掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損3税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に
- ことができる。 要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示するした科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付
- (一株当たり中間純損益金額に関する注記)

算定上の基礎は、注記しなければならない。 第三百一条 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその

- る事項を注記しなければならない。
 式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げ当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株
- 株式併合又は株式分割が行われた旨
- て一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されてい二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し
- 前二項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種

3

い。中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しな

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

い。

定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならなり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当た第三百二条 潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額(潜在株式に

る事項を注記しなければならない。

式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げ

当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株

株式併合又は株式分割が行われた旨

る旨でして潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されてい定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されていず事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮

ないものとする。
を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しを記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨下回らない場合及び一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株

3

中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しな4 前三項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種

\ <u>`</u>

第七節

雑則

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額

第三百三条 ければならない。 しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しな 又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第三百四条 売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販

合には、その状況を注記しなければならない。

(減価償却額の注記)

第三百五条 当中間会計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産の

有形固定資産と無形固定資産に区分して注記しなけ

ればならない。

減価償却額は、

(別記事業の収益及び費用の記載)

第三百六条 を作成する場合において、その収益及び費用についてこの編の規定 別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間損益計算書

280

業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用され る法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。 により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事

て掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。 前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分し

(特定信託財産の収益及び費用の記載)

2 第三百七条 場合に準用する。 当でないと認められるときは、 信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。 その収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適 前条第二項の規定は、 特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合において 特定信託財産の中間損益計算書を作成する 特定目的信託財産計算規則又は投資

第四章 中間株主資本等変動計算書

第一節

(中間株主資本等変動計算書の記載方法)

第三百八条 るところによる。 中間株主資本等変動計算書の記載方法は、この章の定め

のとする。 中間株主資本等変動計算書は、 様式第二十六号により記載するも

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第二節 株主資本

ればならない。

額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。||第三百十条 株主資本は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動|

ごとに記載しなければならない。 株主資本に記載される科目の当中間会計期間変動額は、変動事

由

事由として表示しなければならない。 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動

3

事由として表示しなければならない。 年間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動

第三百十一条

第百二条の規定は、その他利益剰余金について準用す

期間変動額」と、 百九条第二項」と、 る。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは と読み替えるものとする。 「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末 「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計 第三

第三節 評価・換算差額等

第三百十二条 計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければ ならない。 評価・換算差額等は、 当事業年度期首残高、 当中間会

は注記することを妨げない。 括して記載するものとする。 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を ただし、 主な変動事由ごとに記載又

第三百十三条 期間変動額」と、 百九条第二項」と、 と読み替えるものとする。 この場合において、 第百四条の規定は、 「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末 「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計 同条中 「第百条第二項」とあるのは 評価・換算差額等について準用す 「第三

第四節 株式引受権

第三百十四条 株式引受権は、 当事業年度期首残高、 当中間会計期間

、。変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならな

い。する。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げな2 株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものと

第五節 新株予約権

い。 で動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならな第三百十五条 新株予約権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間

、。 する。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げな する。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げな 2 新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものと

第六節 注記事項

(発行済株式に関する注記)

二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第の場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは第三百十六条 第百六条の規定は、発行済株式について準用する。こ

一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。種中間連結財務諸表」とあるのは「第二期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計がで、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「

(新株予約権等に関する注記

第三百十八条 第百八条の規定は、 度末」とあるのは 度末」とあるのは るのは「当中間会計期間に」と、 ついて準用する。この場合において、 とあるのは とあるのは 「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする 「第二種中間財務諸表提出会社」と、 「当中間会計期間末」と、 「中間会計期間末」と、 同条第五項中 新株予約権及び自己新株予約権に 同条第一項第三号中 同条第三項中 「当事業年度に」とあ 「財務諸表提出会社 「連結財務諸表 「当事業年 「事業年

(配当に関する注記)

において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間第三百十九条 第百九条の規定は、配当について準用する。この場合

間連結財務諸表」と読み替えるものとする。間連結財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日

第七節 雑則

法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。られるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される合において、この編の規定により記載することが適当でないと認め第三百二十条 指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する場

第五章 中間キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

(中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

章の定めるところによる。第三百二十一条中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この

十八号により記載するものとする。
中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第二十七号又は様式第二

(中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。第三百二十二条中間キャッシュ・フロー計算書は、第二種中間連結

(中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。|第三百二十三条 中間キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区

営業活動によるキャッシュ・フロ

財務活動によるキャッシュ・フロ投資活動によるキャッシュ・フロ

四三

現金及び現金同等物に係る換算差額

現金及び現金同等物の増加額又は減少額

Ŧī.

七 現金及び現金同等物の中間期末残高六 現金及び現金同等物の期首残高

第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純ッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合にお第三百二十四条 第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャ

第三百二十七条 指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表又は 第百三十条(会計基準の特例に関する注記) (会計基準の特例に関する注記) (会計基	は中間財務諸表を作成することができる。	一 財務諸表 第一編及び第二編第一章から第六章まで きる。 きる。 まのほ		第三百二十六条 指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表又は 、様式	第百	(指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表の作成基)(指定	第五編 指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表 第	額との関係を注記しなければならない。	同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金	第三百二十五条 中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金	(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)	
三十条 指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表には、次(会計基準の特例に関する注記)		。	、緊	様式及び作成方法は、第一章から第六章までの規定による。	十九条 指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表の用語	(指定国際会計基準特定会社の財務諸表の作成基準)	第八章 指定国際会計基準特定会社の財務諸表					

諸表又は中間財務諸表を作成している旨て同じ。)と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号におい一指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第三百十

会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際

第六編 外国会社の財務書類

略

(外国会社の財務書類の作成基準

を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとす語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護財務書類としておいて開示している財務計算に関する書類を三百二十八条 外国会社がその本国(本拠とする州その他の地域を第

している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等が利益の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等に対している財務計算に関する書類している財務計算に関する書類している財務計算に関する書類している財務計算に関する書類している財務計算に関する書類している財務計算に関する書類して

に掲げる事項を注記しなければならない。

表を作成している旨を作成している旨を作成している旨を作成している旨を作成と言うと同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第九十三

会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国

一[同上]

第九章 外国会社の財務書類

(外国会社の財務書類の作成基準)

第百三十一条 外国会社がその本国(本拠とする州その他の地域を含います。第百三十一条 外国会社がその本国(本拠とする州その他の地域を含います。

している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等2.外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類

域における用語、様式及び作成方法によるものとする。長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認

- 3 前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関するは、金融庁長官の指示するところによる書類として提出する書類を財務書類(中間財務書類(中間会計期間に係る財務書類をいる場合には、当該財務計算に関する書類を財務書類(中間財務書類(中間会計期間に係る財務計算に関する場合には、当該財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする。
- の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるの用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによる場合には、当該外国会社が提出する財務書類のところとならない場合には、当該外国会社が提出する財務書で、外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計で、
- 財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護いて規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法・対の規定にかかわらず、特定有価証券(法第五条第一項にお

5

域における用語、様式及び作成方法によるものとする。長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認

- 官の指示するところによるものとする。

 ・当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長い外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出することが金融庁長官の認めるところと書類を財務書類として提出することが金融庁長官の認めるところと書類に関する書類が出現の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する
- 4 外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計4 外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計
- 財務書類として提出することを、 外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を 特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、 に欠けることがないものとして認める場合には、 いて規定する特定有価証券をいう。 前各項の規定にかかわらず、 様式及び作成方法は 金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、 金融庁長官が必要と認めて指示する事項 特定有価証券(法第五条第一項にお 金融庁長官が公益又は投資者保護 を発行する外国会社が、 様式及び作成方法 当該財務書類の用 当該 当該

なければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないに記載することをいう。以下この項において同じ。)として記載し注記に係る事項が記載されている財務書類中の表又は計算書の末尾(注記の方法)	第三百三十一条 [略] (金額表示)	2 [略] 名が提出する中間財務書類について、それぞれ準用する。	は第二百十条第三項及び第二百十三条第一項第二号の規定は外国会類について、第百二十九条第三項及び第百三十一条第一項第二号又第三百三十条 第八条の二第二項の規定は外国会社が提出する財務書(表示方法)	第三百二十九条 [略](会計処理基準に関する注記)	る。
ては、他の適当な箇所に記載することができる。し、脚注として記載することが適当でないと認められるものについより記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただまの記載では、第百三十二条、第百三十三条第二項及び前条の規定に(注記の方法)	第百三十四条 [同上] (金額表示)	2 [同上]	について準用する。 第百三十三条 第五条第二項の規定は、外国会社が提出する財務書類(表示方法)	第百三十二条 [同上](会計処理基準に関する注記)	

	により注記する場合に準用する。	2 第九条第五項の規定は、第三百二十九条及び第三百三十条の規定	きる。	と認められるものについては、他の適当な箇所に記載することがで
	規定により注記する場合に準用する。	2 第九条第五項の規定は、第百三十二条及び第百三十三条第二項の		

塚平光ハケ 【損益計算書】)	(単位: 円)	(根益計算書)		(単位:
		前事業年度	冲		当事業年度			前事業年度	当事業年度
	童 童	自 年 月 年 月	月 月 日	() 注	年 年 月			(自 年月日 至 年月日)	(自 年月日) 至 年月日)
[略]							[同左]		
営業外費用 [略]							営業外費用 [同左]		
社債発行費償却			× × ×			× × ×	社債発行費償却	××××	
[#2]							売上割引 「同左〕	××××	
[[同左]		
(記載上の注意) 「略]							(記載上の注意) [同左]		
様式第十六号									
1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 前中間会計期間(自 年月日至 年月日)							[様式を加える。]		
	.O彩溢又/站 日 至	員失の金額に3年 月 日)	.関する情報)		(iii		[様式を加える。]		
	∑科J益又/块 ∃ 至	損失の金額に 年 月 日	関する情報		(単位:	立: 合計 円)	[様式を加える。]		
売上高 外部顧客への売上高	A B E E E E E E E E E E E E E E E E E E	(大の金額に (本) 月 日 (***) (大の金額に (***) (大の金額に <	× :: ** ** ** ** ** ** **	× ii × × ii ii × × × iii ii × × × × × iii ii	×××× (単	X Inb	[様式を加える。]		
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	X	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	X X X X X X X X X X	× × × : : : : : : : : : : : : : : : : :	× × × を × × × を (種)	だ: × ×	[様式を加える。]		
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又/は振替高 計	X	× × × ※ × × ※ × × ※		× × × ;	× × × × を × × × × を (無	× × × → 計 × × × × 単 B	[様式を加える。]		
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 セグメント間が高上高 又は振替高 計 セグメント利益又は損失	X	× × × × ※ 無 月 日 × × × × ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	× × × × :		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × か 型 日	[様式を加える。]		
への売上高 ト間の内部売上高 高 計 利益又/は損失	日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(日本) (日本)) × × × × : × × × × : × × × × : ・ 数寸 を持ちる。	$\left \begin{array}{c cccc} \times & \times & \times & \times & \vdots \\ \times & \times & \times & \times & \times & \vdots \\ \times & \times & \times & \times & \times & \vdots \end{array}\right $	(単) × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	計: × × × × × か 田 × × × × × ・ ・ 単 日	[様式を加える。]		
への売上高 ト間の内部売上高 高 計 利益又は損失	H	# A X X X X X X X X X X X X X X X X X X			で (単位: (単位: (単位: (単位:	計 × × × × × × ※ ※	[様式を加える。]		
への売上高 ト間の内部売上高 高 計 計 削益又/対損失	H	() ()	The state of t		(無) (無) (未) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま	☆	[様式を加える。]		
への売上高 ト間の内部売上高 高 計 計 利益又は損失 (自 年 月	X	(本)	× : × × × : 受け × : × × × × : 受け × × × × × : 対	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	×	X	[様式を加える。]		
顕客への売上高 メント間の内部売上高 辰替高 計 計 ント利益又は損失 期間(自 年 月 顕客への売上高 泉替高	X X		× × X X X X X X X X X X X X X X X X X X	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	× × × 6 ([様式を加える。]		

セグメント利益又は損失						
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×

- 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内 (差異調整に関する事項)
- 4. 報告セグメントの変更等に関する事項
- 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

- 1. この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意1. に規定する事業セグメント (同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をいう
- 2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意3. に規 いて同じ。)とする。ただし、同記載上の注意5. 中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」 定するもの(同記載上の注意 4. 及び 5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式にお と読み替えるものとする。
- 機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ 業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載す 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定
- 報告セグメントごとの利益又は損失
- 定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。) の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額
- 外部顧客への売上高
- 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- 4. 3. において、20及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごと の売上高を記載することができる。
- 5.「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告を 変動が認められる場合に限る。)において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、 グメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合(前事業年度の末日に比して著しい 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記
- 6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額 載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
- 」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。 整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 益計算書の利益計上類又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載するこ の主な内容(差異調整に関する事項)」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損 また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調
- 7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関す る情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
- 8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利 益若しくは損失の算定方法の重要な変更があつた場合において、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分 に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

- (1) 様式第二号記載上の注意 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメン 失の金額に関する情報に与える影響 トが変更になる場合
 その旨並びに中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損
- 年度の区分方法により作成した情報) 中間会計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損 失の金額に関する情報(当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間について前事業 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合その旨並びに前
- (3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに 本れる影響 当該変更が中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に
- (4) 前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重 要な変更を行っており、かつ、前中間会計期間と当中間会計期間との間において、これらの事項に相 載すべき事項並びに「3.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額と **遠がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法** に基づいて算定した「1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記
- する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。 の差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載すべき事項 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属

10. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)ま

- (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要 でに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。
- のれんの金額に重要な変動が生じた場合のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要
- 2 重要な負ののれん発生益を認識した場合・重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の
- 11. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することが いまり

様式第十七号 【中間貸借対照表】

前事業年度 年月 Ш 年月日)

当中間会計期間

(単位:

迅

資産の部

流動資産

丘難品

× × ×

× ×

現金及び預金 受取手形、売掛金及び契約資産(純 商品及び製品 有価証券 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ × × ××× $\times \times \times \times$ $\times \times \times$ × × $\times \times \times \times$

資本剰余金 ×××	資本金 ×××	株主資本	純資産の部	負債合計 ×××	固定負債合計 ————————————————————————————————————	小の名 ····································	資産除去債務 ×××	引当金 ×××	長期借入金 ×××	社債 ×××	固定負債	流動負債合計	Note Note Note Note Note Note Note Note 	資産除去債務 ×××	引当金 ×××	未払法人税等 ×××	短期借入金 ×××	支払手形及び買掛金 ×××	流動負債	負債の部	資産合計 ×××	操延資産 	固定資産合計 XXX	投資その他の資産 ×××	無形固定資産 ×××	有形固定資産 XXX	固定資産	流動資産合計 ×××	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
× × × ×	× × × ×			×××	××××	××××	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×		×××	×××	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×			×××	×××	×××	×××	× × × × ×	× × × ×		×××	×××	× × × × × ×

× × ×	× × ×	
		営業外収益
×××	×××	営業利益(又は営業損失)
×××	×××	販売費及び一般管理費合計
×××	×××	
× × ×	×××	
× × ×	×××	
		販売費及び一般管理費
×××	×××	売上総利益(又は売上総損失)
×××	×××	売上原価
× × ×	× × ×	売上高
至 年月日)	至 年月日 3	
(自 年月日	(自 年月日	
当中間会計期間	前中間会計期間	
式に準じて記載すること。	戦上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。 	(記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記
×××	×××	負債純資産合計
×××	× × ×	純資産合計
×××	×××	新株子約権
× × ×	× × ×	株式3 受権
×××	×××	評価・換算差額等合計
×××	×××	
× × ×	× × ×	土地再評価差額金
× × ×	×××	篠川へシン造祖
× × ×	× × ×	その他有価証券評価差額金
		評価・換算差額等
×××	×××	株主資本合計
$\triangle \times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	自己株式
× × ×	× × ×	利益剰余金

営業活動によるキャッシュ・フロー 営業収入 原材料収は商品の仕入れによる支出		(記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、 様式第十九号 【中間キャッシュ・フロー計算書】	中間純利益(又は中間純損失)	法人税等合計	法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税	税引前中間純利益(又は税引前中間純損 失)	特別損失合計 ——			特別損失	特別俐益合計			特別承紅	経常利益(又は経常損失)	営業外費用合計			営業外費用	営業外収益合計	
> × × × × × ×	前中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)		×××	× × ×	×××	× × ×	××××	×××	×××	× × ×		× × ×	× × ×	×××		×××	×××	× × ×	× × ×		× × ×	×××
> × × × × × ×	当中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)	当該様式に準じて記載すること。	×××	× × ×	×××	× × ×	××××	×××	×××	× × ×		×××	×××	× × ×		×××	×××	×××	× × ×		×××	×××

× × ×	× × ×	財務活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	× × ×	
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	配当金の支払額
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	自己株式の取得による支出
× × ×	×××	株式の発行による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	社債の償還による支出
× × ×	×××	社債の発行による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入れてよる収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れてよる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	貸付けによる支出
× × ×	×××	投資有価証券の売却による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	投資有価証券の取得による支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	有形固定資産の取得による支出
× × ×	× × ×	有価証券の売却による収入
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	有価証券の取得による支出
		投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\triangle \times \times \times$	法人税等の支払額
× × ×	× × ×	
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	損害賠償金の支払額
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	利息の支払額
×××	×××	利息及び配当金の受取額
× × ×	×××	小計
$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	$\triangle \times \times \times$	その他の営業支出
> × × ×	> × × × ×	人件費の支出

× × ×	× × ×	仕入債務の増減額(△/お減少)
× × ×	× × ×	棚卸資産の増減額(△/お増加)
× × ×	× × ×	売上債権の増減額(△/は増加)
× × ×	×××	損害賠償損失
× × ×	×××	有形固定資産売封瑣益(△は益)
× × ×	×××	為替差損益 (△は益)
× × ×	×××	支払利息
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	受取利息及び受取配当金
× × ×	× × ×	貸倒引当金の増減額(△/対減少)
× × ×	×××	減損損失
× × ×	× × ×	減価償却費
× × ×	× × ×	税引前中間終利益(又は税引前中間純 損失)
		営業活動によるキャッシュ・フロー
年月日)	至 年月日) 至	
年月日	(自 年月日 (自	
当中間会計期間	前中間会計期間	
(単位: 円)		様式第二十号 【中間キャッシュ・フロー計算書】
		0
・括して記載することができる。 . 当該様式に準じて記載すること	いては、「その他」として一括して記。 。 か様式によりがたい場合には、当該様は	。 3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。 4. 「小計」の記載は省略することができる。 5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること
利害関係者の判断を誤らせないと認められ いるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、 ・・フロー」の区分に記載することができる	Li 🖳	期間に係るキャッシ、 、上記の様式を集約1 0配当金の受取額1 1 以額1 については、
>	>	が近久しか近月十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
((現金及()現金可等物の規目残高
X	× × × ×	
××××	×××	現金及び現金同等物に係る拠算差額

		713771199711997119971199711997119971199
× × ×	×××	HW光重に「スキャッシュ・レロー
× × ×	× × ×	
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	配当金の支払額
> × × ×	> × × ×	自己株式の取得による支出
× × ×	× × ×	株式の発行による収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	社債の償還による支出
× × ×	× × ×	社債の発行による収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入れによる収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れによる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
××××	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
> × × ×	> × × ×	貸付けによる支出
× × ×	× × ×	投資有価証券の売却による収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	投資有価証券の取得による支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\triangleright \times \times \times$	有形固定資産の取得による支出
× × ×	× × ×	有価証券の売却による収入
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	有価証券の取得による支出
		投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー
$\overset{\triangleright}{\times}\overset{\times}{\times}$	$\triangle \times \times \times$	法人税等の支払額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
× × ×	× × ×	
> × × ×	$\triangleright \times \times \times$	損害賠償金の支払額
> × × ×	> × × ×	利息の支払額
× × ×	× × ×	利息及び配当金の受取額
× × ×	×××	小計
×××	×××	

現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	× × ×
現金及び現金同等物の増減額(△は減		
少)	×××	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	×××	× × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		
1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関系者の判断を謂らせないと認めら		いる脳インなより

- 1. 十国大司 教団「家のよ キックュ・ノューのからによって、たちの衛田内で、上記の様式を集合して記載することができる。
- 2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し 「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することがで
- 3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる
- 4. 「小計」の記載は省略することができる。
- 5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載するこ

<u>様式第二十一号</u> 【セグメント情報】

- 併 Ш ш Ш 併
- 前中間会計期間(自 Ш $\underline{\mathbb{H}}$
- 1. 報告セグメントの概要
- 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

					演)	(単位: 円)
	•		•••••	:	その他	
売上高 外部顧客への売上高 ヤガメント間の内部帯ト高	× × ×	× × ×	×	× × ×	× × ×	× × ×
アルが特別の大学の大学の大学を表現を表現を表現である。	×××	$\times \times \times \times$	×××	× × ×	× × ×	× × ×
""	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
セグメント利益又は損失 (△)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
セグメント資産	×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×
セグメント負債	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

セグメント負債	セグメント資産	セグメント利益又は損失 (<u>△</u>)	"	ゼクメント間の内部元上局又は振替高	売上高外部顧客への売上高		3. 報告セグメントごとの売上高、	 報告セグメントの概要 報告セグメントごとの売上高。 	I 当中間会計期間(自	4. 報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 する事項		資産の増加額	特分法歯用会社への投資額有形固定資産及び無形固定	税金費用	(減損損失)	特別損失	(負ののれん発生益)	特別利道	$\widehat{\triangleright}$	持分法投資利益又は損失	支払利息	受取利息	のれんの賞封喀頂	減価償封費	日町の中のよ
		V				:			年月	と第二種中										π					
× ×	× × ×	× ×	× ×	× × ×	× ×		利益又は損失	利益又は損失、	田	間財務諸	× ×	× ×	×		× ×	× ×	× ×	× ×	× ×		× ×	× ×	× ×	× × ×	
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	:	資産、	資産、	年 月	表計上額と	× × ×	× × ×	×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	\times		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
× × ×	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	:	負債その他の	負債その他の		の差額及ひ	× × ×	× × ×	×	\times	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		負債その他の項目の金額に関する情報 (単位:	負債その他の項目の金額の算定方法		当該差額の	× × ×	× × ×	×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	その他	頭こ関する情報 (単位:	質の算定方法			× × ×	× × ×	×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		静位: 円)	<i>y</i> 1		(差異調整に関	× × ×	× × ×	×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	

× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	×××	
×	×	×	×	×	×	資産の増加額
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
						有形固定資産及び無形固定
×	×	×	×	×	×	持分法適用会社への投資額
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	税金費用
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	(減損損失)
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	特別損失
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	(負ののれん発生益)
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	特別印益
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	Ê
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
						持分法投資利益又は損失
×	×	×	×	×	×	支払利息
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	受取利息
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	のれんの賞お喀
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	減価償封費
×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	
						その他の項目

4. 報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(記載上の注意)

- 1. この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意 1. に規定する事業セグメント (同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をいう
- 2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意3. に規定するもの(同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)とする。ただし、同記載上の注意5. 中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。
- 3.「1.報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 事業セグメントを鑑別するために用いた方法 (製品・サービス別
- (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法(製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別)
- 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
- 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
- 4. 「1.報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
- (1) 様式第二号記載上の注意3.に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報(当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響)
- (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の区分方法により作成した情報(当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成し

- 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」に 次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の 当該取引の会計処理の基礎となる事項
- 合 差異の内容に関する事項 の差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場 中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7.(2) 計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間終刑益若しくは税引前 において同じ。)との間に差異があり、 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額(中間損益 「4. 報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額と
- (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4.報告セ 項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項 グメント合計領と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事
- (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4.報告セ 項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項 グメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事
- の旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合そ
- (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異な る場合 その内容
- その他参考となるべき事項がある場合 その内容
- る意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、 次に掲げる金額を記載すること。 には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関す 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
- 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
- 提供され、かつ、使用されている場合に限る。) 報告セグメントごとの負債の金額(負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に
- (3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの 利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグ メント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に
- ① 外部顧客への売上高
- 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- 減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)
- のれんの償去略
- 受取利息
- 4 0 0 0 0 0 0支払利息
 - 特別をは、主な内訳を含む。)

 - 特別損失(主な内訳を含む。
- 税金費用(法人税等及び法人税等調整額)
- ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目(中間損益計算書における利益又は

損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。)

- (4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額(報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。
- 7. 「4.報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。
- 報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
- 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
- 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額には、バン、、、、のは、くれば、十間が指しにすった。
- 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
-) 報告セグメントのその他の項目(11から(4)までに掲げる項目を除く。)の合計額と当該項目に相当する科目の第二種中間財務諸表計上額
- 8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
- 9. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

[様式を加える。]

様式第二十二号

(関連情報)

I 前中間会計期間(自 年月日至 年月

Ш

1. 製品及びサービスごとの情報

				(単位: 円)
		• • • • •	• • • • •	
外部顧客への売上高	×××	×××	× × ×	× × ×
時事のイズ学生				

2. 超域ごとの情報

(1) 売上高

× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	:	
× × ×		
× × ×	合計	(単述: 円)

有形固定資産

2

× × ×	··
× × ×	•
× × ×	
×××	
×××	
×××	合計

(単位:

田

3. 主要な顧客ごとの情報

	日至 年月日)	Ⅰ 当中間会計期間(自 年 月	=
*	×××		
関連するセグメント名	売上高	顧客の名称又は氏名	
(単位: 円)			

1. 製品及のサーバスコとの情報

(単位: 円)

2. 地域ごとの情報 (1) 売上高

外部顧客への売上高 : \times \times : $\times \times \times \times$: \times \times 中 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$

2

田本

有形固定資産 田 : $\times \times \times$: $\times \times \times \times$: $\times \times \times \times$

(単位:

旦

 $\times \times \times \times$

(単位:

迅

中

:

主要な顧客ごとの情報 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$

 $\times \times \times$

 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$

(単位: 旦

顧客の名称又は氏名 売上高 \times 関連するセグメント名

(記載上の注意)

1. 第二種中間財務結表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することが サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類以性に基づいて区分した顧客への売上高 う。)のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該 (セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」とい 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・

場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。 また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超える

3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の11及び21に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載 することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1) 外部顧客への売上高を本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第1 外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める 号に規定する本邦をいう。 以下この様式において同じ。) 又は本邦以外に区分した金額(本邦以外の

ものがある場合には、当該国に区分した金額)及び当該区分の基準

- (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額(本邦以外 の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であって、中間貸借対照表の 有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額
- に係る金額を合計した金額を記載することができる。 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国
- 5.3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超 超える場合には、その旨を記載することにより3.(1)又は2に掲げる事項の記載を省略することができ える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を
- 6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高(同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高)であって、中間損益計算書の売 顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。 上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該
- 7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することが

[様式を加える。]

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 年月 年月日)

× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	減損損失
	:	:	:		:	
(単位: 円)			月 日)	出	年月日	当中間会計期間(目
× × ×	× × ×	× × ×		×××	\sim	減損損失
	:	:			:	
(年底・13)						

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 Я 炪 年月

			月 目)	1 至 年	年月日	当中間会計期間(自
×	× × ×	×××	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期末残高
×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期償却額
·						
十二十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						

当中間期償去額 : $\times \times \times \times$ 中 × × ×

当中間期末残高	×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	の負ののれん系	修生溢に関する	情報】			

(記載上の注意)

- 1. 第二種中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
- 2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の 減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
- 3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。
- 4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
- 5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

[様式を加える。]

<u>様式第二十四号</u> 【中間貸借対照表】

受取手形、売排金及び契約資	現金及U預金 ×××	流動資産	資産の部	(年月日) (年	前事業年度 当中間会	
	× × ×			(年月日)	当中間会計期間	(単位: 円)

固定資産

流動資産合計

× × × × × × × × × × × × × × × × ×

 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$

× ×

 $_{\times}^{\times}$

有形固定資産無形固定資産

 $\begin{array}{ccc} \times & \times \\ \times & \times \\ \times & \times \end{array}$

 $\begin{array}{ccc} \times & \times \\ \times & \times \\ \times & \times \end{array}$

棚卸資産その他

有価証券

リース債権 (純額) リース投資資産 (純額)

 $\begin{array}{ccc} \times & \times \\ \times & \times \\ \times & \times \end{array}$

× ×

×

 $\times \times \times$

×

産(純額)

資本剰余金合計	その他資本剰除金	資本準備金	資本剰余金	資本金	株主資本	純資産の部	負債合計	固定負債合計	その街	資産除去債務	引当金	リース債務	長期借入金	社債	固定負債	流動負債合計	その街	資産除去債務	引当金	未払法人税等	リース債務	短期借入金	買掛金	支払手形	流動負債	負債の部	資産合計	繰延資産	固定資産合計	投資その他の資産
××××	×××	× × ×		× × ×			×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×			×××	×××	×××	×××
×××	×××	× × ×		× × ×			×××	××××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		×××	×××	× × ×			×××	×××	×××	×××						

************************************	**** ******************************	新株十米権 総資産合計 負債総資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式は 様式第二十五号 【中間損益計算書】 【中間損益計算書】 (() 売上総利益(又は売上総損失) 販売費及び一般管理費
が金 が金 計学(会会) 「	**** *** *** *** *** *** *** *** ***	新株十米権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式に 様式第二十五号 【中間損益計算書】 【中間損益計算書】 売上高 売上原価 売上原価 売上総利益(又は売上総損失)
が金金 ××× (連合計 ××× (単位	***	新珠子が権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式は 様式第二十五号 【中間損益計算書】
 (連携会会 (連合計 (主力の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業がでいる場合その他上記の株式によりがたい場合には、当数様式に準じて記事業ができます。 	**** ***** **** **** **** **** **** ***** ***** **** **	新株子※権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式に 様式第二十五号 【中間損益計算書】
議制余金 ×××	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	新株丁米権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式は 様式第二十五号 【中間損益計算書】
 金融保金 ※※※ 試制保金 ※※※ 資等 (単位) ※※※ (単位) ※※※ (単位) ※※ ※※<td>ン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>新株丁米権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式に 様式第二十五号 【中間損益計算書】</td>	ン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新株丁米権 純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式に 様式第二十五号 【中間損益計算書】
	よりがたい場合には、当該様式に進いて言	新株子が権
・	×××	新來十%確
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		郑怀于淅雅
・	× × ×	
#	×××	Exe (1) → 3.1 (Ja
新 金	× × ×	株式月受権
#	×××	評価・換算差額等合計
余金常常()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()<	×××	
#	× × ×	土地再評価差額金
評価	×××	繰延ヘッジ損益
学	× × ×	その他有価証券評価差額金
無余金無余金		評価・換算差額等
東除金 金 一 無余金 一 一	×××	株主資本合計
無余金無余金一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一<td>$\triangleright \times \times \times \times$</td><td>自己株式</td>	$\triangleright \times \times \times \times$	自己株式
兼除金 金	×××	利益剰除金合計
東除金金	×××	線越利益剰余金
剰除金金金	× × ×	
拉東徐金	×××	××積立金
		その他利益剰余金
×××	× × ×	利益準備金

[様式を加える

	_		I	I					· · · · · ·						1000	海洋 经银币
養養 合計	政論	神 総 を	土地再評価差額金	線へ撤送が	名の名を推りませる。	株 生 全 全	1 光	生 全 主 主 全 会 会 会 合	+ 指標条金 その相手指導条金 × × 着 繰越利 立金	を 本語 本の名 本 会 会 会 会	和監維	常 資本 生 会 全 会	資本期余金 その他 資本期 資本期 余金合 余金 計	香 本 強 金 単	資本论	
野株子 第	株式引 新株予 純資産		評価・拗算差額等	評価・接						株主資本	誑					
(計)							Ξ	五	#	H	Ш	五	#			当中間公計期間
×	×	××	×	×	××	××	_			i ×	×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	×	××	~	当用前期未发制
× ×	×	×							×		×	×××		×	×××	当中間期後動態合計
×	×	×	×	×	×											目の当中間期変動額 (発額)
																株主資本以外の項
																:
						××	×									自己株式の処分
						××		×	××							土野原派
×××						.××		.×××	×××		××					剩余金万配当
×						××						××		××	×××	新株の発行
																当中間朝変動網
× ×	××	××	×××	×	×	×××	×××	×	×	×	×	××	×××	××	××	当期首残高
		機構作	評価差額金	く類と	有価証券評価 券評価 遊飯金	***		学 余 性	金利条	大 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	利 経 全 金 金 金 子 の も の も り も り も り も り も り も り も り も り も	資金計畫	そ資金を乗	資産産産		
を く ご ちょ	文名 2 巻文 1 馬貝角 受権 ・	· 正解	新 延 土地再 評価・		ル の き	茶 土 資	自出来		光彩展示金	交出或卡 生涯	Z		資本を必必		音本金	
							≞	且	件	HИ	Ш	月	輝	動計	型本型 会等 (主)	様式第二十六号 【中間株主資本等変動計算書】 前中間会計期間(自 年
8	当該様式に準じて記載するこ	準じる		当蒙慰		場合に	3/EV 15	よりカ	E.	記の様	色上語	07/0	る場合	Š	割なる	(記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、
× × ×					× × ×	×							損失	蠹	Z/Ì4	中間締制益(又は中間純損失)
× × ×					× × ×	×				ĺ						法人税等合計
× × ×					× × ×	×				ĺ					窟	法人税等調整額
× × ×					× ×	×							挽	業事	光及で	法人税、住民税及び事業税
× × ×					× × ×	×					製製	当中間	税引	f(X)	維	稅引前中間純利益(又/法稅引前中間純損 失)
× × ×					× × ×	×										特别損失
× × ×					× ×	×										特別利益
× × ×					× × ×	×							Ŭ	損失	摊精	経常利益(又は経常損失)
× × ×					× × ×	×				ĺ						営業外費用
× × ×					× ×	×										営業外収益

×××	×××	×××	×××	×	×	DXXX	××	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	××	×	×××	×××	×××	×	当中間期未残高
^	× ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	×	××	×		××	× × ×	1	× ×	× ×	当中間期変動網合計
_															額(解)
	× × ×	× × ×	× × ×	× ×											目の当中間期変動
															株主資本以外の項
					× ×	×									自己株式の処分
					×		×××	××							土場原和
1 -					\		∑x×x ∑x×x	×××		××					無除金/看出
					×						×		××	×	新株の発行
															当中間教授動類

(記載上の注意)

- 1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができ
- 3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、 目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科
- 4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、 目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科
- 5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6. 遡及適用及び修正再表示(以下6. において「遡及適用等」という。)を行つた場合には、前中間会 7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適 計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。 用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影
- 8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載するこ

様式第二十七号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		(単位: 円	<u>—</u>
	前中間会計期間	当中間会計期間	
	(自 年月日	(自 年月日	
	至 年月日	至 年月日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営鄴収入	× × ×	× × ×	×
原材料又は商品の仕入れによる支出	$\triangleright \times \times \times$	$\triangleright \times \times \times$	×

営業活動

その他の営業支出

人件費の支出

 $\triangleright \times \times \times$

 $\triangleright \times \times \times$

 \triangleright × × $\triangleright \times \times \times$

 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$

利息及び配当金の受取額

×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高
××××	× × ×	光田 人 つ 光田 田 中 杉 ツ コ 田 東
×××	×××	現金及び現金同等物で係る換算差額 理 全事が関係を持つは対策 (4) はは
×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
> × × ×	> × × ×	配当金の支払額
> × × ×	> × × ×	自己株式の取得による支出
× × ×	×××	株式の発行による収入
> × × ×	> × × ×	社債の償還による支出
× × ×	× × ×	社債の発行による収入
> × × ×	> × × ×	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入れによる収入
> × × ×	> × × ×	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れによる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	貸付けによる支出
× × ×	× × ×	投資有価証券の売却による収入
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	投資有価証券の取得こよる支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	有形固定資産の取得による支出
× × ×	× × ×	有価証券の売却による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	有価証券の取得による支出
		投資活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\triangle \times \times \times$	法人税等の支払額
× × ×	× × ×	
> × × × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	損害賠償金の支払額
> × × ×	> × × ×	利息の支払額

$\triangleright \times \times \times$	$\triangleright \times \times \times$	利息の支払額
× × ×	× × ×	利息及び配当金の受取額
×××	×××	小計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
×××	×××	
× × ×	× × ×	仕入債務の増減額(△は減少)
× × ×	× × ×	棚卸資産の増減額(△/は増加)
× × ×	× × ×	売上債権の増減額(△は増加)
× × ×	× × ×	損害賠償損失
× × ×	× × ×	有形固定資産売却損益 (△/は益)
× × ×	× × ×	為替差損益 (△は益)
× × ×	× × ×	支払利息
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	受取利息及び受取配当金
× × ×	× × ×	貸倒月当金の増減額 (△は減少)
× × ×	× × ×	減損損失
× × ×	× × ×	減価償却費
× × ×	× × ×	損失)
		税引前中間納利益(又は税引前中間純
		営業活動によるキャッシュ・フロー
当中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)	前中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)	
(単位: 円)		<u>様式第二十八号</u> 【中間キャッシュ・フロー計算書】
7記載することができる。 t、当該様式に準じて記載す	.は、「その他」として一括して記載するこ.記の様式によりがたい場合には、当該様式	ことができる。 3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して言 4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、 ること。
状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認 載することができる。 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記 活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する	てばにず	1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関しめられる範囲内で、上記の様式を集約して記載すること2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動載し、「利息の支払額」については、「財務活動による
		(記載上の注意)
× × ×	× × ×	現金及び現金司等物の中間期末残高

×××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高
×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高
×××	×××	現金及び現金同等物の増減額(△は減 少)
×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額
×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
> × × ×	> × × ×	配当金の支払額
> × × ×	> × × ×	自己株式の取得こよる支出
× × ×	× × ×	株式の発行による収入
> × × ×	> × × ×	社債の償還による支出
× × ×	× × ×	社債の発行による収入
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入れによる収入
> × × ×	> × × ×	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れによる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
> × × ×	> × × ×	貸付けによる支出
× × ×	× × ×	投資有価証券の売却による収入
> × × ×	> × × ×	投資有価証券の取得による支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
> × × ×	> × × ×	有形固定資産の取得による支出
× × ×	× × ×	有価証券の売却こよる収入
> × × ×	> × × ×	有価証券の取得こよる支出
		投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー
> × × ×	> × × ×	法人税等の支払額
× × ×	× × ×	
> × × ×	> × × ×	損害賠償金の支払額

(記載上の注意)
1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認
められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記
載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する
ことができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載す
ること。

連 結 財務 諸 表 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び 作成方法に関する規 則 0 部改正)

第十条 連 結 財 務 諸 表 \mathcal{O} 用 語 様式 及び 作 成方 法 に 関 とする 規 則 昭 和 五 + 年大蔵省令第二十八号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規定 \mathcal{O} 傍 線を付 L 又 は 破 線 で 井 λ だ 部 分をこれ に順 次 対 応する改 正 後

欄に 撂 げる 規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又 は 破 線 で 囲 W だ部分のように 改め、 改正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L 7 掲 げ

る対 象規定 は、 その 標 記 部 分が 同 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} は 当該 対象規定を改正後欄 に 掲げ るも 0) 0 ように改 め、 そ \mathcal{O} 標

記 部 分 が異 なるも \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 掲 げげ る対 象 規定を改 正 後 欄 に掲 げ る対 象規定とし て移動 改正 後欄 に

掲げ こる対象! 規定で改正 前 欄 にこれに対応するもの を掲げ げ Ć 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 これを加える。

第七節 雑則(第六十六条—第六十九条)の三)	第六節 当期純利益又は当期純損失(第六十五条―第六十五条	第五節 特別利益及び特別損失 (第六十二条—第六十四条)		第四節 営業外収益及び営業外費用(第五十七条―第六十一条	第三節 販売費及び一般管理費 (第五十五条—第五十六条)	第二節 売上高及び売上原価 (第五十一条—第五十四条)	第一節 総則(第四十八条—第五十条)	第三章 連結損益計算書	第五節 雑則(第四十五条—第四十七条)	第四節 純資産(第四十二条—第四十四条の二)	第三節 負債 (第三十五条—第四十一条の二)	第二節 資産(第二十一条—第三十四条の三)	第一節 総則 (第十七条—第二十条)	第二章 連結貸借対照表	第一章 総則(第三条—第十六条の二)	第二編 連結財務諸表	第一編 総則(第一条—第二条)	目次	改 正 後
第二節 その他の包括利益(第六十九条の五・第六十九条の六)第一節 総則(第六十九条の二―第六十九条の四)	第三章の二 連結包括利益計算書	第七節 雑則(第六十六条—第六十九条)	111)	第六節 当期純利益又は当期純損失(第六十五条—第六十五条の	第五節 特別利益及び特別損失 (第六十二条—第六十四条)	第四節 営業外収益及び営業外費用 (第五十七条—第六十一条)	第三節 販売費及び一般管理費 (第五十五条—第五十六条)	第二節 売上高及び売上原価 (第五十一条—第五十四条)	第一節 総則(第四十八条—第五十条)	第三章 連結損益計算書	第五節 雑則(第四十五条—第四十七条)	第四節 純資産(第四十二条—第四十四条の二)	第三節 負債(第三十五条―第四十一条の二)	第二節 資産(第二十一条—第三十四条の三)	第一節 総則(第十七条—第二十条)	第二章 連結貸借対照表	第一章 総則(第一条―第十六条の二)	目次	改正前

第五章 第四章 第六章 第三章の二 連結包括利益計算書 第二節 第七節 第六節 第五節 第四節 第三節 第三節 第三節の二 株式引受権 (第七十四条の二) 第一種中間連結財務諸表 連結附属明細表 連結キャッシュ・フロー計算書 中間連結貸借対照表 連結株主資本等変動計算書 その他の包括利益(第六十九条の五・第六十九条の六 雑則 連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法 総則 雑則 非支配株主持分 (第七十六条) その他の包括利益累計額(第七十三条・第七十四条) 総則 包括利益 総則 注記事項(第七十七条—第八十条 新株予約権 株主資本 条—第八十七条 (第九十三条—第百二十三条) (第七十条・第七十一条) (第八十八条—第九十条) (第八十一条) (第八十二条・第八十三条) (第六十九条の二―第六十九条の四 (第六十九条の七) (第七十二条) (第七十五条) (第九十一条―第九十二条の二) (第八十四 第八章 第七章 第四章 第五章 附則 第六章 第六節 第一節 第一節 第三節 第二節 第一節 第五節 第四節 第三節 第七節 第二節 第二節 第三節の二 株式引受権 (第七十四条の二) 雑則 連結附属明細表(第九十一条―第九十二条の二) 企業会計の基準の特例 連結キャッシュ・フロー計算書 連結株主資本等変動計算書 指定国際会計基準(第九十三条・第九十三条の二) 雑則 修正国際基準 雑則(第八十八条—第九十条) 連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法 総則(第八十二条・第八十三条) 注記事項 (第七十七条—第八十条) 非支配株主持分 (第七十六条) 新株予約権(第七十五条) その他の包括利益累計額(第七十三条・第七十四条) 株主資本 総則(第七十条·第七十一条) 包括利益 -第八十七条) (第九十五条—第九十八条) (第八十一条) (第七十二条) (第六十九条の七) (第九十四条・第九十四条の二) (第八十四条

節
第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書
第三節 中間包括利益 (第百八十二条)
第二節 その他の包括利益 (第百八十一条)
第一節 総則 (第百七十八条—第百八十条)
第四章 中間連結包括利益計算書
第七節 雑則 (第百七十三条—第百七十七条)
条)
第六節 中間純利益又は中間純損失 (第百七十条—第百七十二
第五節 特別利益及び特別損失 (第百六十七条—第百六十九条
六条)
第四節 営業外収益及び営業外費用(第百六十四条―第百六十
第三節 販売費及び一般管理費(第百六十二条・第百六十三条
第二節 売上高及び売上原価 (第百五十九条―第百六十一条)
第一節 総則 (第百五十七条・第百五十八条)
第三章 中間連結損益計算書
第五節 雑則 (第百五十三条—第百五十六条)
第四節 純資産(第百四十七条—第百五十二条)
第三節 負債 (第百四十条—第百四十六条)
第二節 資産(第百二十七条—第百三十九条)
第一節 総則 (第百二十四条—第百二十六条)

第六節				第 第 二 一 節 節	第三章 中		第 第 四 三 節 節	第二章 中	第一章 総	第四編第二	第六章	第二節
坦	二百七十七条—第二	典	費(第二百七十二条	売上高及び売上原価(第二百六十九条―第二百七十一 総則(第二百六十七条・第二百六十八条)	中間連結損益計算書	雑則(第二百六十三条—第二百六十六条)	純資産(第二百五十六条―第二百六十二条)	総則(第二百三十条—第二百三十二条)	総則(第百八十九条—第二百二十九条)	第二種中間連結財務諸表	朱主資本等こ関する生記(第百八十七条・第百八十八条一八十五条・第百八十六条)	中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第百二

八十四条)

第七節 雑則 (第二百八十五条—第二百八十九条)

第四章

中間連結包括利益計算書

第一 節 総則 (第二百九十条—第二百九十二条)

第二節 その他の包括利益 (第二百九十三条)

第三節 中間包括利益(第二百九十四条)

第五章 第一節 中間連結株主資本等変動計算書 総則 (第二百九十五条・第二百九十六条)

第二節

株主資本

(第二百九十七条)

その他の包括利益累計額(第二百九十八条・第二百九

十九条)

第四節 株式引受権 (第三百条)

第五節

新株予約権

(第三百一条)

第六節 非支配株主持分 (第三百二条)

第七節 注記事項 (第三百三条—第三百六条)

第八節 雑則 (第三百七条)

第六章 第一節 中間連結キャッシュ・フロー計算書 総則(第三百八条·第三百九条)

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(第三

百十条・第三百十一条)

第五編 企業会計の基準の特例

指定国際会計基準 (第三百十二条·第三百十三条)

修正国際基準

(第三百十四条・第三百十五条)

323

第六編 剘 (第三百十六条—第三百二十条)

附則

第 編 総則

般原則

項 (これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五 金融商品取引法 第五条、 第七条第 (昭和二十三年法律第二十五号。 項、 第九条第一項若しくは第十条第 以下

第五項において準用する場合を含む。

は第三項又は第二十四条の五第一項

(財務諸表等の用語、

様式及び

第二十四条第一項若しく

作成方法に関する規則 定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により提 が指定した法人 財務諸表等規則」という。)第一条第一項の規定により金融庁長官 (以 下 「指定法人」という。 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下)についてこれらの規

を受けるものを除き、当該各号に定める規定の定めるところによる 出される財務計算に関する書類のうち、 様式及び作成方法は、 財務諸表等規則第一条の三の規定の適用 次の各号に掲げるものの用

ものとし、この規則において定めのない事項については、

般に公

正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

計算書及び連結附属明細表又は第三百十二条の規定により指定国 益計算書、 連結財務諸表 連結株主資本等変動計算書 (連結貸借対照表、 連結損益計算書、 連結キャッシュ・フロー 連結包括利

> 第 章 総則

(適用の一 般 原則

法

第 される財務計算に関する書類のうち、 務諸表等規則」という。 という。) を法第二十七条におい 指定した法人(以下 成方法に関する規則 条の二第一項において準用し、 は第二十四条第一項若しくは第三項 条 連結損益計算書、 金融商品取引法 第五条、 第七条第 「指定法人」という。) についてこれらの規定 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 連結包括利益計算書、 て準用する場合を含む。 (昭和二十三年法律第二十五号。)第一条第一項の規定により金融庁長官が 及び財務諸表等の用語、 項、 第九条第一項、 (これらの規定のうち第二十四 連結財務諸表 連結株主資本等変動計 の規定により提出 第十条第 (連結貸借対照 様式及び作 以 下 一項又

算書、 十三条の規定により指定国際会計基準 連結キャッシュ・ フロー計算書及び連結附属明細表又は第九 (同条に規定する指定国際会

準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照 計基準をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)により において同じ。 に規定する修正国際基準をいう。 作成する場合若しくは第九十四条の規定により修正国際基準 により作成する場合において当該指定国際会計基 以下この項及び第一条の三 (同条

準により作成が求められる連結貸借対照表、 をいう。 際会計基準 結包括利益計算書、 する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基 十四条の規定により修正国際基準 項及び次条において同じ。 ・フロー計算書に相当するものをいう。 以下この項及び第一条の三において同じ。 (同条に規定する指定国際会計基準をいう。 連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシ||・2)により作成する場合若しくは第三百 (同条に規定する修正国際基準) 以下同じ。) 連結損益計算書、)により作成 以下この この編

号の中 財務諸表 相当するもの並びに持分変動計算書をいう。 間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に 作成が求められる中間連結貸借対照表、 くは第三百十四条の規定により修正国際基準により作成する場合 百 包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第 おいて当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により 第一種中間連結財務諸表 十二条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若し 欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間連結 第五編及び第六編 (中間連結貸借対照表、 (法第二十四条の五第一項の表の第 中間連結損益計算書、 中間連結損益計算書、 をいう。以下同じ 中間連結

> 公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 写書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以 算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以 表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計

るものとする。
「現定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当す項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、前に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 3 企業会計の基準に対して行う団体 3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 3 企業会計の基準に対して行う団体 3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 3 企業会計の基準に対して行う団体 3 企業会計の基準に対して行う団体 3 企業会計の基準に対して行う団体 3 企業会計の基準に該当するものとする。

一特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受力利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

による合議制の機関(次号及び第五号において「基準委員会」と一三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者

号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれ

(中間連結貸借対照表)

中間連結損益計算書

種中間連結財務諸表

(法第二十四条の五第

項

の表の

第

けていること。

第三編、

第五編及び第六編

る中間連結財務諸表

り指定国際会計基準により作成する場合若しくは第三百十四条の 中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第三百十二条の規定によ 間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算 際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる中 規定により修正国際基準により作成する場合において当該指定国 中間連結包括利益計算書、 中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フ 中間連結株主資本等変動計算書及び

2 るものとする。 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当す に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号) 第二十四条第 一項 前

編及び第四編から第六編まで

ー計算書に相当するものをいう。)をいう。

以下同じ。) こ

認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められること する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものと が見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定 であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの(第三百十四条におい て「特定団体」という。)が作成及び公表を行つた企業会計の基準 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体 公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと

利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受

いう。)を設けていること。

五. ずる事業体 るものであること。 的に共通化を図ることをいう。 の適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際 う。以下同じ。 基準委員会が会社等(会社、 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 (外国におけるこれらに相当するものを含む。) をい を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化へ 指定法人、組合その他これらに準 の観点から継続して検討を加え

けていること。

いう。)を設けていること。 による合議制の機関(次号及び第五号において「基準委員会」と三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者

四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をい基準委員会が会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準

及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん(企う。第九十五条第三項を除き、以下同じ。)を取り巻く経営環境

業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。)の観

------点から継続して検討を加えるものであること。

適用の特例)

行者

(同条第五項に規定する発行者をいう。

次条において同じ。

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発 第

会社」という。)が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中のうち、次の各号に掲げる株式会社(以下「指定国際会計基準特定

財務諸表をいう。以下同じ。)の用語、様式及び作成方法は、第五間連結財務諸表(前条第一項第二号又は第三号に規定する中間連結

編第一章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 連結財務諸表

法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は

(適用の特例)

の取組みに係る記載を行つていること。 券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法

の特段の取組に係る記載を行つていること。価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するため

適正に作成することができる体制を整備していること。
人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を
「指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用」

| 次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第一種中間連結財務

イ次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)同じ。 いう。 組に係る記載を行つていること。 において、 会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。 を記載している場合に限る。 規定する期間をいう。 当中間連結会計期間 くは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書 において 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証 以下同じ。 (T) 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取 「前連結会計年度」 直前の連結会計年度 の属する連結会計年度 (中間連結財務諸表の作成に係る期間を 以下(1)及び第二条第四十一号において という。 又は法第二十四条第 (以下(1) に係る連結財務諸 第三編及び第四編 (第三条第1 券届出書 (前連 項若し 二項に

(2)

法第五条第

項の規定に基づき提出する有価証

券届出書又

項の規定に基づき提出する同項の表

は法第二十四条の五第

第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において

種中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の

に作成することができる体制を整備していること。を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人

取組に係る記載を行つていること。

口 財務諸表を適正に作成することができる体制を整備しているこ 人を置いており、 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用 指定国際会計基準に基づいて第一種中間連結

次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第 一種中間連結財務

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

前号イ(1)に掲げる要件

(1) (2)書において、 の特段の取組に係る記載を行つていること。 第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告 法第二十四条の五第 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証 第二 一種中間連結財務諸表の適正性を確保するた 項の規定に基づき提出する同項の表 券届出書又

口 財務諸表を適正に作成することができる体制を整備しているこ 人を置いており、 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用 指定国際会計基準に基づいて第1 一種中間連結

第 間連結財務諸表の用語 会社」という。 行者のうち、 条の三 法第一 次の各号に掲げる株式会社 一条第 が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中 項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発 様式及び作成方法は (以下 第五編第 「修正国際基準特定 一章の定め

第一 式及び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができ 国際基準特定会社」という。)が提出する連結財務諸表の用語、 行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発 (以 下 修正 様

るところによることができる。

次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 連結財務諸表

前条第一号イに掲げる要件

置いており、 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を 修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作

成することができる体制を整備していること。

諸表 次に掲げる要件の全てを満たす株式会社 第一 種中間連結財務

前条第一 一号イに掲げる要件

修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を

置いており、 を適正に作成することができる体制を整備していること。 修正国際基準に基づいて第一 種中間連結財務諸表

諸表

次に掲げる要件の全てを満たす株式会社

第二種中間連結財務

イ 前条第三号イに掲げる要件

修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を

置いており を適正に作成することができる体制を整備していること。 修正国際基準に基づ いて第一 一種中間連結財務諸

(定義)

一条 この規則 (第十四号に掲げる用語にあつては、 第一条第三項

第二号を除く。) において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該

各号に定めるところによる。

第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法

券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段

の取組みに係る記載を行つていること

修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置

いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成

ることができる体制を整備していること。

第二条 同上

ては、第一種中間連結財務諸表提出会社とされる者をいう。 の関連会社(中間連結財務諸表を作成する場合にあり連結財務諸表提出会社(中間連結財務諸表を作成する場合にある。	六 [略] 中間連結財務諸表提出会社)及び連結子会社をいう。 中間連結財務諸表提出会社)及び連結子会社をいう。	五 連結会社 連結財務諸表提出会社(中間連結財務諸表を作成す四 [略]	連結財務諸表提出会社)の子会社とされる者をいう。合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間	連結財務諸表提出会社(中間連結財務諸表を作成する	三 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規二 [略]	中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。	一の三 第二種中間連結財務諸表提出会社 法の規定により第二種	提出する同表の第三号の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。	法人並びに同項ただし書の規定により第一種中間連結財務諸表を	の規定により第一種中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定	項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の表の第一号	一の二 第一種中間連結財務諸表提出会社 法第二十四条の五第一	
「八~十一 同上」 「八~十一 同上」 「八~十一 同上」	六 [同上]	五 連結会社 連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。四 [同上]		連結財務諸表提出会社の子会社と	三 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規二 [同上]		[号を加える。]					[号を加える。]	一 [同上]

連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社)の会社(中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間十二 非支配株主持分 連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出

持分に帰属しない部分をいう。

ことが可能であり、 項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取 同じ。)の額の合計額をいう。 資をいう。次編第五章、 第四編第六章において同じ。)及び現金同等物 取り扱うものに限る。)を含む。 条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあ 引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十 金決済に関する法律 を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段 つては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が 資 金 現金(当座預金、 かつ、 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第五 第三編第五章及び第四編第六章において 価値の変動のリスクが低い短期的な投 普通預金その他預金者が一定の期間 次編第五章、 第三編第五章及び (容易に換金する

[十五~十八 略]

を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する連結財務諸表提有する連結財務諸表提出会社の株式に、連結子会社並びに持分法種中間連結財務諸表提出会社。以下この号において同じ。)が保証の場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社(中間連結財務諸表を作成

会社の持分に帰属しない部分をいう。十二 非支配株主持分 連結子会社の資本のうち連結財務諸表提

三[同上]

十四四 のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。)の額 金同等物(容易に換金することが可能であり、 取り扱うものに限る。)を含む。 引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十 項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取 金決済に関する法律 を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段 の合計額をいう。 つては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が 条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあ 資金 現金(当座預金、 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第五 普通預金その他預金者が一定の期間 第五章において同じ。)及び現 価値の変動

[十五~十八 同上]

該連結財務諸表提出会社の持分相当を合計したものをいう。社及び関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式のうち当出会社の株式に、連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会上、自己株式 連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提

したものをいう。出会社の株式のうち当該連結財務諸表提出会社の持分相当を合計

[二十~三十五 略]

たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。三十六(会計方針)連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当

たつて採用した表示の方法をいう。三十七 表示方法 連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当

ることをいう。
成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定す実性がある場合において、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作三十八。会計上の見積り。資産、負債、収益及び費用等の額に不確

[三十九・四十 略]

誤りをいう。情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じたわらず、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作成時に入手可能な四十二 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかか

務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡つて四十三 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財

[二十~三十五 同上]

理の原則及び手続をいう。 三十六 会計方針 連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処

三十七 表示方法 連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の

に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。実性がある場合において、連結財務諸表作成時に入手可能な情報三十八 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確方法をいう。

[三十九・四十 同上]

四十一会計上の見積りの変更新たに入手可能となつた情報に基四十一会計上の見積りの変更新の連結対務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更すの連結会計年度(以下「前連結会計年度」という。)

こと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。わらず、連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつた四十二 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかか

| 務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。| 四十三 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財

	3 連結決算日を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変から当該連結決算日までの期間とする。
ない。	結会計年度」という。)は、当該連結決算日の前連結決算日の翌日
更に伴う連結会計年度の期間を連結財務諸表に注記しなければなら	2 前項の場合において、連結財務諸表の作成に係る期間(以下「連
3 連結決算日を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変	する。
から当該連結決算日までの期間とする。	決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものと
結会計年度」という。)は、当該連結決算日の前連結決算日の翌日	第三条 連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日を連結
2 前項の場合において、連結財務諸表の作成に係る期間(以下「連	(連結決算日及び連結会計年度)
する。	
決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものと	第一章 総則
第三条 連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日を連結	
(連結決算日及び連結会計年度)	第二編 連結財務諸表
[四十六~六十 同上]	[四十六~六十 略]
	連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。
誤謬の訂正を連結財務諸表に反映することをいう。	間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬の訂正を
四十五 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表における	四十五 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中
	更することをいう。
	の第二種中間連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変
	前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前
[号を加える。]	四十四の二 第二種中間連結財務諸表の組替え 新たな表示方法を
四十四 [同上]	四十四 [略]
	適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

こい。更に伴う連結会計年度の期間を連結財務諸表に注記しなければなら

(連結の範囲)

あると認められる子会社これに準ずる機関をいう。以下同じ。)に対する支配が一時的でこれに準ずる機関をいう。以下同じ。)に対する支配が一時的で一一財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他

二 [略]

2 · 3 略]

(税効果会計の適用)

第十一条 連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準と 第十一条 連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準と らない。

(連結の範囲)

に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社第五条 連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲

連結の範囲に含めないものとする。

られる子会社
これに準ずる機関をいう。)に対する支配が一時的であると認め
財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他

二 [同上]

2 · 3 同上

(税効果会計の適用)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 [略]

以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載す項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第一号に掲げる事2 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各2

[一~三 略]

ることにより記載を省略することができる。

[3~5 略]

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(連結の範囲等に関する記載

第十三条 [同上]

2 [同上]

[一~三 同上]

定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。四 開示対象特別目的会社(財務諸表等規則第八条の九第二号に規

)がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別

目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

[3~5 同上]

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十四条の二 伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合にお 条第一項本文に規定する会計基準等をいう。 会計年度」と、 ただし書及び第三項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等 (同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。 財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは 財務諸表等規則第八条の三(第一項ただし書、 「財務諸表」とあるのは 「連結財務諸表」と読み替 以下同じ。)の改正等 以下同じ。)に 第一 「連結 同 三項

(重要な後発事象の注記)

えるものとする。

第十四条の九連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非常十四条の九連結決算日後、連結会社正の事において「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

追加情報の注記)

会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ第十五条。この編において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十四条の二 ľ, と読み替えるものとする。 場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるの 条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。) ただし書及び第三項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等 は (同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。 「連結会計年度」と、)に伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この 財務諸表等規則第八条の三(第一項ただし書、 財務諸表」とあるのは 「連結財務諸表 次条において同 の改正等 項

(重要な後発事象の注記)

貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。連結子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の日なければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日としなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日としなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態、経営成業から大大の第二人の表表を注記の表示を表示を表示を表示しなければならない。

(追加情報の注記)

出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシ第十五条。この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提

・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認めら 項があるときは、 当該事項を注記しなければならない。 れる

(関連当事者の範囲

第十五条の四 この編において「関連当事者」とは、 次に掲げる者を

略

(関連当事者との取引に関する注記

第十五条の四の二 重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごと 該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要 行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当 該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で に注記しなければならない な影響を及ぼしているものを含む。)を行つている場合には、 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引 その **金**

第一項第三号及び第二百三十五条第一項第三号において同じ。) 更生債権等 条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。) 又は破産 に区分されている場合には、 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権 (同号に規定する破産更生債権等をいう。 次に掲げる事項 (財務諸表等規則第八 第二

る事項があるときは、 ュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認めら 当該事項を注記しなければならない。

(関連当事者の範囲)

第十五条の四 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者

□ < + </p> 同上

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四の二 重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事 行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当 者ごとに注記しなければならない。 な影響を及ぼしているものを含む。)を行つている場合には、 該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要 該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引 (当

[一~八 同上]

更生債権等 掲げる事項 第一項第三号において同じ。)に区分されている場合には、 条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。) 又は破産 [イ~ハ 同上] 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権 (同号に規定する破産更生債権等をいう。 (財務諸表等規則第八 第二十三条 次に

十[略]

「2 6 略

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 [略]

2 · 3 略

* 投資信託等(法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資に重要性が乏しい場合を除く。)。

5~9略

(デリバティブ取引に関する注記)

ものについては、注記を省略することができる。に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号第十五条の七 第十五条の五の二に規定する事項のほか、デリバティ

処理をいう。以下この条、第百十三条及び第二百十一条において一へッジ会計(財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計

十[同上]

[2~6 同上]

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 [同上]

[2·3 同上]

正等に で連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 が連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 で連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 以下この が連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 以下この が連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 以下この が連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。 以下この が連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。

[5~9 同上]

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 [同上]

処理をいう。以下この項及び第三項において同じ。)が適用され、ヘッジ会計(財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計

において同じ。)の種類ごとの次に掲げる事項。次号、第百十三条第一項並びに第二百十一条第一項及び第二項通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう同じ。)が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物(

[イ・ロ 略]

二 [略]

次項、 号に規定する市場取引をいう。 るもの、 いて同じ。) 又は市場取引以外の取引、 前項第一号に規定する事項は、 先渡取引、 第百十三条第 連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間 の種類 スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。 一項並びに第二 市場取引 買付約定に係るもの又は売付約定に係 第一 (財務諸表等規則第八条第十項第三 取引 一百十一条第三項及び第四項にお 百十一 (先物取引、 条第三項において同じ。 オプション取引 2

3 において同じ。 対象をいう。 第一項第二号に規定する事項は、 ヘッジ対象 第四十三 (財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ)及びその他の項目に区分して記載しなければなら 一条の 第 項第一 ヘッジ会計の方法、 一号及び第一 三百十 取引 条第四項 \mathcal{O} 種 類

及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

(共同支配企業の形成の注記)

の規定は、共同支配企業の形成(同条第一項に規定する共同支配企第十五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)

。)の種類ごとの次に掲げる事項債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じていないデリバティブ取引 取引の対象物(通貨、金利、株式、

[イ・ロ 同上]

二同上

の他の項目に区分して記載しなければならない。対象をいう。第四十三条の二第一項第二号において同じ。)及びそ、ヘッジ対象(財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ3 第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類

(共同支配企業の形成の注記)

の規定は、共同支配企業の形成(同条第一項に規定する共同支配企第十五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)

連結会計年度」と読み替えるものとする。て、財務諸表等規則第八条の二十二中「事業年度」とあるのは、「業の形成をいう。以下同じ。)について準用する。この場合におい

(賃貸等不動産に関する注記)

省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。省略することができる。海貨等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外)第十五条の二十四 賃貸等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外)

[一~四 略]

(注記の方法)

第十六条 [略]

2 [略]

次に掲げる場合は、この限りでない。
三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、までの規定による注記を除く。)は、第十三条の二から第十四条の三。この編の規定により記載すべき注記(第十三条から第十四条の三

一·二 略

4 [略]

5 この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に

とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十二中「事業年度業の形成をいう。次条第一項において同じ。)について準用する。

(賃貸等不動産に関する注記)

第十五条の二十四 賃貸等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外第十五条の二十四 賃貸等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外

[一~四 同上]

(注記の方法)

第十六条 [同上]

2 同上

、次に掲げる場合は、この限りでない。の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただしの三までの規定による注記を除く。)は、第十三条の二から第十四条3 この規則の規定により記載すべき注記(第十三条から第十四条の

[一·二 同上]

4 [同上]

5 この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合

て、当該注記との関連を明らかにしなければならない。は、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつ

(偶発債務の注記)

第三十九条の二 可能 及び金額を注記しなければならない。 と同様の効果を有するものを含む。 他現実に発生していない債務で、 性のあるものをいう。 注記を省略することができる。 連結会社に係る偶発債務 以下同じ。 将来において事業の負担となる ただし、 がある場合には、 係争事件に係る賠償義務そ (債務の保証 重要性の乏しいもの (債務の保証 その内容

(特別目的会社の債務等の区分表示)

第四十一条の二 ればならない。 当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をい いて同じ。)が有するノンリコース債務 第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。 示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負債に掲記しなけ 社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を 全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、 負債を示す科目(ノンリコース債務を示す名称を付した科目を除 以下この条及び第二百五十五条において同じ。)については、 に含めて掲記することを妨げない 連結の範囲に含めた特別目的会社 ノンリコース債務を社債又は借入金その他 (当該特別目的会社の資産 第二百五十五条にお (財務諸表等規則

つて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によ

(偶発債務の注記)

、注記を省略することができる。、注記も省略することができる。、注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては可能性のあるものをいう。)がある場合には、その内容及び金額をの他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となるの間様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務そ第三十九条の二 連結会社に係る偶発債務(債務の保証(債務の保証

(特別目的会社の債務等の区分表示)

第四十一条の二 リコース債務を示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負 第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。 付した科目を除く。)に含めて掲記することを妨げない。 債に掲記しなければならない。 益以外の収益に遡及しない債務をいう。 ら生じる収益のみを返済原資とし、 ース債務 は借入金その他の負債を示す科目(ノンリコース債務を示す名称を については、 (当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産 連結の範囲に含めた特別目的会社 社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノン ただし、 当該資産以外の資産及び当該収 ノンリコース債務を社債又 以下この条において同じ。 が有するノンリコ (財務諸表等規

[2·3 略]

(指定法人の純資産の記載)

第四十六条の二 指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適のと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適る。この場合においてこの編の規定により記載することが適当でなる。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載

第四十七条 [略]

て掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別し

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 科目をもつて掲記しなければならない。 投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した ることが適当であると認められるものについては、当該収益を一括 \mathcal{O} して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示す 以下同じ。 営業外収益に属する収益は、)、受取配当金、 有価証券売却益、 受取利息 ただし、各収益のうち、 (有価証券利息を 持分法による ・ そ

「2·3 同上」

(指定法人の純資産の記載)

い。 この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならなれる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。れる法令又は準則の定めるところに準じて記載することが適当でないと第四十六条の二 指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において第四十六条の二 指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第四十七条 [同上]

て掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別し

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 含む。 称を付した科目をもつて掲記することができる。 当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名 業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適 て掲記しなければならない。 の他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつ)、受取配当金、 営業外収益に属する収益は、 有価証券売却益、 ただし、 各収益のうち、 受取利息 持分法による投資利益そ (有価証券利息を その金額が営

第八十一条 第六十九条 第六十五条 第六十三条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は 2 5 5 掲記する基準は、 純損失金額の次に記載しなければならない。 科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期 る。 グループをいう。 (当期純利益又は当期純損失) (別記事業の収益及び費用の科目の記載) (減損損失に関する注記) 減損損失を認識した資産又は資産グループ(同条に規定する資産 前項の場合において、 連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。 当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税 略 略 次に掲げる項目の金額は、 指定法人が、連結株主資本等変動計算書を作成する場合 [略] この編の定めるところに準ずるものとする。 第二百七十九条において同じ。)について準用す 収益及び費用の科目を一括し又は区別して その内容を示す名称を付した (利益に関 第八十一条 2 第六十五条 第六十三条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は 第六十九条 [2~5 同上] 掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする 二[同上] グループをいう。)について準用する。 (別記事業の収益及び費用の科目の記載) (当期純利益又は当期純損失) (減損損失に関する注記) 減損損失を認識した資産又は資産グループ 前項の場合において、 て同じ。) 連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号にお 当該連結会計年度に係る法人税、 指定法人が、連結株主資本等変動計算書を作成する場合 同上 同上 収益及び費用の科目を一括し又は区別して 住民税及び事業税 (同条に規定する資産 (利益に関

令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。れるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法において、この編の規定により記載することが適当でないと認めら

第三編 第一種中間連結財務諸表

第一章 総則

(中間連結決算日及び中間連結会計期間

中間連結財務諸表を作成するものとする。
計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第一種第九十三条 第一種中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間会

の前連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。2 前項の場合において、中間連結会計期間は、当該中間連結決算日

第一種中間連結財務諸表作成の一般原則)

ばならない。
語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなけれ第九十四条 法の規定により提出される第一種中間連結財務諸表の用

ていること。 当たつて適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成され一 第一種中間連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に

一一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成さ

は準則の定めるところに準じて記載することができる。ときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又において、この規則により記載することが適当でないと認められる

[編を加える。]

集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関す一 第一種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業れた連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。

る判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること

原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中係る第一種中間連結財務諸表の作成のために採用した会計処理の四が連結会計年度に係る連結財務諸表及び前中間連結会計期間に。

間連結会計期間において継続して適用されていること。

(連結の範囲)

当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該第九十五条 第一種中間連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社

- 時的であると認められる子会社財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一
- る子会社社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められ社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められ連結の範囲に含めることにより第一種中間連結財務諸表提出会
- 績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資

程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。ならない。

第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社 第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社 より子会社に該当しない会社等 より子会社に該当しない会社等 より子会社に該当しない会社等 より子会社に該当しない会社等 より子会社に該当しない会社等 より事無理法の規定による更 より子会社に該当しない会社等 より連結の範囲から除かれた子会社 より子会社に該当しない会社等

(比較情報の作成)

各号に定める事項をいう。)を含めて作成しなければならない。一種中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該当該第一種中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報出、土六条 当中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表は、

- 一 中間連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- 会計期間に係る事項 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 前中間連結
- る事質 中間連結キャッシュ・フロー計算書 前中間連結会計期間に係

(連結子会社の資産及び負債の評価等)

(持分法の適用)

については、持分法を適用しないものとする。ればならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資分法により計算した価額をもつて中間連結貸借対照表に計上しなけ第九十八条。非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持

- ると認められる関連会社財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であ
- 非連結子会社及び関連会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる一 持分法を適用することにより第一種中間連結財務諸表提出会社

えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。適用の対象から除いても第一種中間連結財務諸表に重要な影響を与のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社

2

(税効果会計の適用)

第九十九条 法人税等については、税効果会計(中間連結貸借対照表第九十九条 法人税等については、税効果会計(中間連結貸借対照表的、企適用して第一種中間連結財務諸表を作成しなければならない。)を適用して第一種中間連結財務諸表を作成しなければならない。

(中間決算日の異なる子会社)

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

会計期間」と読み替えるものとする。
を前中間純損益金額」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調の当日、
を計算する。この場合のとする。

する注記)(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

第百三条 財務諸表等規則第百三十二条の規定は、 るのは 用する。 等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合について準 財務諸表」と読み替えるものとする。 計期間」 は「連結会計年度」と、 「税金等調整前中間純損益金額」 この場合において、 「第一種中間財務諸表」とあるのは 「中間会計期間」とあるのは 同条中「税引前中間純損益金額」とあ と、 「事業年度」とあるの 会計基準等の改正 第 「中間連結会 種中間 連

(会計上の見積りの変更に関する注記)

間純損益金額」と読み替えるものとする。
て、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中ついて重要な変更を行つた場合について準用する。この場合におい第百四条 財務諸表等規則第百三十三条の規定は、会計上の見積りに

場合の注記)(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な

(修正再表示に関する注記)

第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

乏しい場合には、注記を省略することができる。 をの旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、第百七条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、第一

(重要な後発事象の注記)

第百八条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非第百八条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非常を入びす事象が発生したときは、当該事象を注記しなけれ要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなけれ要な影響を及び対したときは、当該事象を注記しなけれ要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなけれ要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなけれている。

。
会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない連会社については、前項の規定にかかわらず、当該子会社及び関連2.その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関2.

(追加情報の注記)

うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しな、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行い。経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行い。経営成績と社の利害関係人が、第一種中間連結財務諸表に係る中第百九条 この編において特に定める注記のほか、第一種中間連結財

ければならない。

(セグメント情報等の注記

号に定めるところにより注記しなければならない。 第百十条 セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十二

- 報告セグメントに係る算定方法」という。)の重要な変更があつたメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法(次項において「当中間連結会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグ場合に限る。)
- び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。こ号に掲げる金額(当中間連結会計期間における報告セグメント及には、その旨並びに前中間連結会計期間に係る第一項第一号及び第には、その旨並びに前中間連結会計期間に係る第定方法と当中における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当中における報告セグメント又は報告セグメントの変更又は報告セグメン場合には、その内容を注記しなければならない。

)を注記しなければならない。

ができる。
「可項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することの可項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記す、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記す、 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは

(金融商品に関する注記)

第百十一条 金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸第百十一条 金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額の事業の運営において重要なもの当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、中間連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記

2

前項本文の規定にかかわらず、

中間連結貸借対照表の科目ごとの

中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、 とができる。 確な金額を算定することが困難な場合には、 概算額を記載するこ 適時に、

当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団 が属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度 当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプット 品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該金融商 を注記しなければならない。 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品については、 末日に比して著しい変動が認められる場合には、 次に掲げる事項

当該項目ごとの次に掲げる事項

中間連結貸借対照表日におけるレベルーに分類された金融商 の時価の合計額

品 中間連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商 の時価の合計額

口

品

中間連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融 の時価の合計額

いる評価技法又はその適用を変更した場合には、 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用 その旨及びその

融商品を適切な項目に区分し、 前項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に計上している金 その項目ごとの中間連結貸借対照表

ることが困難な場合には、概算額を記載することができる。日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定す

- 照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)。本文に定める事項の記載については、当該投資信託等の中間連結貸借対本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれてい準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基
- 借対照表計上額を注記しなければならない。
 要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基新三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一

(有価証券に関する注記)

第百十二条 前条に定める事項のほか、有価証券(次の各号に掲げる有価証券に限る。)については、当該有価証券が企業集団の事業ので著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の中間でした。当該各号に定める事項を注記しなければならない。たびたに、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算だし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

満期保有目的の債券
次に掲げる事項

中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

中間連結決算日における時価

口

中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と時価と

の差額

その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次

取得原価

に掲げる事項

中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原

価との差額

(デリバティブ取引に関する注記)

第百十三条 ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた おり、 記載することができる。 日に比して著しい変動が認められる場合には、 元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。 ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。)について 適時に、 当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなつて かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末 第百十一条に規定する事項のほか、デリバティブ取引(正確な金額を算定することが困難な場合には、 取引の対象物の種類 概算額を ただし

らない。 前項に規定する事項は、 取引の種類に区分して記載しなければな

(取得による企業結合が行われた場合の注記

第百十四条 要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。 を注記しなければならない。ただし、 る事業の取得による企業結合が行われた場合には、 当中間連結会計期間において他の企業又は企業を構成す 当該企業結合に係る取引に重 次に掲げる事項

企業結合の概要

業績の 中間連結損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の 期間

被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの 取得の対価として株式を交付した場合には、 株式の種類別の交

兀

換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五. 得原価と取得するに至つた取引ごとの取得原価の合計額との差額 負ののれん発生益の金額及び発生原因 発生したのれんの金額、 取得が複数の取引によつて行われた場合には、 発生原因、 償却方法及び償却期間又は 被取得企業の取

- 七 額 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の が暫定的に算定された金額である場合には、 その旨
- 2 個 間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には 合に係る取引全体について注記しなければならない。 同 たの企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、 .項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結 項ただし書の規定にかかわらず、 当中間連結会計期間における 当中間連結会計期
- ならない。 計処理の確定が行われた中間連結会計期間においては、 る場合は、 た旨並びに第一項第六号に掲げる発生したのれんの金額又は負の んの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければ 中間連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会 注記することを要しない ただし、 第一 項ただし書の規定により注記を省略してい 当該確定し

3

見直しが反映されている場合には、 務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、 なければならない。 当該見直しの内容及び金額を注 第一 種中間連結財 に重要な

(共通支配下の取引等の注記)

れた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。第百十五条 当中間連結会計期間において共通支配下の取引等が行わ

- 取引の概要
- 一実施した会計処理の概要
- 四号に準ずる事項 一子会社株式を追加取得した場合には、前条第一項第三号及び第
- 2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しいが、当中別の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しいが、当中別の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい

(共同支配企業の形成の注記)

の形成と判定した理由を記載しなければならない。

「お事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事第百十六条 当中間連結会計期間において共同支配企業の形成を行つ

間連結会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要

を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の共同支配企業

(事業分離における分離元企業の注記)

ならない。 しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければ 当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当 第百十七条 当中間連結会計期間において重要な事業分離が行われ、

- 事業分離の概要
- 実施した会計処理の概要
- 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
- 中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損だ

兀

の概算額

- る場合には、当該継続的関与の概要社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与があ五、移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会
- 注記を省略することができる。 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、
- 第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体につ引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の事業分離に係る取当中間連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性

3

2

いて注記しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

、次に掲げる事項を注記しなければならない。第百十八条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は

取引の概要

一 実施した会計処理の概要

分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

(子会社の企業結合の注記)

まった。 第百十九条 第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準第百十九条 第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準ます。

(継続企業の前提に関する注記)

中「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「第百二十条 財務諸表等規則第百四十九条の規定は、第一種中間連結

と読み替えるものとする。

(収益認識に関する注記)

(注記の方法)

連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。第百二十二条 第百一条から第百七条までの規定による注記は、中間

この編(第百一条から第百七条までを除く。)の規定による注記

- 一 第百一条から第百七条までの規定による注記と関係がある事項ればならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。は、第百一条から第百七条までの規定による注記の次に記載しなけ
- について、これと併せて記載を行つた場合第百一条から第百七条までの規定による注記と関係がある事項
- た場合
 記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つ務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として勝注(当該注記に係る事項が記載されている第一種中間連結財
- 連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。第百二十条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間

3

- 4 記は、 次に記載しなければならない。 前項の場合において、第百一条から第百七条までの規定による注 第一項の規定にかかわらず、 第百二十条の規定による注記の
- 5 は、 て、当該注記との関連を明らかにしなければならない。 この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に 当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつ

(金額の表示の単位)

第百二十三条 項の金額は、 百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする 第一種中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事

第二章 中間連結貸借対照表

第一節 総則

(中間連結貸借対照表の記載方法)

第百二十四条 中間連結貸借対照表の記載方法は、 この章の定めると

ころによる。

2 中間連結貸借対照表は、 様式第十三号により記載するものとする

(資産、負債及び純資産の分類記載)

部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。 第百二十五条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の

(科目の記載の配列)

よるものとする。 第百二十六条 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法に

第二節 資産

(資産の分類)

投資その他の資産に分類して記載しなければならない。更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び第百二十七条。資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、

(各資産の範囲)

まで、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中十二条、第二十七条、第三十一条から第十六条の二までの規定中「一年で、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年で、財務諸表等規則第十五条から第三十一条の四まで及び第三十二条、第二十七条、第三十一条がら第三十一条の四まで及び第三方と、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二第百二十八条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二第一

るのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあ「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会

(流動資産の区分表示)

- 現金及び預金
- 受取手形、売掛金及び契約資産
- 三 有価証券

四商品及び製品(半製品を含む。)

五 仕掛品

六 原材料及び貯蔵品

七

その他

- 付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。とが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示するこ
- の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であ3 第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産

て掲記することができる。この場合においては、当該項目に属するげる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括し第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。つても区分して表示することが適切であるものについては、当該資

4

(流動資産に係る引当金の表示)

資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。第百三十条 財務諸表等規則第二十条(第三項を除く。)の規定は、

(有形固定資産の区分表示)

。 当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない し、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、 定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただ 第百三十一条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固

示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。その金額が資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産をの総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切な場前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、

2

(有形固定資産の減価償却累計額の表示)

に対する減価償却累計額について準用する。第百三十二条 財務諸表等規則第百六十三条の規定は、有形固定資産

(有形固定資産の減損損失累計額の表示)

準用する。 除く。)の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について第百三十三条 財務諸表等規則第二十六条の二(第四項及び第五項を

(無形固定資産の区分表示)

高資産と一括して掲記することができる。の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属すの総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産の金額が資産ならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の金額が資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければ第百三十四条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分

- 一のれん
- 二 その他
- 称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。 して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名えるもの又はその金額が資産の総額の百分の十以下であつても区分2 前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超
- ることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超え

(無形固定資産の減価償却累計額等の表示)

する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。第百三十五条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対

(投資その他の資産の区分表示)

♪。 3 第百三十一条第二項の規定は、投資その他の資産について準用す

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

属する資産に係る引当金について準用する。等規則第二十条(第三項を除く。)の規定は、投資その他の資産に第百三十七条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表

(繰延資産の区分表示)

資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延第百三十八条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を

す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第百三十一条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

(繰延資産の償却累計額の表示)

る償却累計額について準用する。 第百三十九条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対す

第三節 負債

(負債の分類)

ばならない。第百四十条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなけれ

(各負債の範囲)

第百四十一条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及 第百四十一条 財務諸表等規則第四十七条がら第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定 が第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定 が第五十一条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及

用する。 用する。 第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準

(流動負債の区分表示)

第百四十三条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて一括して掲記するものにする負債と一括して表示することが適当であると認められるものにする負債と一括して表示することが適当であると認められるものにする負債と一括して表示することが適当であると認められるものにができる。

- 支払手形及び買掛金
- 短期借入金(金融手形及び当座借越を含む。)
- 四 引当金
- 資産除去債務

Ŧī.

ることが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示す六 その他

称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の第一項第四号に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資

3

4 第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債

掲記しなければならない。 るものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に 合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であ 及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の

(固定負債の区分表示)

第百四十四条 ない。ただし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する 記することができる。 れるものについては、 の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認めら 負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他 当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら 固定負債に属する負債は、 適当な名称を付した科目をもつて一括して掲 次に掲げる項目の区分に従

- 長期借入金
- 引当金 退職給付に係る負債

兀

三

- Ŧī. 資産除去債務

その他

- 前条第二項の規定は、 前項の場合に準用する。
- 3 前条第三項の規定は、 第一項第三号に掲げる引当金について準用
- 前条第四項の規定は、 第一項第六号に掲げる項目に属する負債に

ついて準用する。

(偶発債務の注記)

ついては、注記を省略することができる。び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものに第百四十五条 連結会社に係る偶発債務がある場合には、その内容及

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

らない。
ある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければなある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければな第百四十六条 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金が

に表示する方法棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債

動負債に表示する方法棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流

第四節 純資産

(純資産の分類)

引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければ第百四十七条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式

ならない。

(株主資本の分類及び区分表示)

掲記しなければならない。類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて第百四十八条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分

- 2 財務諸表等規則第六十一条の規定は、資本金について準用する。
- ける新株式申込証拠金について準用する。 財務諸表等規則第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後にお
- 込証拠金について準用する。4 第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

第百四十九条 第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額に

(株式引受権の表示)

ついて準用する。

する。 第百五十条 第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用

(新株予約権の表示)

あるのは、「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものる。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表提出会社」と第百五十一条 第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する業材: 著材で書き

とする。

(非支配株主持分の表示)

第百五十二条 記しなければならない。 非支配株主持分は、 非支配株主持分の科目をもつて掲

雑則

第五節

(特別法上の準備金等)

第百五十三条 かわらず、 固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならな 準備金等は、第百二十六条及び第百四十条の規定にか

2 を付した科目をもつて掲記しなければならない。 前項の準備金等については、 当該準備金等の設定目的を示す名称

(別記事業の資産及び負債の分類

第百五十四条 る。 用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができ 規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適 類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの てその資産及び負債を第百二十七条及び第百四十条の規定による分 企業集団の主たる事業が、別記事業である場合におい

(指定法人の純資産の記載)

第百五十五条 指定法人が中間連結貸借対照表を作成する場合において準拠した法令又は準則を記載することができのと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適のと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適のと認められるとが適当でない。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第百五十六条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合にお第百五十六条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合におおる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができるされる法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区別して

第三章 中間連結損益計算書

第一節 総則

(中間連結損益計算書の記載方法)

第百五十七条 ころによる。 中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定めると

中間連結損益計算書は、様式第十四号により記載するものとする

(収益及び費用の分類)

第百五十八条 科目に分類して記載しなければならない。 収益又は費用は、 次に掲げる項目を示す名称を付した

売上高 売上原価

三

販売費及び一般管理費

兀 営業外収益

五 営業外費用

六

特別利益

特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第百五十九条 売上高は、 記しなければならない。 売上高を示す名称を付した科目をもつて掲

377

(売上原価の表示方法)

掲記しなければならない。 第百六十条 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて

(売上総損益金額の表示)

上総損失金額として記載しなければならない。第百六十一条 売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売

第三節 販売費及び一般管理費

の百分の二十以下であつても区分して表示することが適切と認めら計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額

金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。

前項ただし書に規定する主要な費目とは、

退職給付費用及び引当

並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合

れる費用をいう。

(営業損益金額の表示)

て記載しなければならない。 管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額とし第百六十三条 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法

第百六十四条 営業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金、第百六十四条 営業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金、のについては、当該収益を一括して表示することが適当であると認められるについては、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分のい。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分のい。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分ので掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなけれ分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額ばならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額がはない。 とだし、各費用の方、その金額が営業外費用の経額がはいい、当該費用を示する費用は、支払利息(社債利息を含第百六十五条、営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含

目をもつて掲記することができる。

(経常損益金額の表示)

額として記載しなければならない。 び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金第百六十六条 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及

第五節 特別利益及び特別損失

(特別損失の表示方法)

て表示することが適当であると認められるものについては、当該損うち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括しを付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失の第百六十八条 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失

失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる

(税金等調整前中間純損益金額の表示)

第百六十九条 税金等調整前中間純損失金額として記載しなければならない。 特別損失の総額を加減した額は、 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び 税金等調整前中間純利益金額又は

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

第百七十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した 純損失金額の次に記載しなければならない。 科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間 当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。) 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、

該項目を一括して記載することができる。

2

法人税等調整額

(税効果会計の適用により計上される前号に掲

3 益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に 項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、 中間純利

4

中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額

381

は中間純損失金額の次に記載しなければならない。は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、中間純利益金額又

- 金額として記載しなければならない。 主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株5 中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失
- ことができる。要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示するした科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重に、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付る、法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合

(一株当たり中間純損益金額に関する注記)

中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない第百七十一条 当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は

は「連結会計年度」と読み替えるものとする。
」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるの計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日かれた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会かれた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会がおいて、同項中「中間会がおいて、同項中「中間会がおいて、同項中「中間会がおいて、ののは、当中間連結会計期間とあるのとする。

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第七節 雑則

(持分法による投資利益等の表示)

る場合には、これらを相殺して表示することができる。 第百七十三条 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ず

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

販売費及び一般管理費の合計をいう。) に著しい季節的変動がある第百七十五条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに

ばならない。場合には、中間連結損益計算書において、その状況を注記しなけれ

(別記事業の収益及び費用の分類)

又は準則の定めるところに準じて記載することができる。 てその収益及び費用を第百五十八条各号に掲げる項目に分類して記 が の収益及び費用を第百五十八条各号に掲げる項目に分類して記 第百七十六条 企業集団の主たる事業が、別記事業である場合におい

(別記事業の収益及び費用の科目の記載)

第百七十七条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合にお第五十十七条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合におすることができる。

掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。 前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区別して

第四章 中間連結包括利益計算書

第一節 総則

(中間連結包括利益計算書の記載方法)

第百七十八条 るところによる。 中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定め

2 中間連結包括利益計算書は、 様式第十五号により記載するものと

(中間連結損益及び包括利益計算書)

第百七十九条 益計算書(中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載を 行つたものをいう。)を作成する場合には、 中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利 記載を要しない。

(中間連結包括利益計算書の区分表示)

第百八十条 その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければな 中間連結包括利益計算書は、 中間純利益又は中間純損失

第二節 その他の包括利益

(その他の包括利益の区分表示)

第百八十一条 準用する。この場合において、同条第三項中 第六十九条の五の規定は、 その他の包括利益について 「連結財務諸表提出会

るものとする。 社」とあるのは、 種中間連結財務諸表提出会社」と読み替え

中間包括利益

第三節

(中間包括利益)

第百八十二条 なければならない。 益の項目の金額を加減した金額は、 中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利 中間包括利益金額として記載し

務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分 なければならない。 前項に規定する中間包括利益金額については、第一種中間連結財 その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載し

第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第百八十三条 の章の定めるところによる。 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、

十七号により記載するものとする。 中間連結キャッシュ・フロー計算書は、 様式第十六号又は様式第

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

。 区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない第百八十四条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる

- 営業活動によるキャッシュ・フロー
- 一 投資活動によるキャッシュ・フロ
- 財務活動によるキャッシュ・フロ

三

- 五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額四 現金及び現金同等物に係る換算差額
- 現金及び現金同等物の中間期末残高現金及び現金同等物の期首残高

六

七

二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

第百八十五条 損益計算書」とあるのは 金等調整前当期純損失金額」とあるのは おいて、第八十四条第二号中 金額又は税金等調整前中間純損失金額」 ャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。 一項中 (営業活動によるキャッシュ・フロー 「連結財務諸表提出会社」 第八十四条から第八十九条までの規定は、 「中間連結損益計算書」と、 「税金等調整前当期純利益金額又は税 とあるのは、 の表示方法等) と 「税金等調整前中間純利益 同号イ及びハ中 「第一種中間連結財 この場合に 中間連結 「連結

務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

目の金額との関係を注記しなければならない。金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科第百八十六条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現

第六章 株主資本等に関する注記

(配当に関する注記)

、次に掲げる事項を注記しなければならない。第百八十七条 当中間連結会計期間において行われた配当については

一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、

に配当の原資種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並び種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並び配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の

事項 間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずる間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずるまでに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末一 基準日が当連結会計年度の開始の日から当中間連結会計期間末

(株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記)

変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。第百八十八条 株主資本の金額に、前連結会計年度末に比して著しい

第四編 第二種中間連結財務諸表

第一章 総則

(中間連結決算日及び中間連結会計期間)

会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第二会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第二第百八十九条 第二種中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間

種中間連結財務諸表を作成するものとする。

の前連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。2 前項の場合において、中間連結会計期間は、当該中間連結決算日

(第二種中間連結財務諸表作成の一般原則)

ばならない。
語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなけれ第百九十条 法の規定により提出される第二種中間連結財務諸表の用

に関して有用な情報を提供するものであること。企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況

三 第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業れた連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。二 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成さ

[編を加える。

る判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関す

き、当中間連結会計期間において継続して適用されていること。計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除四 前連結会計年度に係る連結財務諸表の作成のために採用した会

(連結の範囲)

該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に第百九十一条 第二種中間連結財務諸表提出会社は、その全ての子会

- 時的であると認められる子会社 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一
- る子会社社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められ、連結の範囲に含めることにより第二種中間連結財務諸表提出会
- 程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資
- の状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキ次に掲げる会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フロー系具に重要性の意見がある。

なければならない。ものがある場合には、その内容を第二種中間連結財務諸表に注記しものがある場合には、その内容を第二種中間連結財務諸表に注記しャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要な

第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社第一次の大定を受けた会社等である。 民事再生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手で、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

(比較情報の作成)

一 中間連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項 、当該第二種中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。)を含めて作成しなければならない。当該第二種中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情第百九十二条 当中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表は

二 中間連結株主資本等変動計算書 前中間連結会計期間に係る事会計期間に係る事項

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

前中間

連結

項

391

る事項 中間連結キャッシュ・フロー計算書 前中間連結会計期間に係

(連結子会社の資産及び負債の評価等)

ければならない。
の相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなの連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の相殺消去をの他がに当たつては、連結子第百九十三条 第二種中間連結財務諸表の作成に当たつては、連結子

(持分法の適用)

資については、持分法を適用しないものとする。 ければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投持分法により計算した価額をもつて中間連結貸借対照表に計上しな第百九十四条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、

- の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる持分法を適用することにより第二種中間連結財務諸表提出会社ると認められる関連会社財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であ
- 適用の対象から除いても第二種中間連結財務諸表に重要な影響を与のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社

2

非連結子会社及び関連会社

えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(税効果会計の適用)

間連結財務諸表を作成しなければならない。第百九十五条 法人税等については、税効果会計を適用して第二種中

(中間決算日の異なる子会社)

(連結の範囲等に関する記載)

に区別して注記しなければならない。表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項第百九十七条 連結の範囲に関する事項その他第二種中間連結財務諸

- 連結の範囲に関する事項
- 持分法の適用に関する事項
- 三 連結子会社の中間決算日等に関する事項

四 会計方針に関する事項

- げる事項を記載するものとする。 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次に掲
- 一 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び
- 四 開示対象特別目的会社がある場合には、開示対象特別目的会社 るにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかつた理由 値の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有してい
- 第一項第二号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次他の重要な事項の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額そのの概要、関示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その
- 1 ・ 特分はど適用してド車告されたしてより車が出り女女がになって掲げる事項を記載するものとする。

3

- うち主要な会社等の名称持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらの
- これらのうち主要な会社等の名称持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には
- 、持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には
- 社としなかつた理由連会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び関連会の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関ー他の会社等の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己

兀

れる事項がある場合には、その内容五一持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認めら

- 算が行われたかどうかを記載するものとする。場合において、その内容及び当該連結子会社について第二種中間連場合において、その内容及び当該連結子会社について第二種中間連場一項第三号に掲げる連結子会社の中間決算日等に関する事項に
- するものとする。 の他の第二種中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載の他の第二種中間連結財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者そ中間連結財務諸表作成のための基礎となる事項については、第二種5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、第二種

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

は、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合に第百九十八条 第二種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種改正等に伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この項ただし書及び第三項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等の第百九十九条 財務諸表等規則第二百十三条(第一項ただし書、第二

諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と読み替えるものとする。と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「財務

する注記)(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

のとする。 「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるも において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間 において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間 でおいて、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間 を、 で、し書を除く。)の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理 のとする。

(表示方法の変更に関する注記)

第

中間連結会計期間」と読み替えるものと間会計期間」と読み替えるものと財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中財務諸表」とあるのは「第二種中間連結いて、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結に、表示方法の変更を行つた場合について準用する。この場合におご百一条 財務諸表等規則第二百十五条(第四項を除く。)の規定

(会計上の見積りの変更に関する注記)

二百二条 財務諸表等規則第二百十六条の規定は、会計上の見積り

と読み替えるものとする。「第二種中間財務諸表」とあるのは、「第二種中間財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中

場合の注記)(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な

は、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのを会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用売二百三条 財務諸表等規則第二百十七条の規定は、会計方針の変更

(修正再表示に関する注記)

第

「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。
度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「事業年で、場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中に二百四条 財務諸表等規則第二百十八条の規定は、修正再表示を行

(重要な後発事象の注記)

く。) 以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除非連結子会社及び関連会社の当該第二種中間連結財務諸表に係る中第二百五条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される

後に発生した当該事象を注記しなければならない。

社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない重要な影響を及ぼす事象(以下この章において「重要な後発事象」

(追加情報の注記)

第二百六条 この編において特に定める注記のほか、第二種中間連結 なければならない。

(セグメント情報等の注記)

八号に定めるところにより注記しなければならない。二百七条 セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十

- 報告セグメントの概要
- 他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その
- 額との差額及び当該差額の主な内容目ごとの中間連結貸借対照表計上額又は中間連結損益計算書計上目がとの中間連結貸借対照表計上額又は中間連結損益計算書計上前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科

- ろにより注記しなければならない。報」という。)については、次に掲げる事項を同様式に定めるとこ報告セグメントに関連する情報(様式第十九号において「関連情
- | 製品及びサービスごとの情報
- 一地域ごとの情報
- 一主要な顧客ごとの情報
- 第二十号に定めるところにより注記しなければならない。る項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式中間連結貸借対照表又は中間連結損益計算書において、次に掲げ
- 固定資産の減損損失
- のれんの償却額及び未償却残高
- 一 負ののれん発生益
- 記を省略することができる。 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注

(リース取引に関する注記)

のは 五年以内の日」と、 照表日後五年内」とあるのは び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは リース取引について準用する。 項第一号イ及び第二号並びに第二項中 「当中間連結会計期間末」と、 財務諸表等規則第八条の六(第四項を除く。)の規定は 「貸借対照表日後五年超」とあるのは 「中間連結決算日の翌日から起算して この場合において、 同条第一項第二号ロ中 「当事業年度末」とある 「連結会社」と、 同条第一項及 「貸借対 「中間連 同条

結貸借対照表」と読み替えるものとする。年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二

(金融商品に関する注記)

結決算日」とあるのは 間連結貸借対照表計上額」と、 借対照表に」と、 連結貸借対照表計上額」とあるのは 連結貸借対照表に」と、 計上額」 条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは までの規定は、金融商品について準用する。 |項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは 一百九条 「連結貸借対照表計上額」とあるのは 「期末残高」とあるのは 「連結貸借対照表の」とあるのは とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」 同項第三号中「連結貸借対照表に」とあるのは 「期末残高」とあるのは 第十五条の五の二第一項 同条第三項中 「連結決算日」とあるのは 「中間連結決算日」と読み替えるものとする 「連結貸借対照表計上額」 「連結貸借対照表に」 「中間連結会計期間末残高」と、 「中間連結会計期間末残高」と、 同条第四項中 「中間連結貸借対照表の」と、 「中間連結貸借対照表計上 (第一号を除く。) から第五 「中間連結貸借対照表計上 この場合において、 「連結貸借対照表計上 「中間連結貸借対照表 「中間連結決算日」と 「中間連結決算日」と と とあるのは とあるのは 同条第五項中 「中間連結貸 同条第 「中間 額 中 連 同 項

(有価証券に関する注記)

対照表計上額」と読み替えるものとする。
、)の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条二百十条 第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く第二百十条 第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く

(デリバティブ取引に関する注記

いては、注記を省略することができる。
(ヘッジ会計が適用されていないものに限る。)については、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における契約額又は契約においては、取引に対しなければならない。ただし、重要性の乏しいものにの対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約においては、正可十一条 第二百九条に規定する事項のほか、デリバティブ取引

び中間連結決算日における時価を注記することができる。結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が

項目に区分して記載しなければならない。決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結外の取引に規定する事項は、取引の種類、市場取引又は市場取引以

3

ジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッ

カ・ナプションにしては自仕までナプションとサネスは自仕りまで、二百十二条 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストッ与又は交付に関する注記) (ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付

ものとする。
一号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替える一号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるを交付している場合について準用する。この場合において、同項第を交付している場合について準用する。この場合において、同項第を交付している場合について準用する。この場合において、同項第二百十二条 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストッ第二百十二条 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストッ

(ストック・オプションに関する注記)

(取得による企業結合が行われた場合の注記

第一

の場合において、同条第一項から第三項までの規定中「連結会計年る事業の取得による企業結合が行われた場合について準用する。こ二百十四条(第十五条の十二の規定は、他の企業又は企業を構成す

中間連結会計期間」と読み替えるものとする。
「特殊計算書」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当に一時ので第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結に対験諸表」と、同項第十度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連

(共通支配下の取引等の注記)

は、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。て準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるの二百十五条 第十五条の十四の規定は、共通支配下の取引等につい

(共同支配企業の形成の注記)

えるものとする。
、同条中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において二百十六条 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の

(事業分離における分離元企業の注記)

のとする。
のとする。
のとする。
のとする。
のとする。
の場合において、同条第一項及び第三項中「連結会計年間
用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「連結会計年
のとする。

(事業分離における分離先企業の注記)

結合に該当しない事業分離について準用する。 第二百十八条 財務諸表等規則第八条の二十四第一項の規定は、企業

(子会社の企業結合の注記)

第二百十九条 第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について第二百十九条 第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条件について準用する。この場合において、同条中「貸していないものについて準用する。この場合において、同条中「貸していないものについて合意をした企業結合であつて同日までに完了に主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了まで、企業結合に関する重要な後発事象及び中間連結決算日まで第二百二十条 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の第二百二十条 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

二百二十一条 財務諸表等規則第八条の二十六第一項の規定は、

事

」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。ものについて準用する。この場合において、同項中「貸借対照表日件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していない業分離に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

中間連結決算日」と読み替えるものとする。用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは、「結合であつて中間連結決算日までに完了していないものについて準する後発事象及び主要な条件について合意をした子会社の行う企業「二百二十二条(第十五条の二十一の規定は、子会社の企業結合に関

(継続企業の前提に関する注記)

第

諸表」と読み替えるものとする。 第四号中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条局連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同二百二十三条 財務諸表等規則第二百三十六条の規定は、第二種中

(資産除去債務に関する注記)

合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照び口を除く。)の規定は、資産除去債務について準用する。この場第二百二十四条 財務諸表等規則第八条の二十八第一項(第一号イ及

み替えるものとする。表」」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読

(賃貸等不動産に関する注記)

読み替えるものとする。 この場合において、同条 第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結会計期間」 表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」 表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結貸借対照 規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条 規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条

(棚卸資産に関する注記)

利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。第二百二十六条。第十五条の二十七の規定は、市場価格の変動により

(収益認識に関する注記

を除く。)の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用す二百二十七条 財務諸表等規則第八条の三十二 (第四項及び第五項

「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。のは「当中間連結会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは二種中間連結財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるる。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「第

載を省略することができる。 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二 で 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二 前項において準用する財務語表等規則第八条の三十二第一項第二 前項において

(注記の方法)

第

ンュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。 一百二十八条 第百九十七条の規定による注記は、中間連結キャッ

- 七条の規定による注記の次に記載しなければならない。第百九十八条から第二百四条までの規定による注記は、第百九十
- でない。 に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りる注記は、第百九十七条から第二百四条までの規定による注記の次る注記は、第百九十七条から第二百四条までを除く。)の規定によこの編(第百九十七条から第二百四条までを除く。)の規定によ

3

第百九十七条から第二百四条までの規定により記載した事項と

務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として 関係がある事項について、これと併せて記載を行つた場合 記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つ 脚注 (当該注記に係る事項が記載されている第二種中間連結財

た場合

4 規定にかかわらず、第二百二十三条の規定による注記の次に記載し 中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない なければならない。 この場合において、第百九十七条の規定による注記は、 第二百二十三条の規定による注記は、 前項の規定にかかわらず、 第一項の

5 は、 この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合に 当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつ 当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(金額の表示の単位)

事項の金額は、 一百二十九条 百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとす 第二種中間連結財務諸表に掲記される科目その他

第二章 中間連結貸借対照表 る。

第 節 総則

(中間連結貸借対照表の記載方法)

ころによる。 第二百三十条 中間連結貸借対照表の記載方法は、この章の定めると

る。
- 中間連結貸借対照表は、様式第二十一号により記載するものとす

(資産、負債及び純資産の分類記載)

の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。 第二百三十一条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債

(科目の記載の配列)

によるものとする。第二百三十二条、資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法

第二節 資産

(資産の分類)

第二百三十三条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し

び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

更に、固定資産に属する資産は、

有形固定資産、

無形固定資産及

(各資産の範囲)

第二百三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第

二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第一十二条の担定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資三十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第三十一条がら第三十一条の四まで及び第二十二条、第二十七条、第二十七条、第二十七条、第二十二条。

(流動資産の区分表示)

第

目をもつて一括して掲記することができる。 が適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することらない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分らない。だだし、当該項目に属する資産は、次に掲げる項目の区分に二百三十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に

現金及び預金

受取手形、売掛金及び契約資産

らかなものを除く。)
たものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明たものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明二 リース債権及びリース投資資産(通常の取引に基づいて発生し

四 有価証券

六 その他

付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。とが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示すること

別に掲記しなければならない。 超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて3 第一項第六号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

(流動資産に係る引当金の表示)

は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。第二百三十六条 財務諸表等規則第二十条(第三項を除く。)の規定

(有形固定資産の区分表示)

い。
、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げなだし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類しだし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し第二百三十七条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形

該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、

2

を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

額について準用する。 規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計第二百三十八条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条第一項の

(減損損失累計額の表示)

。 の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する第二百三十九条 財務諸表等規則第二十六条の二(第五項を除く。)

(無形固定資産の区分表示)

る資産と一括して掲記することができる。 に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければ に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければ 第二百四十条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分

のれん

その他

に掲記しなければならない。 えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別2 前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超

ることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超え

(無形固定資産の減価償却累計額等の表示)

対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。第二百四十一条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に

(投資その他の資産の区分表示)

する。 第二百三十七条第二項の規定は、投資その他の資産について準用

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

に属する資産に係る引当金について準用する。表等規則第二十条(第三項を除く。)の規定は、投資その他の資産第二百四十三条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸

(繰延資産の区分表示)

第二百四十四条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産

延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。 示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。 ただし、

2 第二百三十七条第二項の規定は、 繰延資産について準用する。

(繰延資産の償却累計額の表示)

第 する償却累計額について準用する。 一百四十五条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、 繰延資産に対

(担保資産の注記)

第二百四十六条 ている資産について準用する。 財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供され

負債

第三節

(負債の分類

第二百四十七条 負債は、 流動負債及び固定負債に分類して記載しな

ければならない。

(各負債の範囲)

第二百四十八条 及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、 定負債の範囲について準用する。この場合において、 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで 流動負債及び固 財務諸表等規

内」とあるのは、 則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年 「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の

日」と読み替えるものとする。

第二百四十九条 準用する。 第三十六条の二の規定は、 固定負債の範囲について

(流動負債の区分表示)

第二百五十条 流動負債に属する負債は、 ができる。 が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属 する負債と一括して表示することが適当であると認められるものに ない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額 い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければなら ついては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記すること 次に掲げる項目の区分に従

支払手形及び買掛金

短期借入金(金融手形及び当座借越を含む。)

リース債務

三

未払法人税等

兀

五.

引当金

資産除去債務

六 その他

2 前項の規定は、 同項各号の項目に属する負債で、 別に表示するこ

付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。とが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を

(固定負債の区分表示)

混正百五十一条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に に対し、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属すらない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属すられるものについては、適当な名称を付した科目をもつて掲記しなければなられるものについては、適当な名称を付した科目をもつて掲記しなければなられるものについては、適当な名称を付した科目をもつて掲記しなければなられるものについては、適当な名称を付した科目をもつて掲記しなければなられるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して

社債

一 長期借入金

四引当金三リース債務

五 退職給付に係る負債

資産除去債務

416

七 その他

- 2 前条第二頁り見定よ、4
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債に3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

(偶発債務の注記)

ついて準用する。

については、注記を省略することができる。
及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいもの第二百五十二条 連結会社に係る偶発債務がある場合には、その内容

(企業結合に係る特定勘定の注記)

合に係る特定勘定の注記について準用する。 二百五十三条 財務諸表等規則第五十六条第一項の規定は、企業結

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。第二百五十四条 財務諸表等規則第五十四条の四(第四項を除く。)

(特別目的会社の債務等の区分表示)

応する資産について準用する。目的会社が有するノンリコース債務及び当該ノンリコース債務に対第二百五十五条 第四十一条の二の規定は、連結の範囲に含めた特別

第四節 純資産

(純資産の分類)

ばならない。

式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなけれ
第二百五十六条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株

、株主資本の分類及び区分表示)

つて掲記しなければならない。 分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をも二百五十七条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に

備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準2 財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第

込証拠金について準用する。第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申

3

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

について準用する。第二百五十八条第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額

(株式引受権の表示)

第二百五十九条 準用する。 第四十三条の二の二の規定は、 株式引受権について

(新株予約権の表示)

第一 る。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは 一百六十条 第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 第四十三条の三の規定は、 新株予約権について準用す

(非支配株主持分の表示)

掲記しなければならない。 一百六十一条 非支配株主持分は、 非支配株主持分の科目をもつて

(一株当たり純資産額の注記)

2

第二百六十二条 は 」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、 計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、 間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行 われた場合について準用する。この場合において、 財務諸表等規則第二百八十条第二項の規定は、 「連結会計年度」と読み替えるものとする。 一株当たり純資産額は、 注記しなければならない。 「事業年度」とあるの 「中間貸借対照表日 当中間連結会計期 同項中 「中間会

第五節 雑則

(特別法上の準備金等)

ければならない。
た科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなと、準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付し

することが困難なものについては、この限りでない。るかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別を・準備金等については、一年内に使用されると認められるものであ

(別記事業の資産及び負債の分類)

第二百六十四条 企業集団の主たる事業が、別記事業である場合にお第二百六十四条 企業集団の主たる事業が、別記事業を含む会社の財務諸表にないて適用される法令又は準則に定める分類に準じて記載することが適当でないと認められるときは定による分類により記載することが適当でないと認められるときはについて適用される法令又は準則に定める分類に準じて記載することができる。

(指定法人の純資産の記載)

当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表につおいて、その純資産についてこの編の規定により記載することが適二百六十五条 指定法人が、中間連結貸借対照表を作成する場合に

ればならない。ができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなけができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載することいて適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載すること

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第二百六十六条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合に第二百六十六条 連結会社が営む事業のうちに別記事業を営む会まいて、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二百三十五とれるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会られるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会られるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業がある場合にで記載することができる。

て掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別し

第三章 中間連結損益計算書

第一節 総則

(中間連結損益計算書の記載方法

ところによる。 第二百六十七条 中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定める

う。 中間連結損益計算書は、様式第二十二号により記載するものとす

る。

(収益及び費用の分類)

た科目に分類して記載しなければならない。 第二百六十八条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付し

売上高

売上原価

四 営業外収益

三

販売費及び一般管理費

五 営業外費用

特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

掲記しなければならない。第二百六十九条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて

(売上原価の表示方法)

て掲記しなければならない。第二百七十条 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつ

(売上総損益金額の表示)

売上総損失金額として記載しなければならない。第二百七十一条 売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は

第三節 販売費及び一般管理費

写三貨 リグダンで一般全球な

その金額を注記することを妨げない。

一次類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければ分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の表示方法)

計額の百分の十を超える費用をいう。
) 並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当

(営業損益金額の表示)

して記載しなければならない。般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額と第二百七十三条。売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法

て掲記することができる。
二百七十四条 営業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金においていては、当該収益を一括して表示することが適当であると認められるの十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるの十以下のもので一括して表示するとが適当であると認められるのかについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならい、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

目をもつて掲記することができる。 こ百七十五条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を に対し、各費用のうち、その金額が営業外費用の総 がられるものについては、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなけ にはならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総 がられるものについては、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなけ がられるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目を が適当であると認 の方に、とができる。

(経常損益金額の表示)

及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失二百七十六条(営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額

金額として記載しなければならない。

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

までいる。 して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 た科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、 た科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、 を対して表示するが変が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示するがを付したがでいる。 までして表示するがを付した利益ののでのでのでのでであると認められるものについては、当該利益を示す名称を付した利目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

減損損失に関する注記

《二百七十九条 財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は

減損損失を認識した資産又は資産グループについて準用する。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

乙百八十条 財務諸表等規則第九十五条の三の三第一項の規定は、

(税金等調整前中間純損益の表示)

は税金等調整前中間純損失金額として記載しなければならない。 び特別損失の総額を加減した額は、税金等調整前中間純利益金額又第二百八十一条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

中間純損失金額の次に記載しなければならない。
した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前第二百八十二条。次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付

げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。)
法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

よい。 ことができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければなら2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載する

- 又は中間純損失金額として記載しなければならない。 第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額3 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に
- は中間純損失金額の次に記載しなければならない。は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、中間純利益金額又は、中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額
- 金額として記載しなければならない。主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株の 中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失
- ことができる。要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示するした科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重に、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付る、法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合

株当たり中間純損益金額に関する注記

その算定上の基礎は、注記しなければならない。 二百八十三条 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び

第一

期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」れた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行わ財務諸表等規則第三百一条第二項の規定は、当中間連結会計期間

「連結会計年度」と読み替えるものとする。とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第二百八十四条 財務諸表等規則第三百二条の規定は、潜在株式調整第二百八十四条 財務諸表等規則第三百二条の規定は、潜在株式調整

第七節 雑則

(持分法による投資利益等の表示)

ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。第二百八十五条。持分法による投資利益と持分法による投資損失が生

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第

しなければならない。
取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は二百八十六条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

ある場合には、その状況を注記しなければならない。 に販売費および一般管理費の合計をいう。) に著しい季節的変動が2二百八十七条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並び

(別記事業の収益及び費用の分類)

法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。かわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用されるて記載することが適当でないと認められるときは、同条の規定にかいて、その収益及び費用を第二百六十八条に規定する項目に分類し二百八十八条 企業集団の主たる事業が、別記事業である場合にお

(別記事業の収益及び費用の記載)

ろに準じて記載することができる。 さいて、当該別記事業に係る収益又は費用について、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条、第二百七十四条及び第二百七十五条に規定するところにより科目の記載をすることが適当でないよいで、当該別記事業に係る収益又は費用について、第二百六十九おいて、当該別記事業に係る収益又は費用について、第二百六十九二百八十九条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合に

第四章 中間連結包括利益計算書

第 一節 総則

(中間連結包括利益計算書の記載方法)

第二百九十条 中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定め るところによる。

中間連結包括利益計算書は、 様式第二十三号により記載するもの

(中間連結損益及び包括利益計算書)

第二百九十一条 を行つたものをいう。)を作成する場合には、 利益計算書(中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載 中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括 記載を要しない。

(中間連結包括利益計算書の区分表示)

第二百九十二条 ばならない。 損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなけれ 中間連結包括利益計算書は、 中間純利益又は中間純

第二節 その他の包括利益

(その他の包括利益の区分表示)

430

えるものとする。
会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出第二百九十三条 第六十九条の五の規定は、その他の包括利益につい

第三節 中間包括利益

しなければならない。
利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載第二百九十四条。中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括

なければならない。 し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しし、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載し務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分 前項に規定する中間包括利益金額については、第二種中間連結財

第五章 中間連結株主資本等変動計算書

第一節 総則

(中間連結株主資本等変動計算書の記載方法)

章の定めるところによる。第二百九十五条 中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、この

2 中間連結株主資本等変動計算書は、様式第二十四号により記載す

るものとする。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

に分類して記載しなければならない。 他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分第二百九十六条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その

科目と整合していなければならない。
お会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項

第二節 株主資本

ければならない。
会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しな第二百九十七条 株主資本は、当連結会計年度期首残高、当中間連結

- 示しなければならない。
 示しなければならない。
 資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表
- 中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければなる。親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する

らない。

第三節 その他の包括利益累計額

とに記載又は注記することを妨げない。

第四節 株式引受権

ばならない。
期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなけれ第三百条 株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計

げない。 のとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨のとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨2 株式引受権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するも

第五節 新株予約権

ればならない。
計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなけ第三百一条 新株予約権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会

第六節 非支配株主持分

なければならない。結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載し第三百二条 非支配株主持分は、当連結会計年度期首残高、当中間連

を妨げない。
るものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することるものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することは、非支配株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載す

第七節 注記事項

(発行済株式に関する注記

「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。 ついて準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度期別等百六条第一項の規定は、発行済株式に

、自己株式に関する注記

当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とある第三百四条 財務諸表等規則第百七条第一項の規定は、自己株式につ

(新株予約権等に関する注記)

第三百五条 第三項中 ついて準用する。この場合において、 「連結会計年度末」とあるのは 一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。 同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」 「当連結会計年度に」とあるのは 「当連結会計年度末」とあるのは 第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権に 「中間連結会計期間末」と、 同条第一項第三号及び第四項 「当中間連結会計期間に 「当中間連結会計期間 とあるのは 同条 末

(配当に関する注記)

間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。 準用する。この場合において、同項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中第三百六条 財務諸表等規則第百九条第一項の規定は、配当について

第八節 雑則

る法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用され場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認第三百七条 指定法人が、中間連結株主資本等変動計算書を作成する

第六章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

章の定めるところによる。第三百八条 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この

第二十六号により記載するものとする。 中間連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第二十五号又は様式

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。第三百九条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区

- 営業活動によるキャッシュ・フロー
- 一 投資活動によるキャッシュ・フロ
- 三 財務活動によるキャッシュ・フロ
- 五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額四 現金及び現金同等物に係る換算差額
- 現金及び現金同等物の中間期末残高現金及び現金同等物の期首残高

六

七

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

ッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合にお三百十条 第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャ(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十四条第二号中

「税金等調整前当期純利益金額又は税金

るのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあ等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金

(中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項

第九十三条の二 指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表(指定国際会計基準に関する注記)	第三百十三条 指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表又(指定国際会計基準に関する注記)
る。	同じ。) に従うことができる。
長官が定めるものに限る。次条において同じ。)に従うことができ	込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において
業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁	と認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見
手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企) のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたもの
う。次条及び第九十四条において同じ。)のうち、公正かつ適正な	- 庁長官が定めるものをいう。次条及び第三百十四条において同じ。
公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをい	を満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融
つて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び	を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全て
業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であ	れることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成
的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企	準(国際会計基準(国際的に共通した企業会計の基準として使用さ
語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準(国際会計基準(国際	は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基
第九十三条 指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表の用	第三百十二条 指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表又
(指定国際会計基準に係る特例)	(指定国際会計基準に係る特例)
第一節 指定国際会計基準	第一章 指定国際会計基準
第七章 企業会計の基準の特例	第五編 企業会計の基準の特例
	目の金額との関係を注記しなければならない。
	金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科
	第三百十一条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現

第九十四条の二 修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には(修正国際基準に関する注記)	第三百十五条(修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中(修正国際基準に関する注記)
るものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。	められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限
られ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれ	表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認
ち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認め	つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公
準を修正することにより作成及び公表を行つた企業会計の基準のう	団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行
様式及び作成方法は、修正国際基準(特定団体において国際会計基	間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準(特定
第九十四条 修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、	第三百十四条 修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中
(修正国際基準に係る特例)	(修正国際基準に係る特例)
第二節 修正国際基準	第二章 修正国際基準
三 [同上]	三 [略]
	ている旨
会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨	会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成し
二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際	二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際
	ている旨
会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨	会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成し
一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際	一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際
	V.
には、次に掲げる事項を注記しなければならない。	は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならな

第九十八条 第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を	第三百十九条 第三百十六条の規定による連結財務諸表には、次に掲
て記載しなければならない。第九十七条 第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつ	もつて記載しなければならない。第三百十八条 第三百十六条の規定による連結財務諸表は、日本語を
第九十六条 [同上]	第三百十七条 [略]
	ている用語、様式及び作成方法によることができる。
て旨示した事頁を余さ、长国頁毛正幹の発う等に関して要責されて結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認め	めて旨示した事項を余さ、米国頁毛正幹の発う等で関して要責され、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認
けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連請表として摂出することを「金屬庁長官か至孟又にお資者保護に外	欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する。 教討表として提出することを 金層片長官が至益又にお資者伪護に
諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務	務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財
務諸表」という。)を米国証券取引委員会に登録している連結財務	財務諸表」という。)を米国証券取引委員会に登録している連結財
式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米国式連結財	様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米国式連結
第九十五条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様	第三百十六条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、
第八章 雑則	第六編 雑則
二 [同上]	二 [略]
	作成している旨
一 修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨	平拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸
、次に掲げる事項を注記しなければならない。	間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

第	
表の用語、様式及び作成方法について準用する。三百二十条 第三百十六条から前条までの規定は、中間連結財務諸	三 第一編及び第二編に準拠して作成する場合との主要な相違点[一・二 略] ばる事項を追加して注記しなければならない。
[条を加える。]	合との主要な相違点 この規則(第七章及びこの章を除く。) に準拠して作成する場 [一・二 同上] 追加して注記しなければならない。

<u>様式第十二号</u> 【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及U利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 年月 出

	:	:	:	:	その街	
売上高 外部顧客への売上高 ・	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
マッケートリップが見られている。 又は振替高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
蝆	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
セグメント利益又は損失 (△)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当中間連結会計期間(自 年	月日至	年	月 目)		(単位:	:
	•••••	•••••		:	その街	合計
売上高 外部顧客への売上高 ヤグメント間の水納売ト高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
C///シーコロシ/フロルレエユニリ 又/は振替高	× × ×	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
井	× × ×	× × ×	×××	× × ×	× × ×	× × ×
セグメント利益又は損失 (△)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

 報告セグメントごとの資産に関する情報
 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の 主な内容(差異調整に関する事項)

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、様式第一号記載上の注意 1. に規定する事業セグメン ト(同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をい

2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第一号記載上の注意3. に 結損益計算書」と読み替えるものとする。 規定するもの(同記載上の注意 4. 及び 5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式 において同じ。)とする。ただし、同記載上の注意5. 中「連結損益計算書」とあるのは、「中間連

- 3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
- 報告セグメントごとの利益又は損失
- (2) 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)
- 外部職各への売上局
- 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- 4. 3. において、(2)①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。
- 5.「2.報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合(前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。)において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
- 3. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項こついては、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
- 7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
- . 「4.報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があつた場合において、次の1)から4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 様式第一号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに中間連結会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
-) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前中間連結会計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報(当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報)
 「事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並び
- (3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が中間連結会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及U利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
- (4) 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前中間連結会計期間と当中間連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の合計額と額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と

中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載す

- 9. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属 する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。
- 10. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)ま でに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。
- (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要
- (2) のれんの金額に重要な変動が生じた場合 のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要 (3) 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識する要因となっ 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象
- 11. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に 準じて記載することができる。

様式第十三号

【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(年月日)	(年月日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	× × ×	× × ×
受取手形、売掛金及び契約資産(純		
額	× × ×	× × ×
有価証券	× × ×	× × ×
商品及び製品	× × ×	× × ×
仕掛品	× × ×	× × ×
原材料及び貯蔵品	× × ×	× × ×
その街	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	× × ×	×××
無形固定資産		
Oth	× × ×	× × ×
その街	×××	×××
無形固定資産合計	× × ×	× × ×

代の相が出て出来が日本の代表の他有価記券評価差額金	株主資本合計	自己株式	利益剰余金	資本剰余金	資本金	株主資本	純資産の部	負債合計	固定負債合計	その街	資産除去債務	退職給付に係る負債	引当金	長期借入金	社債	固定負債	流動負債合計	その街	資産除去債務	引当金	未払法人税等	短期借入金	支払手形及び買排金	流動負債	負債の部	資産合計	繰延資産	固定資産合計	投資その他の資産
× × ×	×××	$\triangleright \times \times \times$	×××	× × ×	× × ×			×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×			×××	×××	× × ×	×××
× × ×	×××	> × ×	× × ×	× × ×	× × ×			×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×			×××	×××	× × ×	×××

#### *********************************	× × ×	× × ×	
議論へつジ技価値 XXX XXX XXX 海智線質別鑑期に XXX XXX XXX 海智線質別鑑期に XXX XXX XXX A00他の包括科値果計額合計 XXX XXX XXX 本の他の包括科値果計額合計 XXX XXX XXX 大の他の包括科値果計額合計 XXX XXX XXX 大の治療者計算時 XXX XXX XXX 大の治療者計算方 XXX XXX XXX 大の治療者が多さい表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	× × ×	× × ×	
### Northen			営業外収益
####################################	× × ×	× × ×	営業利益 (又は営業損失)
#25~ッジ損益	×××	× × ×	販売費及び一般管理費合計
 (単位: 円) (日) (日)<	×××	×××	
議任へのジ担益 XXX XXX 上地再評価差額金 XXX XXX 参替教育調整期信 XXX XXX 心臓療給付ご係ろ調整累計額 XXX XXX その他の包括炉链累計額合計 XXX XXX 大方治権 XXX XXX 大方治時 XXX XXX 大方子の他上記の様式はよりがたし場合には、当該様式はないます。 (自 年 月 日 年 日 日 年 月 日 年 日 日 日 年 日 日 日 日	× × ×	× × ×	
製造へッジ損益 XXX XXX 出地再評価差額金 XXX XXX 診療的抗尿調整期持額 XXX XXX XXX XXX XXX その他の包括和益累計額合計 XXX XXX 大砂胞の包括和益累計額合計 XXX XXX 大砂脂株主体分 XXX XXX 大砂脂株主体分が含む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式なよりがたい場合には、当該様式などで記載すること。 XXX 第1四号 XXX XXX 市間連結結構益計算書】 (自 年 月 日 (自 年 月 日) 年 月 日) (自 年 月 日) 至 年 月 日) 至 年 月 日) (自 年 月 日) 至 年 月 日) ※XX 原面 XXX XXX 費及び一般管理費 XXX XXX XXX <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> <td></td>	× × ×	× × ×	
最近へッジ増益 ××× ××× ××× お替換算調整期行に係る調整累計額 ××× ××× ××× たの他の包括利益累計額合計 ××× ××× ××× たの他の包括利益累計額合計 ××× ××× ××× 株子が積 ××× ××× ××× 大田子が積 ××× ××× ××× 大田子が積 ××× ××× ××× 大田子が着 ××× ××× ××× 大田連結時は計算書】 (自 ××× ××× 第十四時 (自 年月日) (自 年月日) 市田連結会計期間 (自 年月日) ※×× 海川市間連結会計期間 (自 年月日) ××× 海川市 (自 年月日日) ※×× 海川市 (自 年月日日) ※×× 海川市 (日 年月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			販売費及び一般管理費
課価へいジ増値 XXX XXX 海替焼鋼調整期付 XXX XXX 過齢給付に係る調整駅計額 XXX XXX X3月受権 XXX XXX 大切受権 XXX XXX 大切受権 XXX XXX 大切大が推 株子が権 XXX XXX XXX XXX XXX 株子が権 株子が権 株子が指 株子の注意 株子の注意 株子の注意 株子の注意 株子の注意 株子の注意 株子のさいます。 株子の注意 株子のさいます。 株子のさいますること。 XXX XXX 第十四号 中間連結構構施計算書子 (自 年 月 日) 3年 月 日 4年 月 日 1日 1日連続会社が考さること。 1日連続会計期間 (自 年 月 日) 3年 年 月 日 1日連続会計期間 (自 年 月 日) 1日連続会計期間 (自 年 月 日) 3年 年 月 日) 3年 年 月 日 1日 1日連続会社が考さると。 XXX XXX XXX 2日連続会社が考さると。 XXX XXX XXX 3日連続会社が考さると。 XXX XXX XXX 3日連続会社が考さるとのよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	×××	×××	売上総利益(又は売上総損失)
WWW->ンジ損益	×××	×××	売上原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
機応へ>>ジ損益 XXX XXX 土地再評価差額金 XXX XXX 基格複算調整期定 XXX XXX XXX XXX XXX CO心心の包括和磁果計額合計 XXX XXX 大力に株主持分 XXX XXX 大力に株主持分 XXX XXX 大力に株主持分 XXX XXX 大力に株主持分 XXX XXX 大力に対すること。 XXX XXX 第十四号 XXX XXX 中間連結損益計算書】 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 当中間連結会計期間	× × ×	× × ×	売上高
機匠へ>>労措益 XXX XXX と地馬評価差額金 XXX XXX ※本株の他の包括利益累計額合計 XXX XXX 大の他の包括利益累計額合計 XXX XXX 大力 受権 XXX XXX 株子彩権 XXX XXX 大力 受権 XXX XXX XXX XXX XXX 大方 受権 XXX XXX XXX XXX XXX (資産合計 XXX XXX 基結会社が済む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式はいで記様会計場間 (単位: 円) (単位: 円) (単位: 円) (自 年 月 日 (自 年 月 日	年月日	年月日	
 機延へッジ損益 土地再評価差額金 土地再評価差額金 ※※ 為替換算調整期点 ※※ との他の包括利益累計額 ※※ 大切に係る調整累計額 ※※ 大切に係る調整累計額合計 ※※ 大切に係る調整累計額合計 ※※ ※※ 大切に係る調整累計額合計 ※※ ※※ 大次が権 ※※ ※※ ※※ ※※ ※※ ※※ ※※ ※※ ※ ※	当中間連結会計期間 (自 年月日	前中間連結会計期間 (自年月日	
機能へつジ担益 XXX XXX 土地再評価差額金 XXX XXX 海機給付に係る調整駅計額 XXX XXX その他の包括利益果計額合計 XXX XXX 大切日受権 XXX XXX 株子修権 XXX XXX 株子修権 XXX XXX 大切出生時分 XXX XXX 経資産合計 XXX XXX 株上の注意) XXX XXX 農上の注意) XXX XXX 農社の注意) XXX XXX 農社の注意) XXX XXX 農社の注意) XXX XXX 大式設局を含むこと。 XXX XXX (ごこ記載すること。 XXX XXX			様式第十四号 【中間連結損益計算書】
提施)がたい場合には、当該様式に	がある場合その他上記の様式により	(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業: 準じて記載すること。
(数) XXXX (数) XXXX (本) XXXX (本) XXXX (本) XXXX (本) XXXX (XXXX) XXXX (XXXXX)	×××	×××	負債純資産合計
額金 ××× 勘定 ××× 過度 ××× お調整累計額 ××× お述果計額合計 ××× *** ××× お述果計額合計 ×××× *** ×××× *** ××××	×××	×××	純資産合計
(万) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	×××	×××	非支配株主持分
() 損益 ××× () 価差額金 ××× () ご係る調整累計額 ××× () () () () () () () () () () () () () (× × ×	× × ×	新株子糸城
	× × ×	× × ×	株式引受権
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××	×××	その他の包括利益累計額合計
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	×××	×××	
× × × × × × × × × × ×	× × ×	× × ×	退職給付に係る調整累計額
× × × × ×	× × ×	× × ×	為替換算調整勘定
×××	× × ×	× × ×	土地再評価差額金
	× × ×	× × ×	薬消ヘッツ損損

(単位:	がある場合その他上記の様式によりが 前中間重結会計期間	
() () () () () () () () () () () () () (ジンある場合その他上記の様式によりが	
	ジ、ある場合その他上記の様式によりが	様式第十五号【中間連結包括利益計算書】
バたい場合には、当該		(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に 準じて記載すること。
×××	×××	親会社株主に帰属する中間純利益(又は親会社株主に帰属する中間純損失)
×××	× × ×	
×××	×××	中間総列益(又は中間純損失)
×××	×××	法人税等合計
×××	×××	法人税等調整額
× × ×	×××	法人税、住民税及び事業税
×××	×××	税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)
×××	×××	特別損失合計
×××	×××	
×××	× × ×	
		特別損失
×××	×××	特别利益合計
×××	×××	
×××	× × ×	
		特別利益
× × ×	× × ×	経常利益(又は経常損失)
×××	×××	営業外費用合計
×××	×××	
× × ×	× × ×	
		当業外費用
×××	>> >> >>	百世/四/彰丁里

法人税等の支払額		損害賠償金の支払額	利息の支払額	利息及び配当金の受取額	<u> </u>	その他の営業支出	人件費の支出	原材料又は商品の仕入れによる支出	営業収入	営業活動によるキャッシュ・フロー				(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、 に準じて記載すること。	非支配株主に係る中間包括利益	親会社株主に係る中間包括利益	(内記)	中間包括利益	その他の包括利益合計		特分法適用会社に対する特分相当 額	退職給付に係る調整額	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	その街の包括引権
> × × ×	× × ×	$\triangleright \times \times \times$	$\triangleright \times \times \times$	× × ×	×××	$\triangleright \times \times \times$	$\triangleright \times \times \times$	$\triangleright \times \times \times$	× × ×		至 年月目)	(自 年月日	前中間連結会計期間	ある場合その他上記の様式によ	× × ×	× × ×		×××	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	×××	
> × × ×	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	×××	$\triangleright \times \times \times \times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times}\overset{\times}{\times}$	× × ×		至 年月目)	(自 年月日	当中間連結会計期間	いがたい場合には、当該様式	× × ×	× × ×		× × ×	×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	

× × × × × ×	× × × × × ×	財務活動によるキャッシュ・フロー 現命及び現命同等物に込みを削されています。
×××	×××	
× × ×	× × ×	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入
> × × ×	> × × ×	連結の範囲の変更を伴わない子会社 株式の取得による支出
$\triangleright \times \times \times$	> × × ×	非支配株主への配当金の支払額
$\triangleright \times \times \times$	> × × ×	配当金の支払額
\triangleright × ×	> × × ×	自己株式の取得による支出
× × ×	× × ×	株式の発行による収入
> × ×	> × × ×	社債の償還による支出
× × ×	× × ×	社債の発行による収入
$\overset{\triangleright}{\sim} \times \times \times$	> × × ×	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入れによる収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	> × × ×	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れによる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
\triangleright × ×	> × × ×	貸付けによる支出
× × ×	× × ×	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入
> × × ×	> × × ×	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出
× × ×	× × ×	投資有価証券の売却による収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	> × × ×	投資有価証券の取得による支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	> × × ×	有形固定資産の取得による支出
× × ×	× × ×	有価証券の売却による収入
> × × ×	> × × ×	有価証券の取得による支出
		投資活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー

売上債権の増減額(△/⇒増加)	損害賠償損失	有形固定資産売却損益(△/は益)	持分法による投資損益(△は益)	為替差損益(△/は益)	支払利息	受取利息及び受取配当金	貸倒引当金の増減額(△/は減少)	のれん償却額	減損損失	減価償却費	税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)	営業活動によるキャッシュ・フロー				<u>様式第十七号</u> 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	[1]	る。 4. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、 5. 「小学」の記載さる略者ストレバできる	引息及り配当金の支取額」に別息の支払額」については、	24で3単型で、上記の扱う後、第一配当金の支払額」には、第		現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	現金及び現金同等物の増減額 (△/は減 少)
													田	$\widehat{\boxplus}$	前中間		める場合	, Clt	による	맾	101			
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	> × × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		年月日)	年月日	前中間連結会計期間		合その他上記の様式に	、「その他」として一括し	質活動でよるキャッン・オヤッシュ・フロー」	当世紀 できる こころ できる こうがい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か		× × ×	×××	××××
													出		账		よりよ	拾して	M M M M M M M M M M	当金の	係者の			
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		年月目)	自 年月日	当中間連結会計期間	(単位: 円)	ぶたい場合には、当該様式	て記載することができる。	「以後には、「夜気は野によるキャッシュ・フロー」の区分に記載さることができて財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができ	巻づて、記載することが、でき。 - 種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。 アインアチュー「#3%に乗り **アチャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	利害関係者の判断を誤らせないと認め	×××	×××	××××

株式の発行による収入	社債の償還による支出	社債の発行による収入	長期借入金の返済による支出	長期借入れによる収入	短期借入金の返済による支出	短期借入れによる収入	財務活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー		貸付金の回収による収入	貸付けによる支出	却による収入	神行の範囲の変更を伴う子会社株式の売	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取組によるませ	投資有価証券の売却による収入	投資有価証券の取得による支出	有形固定資産の売却による収入	有形固定資産の取得による支出	有価証券の売却による収入	有価証券の取得による支出	投資活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー	法人税等の支払額		損害賠償金の支払額	利息の支払額	利息及び配当金の受取額	小計		仕入債務の増減額(△は減少)	棚街資産の増減額(△は増加)
× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	$\triangleright \times \times \times \times$	×××	[> < < <	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	× × ×	> × × ×		×××	$\triangle \times \times \times$	× × ×	> × × ×	> × × ×	× × ×	×××	×××	× × ×	× × ×
× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	> × × ×	× × ×	[} }	> < <	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×		× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	> × × ×	> × × ×	× × ×	×××	× × ×	× × ×	× × ×

まな計で ナイン・フェラス	11年の本文語事子 一番とは中の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の	1 由語:事件や計語語で及れキャッジュ・フローの中治で間1 ゲー乳を開放来の地震や語で中かいを超め、(記載上の注意)
×××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高
×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高
×××	×××	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)
×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額
×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
× × ×	× × ×	の売却による収入
> × × ×	> × × ×	の取得による支出連結の範囲の変更を伴わない子会社株式
> × × ×	> × × ×	非支配株主への配当金の支払額
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	配当金の支払額
> × × ×	> × × ×	自己株式の取得による支出

- 1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認め られる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
- 配当金の支払額」には、第一種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
- 「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができ 利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、
- 4. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 「小計」の記載な省略することができる。
- 6. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式 に準じて記載すること。

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

I 前中間連結会計期間 (自

併

田 ш KH

併 田

Ш

1. 報告セグメントの概要

外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高

 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$

その街

(単位:

迅

又は振替高

 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$

様式第十八号

【セグメント情報】

[様式を加える。]

452

× × × × ×			
_	× × ×	× × ×	× × ×
× × × ×	× × ×	× × ×	× × ×
× × × × ×	× × ×	× × ×	× × ×
× × × ×	× × ×	× × ×	× × ×
× × × ×	×××	× × ×	× ×
(× × ×	
× × ×			× : × :
××		× × ×	× × : × × :
××		× × ×	× × : × × :
×××		× × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
×× ×× ×× ××	×× × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
××× ×× ××× ××	× × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
×××× ××	× × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
××××× ××	××××× × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
×××××× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
× ×××××× ×× ××	× ×××××× × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× ×××××× ×× × × × × × × × × × × × × ×
$\mathbb{S} \times \mathbb{S} = \mathbb{I} \times \mathbb{I} \times \mathbb{I}$	< x x	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

併 Ш \blacksquare

(ご関する事項)
II 当中間連結会計期間 (自 年月日至
1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、 資産、負債その他の項目の金額の算定方法 資産、負債その他の項目の金額に関する情報 (単位: 围

セグメント利益又は損失 0 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 1 $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $_{\times}^{\times}$ $\times \times \times \times$ × × × × × $_{\times}^{\times}$ $_{\times}^{\times}$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $_{\times}^{\times}$ $\times \times \times \times$ × × $\times \times \times \times$ × × $_{\times}^{\times}$ その街 $_{\times}^{\times}$ $_{\times}^{\times}$ $_{\times}^{\times}$ × × × $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$

453

× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	資産の増加額
					有形固定資産及び無形固定
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	持分法適用会社への投資額
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	税金費用
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	(減損損失)
× × ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	特別損失
×××	× × ×	× × ×	× ×	× ×	(負ののれん発生益)
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	特別利益
× × ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	(2)
					持分法投資利益又は損失
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	支払利息
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	受取利息
×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	のれんの償去略
×	× ×	× × ×	× ×	×	その他の項目 減価償却費
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	セグメント負債
× × ×	×××	× × ×	× × ×	×××	セグメント資産
	$\times \times $				

4. 報告セグメント合計額と第二種中間連結状務語表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整 に関する事項

(記載上の注意)

- 1. この様式において「事業セグメント」とは、様式第一号記載上の注意 1. に規定する事業セグメント (同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をい
- 2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第一号記載上の注意3. に規 計算書」と読み替えるものとする。 いて同じ。)とする。ただし、同記載上の注意 5. 中「連結損益計算書」とあるのは、 定するもの(同記載上の注意 4. 及び 5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式にお 「中間連結損益
- 3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法(製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれ らの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別)
- 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
- (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
- 4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代え 載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略 定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記 て、その旨及びその理由を記載することができる。
- (1) 様式第一号記載上の注意 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメ 報告セグメントの区分により作成した情報(当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セ ントが変更になる場合
 その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の

グメント情報に与える影響

- 中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の区分方法により作成した情報(当該情 報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間のセグメント情報を前中間連結会計期間 の区分方法により作成した情報) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合その旨及び前
- 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」に 次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他 の当該取引の会計処理の基礎となる事項
- 利益若しくは税金等調整前中間純損失、中間純利益若しくは中間純損失又は親会社株主に帰属する **財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内** 中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をい 問連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純 容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額(中 7. (2)において同じ。) との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と第二種中間連結
- 整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合を差異の内容に関する事項 報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、
- (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、 整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調 差異の内容に関する事項
- 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間連結会計期間に採用した方法から変更した場 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
- (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異 なる場合 その内容
- その他参考となるべき事項がある場合 その内容
- 6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」 る意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき 次に掲げる金額を記載すること。 には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関す
- 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
- 提供され、かつ、使用されている場合に限る。) 報告セグメントごとの負債の金額(負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に
- 利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグ メント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの
- ① 外部顧客への売上高
- 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- 減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。
- のれんの償去額

 \odot

(4) (C) 受取利息

- \otimes \bigcirc \bigcirc 支払利息
 - 持分法投資利益
- 特別所溢(主な内訳を含む。) 持分法投資損失
- 特別損失(主な内訳を含む。)
- 税金費用(法人税等及び法人税等調整額)
- 額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高 経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの資産の金 益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。) ①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目(中間連結損益計算書における利
- 当中間連結会計期間の末日における持分法適用会社への投資額
- 当中間連結会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額
- その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当 の差異調整に関する事項については、「3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債 載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これら 異調整に関する事項)」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記 欄の記載を要しない。 「4. 報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差
- 報告セグメントの売上高の合計額と中間連結損益計算書の売上高計上額
- 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
- 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
- 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
- 当する科目の第二種中間連結財務諸表計上額 報告セグメントのその他の項目(11から4)までに掲げる項目を除く。)の合計額と当該項目に相
- 8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関す る情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
- 9. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に 準じて記載することができる。

樣式第十九号

関連情報

- I 前中間連結会計期間 (自 併 压 Ш 炪 侢 Ш 巴
- 1. 製品及びサービスごとの情報

: 功庫) 中

E

2. 地域ごとの情報

外部顧客への売上高

 $\times \times \times$

 $\times \times \times \times$

× × ×

× × ×

(1) 売上高

#	
:	
:	
	(単位: 円)

「様式を加える。

1日本	(記載上の注意) 1. 第二種中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載するこ 2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」はは、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、集サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類以性に基づいて区分した顧客への表		1	٦ .		1	(2)		1	(1)			」		1	٦ .		l	(2)	
 	让の注意) 第二種中間連結財務諸表作成のた 「1.製品及びサービスごとの情 ービスの性質、製品の製造方法、		顧客の名称	主要な顧客ごと	× × ×	日本		× × ×	日本	地域ごとの情報) 売上高	外部顧客への引		近には、		顧客の名称	主要な顧客ごと	× × ×	H X		× × ×
	<u> </u>		汉は氏名	の情報		:	Pirit	× × ×	:	Xdu	上南		 (自 (自		汉は氏名	の情報	× × ×		eni e	×××
	オミ 		売」		×××	:		×××	:		× ×	٠	Я		売」		×××			×××
		× × ×	計			:	_	×	:		× × ×	:	月	×××	計			:		×
		:	関連するセグメント名		×	:	-	×			×××	:	(E	:	関連するセグメント名		×		-	×

超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。 ることができる。 また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を

することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載

(1) 外部顧客への売上高を本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第6条第1項第 外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間連結損益計算書の売上高の 10%以 上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額)及び当該区分の基準 1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。)又は本邦以外に区分した金額(本邦以

対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額 外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間連結貸借 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額(本邦以

4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国 に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間連結損益計算書の売上高の

び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。 の売上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及 業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高)であつて、中間連結損益計算書 することができる。 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高(同一の企

金額の 90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3.(1)又は2に掲げる事項の記載を省略 90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の

7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に 準じて記載することができる。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 併

Ш

出

年月

Ш

前中間連結会計期間(自 : : : : : : 功庫)

当中間重結会計期間(自 併 Ш Ш 州 併 田 Ш

減損損失

× × ×

 $\times \times \times \times$

 \times

 $\times \times \times$

 $\times \times \times \times$

 $\times \times \times \times$

旦

滅損損失 : × × × $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ $\times \times \times \times$ 単位: 中 $\times \times \times \times$ 旦

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 併 Ш 炪 併

中

(単位:

 \exists

様式を加える。

		账		
		中間連結会計期間(自	当中間期末残高	当中間期償却額
:		自 年月	× × ×	× × ×
:		王田至	× × ×	× × ×
		年月日	× × ×	× × ×
:)	× × ×	× × ×
•	(×××	$\times \times \times$
<u>\</u>	(単位: 円)		× × ×	× × ×

 当中間期償払額

【報告セグメントごとの負ののれん発生益ご関する情報】 (記載上の注意)

- 1. 第二種中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
- 2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
- 3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。
- 4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
- 5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に 準じて記載することができる。

7

【中間連結貸借対照表】

 前連結会計年度
 当中間連結会計期間

 (年月月)
 (年月月)

資産の部

流動資産

現金及び預金

受取手形、売掛金及び契約資産(純

リース債権及びリース投資資産(純

× × × ×

× × ×

× × ×

 $_{\times}^{\times}$

資産除去債務	退職給付に係る負債	引当金	リース債務	長期借入金	社債	固定負債	流動負債合計 —	その街	資産除去債務	引当金	未払法人税等	リース債務	短期借入金	支払手形及び買掛金	流動負債	負債の部	資産合計	繰延資産 —	固定資産合計 —	投資その他の資産 -	無形固定資産合計	小の 者	のれん	無形固定資産	有形固定資産	固定資産	流動資産合計	その街	棚卸資産	有価証券
× × ×	×××	× × ×	×××	×××	× × ×		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××			×××	×××	×××	×××	×××	×××	× × ×		× × ×		×××	×××	× × ×	× × ×
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×			× × ×	×××	×××	×××	×××	×××	× × ×		× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

至 年月日)	至 年月日)	
(自 年月日	(自 年月日	
当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	
(単位: 円)		<u>様式第二十二号</u> 【中間連結損益計算書】
ぶたい場合には、当該様式	がある場合その他上記の様式によりた	(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
×××	× × ×	負債純資産合計
×××	×××	純資産合計
×××	×××	非支配株主持分
× × ×	× × ×	新株子約権
× × ×	× × ×	株式引受権
×××	×××	その他の包括利益累計額合計
×××	×××	
× × ×	× × ×	退職給付いて係る調整累計額
× × ×	× × ×	為替換算調整勘定
× × ×	× × ×	土地再評価差額金
× × ×	× × ×	練潟ヘッジ損益
× × ×	× × ×	その他有価証券評価差額金
		その他の包括利益累計額
×××	× × ×	株主資本合計
$\triangle \times \times \times$	$\triangle \times \times \times$	自己株式
× × ×	× × ×	利益剰余金
× × ×	× × ×	資本剰余金
× × ×	× × ×	資本金
		株主資本
		純資産の部
×××	× × ×	負債合計
×××	× × ×	固定負債合計
×××	×××	4の街・

	×××	××××	特別利益合計
	× × ×	× × ×	
	× × ×	× × ×	
	× × ×	× × ×	負ののれん発生益
	××××	× × ×	固定資産売却益
			特別科
	×××	×××	経常利益 (又は経常損失)
	×××	×××	営業外費用合計
	×××	× × ×	
	× × ×	× × ×	
	× × ×	×××	持分法による投資損失
	× × ×	×××	有価証券売却損
	× × ×	× × ×	支払利息
			営業外費用
	×××	×××	営業外収益合計
	×××	× × ×	
	× × ×	× × ×	
	× × ×	×××	持分法による投資利益
	× × ×	× × ×	有個証券売却益
	× × ×	× × ×	受取配当金
	× × ×	× × ×	受取利息
			営業外収益
	×××	×××	営業利益(又は営業損失)
X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	×××	×××	販売費及び一般管理費合計
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × ×	× × ×	
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × ×	× × ×	
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × ×	× × ×	
× × > × × >			販売費及び一般管理費
	×××	×××	売上総利益(又は売上総損失)
	× × ×	× × ×	売上原価
	× × ×	× × ×	売上高

× × ×	× × ×	その他の包括利益合計
×××	×××	
× × ×	×××	持分法適用会社に対する持分相当額
× × ×	× × ×	退職給付に係る調整額
× × ×	× × ×	為替換算調整勘定
× × ×	× × ×	線箔へシジ損益
× × ×	× × ×	その他有価証券評価差額金
		その他の包括利益
× × ×	× × ×	中間純小益(又は中間純損失)
当中間連結会計期間 (自 年月日 百 年月日)	前中間連結会計期間 当q (自 年月日 (自 至 年月日) 至	
(単位: 円)		<u>様式第二十三号</u> 【中間連結包括利益計算書】
とい場合には、当該様式	ある場合その他上記の様式によりが な	(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
×××	×××	親会社株主に帰属する中間純利益(又は親会社株主に帰属する中間純損失)
×××	× × ×	非支配株主に帰属する中間純利益(又は非支配株主に帰属する中間純損失)
×××	×××	中間総別益(又は中間総損失)
×××	×××	法人税等合計
×××	×××	法人税等調整額
× × ×	× × ×	法人税、住民税及び事業税
×××	×××	稅金等調整前中間純利益(又は稅金等 調整前中間純損失)
×××	×××	特别損失合計
×××	×××	l
× × ×	× × ×	
× × ×	× × ×	災害による損失
× × ×	× × ×	減損損失
× × ×	× × ×	固定資産売却損
		特別損失

中間包括利益 XXX	× × ×
(内部)	
親会社株主に係る中間包括利益 ×××	× × ×
非支配株主に係る中間包括利益 ×××	× × ×
(記載上の注意)	
連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。	当該樣式

 様式第二十四号

 【中間車結株主資本等変動計算書】

 前中間連結会計期間(自 年

Ы Ш \mathbb{H} 併 Д ${\underline{\boxplus}}$

当州町州水坂町 <<<		当中間期認動網合計 ×××	日の当中間期変動 額 (448)	・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自己株式の処分	親会社体式ご帰属する中間を回路	東除金海当	要株の発行 ×××	当中間期突動網	当期前残高 ×××	金	資本金		
	× × ×	× × ×						× × ×		× × ×		資本基金		
	×××	× × ×				× × ×	$\triangle \times \times \times$			×××	金	利捷 余	株土資本	
	$\triangle \times \times \times$	× × ×			× × ×					$\triangle \times \times \times$		自己株式		
	×××	×××			××	× ×	$\times \times \times \triangle$	×××		×××		株主資本		
	×××	×××	×××							×××	価証券評価差額金	その他有		
	×	×××	×							×××	ジ海科	練酒~シ		
	×××	×××	×							×××	価差額金	その他有 練添ヘシ 土地再評	その他の包	
	×××	×××								×××	価差額金 調整勘定 に係る調整累計額	為替換算	その他の包括「造界計衡	
	×	×××	×							×××	に係る調整累掃機	為替換算 迟晓给付	額	
	×	×××	×							×××	に係る調 包括利益 整累諸額 累計額合 計	よの句の描		
	×××	×××	× ×							×××	, ,,,	権	株式引奏	
	×	×	×							×××		榓	新來了新	
	×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×							×××		地勢	株式引受 新株子約 非支配株 純資産合	(iii
	×	×××	×	× ×	× × ×	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×		×××		#	さ 純資産台	(単位: 円)

当時的形成所 当中間時度数据額 別株との発行 現成をかませる 現代を対して小規模 する中間地度数数 度の当年間期度数数 類 (単位) 目の当年間期度数数据符合計 当年間期度数据符合計

× ×

× ×

×

資本金

資本剰余

中山東

 株主資本
 その他有
 練添へッ

 合計
 価証券評
 ご複益

土地具評価差額金

評 為替城賞 退職給付 その他の 権金 調整線定 に係る調 包括利益 整果線板 果計額合

株式引受 辦株子約

- 1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することがで W W
- 3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会 計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することが
- 4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。 できる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5. 遡及適用及び修正再表示(以下5. において「遡及適用等」という。)を行つた場合には、前中間連 結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適 る影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。 用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対す
- 7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式 に準じて記載すること。

「様式を加える。」

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

				(単位: 円)
	前中間	前中間連結会計期間	計中世	当中間連結会計期間
		年月日		年月日
	HH	年月日)	HH	年月目)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業収入		× × ×		× × ×
原材料又は商品の仕入れこよる支出		$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$		> × × ×
人件費の支出		$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$		> × × ×
その他の営業支出		> × × ×		> × × ×
기 ^{급+}		×××		× × ×
利息及び配当金の受取額		×××		× × ×
利息の支払額		$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$		> × × ×
損害賠償金の支払額				> × × ×
		× × ×		× × ×
法人税等の支払額		$\triangle \times \times \times$		$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××		× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		> × × ×		> × × × ×
有価証券の売却による収入		× × ×		× × ×

××××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高
××××	×××	現金及び現金同等物の期首残高
×××	×××	現金及び現金同等物の増減額(△は減 少)
×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額
×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー
×××	×××	
× × ×	× × ×	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入
> × × ×	> × × ×	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出
\triangleright × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	非支配株主への配当金の支払額
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	配当金の支払額
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	自己株式の取得による支出
× × ×	× × ×	株式の発行による収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times\times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	社債の償還による支出
× × ×	× × ×	社債の発行による収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times\times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	長期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	長期借入がによる収入
$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times\times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	短期借入金の返済による支出
× × ×	× × ×	短期借入れによる収入
		財務活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	投資活動によるキャッシュ・フロー
× × ×	×××	
× × ×	× × ×	貸付金の回収による収入
$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	貸付けによる支出
× × ×	× × ×	連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の売却による収入
> × × ×	> × × ×	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出
× × ×	× × ×	投資有価証券の売却による収入
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	投資有価証券の取得による支出
× × ×	× × ×	有形固定資産の売却による収入
> × × ×	> × × ×	有形固定資産の取得による支出

	ω		2		Н
뺍	•	\mathcal{N}	•	5	•
典	$\overline{}$	1	\neg	\mathcal{L}	\exists
\subset	性	$^{\circ}$	폠	多路	Ī
•	嘭		账	Š	1
	K		(H)	2,	Í
类	Ç		9	7	h

. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

(記載上の注意)

-)支払額」には、第二種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載す
- することができる。)配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に 41息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載
- 4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、
- 当該様式に準じて記載すること。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

					(単位:	:: 円)
	前中間	前中間連結会計期間	期間	当中間	当中間連結会計期間	期間
		年月	Ш	(i)	年月	Ш
	kн	年月	\exists	HH	年月	
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税金等調整前中間納利益(又は税金等調						
整前中間純損失)			× × ×			× × ×
減価償却費			× × ×			× × ×
減損損失			× × ×			× × ×
のれん償却陷			× × ×			× × ×
貸倒引当金の増減額 (△/対蔵少)			× × ×			× × ×
受取利息及び受取配当金		_	\triangleright × ×		_	> × × ×
支払利息			× × ×			× × ×
為替差損益 (△/は益)			× × ×			× × ×
持分法による投資損益 (△は益)			× × ×			× × ×
有形固定資産売却損益(△は益)			× × ×			× × ×
損害賠償損失			× × ×			× × ×
売上債権の増減額(△/⇒増加)			× × ×			× × ×
棚卸資産の増減額(△/⇒増加)			× × ×			× × ×
仕入債務の増減額(△は減少)			× × ×			× × ×
			× × ×			× × ×
小計 —			× × ×			× × ×

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式	非支配株主への配当金の支払額	配当金の支払額	自己株式の取得による支出	株式の発行による収入	社債の償還による支出	社債の発行による収入	長期借入金の返済による支出	長期借入れによる収入	短期借入金の返済による支出	短期借入れてよる収入	財務活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー		貸付金の回収による収入	貸付けによる支出	却による収入	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	投資有価証券の売却による収入	投資有価証券の取得による支出	有形固定資産の売却による収入	有形固定資産の取得による支出	有価証券の売却による収入	有価証券の取得による支出	投資活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー	法人税等の支払額		損害賠償金の支払額	利息の支払額	利息及び配当金の受取額
> × × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	$\triangleright \times \times \times$	× × ×		> × × ×	× × ×	$\triangleright \times \times \times \times$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times}\times\times$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$		×××	$\overset{\triangleright}{\sim}\times\times$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	×××
> × × × ×	\triangleright × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	> × × ×	× × ×	> × × ×	× × ×		×××	×××	× × ×	\triangleright × ×	× × ×		> × × ×	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \overset{\times}{\times}$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$		×××	> × × ×	× × ×	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	$\overset{\triangleright}{\times} \times \times$	× × ×

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	当該様式に準じて記載すること。	5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には	4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。	することができる。	記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載	ること。	2. 「配当金の支払額」には、第二種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載す	いと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。	(記載上の注意) 1.中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせな	現金及び現金司等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の期首残高	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	現金及び現金同等物に係る換算差額	財務活動によるキャッシュ・フロー		の売却こよる収入	の取得による支出 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式
規定の二重傍線を付した		ある場合その他上記の様式によ	「その他」として一括して記載す		財務活動によるキャッシュ・フ	、「投資活動によるキャッシュ	結財務諸表提出会社による配当	りして記載することができる。	ローの状況に関して、利害関係	×××	×××	×××	×××	×××	×××	××××	
に標記部分を除く全体に		りがたい場合には、	っることができる。		ロー」の区分に記載	・フロー」の区分に	金の支払額を記載す		(者の判断を誤らせな	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
に付した傍線は注記である。																	

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第十一 条 財 務 諸 表等 の監 査 証 明 に 関 分する内 閣 府 令 昭 和三十二年大蔵省令第十二号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

次 \mathcal{O} 表に ょ ŋ 改 正 前 欄 に 撂 げ うる規定の の傍線を付 L 又 は 破 線 で囲 λ だ部に 分をこれ に順 次対 応する改 正 後

欄に 掲げる 規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 文は 破 級線で囲 ん だ部分のように改め、 改 正 前欄 及び 改正後欄に 対 応 L て 掲 げ

る対象規定 は、 その 標記 記部分が一 同 0) ŧ のは当該対象規定を改正後欄に掲げるもの 0 ように改め、 そ \mathcal{O} 標

記 部 分が異なるも のは 改正 一前欄 に 掲 げげ る対象規定を改正 後欄 に掲げ る対 象規定とし て移動 改正前間 欄 に

掲げ る対象規定で改正 後欄にこれに対応するもの を掲げてい ない ŧ \mathcal{O} は、 これを削る。

改正後

、 (監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲 |

第 五. 大蔵省令第二十八号。 財 等規則第 諸表等規則」という。)第八条の十七第一項第十一号 法に関する規則 るものは、 一条の十二第一 という。 条 て準用する場合を含む。 務諸表の用語、 金融 百二 次に掲げる書類 商 第百九十三条の二第一 品 頭別法 項第十二号 十八条において準用する場合を含む。 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 様式及び作成方法に関する規則 以 下 (昭和二十三年 「連結財務諸 (連結財務諸 (財務諸表等 に掲げる事項の注記を除く。 項に規定する内閣府令で定め 法律第二十五号。 表規則」 の用語、 表規則第二百十四条にお という。 様式及び作成方 (昭和五十一年 以下 (財務諸 及び連結 以 下)とす 「財務 第十 法 表 第

一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)又は財務出される届出書に含まれる財務諸表(財務諸表等規則第一条第以下この条及び第四条第六項において同じ。)の規定により提法第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。

る

改正前

(監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲

」という。 間財 二年大蔵省令第三十八号。 作成方法に関する規則 含む。)に掲げる事項の注記を除く。)とする 財務諸表規則」 に関する規則 第二十八号。 \mathcal{O} る書類は、 用語、 「財務諸表等規則」という。 条 第一項第十二号 第五条の十において準用する場合を含む。 務諸 金融商品取引法 様式及び作成方法に関する規則 表等の用語 次の各号に掲げるもの 以下 第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定め (平成十 という。 「連結財務諸表規則」 (中間連 様式及び作成方法に関する規 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 (昭和二十三年法律第二十五号。 年大蔵省令第二十四号 以 下 注結財 第十七条の四において準用する場合を 務諸 第八条の十七第 「中間財務諸表等規則」という。 (財務諸表等の用語) 表の用語 という。 (昭和五十一年大蔵省令)及び連結財務諸 様式及び 一項第十一号 以下 第十五条の十 則 「中間連結 昭 様式及び 以下 作 :成方法 和 五十

一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人(以下出される届出書に含まれる財務諸表(財務諸表等規則第一条第以下この条及び第四条第六項において同じ。)の規定により提一、法第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。

書類 届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のもの 条及び第四条第六項において同じ。 らの規定を同条第五項において準用する場合を含む。 以下この号において「書類」という。)のうち、 業年度又は特定期間 ては最近特定期間 業年度及びその直前事業年度、 において同じ。 提出する財務書類をいう。 (法第五条第一 法第五条第一 及びその直 項に規定する特定期間をいう。 及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類 務諸 前 表等規則 項又は第二十四条第一項若しくは第三項 項に規定する特定有価証 特定期間に係るもの 以外の有価証券に係るものにあつては最近 (法第二十四条第五項において準用する同 (以下この条において「事業年度等」とい 第三 百二 以下同じ。 特定有価証券に係るものにあ 八条の規定により外国会社 以下この号において同じ。 (届出書に含まれる最近事)のうち、 の規定により提出された 券をいう。 従前において 特定有価 以下この 以下この これ 証 が

れる第 項又は第一 する第 種 法第五条第一 中 報告書に含まれ 間 種 種 財 十四条の五 中間財 務 間財務諸表のうち、 諸 項の規定により提出される届出書に含まれる第 表 務諸表をいう。 、財務諸表等 た第 第 項の 種 中 規定により提出された届出 規 間 従前において、 以下同じ。 則 第 財 務諸 条第 表と同 項第 (届出書に含ま 法第五条第 0 内容の 一号に規定

> 年度、 間をいう。 する特定有価証券をいう。 二十四条第一項若しくは第三項 年度等に係る財務諸表又は財務書類 下この条において「事業年度等」という。)及びその直 に係るもの 二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定 有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直 第百三十一条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう 書に含まれた書類と同 おいて準用する場合を含む。 類」という。 て同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証 以下同じ。)のうち、特定有価証券 以下この条において同じ。 指定法 特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間 以下この号において同じ。)及びその直 (届出書に含まれる最近事業年度又は特定)のうち、 「いう。 <u>ー</u>の 従前において、 が 以下この号において同じ。 内容のものを除く。 提出)又は財務書類 以下この条及び第四条第六項に する財務諸表以 (これらの規定を同条第五 (以下この号において (法第五条第一項に規 法第五条第 (財務諸表等規則 外 0 . 前 ŧ 一項又は)以外の 期間 特定 Ō 券報 前 前 を (法第 頃に 事業 いう 议

う。 半期財 務諸 諸 関 表 する規則 法第五条第一 表等規則 のうち指定法人が提出する四半期財務諸表以外 以下この条において同じ。 務諸表 (平成十九年内閣府令第六十三号 (四半期 項の規定により提出される届出書に含まれる四 崩 務諸 第 表等 条第 の用語、 (届出書に含まれる四 項に規定する四半期財 様式及び作 以下 のものを 「四半期財 成方法に

のを除く。)

する第一 含まれた第二種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。) 合を含む。 項又は第一 れる第 種中間財務諸表 て同じ。 法第五条第一 一種中間 種中 一十四条の五第一 第五号、 間財 の規定により提出された届出書又は半期報告書に 項 財務諸表のうち、 務諸表をいう。 の規定により提出される届出書に含まれる第 第九号及び第十号を除き、 (財務諸表等規則第一条第一 項 (同条第三項において準用する場 従前において、 以下同じ。) 以下この条にお 項第三号に規定 (届出書に含ま 法第五条第一

> 半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間を 行う会社 務諸表と同一の内容のものを除く。) 示府令」という。 示に関する内閣府令 定により提出された届出書又は四半期報告書 一・四半期報告書」という。)を除く。 、 う。 半期報告書のうち当該事業年度の最初の四半期会計期間 ĺ٧ 兀 . て 準 の七第一項若しくは第二項 表のうち、 以下同じ。 用する場合を含む。 (以 下 従前において、 「特定事業会社」という。 の 翌 四 第十七条の十五第二項各号に掲げる事業を (昭和四十八年大蔵省令第五号。 半期会計期間に係るもの 以下この条にお 法第五条第一 (これらの規定を同条第三項に に含まれた四半期財 項又は により提出された V` (企業内容等の開 て同じ。 第二十 (以下 以下 の規 ·四 条 河

三 いう。 期報告書に含まれた中間財務諸表と同 財 間財務諸表 じ。)の規定により提出された届出書 条第三項において準用する場合を含む。 の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項 務諸表のうち、 業会社により提出された第二・ 務諸 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中 以下この条において同じ。) 表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外 (中間財務諸表等規則第 従前において、 四半期報告書に限る。 法第五条第一項、 (届出書に含まれる中間財 条第 の内容のものを除く。 四半期報告書 以下この条において同 項に規定する中間 法第二十四条 のも (特定事 又は半

兀 証 第 務諸表のうち、 連 結財務諸 話財務諸表をいう。 券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除 法第五条第一 項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は 表 (連: 従前において、 項 結財務諸表規則第 の規定により 以下同じ。) 法第五条第一項又は第二十四 提出される届出書に含まれる連 一条第 (届出書に含まれる連 一項第 一号に規定する 有 結 価 財

兀

五. 表と同 された届出書又は半期報告書に含まれた第 出書に含まれる第 に規定する第 法第五条第一 法第五条第一 中間連 0 内容のものを除く。 結 財務諸表 項又は第 項 種 の規定により提出される届出書に含まれ 中 種中間連結財務諸表のうち、 間 連結財 (連結財 十四四 務 · 条の 務諸 諸表をいう。 五第 表規則第 項 種中間連結財 以下同じ。 の規定により 一条第 従前にお 一項第一 提出 る第 務 1 二号 (届 て

出 に規定する第 [書に含まれる第] 種中間 法第五条第 連 結 財 一種中間連結財 項又は第二十四 務諸 項 の規定により 種中間連結財 表 (連結財 務諸表をいう。 |条の 務諸 提出される届出書に含まれ 務諸表のうち、 五第一 表規則第 項 以下同じ。 の規定により 一条第 従前にお 一項第三号 提出 る第 1 (届 て

六

若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証 のうち、 以下この条において同じ。 表 結 加財務諸 公のうち 法第五 書に含まれた連結財務諸表と同 従前において、 条第一 指定法人が提出する連結財務諸表以外 表 (開 項の規定により提出される届出書に含ま 示府令第 法第五条第一項又は第二十四条第 一条第二十一号に規定する連 (届出書に含まれる連結財務諸 の内容のものを除く。 ·のものをいう。 結財務 いれる連 項

五. 条第一 半期連 諸 半期連結財務諸表規則」 半期連結財務諸表 により提出された届出書又は四半期報告書 に含まれる四半期連結財 方法に関 提 表以外のものをいう。 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四 出 項又は第二十四 された第二・ 結財務諸表のうち する規則 (四半期連結財務諸表の用語、 (平成十九 四半期報告書を除く。 「 条 の という。 務諸表のうち、 以下この条において同じ。 兀 指定法人が提出する四半期連結財務 年内閣府令第六十四号。 0 七 第 第 項若しくは第二 一条第 従前において、 (特定事業会社によ に含まれた四半 項に規定する四 様式及び作成 項 以下 (届出 法第五 の規定 四

六 る中 諸 間連結財 連 に含まれ 表以外 法第五 一結財務諸表と同一の内容のものを除く。 間 連 条第一 る中 結財務諸表のうち 務諸表 0 ものをいう。 間 項の規定により提出される届出書に含まれる中 連 (中間連結財 結財 、務諸表のうち、 以 下この条にお 務諸 指定法人が提出する中 表規則第 従前に いて同じ。 条第 おお 項に規定す 間 連結財務 (届出書 第五

表と同一の内容のものを除く。)された届出書又は半期報告書に含まれた第二種中間連結財務。

[七・八 略]

内容のものを除く。)

中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定に中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定に上含まれる第一種中間財務諸表(半期報告書に含まれる第一種

[号を削る。]

諸表と同一の内容のものを除く。) 「種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項 「種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項 「種中間連結財務諸表」のうち、従前において、法第五条第一項 「大学工・四条の五第一項の規定により提出される半期報告書

> 第一 ものを除く。) 兀)又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同 (特定事業会社により 条の五第一項の規定により提出された届出書 項 第二十四条の 兀 提出された第二・ 一の七 第一 項若しくは 四半期報告書に限る。 第二項又は第二十 四半期報告書 一の内容

[七・八 同上]

九法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第期報告書を除く。)に含まれる四半期財務諸表(四半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四半

一の内容のものを除く。) での内容のものを除く。) に含まれる中間財務諸表と同一の規定により提出された届出書に含まれた中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された第二・四半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四半の内容のものを除く。)

法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた四半報告書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、半期報告書を除く。)に含まれる四半期連結財務諸表(四半期半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四十二 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出十二

[号を削る。]

[号を削る。

の内容のものを除く。) で、大切の内容のものを除く。) で、大切提出された届出書に含まれた第二種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定 書に含まれる第二種中間財務諸表(半期報告書に含まれる第二十一 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告

務諸表と同一の内容のものを除く。)
第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一書に含まれる第二種中間連結財務諸表(半期報告書に含まれる

の規定を第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項にお十三 法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項(これら

||連結財務諸表||と同一の内容のものを除く。)

九十三条又は第九十四条の規定による連結財務諸表係るものをいう。)に限る。)に含まれる連結財務諸表規則第四半期報告書(第一・四半期報告書(最初の四半期会計期間に一の二 法第二十四条の四の七第一項の規定により提出される

財務諸表と同一の内容のものを除く。)

「大切の規定により提出された届出書に含まれた中間連結告書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第半期報告書に限る。)に含まれる中間連結財務諸表(四半期報半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四される四半期報告書(特定事業会社により提出された第二・四法第二項の規定により提出

。) お第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告 法第二十四条の五第一項の規定により提出さ 書に含まれる中間財務諸表(半期報告書に含まれる中間財務諸 (半期報告書に含まれる中間財務諸

のものを除く。) おり のものを除く。) おり と のものを除く。)

十 五 \mathcal{O} 規定を第一 法第七条第一項、 一十四条の 第九条第一 第 項 第一 項又は第十条第一 一十四条の 兀 0 項 Ł 第四項及 (これら

書又は訂正報告書による訂正後の前各号に掲げる書類いて準用する場合を含む。)の規定により提出される訂正届出

十四四 兀 はこれらに相当する書類 半期報告書に含まれる第一号から第十二号までに掲げる書類又 1 \mathcal{O} 準 ŋ て準用する法第二十四条の五第一項の規定により提出される 規定により提出される有価証 -用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。 、提出される届出書、 条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条におい 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定によ 法第二十七条において準用する法第二十 |券報告書及び法第二十七条にお

出書又は訂正報告書による訂正後の前号に掲げる書類

一項又は第十条第一項(これらの規定を法第二十七条において

一項又は第十条第一項(これらの規定を法第二十七条において

出書又は訂正報告書による訂正後の前号に掲げる書類

一項又は第十条第一項(これらの規定を法第二十七条において

定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。)の規

号の書類を訂正する書類

兀 り提出される届出書、 規定を法第二十七条において準用する法第二十四条の四 準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。 又はこれらに相当する書類 る半期報告書に含まれる第一号から第十四号までに定める書 第三項において準用する場合を含む。 四半期報告書及び法第二十七条において準用する法第二 三項において準用する場合を含む。)の規定により提出される て準用する法第二十四条の四の七第一 0) 五第一項 規定により提出される有価証券報告書 条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条におい 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定によ (法第二十七条において準用する法第二十四条の五 法第二十七条において準用する法第二十 項又は第二項)の規定により提出され 法第二十七条にお (これらの 一十四条]の七第

場合を含む 法第二十七条において準用する法第二十四条の 条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する 七条において準用する法第二十四条の二第 において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第1 (法第二十七条において準用する法第二十四条の二第 法第二十七条において準用する法第七条第一項 法第二 一十七条において準用する法第九条第 一項 兀 法第二十七条 0 七第四項及 (法第二十 項

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第

平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類 提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。 を除く。 財 る場合には、 法第百九十三条の二第一 等規則第 大蔵省令第五号。 条の三 務局長等 又は特定有価証券の内容等の開 条第 第一条各号に規定する書類を提出する会社 (企業内容等 当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき 以下 項に規定する指定法人を含む。 「開示府令」という。 項第三号に規定する承認を受けようとす \mathcal{O} 開 示に 関する内閣府令 示に関する内閣府令 第二十条 第五条におい 以下同じ。 (昭和四 (財務諸表 (第三項 一十八年 が 7

第二条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士(公認会)(公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係)

同じ。

に提出しなければならない。

される訂 0 条の二第一項、 る法第十条第 いて準用する場合を含む。 び法第二十 五第五項において準用する場合を含む。 の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条 正届出書又は訂正報告書において 七条に 法第二十七条において準用する法第二十四条の 項 お (法第二十七条において準用する法第二十四 準 用する法第二 又は法第二十七条において準用す 十四四 ¹条の 前号の書類を訂 の規定により提出 五. 第五 項 にお

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第 を除く。 を含む。 同 提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。 平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類を を当該書類を提出すべき財務局長等 する承認を受けようとする場合には、 一条の三 U°. に提出しなければならない。)又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 以下同じ。 第一条各号に規定する書類を提出する会社)が法第百九十三条の二第一項第三号に規定 (開示府令第二十条 当該書類に係る承認申請書 第五条にお (指定法人 (第三項 いて

第二条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士(公認会)(公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係)

条の一 財務諸表等 する場合における関係とする。 計 合に限る。 -間連結財務諸 同じ。 士法第十六条の二第五項に規定する外国 第 に係る内閣府令で定めるものは、 項 (連 0 結財務諸表 監査証明 表をいう。 (以 下 次項において同じ。 第 ただし、 「監査証明」という。)に関する 一種中間連結財務諸表又は第 第六号については、 公認会計士を含む。 次のいずれかに該当 の法第百九十三 連 二種 結 以

二 <u>~</u> 五. 略

被監査会社等 関連会社 する非連結子会社をいう。 規定する持分法が適用される非連結子会社 当する会社をいう。 子会社をい 十号の四に規定する外国会社をいう。 項 連結子会社 公認会計士若しくはその 第 又は持分法適用会社 号リにおいて同じ。 .同条第七号に規定する関連会社をいう。 が外国会社である場合にあ (連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連 被監査会社等が外国会社 次項及び第四条第一項第一号リにおい 同 配偶者又は (連結財務諸 項 である場合にあつてはこれ 第一号リにおい 以下この号及び第四 補助者が、 表規則 つてはこれらに相当す (開示府令第一 (同条第六号に規定 て同じ。 第 被監査· 条第八号に をい 条第二)又は 会社 に相 条第 て同

> る連結財政 連結財務諸表規則第 財務諸表等 下 計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 する場合における関係とする。 **沁則第一** \hat{O} 一同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、)をいう。 監 查証明 下 条第 同じ 務諸表をいう。 (連結財務諸表 (以下 次項において同じ。 項に規定する四半期連結財務諸表を 又は四半期連 条第 「監査証明」という。)に関する場合に限 以下同じ。 (開示府令第一条第二十 項に規定する中間連結財 ただし、 結財務諸表 の法第百九十三条の二第 第六号につい 中間連結財 回 次のいずれかに該当 半 期 務諸表 「いう。 連 一号に規定す 結財 務諸 ては、 以下 務諸 表を 以

二 5 五 同 上

項

号に規定する連結子会社をいい、 諸 0 期 則 あ の号及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。)である場合に 示 れ 一号リにおいて同じ。 る非 連 第 つてはこれに相当する会社をいう。 府令第一条第二十号の 表規則第二条第三号又 連結子会社 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、 結財 一条第八号 連結子会社 務諸表規則第一 (連結財務諸表規則 中 連 蕳 連 結 一条第十一 又は持分法適用会社 財 結財務諸 四に規定する外国会社をいう。 は四半期連結財務諸表規則第 務諸 表規則第 号に規定する持分法が適用さ 被監査会社等が外国会社 第一 表規則第 次項及び第四条第一 一条第四 一条第六号 一条第七 号 (連結財務諸 被監査会社等 中 号又は四半 間 連 以下こ 間 結 項第 財務 表規

まで 二十四条第一 会計士法施行令第七条第 る会社をいう。 (補助者にあつては、 項第一号若しくは第二号若しくは第 次項において同じ。 同号を除く。 項第一号若しくは第四号から第七)との間に公認会計 に規定する関係を有 三項又は 士 公認 第

する場合

2

略

(監査証 明 0 手

第三条 務諸表 ľ, 以下同じ。 的 計 た施し 記録 という。 第一 作成に代えて電 士又は監査法 一種中間 た公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書 の作成がされている場合における当該電 財務諸表、 (以 下 (法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。 の監査 により、 財務諸 第 人が作成する監査報告書 財務書類又は連結財務諸表 磁的記録の 表等の 種 証 明は、 中間財務諸表等」 第 監査 種中 作 財務諸表等の監査を実施した公認会 成がされ 間 (以 下 財 務諸 「中間監査」 という。 表又は第 ている場合における当該 (その作成に代えて電磁 (以 下 磁的記録を含む。 の監査 という。 種中間 「財務諸表等 証明は 連結財 以下同 を

> 同じ。 う。 者にあつては、 等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社 第九号に規定する非連結子会社をいう。 行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで 二条第十号に規定する関連会社をいう。 同上 結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第 第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施 次項において同じ。)との間に公認会計士法第二十四条第 表規 又は関連会社 則第 同号を除く。 一条第五 (連 号又は四 結財 に規定する関係を有する場合 務 諸 半期連 表規則)をいい、 同 結財 項 第 第 務 諸 一号リに **%第七号** 表規 被監査会社 則 お (補 間

2

(監査証 明 の手 続

第三条 表をい を含む。 証 は えて電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう た公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書 務諸表等」という。 中間連 第 明 以下同じ。 は 一条第 . う。 財 7務諸表 以下同じ。 結財務諸表 中 以下. 間 項に規定する中間財務諸表をいう。 財 の作成がされている場合における当 務諸 同じ。 (財務諸表等規則第)の監査証明は、 表等の監査 (以 下 により、 財務書類又は連結財務諸表 「中間財務諸表等」 中間財務諸表 以 下 条第 財務諸表等の監査を実施 「中間監査」という。 項に規定する財務諸 中 という。 間 以下同じ。 (その作成に代 財 該 務 電 (以下 磁的 諸 の監 表等規 記 又 を

う。 より行うものとする。 されている場合における当該電磁的記録を含む。 する期中 は 電磁的記録を含む。 ビ 第 ユー 0 種中間連結財務諸表 監査 という。 ピ 証 明は、 報告書 以下同じ。 を実施した公認会計士又は監査法人が作成 第 (その作成に代えて電磁的記録の 種中 (以 下 間 財務諸 により、 第一 種 表等 中間財務諸表等」とい 第 の監査 種中 以下同じ。 間 (以 下 財 務 作成が 諸 期中 しに 表又

2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び期中レビュー2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び期中レビュー

て作成されなければならない。
つて実施された監査、中間監査又は期中レビューの結果に基づいは、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従3 第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書

4 関 項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に 関する基準 する基準 金融庁組 は、 織令 該当するものとする。 前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査 (平成十年政令第三百 九十二号) ただし、 第五号に掲げる基 第二十四 [条第一

> ľ, 等 実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書 が作成する四半期レビュ 0 四半期レビュー」 期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう 電磁的記録を含む。 \mathcal{O} 作成がされている場合における当該電磁的記録を含む 作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該 以下同じ。 という。 により行うものとする。 の監査証明は、 又は四半期連結財務諸表 という。 以下同じ。] -報告書 を実施した公認会計士又は監査 四半期財務諸表等の により、 (その作成に代えて電磁的 (以下 四半期 「四半期財務諸 崩 監査 務 諸 (以下 記 法 下

行われているものでなければならない。

平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)が、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(、中成者に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー

2

4 [同上]

準は、次項の規定により適用される場合に限る。

[一~三 略]

四 期中レビュー基準

Ŧī.

略

5 [略]

(監査報告書等の記載事項)

第四 書が る業務執行 指 規 証 定 執行社員」 者 お 者 1が作成 定社員 証明 う。 定する特定証 明をいう。 0 項を簡潔明 報告書には、 条 **完監査法** て、 ほ 前条第 + か、 (公認会計士法第三十四 又は当 0 \mathcal{O} (同法 とい 人の 当 該 年月日を付して署名し 五. 社 監 員 第 該 瞭 |該特定 . う。 派に記載 明をいう。 又は特定証明 が 第三十四条の 監査証明に係る業務を執行した社員 作 查報告書、 次の各号に掲げる区分に応じ、 項 一項に規定する指定有限 作成 成するものであるときは、 の監査報告書、 が、 0 証明に係る指定有限責任 Ļ 年 署名しなけ 中 月 カゝ **十**の であるときは、 間監査報告書又は期中レビ つ、 日を付して署名しなけ (同 |条の 法第三十 兀 なければならない。 中 公認会計 第二項に規 + 間 · の 四 ればならない。 監 責任社員をいう。 査 兀 第二項に規定する指 士又は監査法人の 報告書又は期 当該指定証明に係 当該監査法人の 条の十の 社員 当該各号に定める 定する指定 ればなら (同法第三十 (以 下 この 五第二項 ただし、 中レ ユ 場合に 社 「業務 であ 代表 代表 報告 な 員 ビ 指 る 12 定 ユ

~三 同上]

四 四半期レビュー基準

5 [同上]

五.

同

上

、監査報告書等の記載事項

第

指定 四 業務執行 る事 三十四条の 員をいう。 項に規定する特定証明をいう。 である業務執行社員が 係る指定社員 代表者の 報告書が 表者が作 におい 指 1 条 定証 報告 証 項を簡潔明 て、 明 前 条第一 をいう。 :社員」 監査法人の作成するものであるときは、 明 ほ 成 書には、 か、 当該監査報告書、 + の年月日を付して署名しなければなら (公認会計士法第三十四条の十の四 又は当該特定証明に係る指定有限責任社員 \dot{O} (同法第三十四条の 五第 という。 当該監査証明に係る業務を執行した社員 瞭に記載し、 項 次の各号に掲げる区分に応じ、 の監査報告書、 又は特定証明 二項 作 成 、に規定する指定有限責任社員 が、 の年月日を付して署名しなけ かつ、 中間監査報告書又は 署名しなければならな であるときは、 中 十の四第二項に規定する指定社 同 公認会計士又は監査法 間監査報告書又は 法第三十 |第 应 1条の十 かない。 当該各号に定 当 当 匹 二項に規定する |該監 |該指定証 半期レビ をいう。 兀 この場合 れば 査法 Ď 半 (同法: (以 下 ただし 人の代 五. 期 人の ユー 開に 第一 ビ

監査報告書 次に掲げる事項

イ [略]

ロ イ(2)の意見の根

[ハ〜ヌ 略]

中間監査報告書 次に掲げる事項

る次に掲げる事項・中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関す

(2)(1)いう。 に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 諸表等の範囲 結財務諸表の場合には、 第 魺 中間監査の対象となつた第二 当該意見に係る中間監査の対象となつた第二種中 第 種中間財務諸表等に係る中間会計期間 条の二第二号イ①に規定する中間連結会計期間 下同じ。 第十二項第一号及び第二号に 中間連結会計期間 種中間財務諸表等が、 (連結財務諸 (第二種中間 間財 お 当該 いて 般 連

ロ イ(2)の意見の根拠

の意見

状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて

同じ。

の財政状態、

経営成績及びキャッシュ・フロー

0

二十三条において準用する場合を含む。)の規定による注記へ財務諸表等規則第二百三十六条(連結財務諸表規則第二百

ニート 略

に係る事項

| [同上]

イ [同上]

ロ イ2に掲げる意見の根拠

[ハ〜ヌ 同上]

二[同上]

イ [同上]

の範囲の範囲を変えるの対象となった中間財務諸表等の

(2)当該中間財務諸表等に係る中間会計期間 下同じ。)の財政状態、 表の場合には、 妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、 ての意見 の状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについ 第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、 中間連結会計期間 経営成績及びキャッシュ・フロ (中間連結財務諸表規則 (中間連 一般に公正 結財務諸 。 。 以

イ②に掲げる意見の根拠

口

る注記に係る事項 第十七条の十四において準用する場合を含む。)の規定によい 中間財務諸表等規則第五条の十八(中間連結財務諸表規則

同上

三 期中 ビ 報告書 次に掲げる事 項

イ 期中レビューを実施 した公認会計士又は監査法人の結論

関する次に掲げる事項

(1)務諸 当該結論に係る期中レ 表等 の範囲 ビュー 0 対象となつた第 種 中間

(2)営成績及びキャッシュ・ ないと信じさせる事項が全ての重要な点において認めら 各号及び第十八項第四号において同じ。 【連結財務諸表の場合には、 該 般に公正妥当と認められる企業会計 期中レビューの対象となつた第 第 種 中間財務諸表等に係る中間会計期間 フロ 中間連結会計期間。 ーの状況を適正に表示してい 種 中間財政 の基準に準拠して の財政状態、 務諸 第一 表等が、 第十七項 種中

(2)の結 論 0) 根

なかつたかどうかについての結論

条におい 財務諸表等規則第百四十九条 て準用する場合を含む。 (連結財務諸表規則第百二十 の規定による注記に係

ホ

項

略

略

期 中 レ ビュー を実施した公認会計士又は監査法人の責任

> 三 四半 期レビ ユ | -報告書 次に掲げる事

イ に関する次に掲げる事項 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論

(1)務諸表等の範囲 当該結論に係る四半期レビ コーの 対象となつた四半期

(2)状態、 準 般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に 認められなかつたかどうかについての結論 示していないと信じさせる事項が全ての重要な点にお する四半期連結累計期間をいう。 連結財務諸表の場合には、 に規定する四半期累計期間 五号に規定する四 (四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号 ・拠して、 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸 経営成績及びキャッシュ・フロ 当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間 半期連 結会計期間及び同条第七号に規定 四半期連結会計期間等 をいう。 以下] 以下同じ。 一同じ。 の状況を適正に表 表等)の財政 (同条第 (四半期 が、

口 イ2に掲げる結論の 根拠

注記に係る事項 則 第二十七条において準用する場合を含む。 四半期財務諸表等規則第二十一条 (四半期連結財務諸表規 の規定による

ホ 同 Ŀ

四半期レビュー を実施した公認会計士又は監査法人の責任

1 同上

2 当するものをいう。 比 査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、 規 する修正国際基準をいう。 書に含まれる指定国際会計基準 より有価証 に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載 に規定する指定国際会計基準をいう。 校情報 号に定める事項に、 別第三百十六条に規定する米国式連 作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表 若しくは修 法第五条第一 (連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相 券の発行者 正 項又は第二十四条第一項若しくは第三項 国際基準 当該連結財 に関する事項を記載する場合には、 が初めて提出する届出書又は有価証 (連結財務諸表規則第三百十四条に規定 以下この条において同じ。 (連結財務諸表規則第三百 務諸表又は米国式連結財 以下この条において同 結財務諸表をいう。 (連結財)に準拠 0 前項第 規定に 務諸 務諸 + 券報 の監 一条 表 告 表

じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。3 第一項第一号イ20の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応

するものとする。

[一~三 略]

するものとする。 4 第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載

一・二 略]

ある場合には、次のイ又はロに掲げる事項三 第一項第一号イ②の意見が前項第二号に掲げる意見の区分で

イ・ロ 略

2 第九 修正 連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載する ものをいう。) 報 若しくは修正国際基準 規定する指定国際会計基準をいう。 書に含まれる指定国際会計基準 定める事項に、 施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、 成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表 より有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証 とする。 法 (連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当する 十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。 国際基準をいう。 第五条第一 に関する事項を記載する場合には 項又は第二十四条第一 当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る 以下この条において同じ。 (連結財務諸表規則第九十四条に規定する (連結財務諸表規則 以下この条において同じ。 項若しくは第三項 (連結財務諸表規則) に準拠して作 第九 前 の監査を実 項第一号に の規定 十三条に 比較情 券報告

分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。 第一項第一号イ⑵に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区

□〜三 同上]

て記載するものとする。4 第一項第一号口に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項につい

[一・二 同上]

区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項三 第一項第一号イ②に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の

イ・ロ 同上]

兀 ある場合には、 項 第一 号 監査 1 (2)の対象となつた財務諸表等が不適正である \mathcal{O} 意見が 前 項 第三号に掲げる意見の 区 一分で

由

5 判 る 認会計士又は監 記 第一 載するものとする。 断した事項をいう。 査及び会計 財務諸表等の 項第一 号ニの監査上の の専門家として当該監査に 査法 監査の過程で、 人が、 以下同じ。 当該監査の対象となつた事業年度に係 主要な検討事項 監査役等と協議した事項のうち、 は、 次に掲げる事項について おいて特に重要であると (監査を実施した公

[一~四略]

6

報に関する事項 び により提出される訂 す 告書並びに証 十七条におい に 報告書の る情報に関する事 項 て準用する場合を含む。 第 第 証 項若しくは第十条第 の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び監査 これ -項第1 一券情報、 項 第一 うち らの 一号にお 号ホ 券情報、 て準用する場合を含む。 以外の 規定を法第二十七条におい 財 組 のその 務諸 織 いて同じ。 正届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並 再 項 以外の 記載内容、 編 組織再編成に関する情報その他これらに類 表等及び 他 成に関する情報その他これらに類する情 第十項 項 0 記載内容 記載内容、 (これらの規定を法第二十七条にお 監査 法第二十四 第一号において同じ。 \mathcal{O} 報告 規定により提出される有価 第十項第一号におい (法第五 書以外の 法第七条第一 て準用する場合を含む 条第 条第一項 記載内容又は 項若しくは第 項、 (法第二 第九条 て同じ 0 規定 報 証

> 兀 区 である理 分である場合には、 第一 項 第一 号 イ(2)に 掲げ 監査の対象となつた財務諸表等が つる意見が が前 項第三号に 掲 /げる意見 不 適

5

うち、 度に係る財務諸 あると判 L いて記載するものとする。 た公認会計士又は監査法人が 第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事 監査及び会計の 断した事項をいう。 表等の監査の過程で、 専門家として当該監査において特に重要で 以下同じ。 当該監査の対象となつた事業年 監査役等と協議した事 は、 次に掲げる事 項 (監査を実 項

[一~四 同上]

6 を含む。 らに 有価 する情報に関する事項以外の 告書並びに証券情報、 条において準用する場合を含む。 第九条第一項若しくは第十条第一 監査報告書並びに証券情報、 くは第三項 \mathcal{O} て同じ。 法第二十七条において準用する場合を含む。 規定により提出される訂正届出書のうち財務諸表等及び監査報 第一項第一号ホに掲げるその他の記載内容 証 類する情報に関する事項以外の記載内容、 券報告書のうち)の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び 第十項第二号において同じ。 (これらの 組織再 射 規定を法第二十七条において準用する場合 、務諸表等及び監査報告書以外 記載内容、 編 組織再編成に関する情報その他これ 成に関する情報その他 項 第十項第 (これらの規定を法第二十七 の規定により提出され 法第二十四条第 一号において同じ。 第十項第一号に (法第五条第 法第七条第 Ò これらに類 記 項若 項 お

次に掲げる事項について記載するものとする。記載内容をいう。以下この項において同じ。)に関する事項は、り提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定によむ。第十項第二号において同じ。)において読み替えて準用する場合を含第二十四条の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含

[一~五略]

断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認7 第一項第一号への追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事

がる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする8 第一項第一号トの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲

経営者の責任 次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

。)に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること)に規定する継続企業の前提をいう。以下この条において同務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。継続企業の前提(財務諸表等規則第八条の二十七(連結財

項は、次に掲げる事項について記載するものとする。合を含む。第十項第二号において同じ。)に関する事により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。)において読み替えて準又は法第二十四条の二第一項(法第二十七条において準用する場

[一〜五 同上]

7 第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な。

とする。 号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するもの8 第一項第一号トに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各

一 [同上]

[イ・ロ 同上]

。) に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること) に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。外継続企業の前提(財務諸表等規則第八条の二十七(連結財

一同上

略

任は、次に掲げる事項について記載するものとする。9 第一項第一号チの監査を実施した公認会計士又は監査法人の責

[一~九 略]

[10 · 11 略]

じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。12 第一項第二号イ20の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応

係る中間会計期間の財政状態、 れる企業会計 種中間財務諸 ヤ 間 正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 財 第 除外事項を付した限定付意見 ッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨 中 、務諸表等に係る中間会計期間の財 間監査の対象となつた第二 |種中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 の基準に準拠して、 表等が、 除外事項を除き一般に公正妥当と認めら 種中間財務諸表等が、 経営成績及びキャッシュ・フロ 当該第二種中間財務諸表等に 中間監査の対象となつた第二 政状態、 経営成績及びキ 当該第一 般に公 二種中

報を表示していない旨 見 中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が有用な情ニ 第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意

0

状況に関する有用な情報を表示している旨

するものとする。13 第一項第二号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載

一·二 略]

三 第一項第二号イ20の意見が前項第二号に掲げる意見の区分で

人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。9 第一項第一号チに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査

[一~九 同上]

10 • 11 同上

分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。12 第一項第二号イ⑵に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区

表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュられる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認め中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 中間

フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

いない旨間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示して三中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見中

て記載するものとする。13 第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項に

·二 同上]

三 第一項第二号イ②に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の

ある場合には、次のイ又は口に掲げる事項

前項第二号に掲げる意見とした理由種中間財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえてイー除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた第二

口「略」

が有用な情報を表示していない理由ある場合には、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等四 第一項第二号イ20の意見が前項第三号に掲げる意見の区分で

と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した象一項第二号二の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事

げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする15 第一項第二号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲

経営者の責任 次に掲げる事項

イ 第二種中間財務諸表等を作成する責任があること。

区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

二号に掲げる意見とした理由 財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第イ 除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた中間

[同上]

口

が有用な情報を表示していない理由 区分である場合には、中間監査の対象となつた中間財務諸表等四 第一項第二号イ②に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の

とする。 号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するもの12 第一項第二号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各

一 [同上]

イ 中間財務諸表等を作成する責任があること。

を整備及び運用する責任があること。
中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制

む。)に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号におい中間財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含継続企業の前提(中間財務諸表等規則第五条の十八(連結

の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。16 第一項第二号への中間監査を実施した公認会計士又は監査法人

あること。 立場から第二種中間財務諸表等に対する意見を表明することに一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の

三「略」

に経営者によつて行われた見積りの評価も含め第二種中間財務四 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び

[五~八 略]

諸

表等の表示を検討していること。

じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。17 第一項第三号イ2回結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応

して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠一 無限定の結論 期中レビューの対象となつた第一種中間財務

て同じ。)に関する評価を行い必要な開示を行う責任がある

こと。

一[同上]

16

立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあるこ一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監

三[同上]

の表示を検討していること。に経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等四 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び

[五~八 同上]

分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。17 第一項第三号イ②に掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区

基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成一無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸

かつた旨いないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められない、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示して

フロ させる事項が認められなかつた旨 等に係る中間会計期間の財政状態、 められる企業会計 第 除外事項を付した限定付結論 種中間 0 状況を重要な点において適正に表示していないと信じ 財務諸 表等が、 の基準に準拠して、 除外事項を除き一 期中レビューの対象となつた 経営成績及びキャッシュ 当該第 般に公正妥当と認 一種中間財務諸 表

適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨 表等が、 否定的結論 経営成績及びキャッシュ・ 当該第 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し 種 期中 中間財務諸表等に係る中間会計期間の財 レビューの対象となつた第 フロ 1 の状況を重要な点におい 種中間財務諸 政 火狀態 て

するものとする。18 第一項第三号ロの結論の根拠は、次に掲げる事項について記載

二 期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎基準に準拠して行われた旨 期中レビューが一般に公正妥当と認められる期中レビューの

三 第一項第三号イ②の結論が前項第二号に掲げる結論の区分でを与えるものであること。

ある場合には、

次のイ又はロ

掲げる事項

認められなかつた旨に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正

本いと信じさせる事項が認められなかつた旨 た四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認めた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認めた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認め

点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基二 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表

18 第一項第三号ロに掲げる結論の根拠は、次に掲げる事項に

0

て記載するものとする。

一の基準に準拠して行われた旨 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビ

礎を与えるものであること。 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基

区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項三 第一項第三号イ⑵に掲げる結論が前項第二号に掲げる結論の

ることができる場合に限る。)並びにこれらを踏まえて前項第一種中間財務諸表等に与えている影響(当該影響を記載すイ 除外事項及び当該除外事項が期中レビューの対象となつた

一号に掲げる結論とした理由

びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由期中レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項並ロ 実施できなかつた重要な期中レビュー手続及び当該重要な

兀 適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理 て、 表等が、 ある場合には、 経営成績及びキャッシュ・ 当該第 項第三号イ(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計 種 中間財務諸表等に係る中間会計期間の財 期中レビ の結論が前項第三号に掲げる結論の区 ユー フロー 0 対象となった第 の状況を重要な点におい の基準に準 種中間 政 財 / 状態 拠し 務諸 一分で て

回当であると判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものと、重要な後発事象その他の事項であつて、期中レビューを実施ので、東の項第三号二の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事

19

げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする20 第一項第三号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲

二号に掲げる結論とした理由 ことができる場合に限る。)並びにこれらを踏まえて前項第た四半期財務諸表等に与えている影響(当該影響を記載するイ 除外事項及び当該除外事項が四半期レビューの対象となっ

国立びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理な四半期レビュー手続を実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該重要ロ 実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該重要

由

兀 期間等の財政状態、 務諸表等が、 重 作成基準に準拠して、 区分である場合には、 \otimes られた理 一要な点におい 第一項第三号イ22に掲げる結論が前項第三号に掲げる結 一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等 て適正に表示していないと信じさせる事 経営成績及びキャッシュ・フロー 当該四半期財務諸表等に係る四半期会計 四半期レビューの対象となつた四半 -の状況 項 が認 論

載するものとする。

一を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明す
一を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明す
偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、四半期レビュ

とする。 号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するもの号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものの。第一項第三号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各

20

一 経営者の責任 次に掲げる事項

- イ第一種中間財務諸表等を作成する責任があること。
- ロ 第一種中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内

部統制を整備及び運用する責任があること。

があること。
ハ 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任

二 [略]

法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。21 第一項第三号への期中レビューを実施した公認会計士又は監査

とにあること。
立の立場から第一種中間財務諸表等に対する結論を表明するこのが、場所では、のでは、のが、というでは、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対

により行われたこと。 により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続一 期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続

三・四 略]

を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ②の意見22 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は期中レビュー

一 [同上]

- イ 四半期財務諸表等を作成する責任があること。
- 制を整備及び運用する責任があること。
 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統

一[同上]

又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものと21 第一項第三号へに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士

独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明すること一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は

にあること。

する。

手続により行われたこと。 | 手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な二 | 四半期レビュー | は質問、分析的手続その他の四半期レビュー

三·四 同上]

める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同一手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ②に定22 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュ

な 号イ(2)の わらず、 第三号イ(2)の結 中間監査 2の意見を表明するための 結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しく 同 1項第一 報告 書又は期中レビュ 論 号イ2若しくは第二号イ2の意見又は同 の表明ができない場合には、 基礎を得られ] 報告書に記載しなければなら なか 同項の規定にか つた場合又は 項 第三 同 カコ 項

23 準については、 定める事項を記載するものとする。 及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基 作成されている場合には、 監査 0 対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第一 項第一号 イ2並びに第三項第一 当該各号に l 号 7

おいて同じ。)と同一である場合 国際会計基準十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号に一 指定国際会計基準が国際会計基準 (連結財務諸表規則第三百

二 [略]

24 十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。 す が á 第 指定国際会計基準に準拠して作成されている場合につい 前 項の規定は、 この場合におい 号及び第一 号 中間監査の対象となつた第 とあるのは、 て、 同項中 「第一項第一号イ2)並びに第三 第一 項第二号イ2)並び 二種中間財務諸 て準用 に第 表等

> (2) O 書に は、 由 た場合又は同項第三号イ22に定める結論の表明ができない場合に 項第二号 を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レ 意見又は同項第三号イ2の結論の表明をしない旨及びその理 同項の規定にかかわらず、 記載しなければならない。 イ②に定める意見を表明するための基礎を得られ 同項第一号イ2一若しくは第二号イ ビ な 報告 カュ 0

23 [同上]

いて同じ。)と同一である場合 国際会計基準三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号にお指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第九十

二 [同上]

24 基準」 この場合において、 号及び第一 国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。 作成基準」 第二号に規定する 前 頭の規定は、 とあるのは 二号に規定する と読み替えるものとする。 中間監査の対象となつた中間 同 第 項中 般に公正妥当と認められる中間 項第一 般に公正妥当と認められる企業会計の 第一 号 一項 第一 イ2並びに第十二項第 号イ2並びに第三項第 財務諸表等が指定 財 務諸

25 第二十三項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財

25

第二十三項の規定は、

期中

ピ

ュー

の対象とな

つた第

種中間

②、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イついて準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ②財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合に

26 [略]

27 第 る。 表 一項第 が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用す 前項の規定は、 号及び第二号」とあるのは、 この場合において、 一号及び第一 中間監査の対象となつた第二種中間連結財 一号」と読み替えるものとする。 同項中 「第一項第一号イ22並びに第三項 「第一項第二号イ22並びに第十 務諸

28 びに第三項第一 て準用する。 結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合につ 第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。 一十六項の規定は、 号及び第二号」とあるのは、 この場合において、 期中レビ ユ | 同 項中 \mathcal{O} 対象となつた第 「第一項第一号イ2)並 「第一項第三号イ2 種中 間

26 同上

27 準 \mathcal{O} 及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基 正 作成基準」と読み替えるものとする。 第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の 場合において、 |国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。 前項の規定は、 とあるのは、 同項中 中間監査の対象となつた中 第一 項第二号イ2並びに第十二項第一号及び 第一 項第一号イ22並びに第三項第 蕳 連結財 務諸表が修 号

28 に第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められ 結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合につい 各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認めら る企業会計の基準」 て準用する。この場合において、 「半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。 第二十六項の規定は、 とあるのは、 四半期レビュー 同項中 第 項第三号イ(2)、 の対象となつた四半 第 項 第 一号イ(2)並び 第十七項

(監査概要書等の提出)

(監査概要書等

の提出

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の第五条 公認会計士又は監査等に係る第一条各号に掲げる書類を当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を当該監査等の終了後当該監査等」という。)の従事者、監査とにより提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監

じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応

一

式中間財務諸表等を除く。)の中間監査に係る概要書(第二号様)の中間財務諸表等を除く。)の中間監査に係る概要書(第二種展)の第二種では、第二種中間財務諸表等(ファンド及び信託財産に係る第二種

間財務諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式三 ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び第二種中

四 期中レビューに係る概要書 第四号様式

応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に

に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書

一 [略]

作成日の翌月の末日

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

2 [同上]

一 [同上]

等を除く。)の中間監査に係る概要書 第二号様式 中間財務諸表等 (ファンド及び信託財産に係る中間財務諸

諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式三 ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び中間財

3 [同上]

兀

四半期レ

ピ

に係る概要書

第四号様式

の作成日の翌月の末日に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書一前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書(当該概要書)

二[同上]

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第二号様式 2 第九条 第五条の二 五. 官に提出しなければならない。 士又は監査法人は、 (本書面の枚数 財務(支)局長 (意見の申出の手続) 前条第一項に規定する概要書とする。 及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。) 略 第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは 意見の内容(法第百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項 法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計 金融商品取引法施行令 略 表紙共 礟 -次に掲げる事項を記載した書面を、 噩 枚 被監査会社等の一覧 (昭和四十年政令第三百二十一 又は監査法人の名称 公認会計士の事務所名及び氏名 事務所又は監査法人の所在地 電話番号 뺒 併 Ш 金融庁長 日焼出 第九条 第五条の二 第二号様式 2 号)第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは 五. (本書面の枚数 財務 (意見の申出の手続 ビュー概要書とする。 前条第一項に規定する監査概要書 項第二号の事項の別に記載すること。) 同上 意見の内容(法第百九十三条の三第二項第一号の事項及び同 (支) 局長 同上 金融商品取引法施行令 同上 表紙共 骤 -噩 枚 被監査会社等の一覧 (昭和四十年政令第三百二十一 又は監査法人の名称 電話番号 事務所又は監査法人の所在地 公認会計士の事務所名及び氏名 中間監査概要書又は四半期 # 併 田 日焼出

公認会計士の氏名×15監査法人の名称
- 210×297ミリメートル) 20名称 (番号)
事務所又は監査法人の所在地
公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称
第四号様式 月 日提出
月 日から 中間財務諸表 月 日まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
業規格 A 4 210×297ミリメートル) 査 概 要 書 <u>被監査会社等の名称 (番号)</u> 公認会計士の氏名又は監査法人の名称

				傍線は注記である。	た傍線	体に付し	で除く全	宗記部分か	した煙	線を付	二重傍	定の	」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した	の記数	表中の「	備考
表に係る箇所に		受の四半期財務 (1975年) (1975404) (1975404) (1975404) (1975404) (1975		─の実施状況等 の実施状況 の結論 じて記載すること。 でで記載すること。 作成している会社は下2段の四半期財務諸表に係る箇所を作成していない会社は上2段の四半期財務諸表に係る箇所を作成していない会社は上2段の四半期財務諸表に係る箇	ビューの実施 <u>・ユー</u> の結論 <u>・ユー</u> の結論] :に準じて記 表を作成し S諸表を作成し	- レビュニ 華諾務の! ビュュュニー に表誌こ:	第一部 [同左] 第二部 四半期レ 1 四半期レ [同左] 2 四半期レ [3・4 同] (記載上の注意) (1) 監査概要 (2) 連結財務 を、連結財務 所を記入す						洗筆	<u>ビュー</u> の実施状況 <u>ユー</u> の実施状況 <u>ユー</u> の結論 「ユーの結論 「ここここ記載す	略 中 フ 「 フ 」 注 要	第一部 第二部 1 期中 1 表界 [表界 [3 4 4 (記載 2 三世 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
н н ж ж (2) d d		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 日から 日から	四半期連結会計期間 年 月 同四半期連結累計期間 年 月	継	\$財務諸表 	四半期連結財務諸表	<u></u>								
は は い 出	Л	る。年	計期間 日から	同四半期累計期間 年 月 日か				皿 州 人	H	中	日から	年月	中間連結会計期間		種中間連結財務諸表	第一種中

(銀行法施行規則の一部改正)

第十二条 銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

五号に規定する	第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同
より他の会社等(財務諸	1等(財務諸
作成方法によるものを除く。) の場合 財務諸表等規則第八条	式及び作成方法によるものを除く。) の場合 財務諸表等規則
きるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び	とができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様
関して要請されている用語、様式及び作成方法によることがで	行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるこ
財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に	る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発
の及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結	うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出す
とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うも	きるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従
び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる	式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことがで
第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及	則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様
計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則	会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規
定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会	指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際
る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指	する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する
る外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出す	る外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す	一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す
	し、当該各号に定める者とする。
	結基準法人等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応
	に掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規定する受信者連
	る他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号
第十三条の十一 [同上]	第十三条の十一 令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定め
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)	(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)
改 正 前	改 正 後

て。) の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定すじ。) の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。) を支配しじ。) の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定す

2 二 [同上]

2

略

略

明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。) 係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業上の関決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配しているの意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思

別紙様式第1号(第18条第1項関係) $[1\sim5]$ 第1~第5 略] のとおり報告します。 (記載上の注意) 自己資本比率の状況 [1~5 點] は、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 <u>う</u>。)を提出しなければならない会社(<u>同項ただし書</u>の規定により<u>当該</u> 掲げる事項を記載した半期報告書 (同項に規定する半期報告書をい ついては、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じ 半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつて て作成すること。 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の5第1項の表の第2号の中欄に 中間株主資本等変動計算書、第5 器 田 憠 整 进 -噩 併 翭 伻 Ш 仟 豥 田 圧 田 株式会社 代表取締役 報 中間キャッシュ・フロー計算書に 屈 田 湬 日までの業務及び財産の状況を次 日から 日まで 日まで 日まで 卯 日 が で 日から **#** (日本産業規格A4) 伻 压 Ш 0 別紙様式第1号(第18条第1項関係) [1~5 同左] [第1~第5 同左] のとおり報告します。 (記載上の注意) [同左] 金融厅長官 [1~5 同左] は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成 株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書について の様式中、第2 |報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、こ $\overline{\mathbb{U}}_{\circ}$)を提出しなければならない会社($\overline{\mathbb{Q}}$ 条第2 $\overline{\mathbb{Q}}$ の規定により $\overline{\mathbb{Q}}$ 半期 <u>期報告書</u>(同項に規定する<u>四半期報告書をいう。以下6において同</u> 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の4の7第1項の規定により四半 [同左] 日から 熈 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間 팶 併 伻 併 Ш 豥 月月 株式会社 代表取締役 報 田 狹 日までの業務及び財産の状況を次 마 日から 日まで 日まで 日まで 日から E まで で (日本産業規格A4) 侢 耳 Ш

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(記載上の注意)

率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 り、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比 第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。) によ 当するものをいう。以下この様式において同じ。) 又は修正再表示 (同条 務諸表の組替え(<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財務諸表の組替えに相</u> <u>51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

园

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

徭2 舥 掛中(併 压 日現在)中間貸借対照表

[機器]

(記載上の注意)

は、その関連が明らかになるように記載すること 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

 $[(1) \cdot (2)$ 器

業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第

 $[(4)\cdot(5)$

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(記載上の注意)

同左]

<u>昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号</u>に規定する遡及適用をいう 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に 様式において同じ。)により、 に規定する<u>中間財務諸表の組替え</u>をいう。以下この様式において同じ。 又は修正再表示(<u>同条第37号</u>に規定する修正再表示をいう。以下この 以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号 「前期末」欄の金額又は比率が前事業年

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[同左]

記載すること

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

얦2

掛中(

侢

田

日現在)中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意

[同左]

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

 $\widehat{\omega}$ は記載を要しない。) び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額について 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 条の2の5までの規定に準じて記載すること。 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第 当中間会計期

[(4)・(5) 同左]

- <u>6</u> <u>規則第 225 条</u>に規定する事項 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する
- 有価証券に関する事項 財務諸表等の用語、 同条において準用する同合第8条の7第4項を除く。) に規定する 様式及び作成方法に関する規則第 222 条 (ただ

 $[(8)\sim(14)$

- <u>227条</u>に規定するストック・オプションに関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第
- 231 条まで、第 234 条、 する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関
- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 条及び第235条に規定する事業分離に関する事項 第 233

[(18) · (19) 略]

 $[2 \cdot 3]$

能8 [器]

圧 П

年年 日から 日まで 日まで 日まで 日まで

[| 表略]

徭4

舥

(記載上の注意)

 $[1\sim6$ 器」

- までの規定に従い注記すること。 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 316 条から第 319 条
- ∞

얦5 [器]

別紙様式第1号の2(第18条第1項関係)

-팶 쌞 豥 攃 1 ₩

(日本産業規格A4)

- <u>6</u> する規則第5条の7に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関
- <u>に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する (ただし、<u>同条において準用する財務諸表等の用語、</u> 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 様式及び作成方法

[(8)~(14) 同左]

- (15) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及 <u> び第5条の9</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- る企業結合に関する事項 から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定す 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10
- 14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の

[(18)・(19) 同左]

[2・3 同左]

能8

舥 进 伻

第4

件

月 月 日から 中間株主資本等変動計算書 日まで

[同左]

(記載上の注意)

- $[1\sim6$ 同左]
- 条までの規定に従い注記すること。 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68
- ∞ [同左]

[同左]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

-

三

翭

豥

攃 业 #

(日本産業規格A4)

[国際統一基準に係る単体自己資本比率] [第1~第5 略] のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) 自己資本比率の状況 金融庁長官 [1~5 器] 第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計 準に準じて作成すること。 算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基 ては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、 <u>う</u>。)を提出しなければならない会社(<u>同項ただし書</u>の規定により<u>当</u> に掲げる事項を記載した半期報告書(同項に規定する<u>半期報告書をい</u> 器 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の5第1項の表の第2号の中欄 旦 日から 憠 併 年年 Ш 年年 田 月 月 株式会社 代表取締役 欽 田 日までの業務及び財産の状況を次 田 が が によりで 中間事業概況書 侢 耳 Ш [1~5 同左] [同左] [第1~第5 同左] [国際統一基準に係る単体自己資本比率] のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) [同左] 金融庁長官 [1~5 同左] 6 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四 は、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第 <u>期報告書</u>を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつて に準じて作成すること。 書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準 4 中間株主資本等変動計算書、第5 $\overline{\mathbb{U}}_{\circ}$)を提出しなければならない会社($\overline{\mathbb{Q}}$ 条第2 $\overline{\mathbb{Q}}$ の規定により $\overline{\mathbb{Q}}$ 半 半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下6において同 [同左] 田 日から 熈 舥 株式会社 伻 年年 ПП 平 併 月月 株式会社 代表取締役 湬 日までの業務及び財産の状況を次 月月 できる。 中間キャッシュ・フロー計算 日まるでで K 中間事業概況書 侢 耳 銀行 Ш

51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財 率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 <u>第53項</u>に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)によ <u>当するもの</u>をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(<u>同条</u> 務諸表の組替え(<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財務諸表の組替えに相</u> 遡及適用 「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

얦2

(記載上の注意)

(国内基準に係る単体自己資本比率) 舥 整日 併 匠

ては、その関連が明らかになるように記載すること 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

 $\lfloor (1) \cdot (2) \rfloor$ 墨

218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 記載を要しない。) 事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前 項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事

- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則第 225 条に規定する事項
- 同条において準用する同合第8条の7第4項を除く。) に規定する有 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条(ただし

。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第36号</u>に規定する<u>中間財務諸表の組</u> 率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 <u>替え</u>をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示 <u>号</u>に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。 2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ 遡及適用(中間財務諸表等の用語、 「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比 様式及び作成方法に関する規則第

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

発2

徭

进

併

耳

日現在)中間貸借対照表

日現在)中間貸借対照表

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響 項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条か 額については記載を要しない。) 会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会 <u>ら第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

- する規則第5条の7に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関
- ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(

価証券に関する事項

 $[(8)\sim(14)$

- <u>条</u>に規定するストック・オプションに関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231 第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事
- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 条及び第235条に規定する事業分離に関する事項 第 233

[(18) · (19) 略]

 $[2 \cdot 3$

[器]

徭8

年年 压 田 田 り ら り で 中間株主資本等変動計算書

第4

徭

进 田

年年

月 月

日から 日まで 日まで 日まで 日まで

部8

[表略]

発4

徭

进 中

(記載上の注意)

[1~6 器]

での規定に従い注記すること。 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条ま

継5 [器]

別紙様式第2号 (第18条第1項関係)

無行 팶 侢 ഥ 虫 日 ま で 日から 业 **#**

併 田 Ш

<u>関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事

[(8)~(14) 同左]

- <u>び第5条の9</u>に規定するストック・オプションに関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及
- 結合に関する事項 ら第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10か
- <u>第5条の15及び第5条の17</u>に規定する事業分離に関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14

[(18)・(19) 同左]

[2・3 同左]

[同左]

(記載上の注意) [1~6 同左]

- 7 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条 までの規定に従い注記すること。
- [同左]

얦5 [同左]

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

無行 罡 併 報 日 ま ぐ 日から 1 大店

(日本産業規格A4)

伻 田 Ш

金融厅長官 霐

甪 严

無行 大店

六 表

 \mathbb{H}

のとおり報告します。 伻 日から 併 田 日までの業務及び財産の状況を次

_第1~第3 器

> Ш 狡

) () () 屋

併 耳 日現在中間貸借対照表

雞2

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 業年度に係る事項については記載を要しない。) 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第

 $[(4) \cdot (5)$ 思

- (6) 持分法損益等に関する<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する</u> 規則第 225 条に規定する事項
- 有価証券に関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条 同条において準用する同合第8条の7第4項を除く。) に規定する

 $[(8)\sim(11)$ 郡

する事項 231 条まで、 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 第 234 条、 第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関

> 金融庁長官 憠

甪

严

À 桝 氏

のとおり報告します。 伻 耳 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш 狡

[第1~第3 同左]

舥

[同左]

얦2 併 田 日現在中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

 $\widehat{\omega}$ び前事業年度に係る事項については記載を要しない。) 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 <u>5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項

[(4)・(5) 同左]

する規則第5条の7に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

<u>に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する (ただし、回条において準用する財務諸表等の用語、 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第5条の4

 $[(8)\sim(11)$ 同左]

から第5条の13まで、第5条の16、 る企業結合に関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10 第 30 条及び第 50 条の3に規定す

別紙様式第2号の2 のとおり報告します。 (記載上の注意) Ŋ 金融庁長官 [1~3 略] $[2 \cdot 3$ (13) 51 項に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第 53 項に規定 高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利 する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金(当期首残 益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第 $[(14) \cdot (15)$ <u>条及び第 235 条</u>に規定する事業分離に関する事項 伻 园 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 雞8 悉 器 (第18条第1項関係) 日から 憠 -無行 噩 伻 併 Ш 併 仲 併 田 田 豥 田 田 旦 7 手でで 報 狹 表 日 ま ぐ 田から 日までの業務及び財産の状況を次 対店 ΠĤ 艸 中間損益計算書 氏 宇 (日本産業規格A4) 侢 严 太阳 殆 压 第 233 Ш 別紙様式第2号の2 [同左] 次のとおり報告します。 (記載上の注意) 金融庁長官 [1~3 同左] [2・3 同左] 後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。 <u>号</u>に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金 <u>条の2第 35 号</u>に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(<u>同条第 37</u> (13) 遡及適用(中間財務諸表等の用語、 [(14)・(15) 同左] (当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の 侢 [同左] 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の 徭8 <u>第5条の15及び第5条の17</u>に規定する事業分離に関する事項 耳 (18条第1項関係) 日から 憠 -無行 併 併 噩 Ш 伻 併 圧 Щ 豥 Д 7 手が 봻 様式及び作成方法に関する規則第2 狹 表 田 ま で 日から Ш までの業務及び財産の状況を 桝 中間損益計算書 氏 (日本産業規格A4) 侢 阳 大店 殓 田 Ш

[第1~第3 略]

第1 [略]

年 月 日現在中間貸借対照表

雞2

[表點]

(記載上の注意)

- し 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- [(1)・(2) 略]
- (3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)

[(4)・(5) 略]

- (6) 持分法損益等に関する<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する</u> 規<u>則第 225 条</u>に規定する事項
-) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条</u>(ただ し、<u>同条において準用する同令</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する 有価証券に関する事項

[(8)~(11) 略]

- (12) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関 する事項
- 13 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 23 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項

[(14)・(15) 略]

[2・3 黙]

第3 年 月 日から 中間損益計算書

[第1~第3 同左]

第 1 [同左]

77 - [14,71-]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

)会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)

[(4)・(5) 同左]

- (6) 持分法損益等に関する<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する力を規則第5条の7</u>に規定する事項
- 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、<u>同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法</u>に関する規則第8条の7第4項を除く。) に規定する有価証券に関する事項

[(8)~(11) 同左]

- (12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 10 から第 5 条の 13 まで、第 5 条の 16、第 30 条及び第 50 条の 3 に規定する企業結合に関する事項
- 3 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の 14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項

[(14)・(15) 同左]

[2・3 同左]

第3 年 月 日から 中間損益計算書

[1~12 略]	第1 第 期	[第1~第5 略]	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を欠 のとおり報告します。	1 代表	金融庁長官 殿	株式祭社 銀行 年 月 日	年 月 目か	業務報告書	別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本産業規格A4)	[1 ~ 3 略] [1 ~ 3 略] 4 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条 第51項に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。 [略]
[1~12 同左]	第1 第 期 【 年 月 日から】 事業概況書	[第1~第5 同左]	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を欠のとおり報告します。		金融庁長官 殿	株式会社 銀行 年 月 日	年 月 日か	業務報告書	別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本産業規格A4)	[同左] (記載上の注意) [1~3 同左] 4 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第 37号に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(記載上の注意)

 $[1\sim6$

諸表の組替え(同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下こ 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務 表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額 の様式において同じ。) 又は修正再表示(同条第 53 項に規定する修正再 は、その旨を欄外に記載すること。 又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているとき 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

园

.国内基準に係る単体自己資本比率.

[第2~第5 器

別紙様式第5号 (第18条第3項関係)

画 湉 田 豥 日から 봻 매 1

-

株式会社

侢

田

日 ぞ で

銀行

伻

Ш

Ш

金融庁長官

憠

宇

严

株式会社

金融庁長官

骤

宇 株式会社 严

無行

13 [同左]

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

の様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第 52 項に規定する財 務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示 38年大蔵省令第59号) 第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下こ 金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

[同左]

別紙様式第5号 (第18条第3項関係)

第2~第5 同左]

(日本産業規格A4)

-

(日本産業規格A4)

팶 株式会社 併 湉 耳 田 豥 E まで 日から 無行 业 1

Ш

併 田

無行

代表取締役 氏

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

_第1·第2 略]

Ш

狹

(記載上の注意)

[1~4 點]

5 上場会社等(金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書(同項に規定する半期報告書をいう。)を提出しなければならない会社(同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行(特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。)にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

[略]

0

(年 月 日から 年 月 日まで)中間事業概況書

얦1

[・2 略]

連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

(記載上の注意)

[1~6 點]

7 遡及適用(<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第 43 号</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(<u>同条第 44 号の2</u>に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(<u>同条第 45 号</u>に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載

代表取締役 氏

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

田谷谷谷

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

財報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同 世。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期 報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行(特例企業会計 基準等適用法人等である銀行を除く。)にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結 財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

6 [同左]

(年月日から)中間事業概況書 年月日まで)

얦1

[1・2 同左]

3 [同左]

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

7 遡及適用 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成11年大蔵省令第24号) 第2条第40号に規定する遡及適用をいう。 以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率

四

얦2 中間連結財務諸表

2

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

は、その関連が明らかになるように記載すること。

併 耳 日現在)中間連結貸借対照表

[(1)・(2) 略]

項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から 会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対す 間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結 第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期 る影響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

する有価証券に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定

 $[(7)\sim(12)$

- (13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 212 条及び第 <u>213 条</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- 216 条まで、第 219 条、 規定する企業結合に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 第 220 条、 第 222 条、 第 253 条及び第 280 条に

外に記載すること。

[同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[同左]

、連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率.

[同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

[同左]

經2 中間連結財務諸表

[同左]

併 耳 日現在)中間連結貸借対照表

2

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

項(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条 間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合に <u>の2から第11条の7まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中 は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当 たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事

[(4)・(5) 同左]

規定する有価証券に関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条に

[(7)~(12) 同左]

- <u>2 及び第 17 条の 3</u> に規定するストック・オプションに関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の
- <u>第 41 条の 3 及び第 62 条の 3</u> に規定する企業結合に関する事項 4から第17条の7まで、 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の 第 17 条の 10、 第17条の11、第17条の13、

別紙様式第6号 (記載上の注意) [機器] ~1 (記載上の注意) [1~5 累] (記載上の注意) 条までの規定に従い注記すること 損益計算書の次に一括して記載することができる。 $[2\sim5$ 連結財務諸表の用語、 (15) は、その関連が明らかになるように記載すること。 中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、 四。 $[(16) \cdot (17)$ 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 併 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、 器 耳 器 (第19条第1項及び第6項関係) 中間貸借対照表(併 併 Ш 圧 田 様式及び作成方法に関する規則第303条から第306 整 日から Ŋ ω 日 ま ぐ 魚 株式会社 代表取締役又は代表執行役 併 -屋屋 [器] 严 噩 田 中間連結株主資本等変動計算書 日現在) 失 쬒 於 円 銀行 丱 廿三三 殆 舥 (記載上の注意) 別紙様式第6号 [同左] [同左] [1~5 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 81条までの規定に従い注記すること。 中間連結財務諸表の用語、 $\lfloor 2 \sim 5$ (15)[同左] [同左] [(16)・(17) 同左] 第1 伻 ∞ [同左] 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の <u>第 17 条の 9 及び第 17 条の 12</u> に規定する事業分離に関する事項 同左] 耳 (第19条第1項及び第6項関係) 中間貸借対照表(併 併 Ш 耳 田 様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 蓝 Ŋ 日 ま く 田から 株式会社 币 代表取締役又は代表執行役 [同左] [同左] -併 用 盟 中間連結株主資本等変動計算書 耳 日現在) 失 緷 於 円 昕 松

 $[(1) \cdot (2)$

 $\widehat{\omega}$ 度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要 間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中 しない。) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218

[(4)・(5) 略]

- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する <u>規則第 225 条</u>に規定する事項
- 価証券に関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条(ただし <u>同条において準用する同令</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有

 $[(8)\sim(15)$ 器

- (16) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第 <u>227条</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第
- [18] 財務諸表等の用語、 <u>条及び第 235 条</u>に規定する事業分離に関する事項 様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 第 233

 $[(19) \cdot (20)]$

 $[2 \cdot 3$

中間損益計算書 年年 圧 田 日から Ш 上 で か

屋

얦2 [器]

別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係)

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

 $\widehat{\omega}$

び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額について 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 は記載を要しない。) $\underline{5}$ 条の $\underline{2}$ の $\underline{5}$ までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項

[(4)・(5) 同左]

- (6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に <u>関する規則第5条の7</u>に規定する事項
- る事項 <u>法に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関す (ただし、<u>同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方</u> 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4

[(8)~(15) 同左]

- (16) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及 <u> び第5条の9</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- (17) る企業結合に関する事項 から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定す 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10
- <u>第5条の15及び第5条の17</u>に規定する事業分離に関する事項 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第5条の14、

 $[(19) \cdot (20)$ 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 併 併 圧 主変で 日から

[同左]

[同左]

別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 퐾 \oplus 噩 夹 쬒 K 昕

第1

ച

+

팶

決

禪

1

昕

伻

耳

Ш

耳 Ш

伻

魚 肥

株式会社 代表取締役又は代表執行役

銀行

株式会社

代表取締役又は代表執行役

 \mathbb{H}

松

À

肥

田

(記載上の注意)

計算書の次に一括して記載することができる。 中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益

中間貸借対照表(件 压 日現在)

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

[(1)・(2) 略]

218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 記載を要しない。) 事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前 項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

 $[(4) \cdot (5)$ 器

- <u>6</u> <u> る規則第 225 条</u>に規定する事項 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関す
- 価証券に関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条 同条において準用する同合第8条の7第4項を除く。) に規定する有 (ただし

 $[(8)\sim(15)$ 器

<u>227条</u>に規定するストック・オプションに関する事項 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 併 ഥ 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。〕 会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会 項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条か <u>ら第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事

 $[(4) \cdot (5)$ 同左]

- 9 関する規則第5条の7に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に
- $\widehat{\mathbb{Z}}$ する事項 <u>法に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第5条の4 様式及び作成方

[(8)~(15) 同左]

(16) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8 <u>及び第 5 条の 9</u> に規定するストック・オプションに関する事項

- (17) 231条まで、 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 第 234 条、 第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関
- <u>条及び第 235 条</u>に規定する事業分離に関する事項 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 232 条 第 233

[(19)・(20) 略]

 $[2 \cdot 3$

器

中間損益計算書 年 伻 ш, 田 でまり 日から

园园

얦2 [器]

別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)

戡 -罡 玦 緷 ×

매

併 徭

耳

Ш

舥

宇 严

大五

7 表 桝

氏

(記載上の注意)

計算書の次に一括して記載することができる。 中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、 中間損益

中間貸借対照表(併 圧 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

 $[(1) \cdot (2)$ 器

 $\widehat{\omega}$ 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第

- (17) から第5条の13まで、 る企業結合に関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10 第5条の16、 第 30 条及び第 50 条の 3 に規定す
- (18)<u>第5条の15及び第5条の17</u>に規定する事業分離に関する事項 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第5条の14

 $[(19) \cdot (20)$ 同左]

 $[2 \cdot 3]$

同左]

中間損益計算書 併 伻 国 田 田 ま く 日から

[同左]

얦2

[同左]

別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)

第1

舥

戡

-盟 玦 禪 ×

侢 耳 Ш

业

甪

銀行 严

太店

7 表 艸 氏

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

中間貸借対照表(

併

耳

日現在)

(記載上の注意)

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

 $\widehat{\omega}$ <u>5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第

業年度に係る事項については記載を要しない。) る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事

- <u>規則第 225 条</u>に規定する事項 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する
- 有価証券に関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条 同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。) に規定する · (ただ

 $[(8)\sim(11)$ 器

- する事項 231 条まで、第 234 条、 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関
- (13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 <u>条及び第 235 条</u>に規定する事業分離に関する事項

[(14)・(15) 略]

 $[2 \cdot 3$ 器

中間損益計算書 併 年 月月 日 ま ぐ 日から

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 器

51項に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示 高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利 する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金 益剰余金 遡及適用 (当期首残高) (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第 を区分表示すること。 (同条第 53 項に規定 (当期首残

四。

S

얦2 园园

> び前事業年度に係る事項については記載を要しない。) 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及

 $[4] \cdot (5]$ 同左

- 6 <u>する規則第5条の7</u>に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関
- <u>に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する (ただし、|同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4

[(8)~(11) 同左]

- る企業結合に関する事項 から第5条の13まで、 中間財務諸表等の用語、 第5条の16、 様式及び作成方法に関する規則第5条の 10 第 30 条及び第 50 条の3に規定す
- 14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の

[(14)・(15) 同左]

[2·3 同左]

中間損益計算書 年 月月 から

伻 ₩ %

[同左]

(記載上の注意

 $[1\sim3$ 同左]

- 後の繰越利益剰余金 条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。) 又は修正再表示 <u>号</u>に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金 (当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2 (当期首残高)を区分表示すること。
- [同左]

얦2 [同左]

別紙様式第7号の2(第19条第1項及び第6項関係)

第1 併 耳 Ш -噩 栄 算

於

1

(記載上の注意)

币 严

大五

7 表 桝 K

鱼

日現在)

中間貸借対照表(併 耳

(記載上の注意)

計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、

は、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)・(2) 略] 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第

 $[(4) \cdot (5)$ 器

事業年度に係る事項については記載を要しない。)

る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前

- <u>6</u> <u>規則第 225 条</u>に規定する事項 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する
- 有価証券に関する事項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条 同条において準用する同合第8条の7第4項を除く。) に規定する (ただ

墨

231 条まで、第 234 条、 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関

別紙様式第7号の2(第19条第1項及び第6項関係)

艇 期 -罡 头 緷 ×

먠

併 压 Ш 第1

严

無行

太阳 鱼

7 表 艸 田

(記載上の注意)

[同左]

中間損益

[同左]

中間貸借対照表

併

耳

日現在)

[同左]

(記載上の注意)

[(1)・(2) 同左]

 $\widehat{\mathfrak{S}}$ び前事業年度に係る事項については記載を要しない。) 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 <u>5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第

[(4)・(5) 同左]

- <u>6</u> する規則第5条の7に規定する事項 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関
- <u>に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する (ただし、回条において準用する財務諸表等の用語、 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則第5条の4

 $[(8)\sim(11)$ 同左]

から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定す 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10

別紙様式第8号 (記載上の注意) (記載上の注意) [1~4 點] (記載上の注意) S [1~3 點] $[2 \cdot 3$ 51 項に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第 53 項に規定 高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利 する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金(当期首残 益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第 $[(14) \cdot (15)$ 第1 する事項 条及び第235条に規定する事業分離に関する事項 园园 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、 中間損益計算書 中間連結貸借対照表 耳 器 (第19条第2項及び第6項関係) 徭 Ш 얦2 盐 併 年 株式会社 代表取締役又は代表執行役 -[器] 侢 田 噩 严 栄 のがまりなって 田 禪 日現在) × 业 天 無行 第 233 別紙様式第8号 [同左] [同左] (記載上の注意) [1~4 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) [1~3 同左] $[2 \cdot 3]$ 条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。)又は修正再表示(同条第 37 後の繰越利益剰余金(当期首残高)を区分表示すること。 <u>号</u>に規定する修正再表示をいう。)を行つた場合には、繰越利益剰余金 遡及適用(中間財務諸表等の用語、 (当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の $[(14) \cdot (15)$ 第1 る企業結合に関する事項 伻 [同左] 中間損益計算書 中間財務諸表等の用語、 第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 中間連結貸借対照表 同左] 耳 (第19条第2項及び第6項関係) 同左] Ш 얦2 併 併 株式会社 闸 蓝 様式及び作成方法に関する規則第5条の 代表取締役又は代表執行役 [同左] -月 月 侢 様式及び作成方法に関する規則第2 罡 で ま で 日から 田

失 禪

× 业

天

日現在)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対す る影響額については記載を要しない。) 間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結 <u>第 204 条まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から

 $[(4) \cdot (5)$

郡

する有価証券に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定

[(7)~(13) 略]

- (4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第 <u>213 条</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- 216条まで、第219条、 規定する企業結合に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第 第 220 条、 第 222 条、第 253 条及び第 280 条に
- 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217条、

 $[3\sim6$

中間連結損益計算書 併 年 圧 田 Ш SH HH

[器]

中間連結損益及び包括利益計算書 伻 併 田 日から Ш ₩ %

「「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載

- [同左]
- \sim [同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 回左]

は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当 たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合に <u>の2から第 11 条の7まで</u>の規定に準じて記載すること。 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条

[(4)・(5) 同左]

(6) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 規定する有価証券に関する事項 16 籴

[(7)~(13) 同左]

- (4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 <u>2 及び第 17 条の3</u> に規定するストック・オプションに関する事項
- (15)<u>第 41 条の 3 及び第 62 条の 3</u> に規定する企業結合に関する事項 4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の
- 8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の

 $[(17) \cdot (18)]$ 同左]

同左]

中間連結損益計算書 併 併 囯 H ま 田から

[同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 併 伻 Ш 田 ま く 日から

「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載

別紙様式第11号(第34条の24第1項関係 に代える場合〕 园 _第1・第2 のとおり報告します。 (記載上の注意) 金融庁長官 [1~4 略] <u>う。)を提出しなければならない会社</u> <u>掲げる事項を記載した半期報告書</u>(同項に規定する<u>半期報告書をい</u> 当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 ては、この様式中、第2 半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社 (特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。) にあつ 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の5第1項の表の第2号の中欄に 园园 器 礟 徭 鉙 \oplus **遊**中 行 罡 中間連結財務諸表については、一般に公正妥 艇2 併 Ш 椊 牃 茶 赘 田 园园 宇 株式会社 代表取締役 4K 報 欽 日までの業務及び財産の状況を次 併 併 (同項ただし書の規定により当該 用 往 1 **#** 殆 且 Ш (日本産業規格A4) 日 ま で 日から 伻 田 Ш 別紙様式第 11 号(第 34 条の 24 第 1 項関係) に代える場合] [第1・第2 同左] のとおり報告します。 (記載上の注意) 金融庁長官 [1~4 同左] められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 この様式中、第2 報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社(特例 $\overline{\mathbb{U}}_{\circ}$)を提出しなければならない会社($\overline{\mathsf{同条第2項}}$ の規定により $\overline{\mathsf{m+#}}$ <u>期報告書(</u>同項に規定する<u>四半期報告書をいう。以下5において同</u> 企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。)にあつては、 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の4の7第1項の規定により四半 併 [同左] 礟 舥 \oplus 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認 鉙 **进**中 盄 仁 伻 Ш 羰 莋 赘 [同左] 梊 株式会社 代表取締役 報 钬 狹 併 伻 日までの業務及び財産の状況を次 1 严 往 ₩ 名 ഥ 田 珉 日本産業規格A4) できまし 日から 伻 田 Ш

얦1 併 併 耳 日 ま る 中間事業概況書

連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

(記載上の注意)

の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 結財務諸表の組替え(同条第 44 号の2に規定する第二種中間連結財務諸表 <u>の組替えに相当するもの</u>をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連 じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第 (同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

[外部 TLAC 比率]

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

얦2 中間連結財務諸表

期中(併 田 日現在)中間連結貸借対照表

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

얦1

併 併

田 日 ま ぐ

中間事業概況書

[1~4 同左]

[同左]

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっ する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」 をいう。以下この様式において同じ。)又は修正再表示 連結財務諸表の組替え(<u>同条第 41 号</u>に規定する<u>中間連結財務諸表の組替え</u> 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間 ているときは、その旨を欄外に記載すること。 遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2 (同条第 42 号に規定

[同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

[同左]

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

[同左]

[外部 TLAC 比率]

[同左]

、国内基準に係る連結自己資本比率.

[同左]

얦2 中間連結財務諸表

1 [同左]

期 中 (侢 田 日現在)中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意

[同左]

は、その関連が明らかになるように記載すること

会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対す る影響額については記載を要しない。) 間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結 <u>第 204 条まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事 (連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 199 条から

 $[4] \cdot (5)$ 器

(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定 する有価証券に関する事項

[(7)~(12) 略]

- (13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 212 条及び第 <u>213 条</u>に規定するストック・オプションに関する事項
- (4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 216 条まで、第 219 条、 規定する企業結合に関する事項 第 220 条、 第 222 条、第 253 条及び第 280 条に
- 218 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、

 $\lfloor (16) \cdot (17) \rfloor$ 西

 $2\sim6$

 ω

舥 基日 田 Ш J W

中間連結株主資本等変動計算書

[表略]

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 思

306 条までの規定に従い注記すること 連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 303 条から第

[器]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

たり情報に対する影響額については記載を要しない。) は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当 間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合に の2から第 11 条の7までの規定に準じて記載すること。 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条

[(4)・(5) 同左]

規定する有価証券に関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条に

[(7)~(12) 同左]

- (13) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の <u>2 及び第 17 条の 3</u> に規定するストック・オプションに関する事項
- 4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の

(15)8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 17 条の

<u>第 41 条の 3 及び第 62 条の 3</u> に規定する企業結合に関する事項

[(16)・(17) 同左]

 $2\sim6$ 同左]

 ω [同左]

舥 **独**中 併 併 Ш 主でで 日から

4

中間連結株主資本等変動計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

<u>第 81 条まで</u>の規定に従い注記すること 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から

[同左]

器

別紙様式第 13 号 (第34条の25第1項及び第4項関係)

伻 耳 Ш -罡 头 禅

於

丱

銀 甪

行

桩

採

伙 往

名 天

代表取締役又は代表執行役

殓

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 4$

中間連結貸借対照表 併 田 日現在)

(記載上の注意)

は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

 $[(1) \cdot (2)$ 器

会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対す 間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結 第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期 項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から る影響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事

 $[(4)\cdot(5)$

する有価証券に関する事項 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 210 条に規定

 $[(7)\sim(13)$

- (4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第 **213 条**に規定するストック・オプションに関する事項
- 216 条まで、第 219 条、 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 214 条から第 第 220 条、 第 222 条、第 253 条及び第 280 条に

Ŋ [同左]

別紙様式第 13 号 (第34条の25第1項及び第4項関係)

-ᆵ 头 衅 於

丱

魚 往

椊

採

dk

徃

代表取締役又は代表執行役

Ħ

公

伻 田 Ш

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 4$ 同左]

中間連結貸借対照表

伻

压

日現在)

[同左]

(記載上の注意) [同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

の2から第 11 条の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当中 項(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条 たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合に は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事

[(4)・(5) 同左]

規定する有価証券に関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条に

[(7)~(13) 同左]

- <u>2 及び第17条の3</u>に規定するストック・オプションに関する事項 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の
- 4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の

備考 表中の [] の記載は注記である。	(C1/Xの新音) (C1/	(益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載	中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日まで)		中間連結損益計算書 (年月日から)	[3~7 略]	[(17) - (18) 明各]		規定する企業結合に関する事項 (16) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 217 条、第
	(二八) (二八) (二八) (二八) (三八) (三八) (三八) (三八) (三八) (三八) (三八) (三	「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載たみさる担合	中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から)	[同左]	中間連結損益計算書(年月日から)年月日まで)	[3~7 同左]	[(17)・(18) 同左]	第 118 条及び第 221 条に規定する事業分離に関する事項	条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項 (16) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 117 条、

信信 用協同 組合及び信用 協 同 組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一 部 改正

第十三条 信 用 協 同 組 合 豆 び 信用: 協 同 組 合連 合 会の 優先 出 資 E に関する 内 閣 府令 (平成六年大蔵省令第十五 号

)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定の の傍線を付 した部 分をこれ に . 対 応する改 正 後欄 に 撂 げ る規 定 \mathcal{O} 傍

線を付 した部分のように改め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 一後欄 に 対応して掲げる対象規定 は、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 対

象規定を改 Ē 後欄 に掲げる対象規定として移動 改正 前 欄 に掲げる対象規定で改正後欄にこれ に対 応す

るものを掲げていないものは、これを削る。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
五・六 [同上] の四の七第一項に規定する四半期報告書	四•五 [略]
四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条[一〜三 同上]	[号を削る。] [一〜三 昭]
含む。)とする。	含む。)とする。
する電磁的方法をいう。以下同じ。) により提供している場合を	する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供している場合を
き事項が同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定	き事項を同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定
に限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべ	に限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべ
(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするもの	(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするもの
(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類	(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類
が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法	が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法
第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合	第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合
(募集事項の通知等を要しない場合)	(募集事項の通知等を要しない場合)
改正前	改正後

信信 用金庫 及び信用 金 庫連合会の優先出資に関する内閣 府令の一部改正)

第十四 条 信 用 金 庫 及 び 信 用 金 庫 連 合会の 優先 出 資に関う す のる内閣で 府令 (平成六年大蔵省令第十六号) の 一 部

を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲げ うる規定の の傍線を付 した部分をこれ に 対応する改 正 後欄 に · 掲 げ る規定 \mathcal{O} 傍

線を付 した部分のように改め、 改 正 前 欄 及 Ţ 改 正 一後欄 に 対応して掲げる対象規定は、 改 正 前 欄 に · 掲 げ る 対

象規定を改 Ē 後欄 に掲げる対象規定として移動 改正 前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対 応す

るものを掲げていないものは、これを削る。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
五・六 [同上] の四の七第一項に規定する四半期報告書	四•五 [略]
四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条[一〜三 同上]	[号を削る。] [一〜三 昭]
含む。)とする。	含む。)とする。
する電磁的方法をいう。以下同じ。) により提供している場合を	する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供している場合を
き事項が同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定)	き事項を同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定
に限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべ	に限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべ
(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするもの	(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするもの
(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類	(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類
が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法	が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法
第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫	第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫
(募集事項の通知等を要しない場合)	(募集事項の通知等を要しない場合)
改正前	改正後

(保険業法施行規則の一部改正)

第十五条 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号) の一部を次のように改正する。

の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

1 [昭4]	第1 年度中(年 月 日から)中間事業報告書	じて作成すること。	書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準	計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算	間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー	る会社を含む。)をいう。)である保険会社にあっては、この様式中、「第2 中	なければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出す	NG	7 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の中欄に掲げ	[1~6 略]	(記載上の注意)	[第1~第7 略]	目 次	業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの	代表取締役 氏 名	会社名	住 所	金融庁長官 殿	年 月 日	年度中 (年 月 日から)中間業務報告書	(日本産業規格A4)	別紙様式第6号(第59条関係)	改正後
1 [同左]	第1 年度中 (年 月 日から)中間事業報告書	じて作成すること。	書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準	計算書」、「第5中間株主資本等変動計算書」、「第6中間基金等変動計算	間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー	会社を含む。)をいう。)である保険会社にあっては、この様式中、「第2 中	しなければならない会社(<u>同条第2項の規定により四半期報告書</u> を提出する	報告書(同項に	7 上場会社等(金融商品取引法第 24 条の4の7第1項の規定により四半期	[1~6 同左]	(記載上の注意)	[第1~第7 同左]	目	業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの	代表取締役 氏 名	会社名	住 所	金融庁長官 殿	年 月 日	年度中 (年月日から)中間業務報告書	(日本産業規格A4)	別紙様式第6号(第59条関係)	改 正 前

2 財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

(記載上の注意)

[1~3 器]

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5 [泰]

(損害保険会社)

(記載上の注意)

[1~5 點]

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合 には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

2 [同左]

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替之をいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5 [同左]

(損害保険会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 36 号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。)又は修正再表示(同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 「略」

「企業集団の状況について記載する場合」

(生命保険会社の企業集団)

(企業集団の財産及び損益の状況の推移

| | | | |

(記載上の注意)

[1~4 點]

前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表別用意、株式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)文行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上 不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

2 保険会社の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意)

1~3 點]

1 前期未及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>財務 諸表等規則第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財務 諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(<u>同条第53項</u>に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 「同ち」

[企業集団の状況について記載する場合]

(生命保険会社の企業集団

イ [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上 不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

口 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 36 号に規定する<u>中間財務諸表の組替え</u>をいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

には、その旨を欄外に注記すること

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(損害保険会社の企業集団)

企業集団の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意)

[1~4 點]

以下5において同じ。)を行わなければならない。 いて同じ。) 又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。 おいて同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第44号の2に規定す る<u>第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下5にお 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用 <u>連結財務諸表規則第2条第43号</u>に規定する遡及適用をいう。以下5に

場合には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った

不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならな 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上

保険会社の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意

 $[1\sim5$

<u>諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下6において同じ。)又は修正 <u>諸表等規則第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下6において同 じ。)を行わなければならない。 じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第 52 項</u>に規定する<u>第二種中間財務</u> 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下6において同

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

には、その旨を欄外に注記すること

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

[同左]

(損害保険会社の企業集団)

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

諸表の組替え(<u>同条第 41 号</u>に規定する<u>中間連結財務諸表の組替え</u>をい 正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。 う。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修 <u>号</u>に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務 、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第 40 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適

場合には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った

不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならな 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上

口 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim5]$ 同左]

おいて同じ。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をい 組替え (<u>同条第 36 号</u>に規定する<u>中間財務諸表の組替え</u>をいう。以下 6 に 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号 う。以下6において同じ。)を行わなければならない。 に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、中間財務諸表の 前期未及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

には、その旨を欄外に注記すること

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

雞2 $[3\sim9]$

年度中(伻 田 Ш 1現在) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

[機器]

[赉黙]

(記載上の注意)

(損害保険株式会社)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい [(1)・(2) 略]

当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) いる場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株 ること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示して 項(<u>財務諸表等規則第 213 条から第 218 条まで</u>の規定に準じて記載す 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

 $[(4)\sim(19)$

- <u>第 227 条</u>の規定に準じて記載すること。) ストック・オプションに関する事項(<u>財務諸表等規則第 226 条及び</u>
- 234条、 企業結合に関する事項 (財務諸表等規則第 228 条から第 231 条まで、 第 266 条及び第 298 条の規定に準じて記載すること。)
- 235条の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項(財務諸表等規則第 232 条、 第 233 条及び第

 $[(23) \sim (25)$

には、その旨を欄外に注記すること

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

 $[3\sim9]$ 同左]

雞2

年度中(併 田 日現在) 中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

[同左]

(損害保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影 会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会 項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条か <u>ら第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間 響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

 $\lfloor (4) \sim (19)$ 同左]

及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則」 ストック・オプションに関する事項(中間財務諸表等の用語、

<u>第5条の8及び第5条の9</u>の規定に準じて記載すること。

- 条の13まで、第5条の16、 企業結合に関する事項 (中間財務諸表等規則第5条の10から第5 第 30 条及び第 50 条の 3 の規定に準じて
- <u>15 及び第 5 条の 17</u> の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項(中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の

 $[(23) \sim (25)$ 同左]

 $[2\sim5$

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

[(1)・(2) 略]

いる場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株 ること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示して 項(<u>財務諸表等規則第 213 条から第 218 条まで</u>の規定に準じて記載す 当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

18 企業結合に関する事項(財務諸表等規則第228条から第231条まで、 第 234 条、第 266 条及び第 298 条の規定に準じて記載すること。)

(19)235条の規定に準じて記載すること。 事業分離に関する事項(財務諸表等規則第232条 第 233 条及び第

[(20)~(22) 略]

[第3・第4

器」

年庚中 伻 年 田 Ш ずる 中間株主資本等変動計算書

[表界]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 5$ 器」

> (18) [(4)~(17) 同左]

<u>15 及び第 5 条の 17</u> の規定に準じて記載すること。 記載すること。 条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3の規定に準じて 企業結合に関する事項(中間財務諸表等規則第5条の 10 から第5 事業分離に関する事項(中間財務諸表等規則第5条の14、 第5条の

 $[20) \sim (22)$ 同左]

 $[2\sim5]$ 同左]

_第3・第4

同左]

얦5

年度中

年

田

)中間株主資本等変動計算書

[同左] (記載上の注意) 伻 国 Ш ずる

 $\lfloor 1 \sim 5$

同左]

 $[2\sim5$ 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影 会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会 項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条か 響額については記載を要しない。) <u>ら第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

539

- 6 <u>財務諸表等規則第 316 条から第 319 条まで</u>の規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用(財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。 以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修 正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間会計期間の 前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場 合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会 計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

[第6・第7 略]

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(日本産業規格A4)

 年度中
 年月日から
 中間業務報告書

 年月日まで

年月

Ш

金融庁長官 殿

住 所

织社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状

況を次のとおり報告します。

Ш

湬

[第1~第7 略]

(記載上の注意)

[1~6 略]

7 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書(同項に規定する半期報告書をいう。)を提出しなければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書を

- 6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から <u>第 68 条まで</u>の規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同 じ。)、修正再表示(回条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下こ の様式において同じ。)又は当中間会計期間の前事業年度における企業 結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対 する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の 前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当 期首残高を区分表示すること。

[第6・第7 同左]

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から)中間業務報告書

年 月 日

金融广長官 殿

住用

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

田災

П

[第1~第7 同左]

(記載上の注意) [1~6 同左]

7 上場会社等 (金融商品取引法<u>第 24 条の4の7第1項の規定により四半期報告書</u> (同項に規定する<u>四半期報告書をいう。以下7において同じ</u>。)を提出しなければならない会社 (<u>同条第2項の</u>規定により<u>四半期報告書</u>を提

基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸 シュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 表の作成基準に準じて作成すること。 提出する会社を含む。)をいう。)である保険会社にあっては、この様式中、 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッ 廿三

第1

年度中 年年 田 田から 田 ま く 中間事業報告書

[器]

財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

(記載上の注意)

[1~3 器]

4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(財務 行わなければならない。 示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を <u>表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下4において同じ。)又は修正再表 じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財務諸</u> 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」 <u>という。) 第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下4において同

には、その旨を欄外に注記すること。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(損害保険会社)

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 器

> 表の作成基準に準じて作成すること。 基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸

シュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間

「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッ

出する会社を含む。)をいう。)である保険会社にあっては、この様式中、

第1

年度中 併 耳 田ままでで 中間事業報告書

[同左]

[同左]

0

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

[同左]

(記載上の注意) [1~3 同左]

規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に 下4において同じ。)を行わなければならない。 て同じ。)又は修正再表示 (同条第37号に規定する修正再表示をいう。以 え(<u>同条第36号</u>に規定する<u>中間財務諸表の組替え</u>をいう。以下4におい 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間

には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可 その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

[同左]

(損害保険会社)

[同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 5$ 同左]

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>財務</u> 諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第52項に規定する第二種中間財務諸 表の組替えに相当するものをいう。以下6において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可 能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

「企業集団の状況について記載する場合」

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

【機器】

(記載上の注意)

[1~4 點]

前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った #合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上 不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下 6 において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 36 号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下 6 において同じ。)又は修正再表示(同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下 6 において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 -----

[同左]

企業集団の状況について記載する場合。

(生命保険会社の企業集団)

イ [同左]

[国左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上 不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

¹ [同左]

[同左]

(記載上の注意)

1~3 點」

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>財務</u> 諸表等規則第8条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 52 項に規定する第二種中間財務 諸表の組替えに相当するものをいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可 能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

(損害保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意)

[1~4 略]

5 前期未及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上 不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない

ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意)

 $1\sim3$ 同左]

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 36 号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

[同左]

(損害保険会社の企業集団)

(同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

前期未及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

1 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

1~5 器

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>財務諸表等規則第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財務諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下6において同じ。)又は修正再表示(<u>同条第53項</u>に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

7 [略]

[3~9 點]

얦2

年度中 (年 月 日現在)中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

(損害保険株式会社)

[大器]

(記載上の注意)

、次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)・(2) 略]

3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(19) 略]

(記載上の注意)

1~5 同左]

前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(<u>中間</u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下 6 において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第 36 号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下 6 において同じ。)又は修正再表示(同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下 6 において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

7 [同左]

第2

 $[3 \sim 9]$

同左]

年度中(年

耳

日現在)中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

[同左]

(損害保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第 5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期 間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

- 20 ストック・オプションに関する事項 (<u>財務諸表等規則第 226 条及び第 227条</u>の規定に準じて記載すること。)
- 2) 企業結合に関する事項(<u>財務諸表等規則第 228 条から第 231 条まで、</u> 第 234 条、第 266 条及び第 298 条の規定に準じて記載すること。)
- (2) 事業分離に関する事項 (<u>財務諸表等規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条</u>の規定に準じて記載すること。)

[(23)~(25) 略]

[2~5 器]

(生命保険相互会社)

[大器]

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)・(2) 略]

(別務諸表等規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載する事項 (財務諸表等規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(17) 略]

- 18 企業結合に関する事項(財務諸表等規則第228条から第231条まで、 第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。)
- (19) 事業分離に関する事項(財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。)

[(20)~(22) 略

- (20) ストック・オプションに関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則」という。)第5条の8及び第5条の9の規定に準じて記載すること。)
- 企業結合に関する事項 (中間財務諸表等規則第5条の10から第5条 の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3の規定に準じて記載すること。)
- 事業分離に関する事項 (中間財務諸表等規則第 5 条の 14、第 5 条の 15 及び第 5 条の 17 の規定に準じて記載すること。)

[(23)~(25) 同左]

[2~5 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条から第 5 条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及 び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(17) 同左]

- 18) 企業結合に関する事項(<u>中間財務諸表等規則第5条の 10 から第5条</u> <u>の 13 まで、第5条の 16、第 30 条及び第 50 条の 3</u>の規定に準じて記載 すること。)
- .9) 事業分離に関する事項(中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17の規定に準じて記載すること。)

[(20)~(22) 同左]

얦5 別紙様式第6号の3 金融厅長官 「第6・ 第3・第4 (記載上の注意) $[1\sim5]$ 計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会 前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場 以下この様式において同じ。)、修正再表示(<u>同条第53項</u>に規定する修 合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表 正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間会計期間の 年度中 徭7 <u>財務諸表等規則第 316 条から第 319 条まで</u>の規定に従い注記するこ 遡及適用 年度中 礟 器 器 併 器 (財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。 (第59条関係 年年 併 併 耳 月 月 ш, 田 日から 日まで)中間株主資本等変動計算書 まるで 代表取締役 钬 125 中間連結業務報告書 枌 严 侢 H (日本産業規格A4) 名 伻 瓦 耳 Ш Ш \mathcal{H} 얦5 金融庁長官 別紙様式第6号の3 [第6・第7 第3・第4 [同左] $[2\sim5$ (記載上の注意) $[1\sim5$ 結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対 の様式において同じ。)又は当中間会計期間の前事業年度における企業 前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当 する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の 期首残高を区分表示すること。 じ。)、修正再表示(<u>同条第37号</u>に規定する修正再表示をいう。以下こ 第 68 条までの規定に従い注記するこ 年度中 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条の2第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 年度中 同左] 同左] 同左] 同左] 併 (第59条関係) 年年 耳 伻 年 田 田 田 田 田から 日まで)中間株主資本等変動計算書 代表取締役 钬 E シェ 日から 中間連結業務報告書 所名 併 H (日本産業規格A4) 侢 名 田 田 条から Ш Ш 944

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

Ш

_第1~第3

(記載上の注意) $[1\sim3$ 器」

間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」 益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 用法人等である保険会社を除く。) にあっては、この様式中、「第2の2 提出する会社を含む。)をいう。)である保険会社(特例企業会計基準等適 出しなければならない会社(<u>同項ただし書</u>の規定により<u>当該半期報告書</u>を 準じて作成すること。 については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に <u>げる事項を記載した半期報告書</u>(同項に規定する<u>半期報告書をいう</u>。)を提 上場会社等 (金融商品取引法第 24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲 中間連結損益計算書及び中間連結包括利 -

第1

얦2 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

年度中 併 耳 Ш 現在)中間連結貸借対照表

[(1)・(2) 略]

(記載上の注意

一器

ては、その関連が明らかになるように記載すること 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年 <u>結財務諸表規則」という。) 第 199 条から第 204 条まで</u>の規定に準じて 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

Ш

[第1~第3 同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

同左]

出する会社を含む。)をいう。)である保険会社(特例企業会計基準等適用 準じて作成すること。 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」 益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利 法人等である保険会社を除く。) にあっては、この様式中、「第2の2 提出しなければならない会社(<u>同条第2項</u>の規定により<u>四半期報告書</u>を提 <u>期報告書</u>(同項に規定する<u>四半期報告書をいう。以下4において同じ</u>。)を については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に 上場会社等(金融商品取引法<u>第 24 条の4の7第1項の規定により四半</u>

第1 [同左]

雞2 [同左]

[同左]

[同左]

年度中 (侢 田 日現在) 中間連結貸借対照表

 $[(1) \cdot (2)$ 同左_

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条 中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合 <u>の2から第 11 条の7まで</u>の規定に準じて記載すること。 には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに 1株 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する 账

度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(15) 略]

- (16) ストック・オプションに関する事項(<u>連結財務諸表規則第212条及び</u> <u>第213条</u>の規定に準じて記載すること。)
- (17) 企業結合に関する事項(連結財務諸表規則第214条から第216条まで、 第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載 すること。)
- (18) 事業分離に関する事項 (<u>連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。</u>)

[(19) · (20) 略]

[(3)・(4) 略]

[3~7 點]

(記載上の注意)

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表規則第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載する こと。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示 している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項 並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

- (13) ストック・オプションに関する事項(連結財務諸表規則第 212 条及び 第 213 条の規定に準じて記載すること。)
-) 企業結合に関する事項 (連結財務諸表規則第 214 条から第 216 条まで、 第 219 条、第 220 条、第 222 条、第 253 条及び第 280 条の規定に準じて 記載すること。)

当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

1)~(15) 同左」

- ストック・オプションに関する事項(<u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間連結財務諸表規則」という。)</u> 第17条の2及び第17条の3の規定に準じて記載すること。)
- 企業結合に関する事項(<u>中間連結財務諸表規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の3の規定に準じて記載すること。</u>)
- 事業分離に関する事項(<u>中間連結財務諸表規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12</u>の規定に準じて記載すること。)

[(19)・(20) 同左]

[3~7 同左]

[(3)・(4) 同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条の 2 から第 11 条の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(12) 同左]

- (13) ストック・オプションに関する事項 (中間連結財務諸表規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定に準じて記載すること。)
- 企業結合に関する事項(中間連結財務諸表規則第 17 条の4から第 17 条の7まで、第 17 条の 10、第 17 条の 11、第 17 条の 13、第 42 条及び 第 62 条の3の規定に準じて記載すること。)

221条の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項(連結財務諸表規則第 217 条、 第 218 条及び第

 $\lfloor 3 \sim 7$ [(16)・(17) 略]

 $[3 \cdot 4]$

中間連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

 $1 \sim 5$ 器

- 連結財務諸表規則第 303 条から第 306 条までの規定に従い注記する
- 係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行 以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第45号に規定する修正 正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修 再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間連結会計期間 遡及適用 (連結財務諸表規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。

[器]

徭8 [器]

別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 年年 田 田 ず ぐ 業務報告書

侢 田

Ш

金融广長官

熈

H

严

金融厅長官 熈

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 严

> (15)<u>の9及び第17条の12</u>の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項(中間連結財務諸表規則第17条の8、

[(16)・(17) 同左

[3~7 同左]

[3・4 同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

 $1 \sim 5$ 同左]

<u>ら第81条まで</u>の規定に従い注記すること 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条か

残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連 ける企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首 の様式において同じ。)又は当中間連結会計期間の前連結会計年度にお 結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処 理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 <u>第2条第40号</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同 じ。)、修正再表示(<u>同条第42号</u>に規定する修正再表示をいう。以下こ 遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

[同左]

能8 [同左]

別紙様式第7号 (第17条の5、 第 25 条の 2 及び第 59 条関係

(日本産業規格A4)

伻 併 国 耳 日まん 日から 業務報告書

田 Ш

侢

代表者取締役 円 ₩

務及び財産の状況を次のとおり報告します。 国 Ш までの業

湬

第1~第13 略]

(記載上の注意)

 $[1\sim6$ 器

年度 併 压 田また

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等 (記載上の注意)

[1~4 點]

(2) 財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

(記載上の注意)

[1~4 略]

表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。) 表等の用語、 表示を行うことを妨げない。 事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再 を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。) 又は修正再 及適用をいう。以下5において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用 様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡 (財務諸

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、

代表者取締役 氏

日から 侢 ₩ 耳 Ш まべの業

狹

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

_第1~第13 同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim6$ 同左_

年度 伻 併 田 まる

1 [同左]

(1) [同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

2 [同左]

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財 諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5 第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、財務 表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和38年大蔵省令第59号) 務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 う。以下5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業 において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をい 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、

その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

(損害保険会社)

[表略]

(記載上の注意)

企業集団の状況について記載する場合

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(生命保険会社の企業集団)

(記載上の注意)

[1~5 點]

当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に 規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、連結財務諸表の組替 え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下6におい て同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以 下6において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年 度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適 用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合 には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

7 [泰]

(損害保険会社の企業集団)

一器

[(3)~(10) 累]

その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

[同左]

(損害保険会社)

同左]

(記載上の注意)

[1~8 同左]

|企業集団の状況について記載する場合]

(生命保険会社の企業集団)

イ [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

(損害保険会社の企業集団

[同左]

[(3)~(10) 同左]

第1 別紙様式第11号(第143条関係) 0 本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [第1~第5 [第2~第13 $[2\sim12$ 金融庁長官 (外国生命保険会社等) 年度中 (記載上の注意) (記載上の注意) 日本における財産及び損益の状況の推移 $[1 \cdot 2$ [器] $[1\sim3$ 年度中 諸表等の用語、 <u>という。) 第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式におい 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(財務 器」 器」 器 礟 年年 様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」 田 Ш 月月 日 ず ぐ 日から 日まづ 日本における代表者 宇 日本における保険業の中間事業報告書 日本における中間業務報告書 (日本産業規格A4) K 田 伻 Ш 耳 またの日 Ш 第1 別紙様式第11号(第143条関係 \sim 本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [第1~第5 [2~12 同左] [第2~第13 同左] 金融庁長官 [闰左] (外国生命保険会社等) (記載上の注意) (記載上の注意) 年度中 [同左] [同左] $[1\sim3$ 年度中 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に 規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間 同左] 侢 同左] 同左] 礟 年年 年年 田 月月 田 が が 日まる 日本における代表者 甪 日本における保険業の中間事業報告書 日本における中間業務報告書 K (日本産業規格A4) 旦 伻 好 Ш 田 まんの田 Ш

において同じ。)を行わなければならない。 は修正再表示 <u>務諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下この様式において同じ。)又 て同じ。)、中間財務諸表の組替え (同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式 (同条第52項に規定する<u>第二種中間財</u>

には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(外国損害保険会社等)

[表界]

(記載上の注意)

 $[1\sim5]$ 器」

 $\begin{bmatrix} 3 \sim 5 \end{bmatrix}$ 器

얦2 貸借対照表 年度中(伻 旦 日現在)の日本における保険業の中間

(外国生命保険会社等)

(外国損害保険会社等)

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

 $[(1)\boldsymbol{\cdot} (2)$

場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載 を要しない。) と。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (<u>財務諸表等規則第213条から第218条まで</u>の規定に準じて記載するこ

[(4)~(17) 略]

第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。) 企業結合に関する事項(<u>財務諸表等規則第228条から第231条まで</u>

> の様式において同じ。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表 の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下こ 示をいう。以下この様式において同じ。)を行わなければならない。

には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

 $\begin{bmatrix} 3 \sim 5 \end{bmatrix}$ 同左]

얦2 年度中(併 耳 日現在)の日本における保険業の中間

(外国生命保険会社等)

貸借対照表

[同左]

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

 $\widehat{\omega}$ 計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計 期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。) <u>第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から

[(4)~(17) 同左]

に関する規則(以下「中間財務諸表等規則」という。)第5条の10から 企業結合に関する事項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法

 「略] 日本における財産及び損益の状況の推移 (外国生命保険会社等) [表略] 	Ä	及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 次	住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの日	金融庁長官 殿	年度中 (年 月 日から)日本における中間業務報告書	別紙様式第11号の2(第143条関係) (日本産業規格A4)	(19) 事業分離に関する事項 (<u>財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の</u> 規定に準じて記載すること。) [(20)~(22) 略] [2~5 略] [第3~第5 略]
1 [同左] 2 [同左] (外国生命保険会社等) [同左]		及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次	住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの日	金融庁長官 殿	年度中 (年 月 日から)日本における中間業務報告書	別紙様式第11号の2(第143条関係) (日本産業規格A4)	記載すること。) (19) 事業分離に関する事項 (中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17の規定に準じて記載すること。) [(20)~(22) 同左] [(27 ~ 第5 同左] [第3~第5 同左]

(記載上の注意)

諸表等の用語、 において同じ。)を行わなければならない。 は修正再表示(<u>同条第53項</u>に規定する修正再表示をいう。以下この様式 <u>務諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下この様式において同じ。) 又 て同じ。)、中間財務諸表の組替え という。) 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用 第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式におい 様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」 (<u>同条第52項</u>に規定する<u>第二種中間財</u> (財務

には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(外国損害保険会社等)

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 器

 $[3\sim5$ 器

徭2 年度中(併 田 現在)の日本における保険業の中間貸借

対照表

(外国生命保険会社等)

(外国損害保険会社等)

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

 $[(1) \cdot (2)$

と。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している 会計方針の変更を行った場合には、 (<u>財務諸表等規則第213条から第218条まで</u>の規定に準じて記載するこ 会計方針の変更等に関する事項

(記載上の注意)

同左]

示をいう。以下この様式において同じ。)を行わなければならない。 の様式において同じ。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表 の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下こ 財務諸表等の用語、 規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用 様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に

には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

 $[3\sim5$ 同左]

얦2 年度中(併 旦 現在)の日本における保険業の中間貸借

対照表

(外国生命保険会社等)

[同左]

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

 $\widehat{\omega}$ <u>第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間会 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から

場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載 を要しない。)

[(4)~(17) 略]

<u>第234条、第266条及び第298条</u>の規定に準じて記載すること。) 企業結合に関する事項(<u>財務諸表等規則第228条から第231条まで、</u>

条の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項 (<u>財務諸表等規則第232条</u>、 第233条及び第235

[(20)~(22) 略]

 $[2\sim5$ 器」

[第3~第5

別紙様式第14号(第210条の10関係)

(日本産業規格A4)

侢 田 Ш

争 劑 규 斌 叫 熈

伻 伻

田 压

日から E シギロ

中間業務報告書

帝

4K 枌

代表取締役 Ħ

田から 併 田 日までの業務及び財産の状

狹

況を次のとおり報告します。

耳

_第1~第3 器

(記載上の注意)

[1~3 點]

<u>げる事項を記載した半期報告書</u>(同項に規定する<u>半期報告書をいう</u>。)を提 上場会社等 (金融商品取引法第 24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲

> 計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計 期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)

[(4)~(17) 同左]

記載すること。) 第5条の13まで、 に関する規則(以下「中間財務諸表等規則」という。)第5条の10から 企業結合に関する事項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法 第5条の16、 <u>第30条及び第50条の3</u>の規定に準じて

15及び第5条の17の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項(中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の

[(20)~(22) 同左]

 $[2\sim5$ 同左]

[第3~第5 同左]

別紙様式第14号(第210条の10関係)

併 Ш

伻 圧 田 ず ぐ 中間業務報告書

侢 旦

Ш

争 劑 귀 斌 叫

熈

甪 殓

往

代表取締役 Æ

況を次のとおり報告します。 年 耳 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状

狹

(記載上の注意)

[1~3 同左]

[第1~第3 同左]

上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の4の7第1項の規定により四半

<u> 期報告書</u> (同項に規定する<u>四半期報告書をいう。</u>

556

(日本産業規格A4)

 $2 \, \mathcal{O} \, 2$ 等適用法人等である保険持株会社を除く。)にあっては、この様式中、「第 提出する会社を含む。)をいう。)である保険持株会社(特例企業会計基準 当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、 出しなければならない会社 (<u>同項ただし書</u>の規定により<u>当該半期報告書</u>を 第2の5 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥 中間連結損益計算書及び中間

舥

併 併 ഥ 田 田まつ 日から 中間事業概況書

얦2 中間連結財務諸表

 $[1\sim5$

中間連結貸借対照表

年度中(併 耳 Ш 1現在) 中間連結貸借対照表

 $[(1) \cdot (2)$ 器

一器

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年 記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表 要しない。 度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を <u>結財務諸表規則」という。) 第 199 条から第 204 条まで</u>の規定に準じて 項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

[(4)~(15) 略]

(16) ストック・オプションに関する事項(<u>連結財務諸表規則第 212 条及</u> <u>び第 213 条</u>の規定に準じて記載すること。

> 92 適用法人等である保険持株会社を除く。) 認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当 結包括利益計算書」、「第2の4 出する会社を含む。)をいう。)である保険持株会社(特例企業会計基準等 提出しなければならない会社(<u>同条第2項</u>の規定により<u>四半期報告書</u>を提 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 にあっては、この様式中、「第2 中間連結損益計算書及び中間連

第1

 $\lfloor 1 \sim 5$ 同左] 併 併 田 田 が る 中間事業概況書

얦2 [同左]

[同左]

0 [同左]

年度中 侢 耳 Ш |現在) 中間連結貸借対照表

[(1)・(2) 同左]

(記載上の注意

[同左]

[同左]

 $[(1)\cdot(2)$ 同左]

当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合 <u>の2から第 11 条の7まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、 項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条 には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事 ШК

同左

(16)式及び作成方法に関する規則(以下「中間連結財務諸表規則」という。 ストック・オプションに関する事項(中間連結財務諸表の用語、

- 17) 準じて記載すること。 企業結合に関する事項 第 219 条、 第 220 条 (連結財務諸表規則第 214 条から第 216 条ま 第 222 条、 第 253 条及び第 280 条の規定に
- <u>第 221 条</u>の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項 (連結財務諸表規則第 217 籴 第 218 条及び

[(19) · (20) 略]

 $[3\sim7]$ 器

[3・4 器]

中間連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

[1~5 點]

- 連結財務諸表規則第 303 条から第 306 条までの規定に従い注記する
- おける企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分 計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び 中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会 表示すること。 当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度に う。)、修正再表示(<u>同条第45号</u>に規定する修正再表示をいう。)又は当 遡及適用 (連結財務諸表規則第2条第 43 号に規定する遡及適用をい

経8

別紙様式第 16 号の 18(第 211 条の 36 第 2 項関係

年度中 年年 ш, ш, 日また Ш 125 中間業務報告書

(日本産業規格A4)

金融庁長官

(財務

\rightarrow\frac{\rightarrow}{\rightarrow}

周長)

礟

侢 耳 Ш

<u>第 17 条の 2 及び第 17 条の 3</u> の規定に準じて記載すること。)

- 17条の7まで、 <u>及び第 62 条の 3</u> の規定に準じて記載するこ 企業結合に関する事項(中間連結財務諸表規則第 17 条の4から第 第17条の10、 第17条の11、 第 17 条の 13、 第42条
- 条の9及び第17条の12の規定に準じて記載すること。) 事業分離に関する事項 (中間連結財務諸表規則第17条の8

 $[(19) \cdot (20)$ 同左]

(18)

[3~7 同左]

[3・4 同左]

[同左]

IJ

[同左]

(記載上の注意)

- [1~5 同左]
- ら第81条までの規定に従い注記すること。 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条か
- は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定 は、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又 年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合に に規定する修正再表示をいう。)又は当中間連結会計期間の前連結会計 的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 <u>第2条第 40 号</u>に規定する遡及適用をいう。)、修正再表示(<u>同条第 42 号</u> 遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

経8 [同左]

別紙様式第 16 号の 18 (第 211 条の 36 第 2 項関係

年年 压 \Box 日から Ш できる 中間業務報告書

日本産業規格A4)

伻 国 Ш

金融庁長官 (財務 \H 周長) 礟

甪

ΝÞ 竹

代表取締役 H 鱼

伻 Ш Ш またの業

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

_第1~第7 器

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 7$

正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公 書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、 ては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、 <u>告書</u>を提出する会社を含む。)をいう。)である少額短期保険業者にあっ を提出しなければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報 <u>掲げる事項を記載した半期報告書</u>(同項に規定する<u>半期報告書をいう</u>。) 上場会社等(金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に 「 部 5 第3 中間株主資本 中間損益計算

第1 中間事業報告書

年庚中 年年 耳 田 田まん 日から 中間事業報告書

財産及び損益の状況の推移

 \sim

[少額短期保険業者の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

諸表等の用語、 じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第 52 項</u>に規定する<u>第二種中間財務</u> 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用 第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同 様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則 (財務

> 币 严

炒 徃

代表取締役 K 鱼

務及び財産の状況を次のとおり報告します。 伻 田 Ш Ж がの業

[第1~第7 同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左

計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、 主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、 あっては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、 一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成す 報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である少額短期保険業者に $\overline{\mathbb{U}}_{\circ}$)を提出しなければならない会社($\overline{\mathbb{Q}}$ 条第2 $\overline{\mathbb{Q}}$ の規定により $\overline{\mathbb{Q}}$ 半期 半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下8において同 上場会社等 (金融商品取引法)第 24 条の4の7第1項の規定により四 三第3 一 底 5 中間損益 中国茶

館1 [同左]

併 伻 圧 田まん 日から 中間事業報告書

[同左]

 \sim [同左]

[少額短期保険業者の状況について記載する場合]

[同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 3$ 同左]

組替え (<u>同条第 36 号</u>に規定する<u>中間財務諸表の組替え</u>をいう。以下4に に規定する遡及適用をいう。 財務諸表等の用語、 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用(中間 様式及び作成方法に関する規則第2条の2第 35 号 以下4において同じ。)、中間財務諸表の

<u>諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下4において同じ。)又は修正 じ。)を行わなければならない。 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下4において同

には、その旨を欄外に注記すること。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合

能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(記載上の注意)

[1~4 器]

<u>するもの</u>をいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(<u>同条第45号</u> する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表の組替 に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければ え (同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当 <u>結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第 43 号</u>に規定 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(連

場合には、その旨を欄外に注記すること なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った

不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならな 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上

U 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移

[表略]

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 器

<u>諸表等規則第8条第51項</u>に規定する遡及適用をいう。以下4において同 前期未及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用

> おいて同じ。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をい う。以下4において同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合 その旨を欄外に注記すること

能な場合には、 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可 その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

 $\begin{bmatrix} 5 \cdot 6 \end{bmatrix}$ 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。 の組替え (同条第 41 号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以 規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、中間連結財務諸表 間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に 下5において同じ。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用(中

場合には、その旨を欄外に注記すること。 遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った

不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならな 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上

П [同左]

[同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 同左]

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用

じ。)、中間財務諸表の組替え(<u>同条第 52 項</u>に規定する<u>第二種中間財務諸表の組替えに相当するもの</u>をいう。以下 4 において同じ。)又は修正再表示(<u>同条第 53 項</u>に規定する修正再表示をいう。以下 4 おいて同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合 には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可 能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

[5・6 器]

[3~9 點]

2 中間貸借対照表

年度中 (年 月 日現在)中間貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに 1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(15) 略]

[2~5 點]

(少額短期保険相互会社)

[機器]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。)、中間財務諸表の組替え(回条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。)又は修正再表示(回条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4おいて同じ。)を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

[5・6 同左]

[3~9 同左]

第2 [同左]

年度中 (年 月 日現在)中間貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

》 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(15) 同左]

[2~5 同左]

(少額短期保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

 $[(1) \cdot (2)$

いる場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株 当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事 (財務諸表等規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載す 当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示して

 $[2\sim5$

[第3~第4 器

第5 中間株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

[1~5 累]

- <u> 財務諸表等規則第 316 条から第 319 条まで</u>の規定に従い注記するこ
- ~1 の後の当期首残高を区分表示すること。 年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、 間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定 当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中 表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間会計期間の前事業 下この様式において同じ。) 、修正再表示 (<u>同条第 53 項</u>に規定する修正再 遡及適用(財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以

別紙様式第16号の19 (第211条の36第4項関係

日本産業規格A4)

併 併 压 Ш | |シ |シ 中間連結業務報告書

> $[(1) \cdot (2)$ 同左]

計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影 会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会 響額については記載を要しない。) <u>ら第5条の2の5まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、当中間 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条か

[(4)~(14) 同左]

 $2\sim5$ 同左]

[第3~第4 同左]

얦70 [同左]

[同左]

(記載上の注意) [1~5 同左]

- <u>68 条まで</u>の規定に従い注記すること。 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から
- いて同じ。)又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫 修正再表示 (同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式にお る企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示す 額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度におけ 定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響 <u>条の2第 35 号</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、 遡及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2

[第6・第7 同左]

別紙様式第 16 号の 19 (第 211 条の 36 第 4 項関係)

日本産業規格A4)

仲 併 圧 Ш Ш -W S 中間連結業務報告書

伻 耳

Ш

金融庁長官 (財務 \H 周長)

严

孙 竹 殓

代表取締役 Æ

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 田 H はの当

Ш

第1・第2 器」

(記載上の注意)

[1~4 點]

シュ・フロー計算書」、「第2の5 損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッ を提出する会社を含む。)をいう。)である少額短期保険業者にあっては、 提出しなければならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書 められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結 <u>掲げる事項を記載した半期報告書</u>(同項に規定する<u>半期報告書をいう</u>。)を 「第2の6中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の5第1項の表の第2号の中欄に 中間連結株主資本等変動計算書」、

第1

얦2 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

年度中(耳 日現在) 中間連結貸借対照表

少額短期保険株式会社及びその子会社等

(記載上の注意)

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

[(1)・(2) 略]

金融庁長官 (財務 (| 周長)

甪 肝

併

田

Ш

炒 往 殓

代表取締役 K

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 日から 田 ばのが、

Ш

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

シュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、 められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッ 提出する会社を含む。) をいう。) である少額短期保険業者にあっては、 を提出しなければならない会社 (同条第2項の規定により四半期報告書を <u> 期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ</u>。 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結 「第2の6中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認 上場会社等 (金融商品取引法) 24条の4の7第1項の規定により四半

[同左]

얦2

[同左]

[同左]

[同左]

年度中(伻 耳 日現在)中間連結貸借対照表

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

 $[(1) \cdot (2)$ 同左]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。) 第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(13) 略]

[2~5 點]

少額短期保険相互会社及びその子会社等

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表規則第 199 条から第 204 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[(4)~(10) 略]

[2~4 器]

[3・4 器]

中間連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

[1~5 略]

6 <u>連結財務諸表規則第 303 条から第 306 条まで</u>の規定に従い注記するこ 1.

遡及適用(<u>連結財務諸表規則第2条第 43 号</u>に規定する遡及適用をい

[(4)~(13) 同左]

[2~5 同左]

2) [同左]

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

[(4)~(10) 同左]

[3・4 同左]

[2~4 同左]

5 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条か ら第81条までの規定に従い注記すること。

遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示する を行った場合には、 間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定 修正再表示をいう。以下この様式において同じ。) 又は当中間連結会計期 う。以下この様式において同じ。)、修正再表示 修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業 当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適 (<u>同条第 45 号</u>に規定する

一路

別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本産業規格A4)

年度 併 田 Ш 日 ま ぐ 中間業務報告書 併 且 Ш

金融庁長官 (財務 \rightarrow\frac{1}{2} 周長) 霐

争 界

ИÞ

竹

枌

代表取締役 天

のとおり報告します。 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш 狹

_第1・第2 器

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結 っては、この様式中、「第2の2 例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。) にあ 告書を提出する会社を含む。)をいう。)である少額短期保険持株会社 (特 掲げる事項を記載した半期報告書 上場会社等(金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に 中間連結貸借対照表」、「第2の3 (同項ただし書の規定により当該半期報 (同項に規定する半期報告書をいう。 -

> 残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連 ける企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、 の様式において同じ。)又は当中間連結会計期間の前連結会計年度にお 理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処 <u>第2条第 40 号</u>に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同 じ。)、修正再表示 (同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下こ

0 [同左]

別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本産業規格A4)

年年 田 田 まるで 中間業務報告書 併 耳

Ш

金融厅長官 (財務 \frac{\frac{1}{1}}{2} 周長) 熈

帝 平

京 往 殓

代表取締役 Ħ

のとおり報告します。 压 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш 狖

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

同左]

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 あっては、この様式中、「第2の2 例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。)に <u>告書</u>を提出する会社を含む。)をいう。)である少額短期保険持株会社(特 半期報告書 (同項に規定する四半期報告書をいう <u>U</u>。) を提出しなければならない会社 上場会社等 (金融商品取引法第 24 条の4の7第1項の規定により四 (同条第2項の規定により 中間連結貸借対照表」、「第2の3

基準に準じて作成すること。 書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成 キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算

얦2 中間連結財務諸表

- 中間連結貸借対照表

年度中(侢 耳 日現在)中間連結貸借対照表

[(1)・(2) 略]

(記載上の注意)

- ては、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

[(1)・(2) 略]

載を要しない。) 年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記 表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計 <u> 結財務諸表規則」という。)第 199 条から第 204 条まで</u>の規定に準じ 項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連 て記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

[(4)~(16) 略]

 $[3 \sim 8$

[3・4 略]

中間連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- $[1\sim5$
- 連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記するこ
- 遡及適用 (<u>連結財務諸表規則第2条第 43 号</u>に規定する遡及適用をい

算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作 結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 成基準に準じて作成すること。 中間連結株主資本等変動計

- 第1 [同左]
- 얦2 [同左]
- [同左]
- [同左]

年度中 伻 耳 日現在) 中間連結貸借対照表

[(1)・(2) 同左]

(記載上の注意)

- [同左]
- [同左]
- [(1)・(2) 同左]

当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) 中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合 <u>の2から第11条の7まで</u>の規定に準じて記載すること。ただし、 項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 11 条 には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事

[(4)~(16) 同左]

 $[3 \sim 8]$ 同左]

[3・4 同左]

 Ω [同左]

[同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 同左]

- ら第81条までの規定に従い注記すること。 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条か
- 遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

う。以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第2条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

備考

特 定 金融会社 等 の会計 \mathcal{O} 整 理 に 関 する内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正

第十六 条 特 定 金 融 会社 等 \dot{O} 会 計 \mathcal{O} 整 理 に 関 す る内 閣 府 令 平 成十 年 大総蔵理 省府 令第三十二号) 0) 部 を 次 0

ように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L 又 は 破 線 で 囲 ん だ 部 分をこれ に 順 次 対 応する改 正 後

欄に 撂 げ Ź 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又 は 破 線 で囲 W だ 部分 0 ように 改め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L て 掲 げ

る対 象 規定 は そ 0 標 記 部 分が 同 0) Ł \mathcal{O} は 当該 対 象 規 定を改正後 欄 に 撂 げ Ź ŧ \mathcal{O} 0 ように改 め、 そ \mathcal{O} 標

記 部 分 が 異 な るも \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 を改改 正 後 欄 に 掲 げ る対 象 規 定とし て移 動 改 正 前 欄 に

掲げ る 対象 規定で改 正 後欄 にこれ に 対応する ŧ Oを掲 げ 7 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 これ を 削 り、 改 Ē 後 欄 に 撂 げ る

対象 規定 で 改 É 前欄 にこれ に 対応するも \mathcal{O} を掲げ T 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 これ を加える。

貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第二章の規定の第十一条 第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、(財務諸表等規則の準用)	務諸表提出会社をいう。 連結財務諸表規則第二条第一号の三に規定する第二種中間連結財 。この府令において「第二種中間連結財務諸表提出会社」とは、		第二条 [略] [第一章~第六章 略] (定義) (定義)	改 正 後
一章の規定の 貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二章の規定の定めるによるほか、 第十一条 第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、 (財務諸表等規則の準用))第二条第一号に規定する中間連結財務諸表提出会社をいう。種中間連結財 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一会社」とは、 6 この府令において、「中間連結財務諸表提出会社」とは、中間いう。	5 「2 い 十 期 こ の c い 九 年 は 4	目次 目次 目次	改正前

[条を削る。]	の規定の定めるところによる。第二十条 附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第六章(附属明細表の記載方法)	則第二編第五章の規定の定めるところによる。第十九条 キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)	二編第四章の規定の定めるところによる。 第十八条 株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第 (株主資本等変動計算書の記載方法)	の定めるところによる。、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第三章の規定第十七条 第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか(財務諸表等規則の準用)	定めるところによる。
作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章第二十一条 特定金融会社等が四半期貸借対照表等」という。)を(四半期貸借対照表等の記載方法)	の定めるところによる。第二十条 附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第六章の規定(附属明細表の記載方法)	則第五章の規定の定めるところによる。 第十九条 キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)	四章の規定の定めるところによる。 第十八条 株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第(株主資本等変動計算書の記載方法)	るところによる。 、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第三章の規定の定め第十七条 第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか(財務諸表等規則の準用)	ところによる。

三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 る場合は、 二 十 (中間貸借対照表等の記載方法) 、第二十四条において「中間貸借対照表等」という。 略 条 その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第 特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書 を作成す 2 第 3 2 三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 各号に該当するものがある場合は、 期 る場合は、 成十九年内閣府令第六十三号) なければならない。 る四半期貸借対照表に記載される貸付金について、第九条第一項 及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる に 十二条 (第二十六条において「中間貸借対照表等」という。) を作成 (中間貸借対照表等の記載方法) ついて準用する。 兀 0 特 同上 半期財務諸表等の用語、 次の四半期をいう。 定 金融会社等の第二・ その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第 特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計 第二十四条第三項において同じ。)に係 四半期 様式及び作成方法に関する規則 第二十三条の規定は、 (事業年度における最初の その旨及びその金額を注記 前項の場合

伞

兀

半

第二十二条

企業集団

(連結財務諸表提出会社及びその子会社

(連

第一

一十三条

企業集団

(連結財務諸表提出会社及びその子会社

(連

(連結貸借対照表等の記載方法)

連結貸借対照表等の記載方法

3 2

財務諸表等規則第百五十三条又は第一

一百四

十三条の規定は、

前

3

中

間

財務諸表等

Ď 用

語

様式及び作成方法に

関する規則

(昭

和

前項の場合に

いて準用する。

五十二年大蔵省令第三十八号)第七条の規定は、

項の場合について準用する。

第

算書

項にお 定の定めるところに準じて記載することができる。 ることが適当でないと認められるときは、 負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載す る場合 結 財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。 (次項に規定する場合を除く。 て同じ。 をいう。 の主たる事業が、)において、 第二章及び第三章の規 特定金融業であ その資産及び 次条第一

第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 おいて同じ。)の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。次条第二項に と 特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成す

[条を削る。]

記載することができる。

記載することができる。

記載することができる。

記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じてられるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じてられるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じている場所を記載することができる。

ろに準じて記載することができる。 負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるとこ表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。)の資産及び表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。)の資産及び持定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成す

2

(四半期連結貸借対照表等の記載方法)

第二十四条 う。 \Diamond が適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定 益及び費用を四半期連結財務諸表規則の規定により記載すること 社 に規定する場合を除く。 るところに準じて記載することができる。 (四半期連結財務諸表規則第二条第六号に規定する子会社をい)をいう。 企業集団 の主たる事業が、 (四半期連結財務諸表提出会社及びその子会)において、その資産及び負債並びに 特定金融業である場合 (次項 収

)を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社(算書(第二十六条において「四半期連結貸借対照表等」という。2 特定金融会社等が四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計

(中間連結貸借対照表等の記載方法

二十三条

企業集団

(第

種

中間連

結財

務諸

表提出会社又は第二

種中間連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。)の主たる種中間連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。)の主たる

2 場合は、 (次条に びに収益及び費用を第一 定金融会社等が 当該特定金融会社等及びその連結子会社の資産及び負債 お 中 -間連 中 間 「結貸借対照表等」 連 一章及び第三章の規定の定めるところに 結貸借対照表及び中間連結損益計算書 という。 を作成する

準じて記載することができる。

規定の定めるところに準じて記載することができる。う。)の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をい

- ければならない。
 期に係る四半期連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなて、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、第二・四半3 特定金融会社等の第二・四半期終了の日における貸付金につい
- いて準用する。 4 四半期連結財務諸表規則第二十八条の規定は、前項の場合につ

·間連結貸借対照表等の記載方法)

中

第二十五条 企業集団(中間連結財務諸表提出会社及びその子会社) 第二十五条 企業集団(中間連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

の定めるところに準じて記載することができる。 「一の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定 で作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社でいう。 で定めるところに準じて記載することができる。

た標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	対照表等若しくは中間連結貸借対照表等を提出しなければならな
た財務諸表、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表	、この府令の定めるところにより作成した財務諸表又は中間貸借
提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成し	照表等若しくは中間連結貸借対照表等の提出を求められた場合は
照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等の	書及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)又は中間貸借対
書及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)、四半期貸借対	、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算
、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算	第二十四条 特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表
第二十六条 特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表	(財務諸表等の提出)
[項を加える。]	準用する。
	金について第九条第一項各号に該当するものがあるときは、当該
	会社等の事業年度の開始の日から六月を経過する日における貸付
	する中間連結貸借対照表を作成する場合において、当該特定金融
[項を加える。]	3 特定金融会社等が連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定

(特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十七 条 特 定金融会社等の 開 示 に 関 はする内 閣 府 令 (平成十一 年大蔵省令第五十七号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

次 \mathcal{O} 表に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲げ うる規定の の傍線を付 した部 分をこれ に ·順 次対・ 応する改 正 後欄 に 掲げる 規 定

の傍線を付 L た部分のように改め、 改正 前 欄 及び 改正 後欄 に対応して掲げる対象規定は、 改 正 前 欄 に 掲 げ

る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動 Ĺ 改正前欄 に掲げる対象規定で改正 後欄にこれ に 対

応するものを掲げて **\ ない Ł のは、 これを削 り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないものは、これを加える。

第三条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)	を是出しようとする特定金融会社等(以下「届出書是出時定金融第三条)金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)
七 [同上] 規定する四半期報告書をいう。 原注第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に	六 [略]
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[号を削る。] [一〜五 略] を号に定めるところによる。
第二条 [同上] (定義)	第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該(定義)
(趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) 改 正 前 改 正 前	(趣旨) (趣旨) (趣旨) の時令の定めるところにより記載しなければならない で等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以 で等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以 で等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以 で等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号。以 で業内 で業内 の事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない の事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない の事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない の事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない の事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない

年度) 日 が より 届 証 会社等に係る次の 会社等」 出書に、 券報告書又は半 い記載し 事業年度開 0 という。 直前事業年度終了の なけ 当該 有価 ればならない。 始 各号に掲げ 後三月以 期 証 報告書を 0) 券届 うち 内 出 次の各号に掲げる事項を記載した有価 うる事 日に 書の 0 提 日 出 おける当該届出書提出特定金融 して 項 である場合には、 提 を、 出 日 V ない 当該各号に定める様式 の属する事業年度 者 は、 その直前事業 当 |該有 価 (その 証 に 券

5 五. 略

2 価 しようとする届出 証券届出書の 前 項の 規定により 様式 書提出 の 同 項に規定する事項を有価証券届出書に記載 区 特定金融会社等 分に応じ、 当該各号に定める箇所 は、 次の各号に掲げる有 に記 載 2

業の 状況 示 府令第二号様式 0 4 経営者に よる財 同 様式 の第二 政状態 部 経 営成績及びキャ 企業情報 0 第 事

業

 \mathcal{O}

状況

0

2

生産、

受注及び販売の

) 状況

しなければならない。

ユ フ 口 \mathcal{O} 状況の分析

三 その 開 開 示 示府令第一 府令第一 他 0 記載事 一号の二 一号の三 項 様式 一様式 同 同 様式 様 式 0 0 第一 第 部 部 証 証 券情 券情 報 報 \mathcal{O} 0 第 第

几 開 *業の 示 府令第一 状況の 号の 4 経 兀 営者によ 様 式 同 る財 様 式 政状態 0) 第 部 経営成績及びキ 企 業情 報 0 第2

その

他

(T)

記

武載事項

ユ フ 口 0 状況 の分析

五. 開 示 府令第 一号の 五. 様式 同 様式 0 第三 部 企業情報 \mathcal{O} 第

> は、 る事 号に定める様式により は、 証 出書提出 会社等」 券報告 業年 当該 その直前事業年度) 有価 という。 度 特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事 書、 (その日が事業年度開始後三月以内の 証 兀 券届出書に、 半 期 のうち次の各号に掲げる事項 報 記載しなければならない。 告書又は半期報告書を の直前事業年度終了の日 当該有価証券届出書の 提出してい を記載し に 日 提出 項 おける当該 である場合に を、 日 「の属す ない た有 当 該

者

5 五 同 上

同上

開 示 府令第一 一号様式 同様式の第二 部 企業情報の第2 事

その 開 示 他 府令第二 の記載事 一号の一 項 様式 同 様式 0 第 部 証 券情 報 0 第 3

三 開 示 他 府令第二号の三 の記載事項 様式 同 E 様式 0 第 部 証 券情 報 0 3

事業の状況の2 開 示 府 令第一 号 が四 生 産 様式 受注及び販売の状況 同 様式 0 第 部 企 業情 報 0

兀

その

五 開 示 府令第二号の 五様式 同 様式 0 第三 部 企 業情 報 0 第 2

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登	第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登
(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)	(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)
2 [同上]	2 [略]
を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。	定める様式により記載しなければならない。
該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項	提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に
合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当	直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書
属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場	度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その
していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の	は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年
を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出	を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者
特定金融会社等」という。)のうち前条第一項各号に掲げる事項	特定金融会社等」という。)のうち前条第一項各号に掲げる事項
録書を提出しようとする特定金融会社等(以下「発行登録書提出	録書を提出しようとする特定金融会社等(以下「発行登録書提出
第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登	第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登
(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)	(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)
	ッシュ・フローの状況の分析
	事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ
[号を加える。]	七 開示府令第二号の七様式 同様式の第三部 企業情報の第2
	ツシュ・フローの状況の分析
	事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ
[号を加える。]	六 開示府令第二号の六様式 同様式の第三部 企業情報の第2
	ッシュ・フローの状況の分析
事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況	事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ

合には、 は、 項 特 録 各号に定める様式により記載しなければならない。 該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、 属する事業年度 ぐを記載 定 追補書類を提出しようとする特定金融会社等 金融会社等」 T該発 その した有価証券報告書又は 行登録追補書類に、 直前事業年 (その という。 日が事業年度開始後三月以内 度) のうち第三条第一 \mathcal{O} 当該発行登録追補書 直 一前事 半期 業年度終了 報告書を提出 項各号に掲げる事 (以下「発行登録 0 してい 日における当 の日である場 類 の提 ない 出 当該 日 者 0

2 載 載 行 登録追補書類の様式の しようとする発行登録特定金融会社 前 なければならない。 項 \mathcal{O} 規定により 同項に規定する事項を発行登録追補書類に記 区分に応じ、 当該各号に定める箇所に 等は、 次の各号に掲げる発 2

開 示府令第十二号様式 同 様 式 0 第 部 証 券情 報 0 第

略

その

他の

記載事項

貸付金残高 0 内 訳等 の有価証券報告書に おける開 示

第六条 略

2 価 しようとする報告書提出特定金融会社等 証券報告書の 前 項の規定により 様式の 同 区 項 に規定する事 分に応じ、 当該各号に定める箇所に記載 項 、は、 を 有 次の各号に掲げる有 価 証 券報告書に記載

しなけ

ればならない。

る事 0) 内 書 出 項 特 録 I し て い 日 0 類 を記載した有価証券報告書、 定金融会社等」 追 の提 項 における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲 日 補書類を提出しようとする特定金融会社等 んを である場合には、 出 ない者は、 日の属する事業年度 当該各号に定める様式により記載しなければならな という。 当該発行登録追補書類に、 その直前事業年 のうち第三条第一 四半期報告書又は (その日が事業年度開始後三月以 度) 0) 当該発行登録追 項各号に掲げる事 直 (以 下 前事業年度終了 半期報告書を提 「発行 登 補

11

同 上

その他の記 開 示府令第十二号様式 項 同様式 (T) 第 部 証 一券情 報 0 第 3

同上

第六条 同上

、貸付金残高の

内 一訳等

 \dot{O}

有価証券報告書における開示

2 [同上]

業の 開 状況 示府令第三号様式 の 4 経営者による財 の分析 同 様式 政状態、 \mathcal{O} 第 部 経営成績及びキャッシ 企 業情報 10 第 2 事 業の状況の2 開

開 業の状況の4 示府令第三号の二様式 経営者による財政状態 同 様式の 第一 部 経営成績及びキャ 企業情報の第2

フロ

-の状況

シ ユ フ 口 \mathcal{O} 状況の分析

三 業の 開 状況 示府令第四号様式 経営者に よる財 同 様式 政 0) 状 第 態 部 経 営 企 業情 成績及びキャッ 報 \mathcal{O} 第 2 事

フロ

]

 \mathcal{O}

状況の分析

[条を削る。

示府令第三号様式 生産、 受注及び販売の状況 同様式の第一 部 企業情 報 0 第 2

事

開示府令第三号の二様式 同様式の第一 部 企業情報 0

事業の状況の2 生産 受注及び販売の状況

三 業の 開 状況の2 示府令第四号様式 産 受注 同様式の第 及び販売の状況 部 企業情報の第2 事

(貸付金残高 の内訳等の第二・ 四半期に係る四半期報告書にお け

る開 売

第七条 半期報告書を提出すべき特定金融会社等 各号に定める様式により記載しなければならない。 出 期報告書に、 ける最初の四半期の 出 .特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、 「特定金融会社等」という。 金融商品 第二・四半期終了の日における当該四半期報告書提 取引法第二十四条の四の七第一 次の四半期をいう。 は、 第二・四半期 以下同じ。 。 以 下 項の規定により 「四半期報告書提 (事業年度にお) に係る四 当該 匝

は、

2

第七条 2 三 け 期報告書の様式の うとする半期報告書提出特定金融会社等は、 係る事業年度の 融会社等」 報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一 告書を提出すべき特定金融会社等 不良 (貸付金残高 業の ればならない。 前 開 開 開示府令第四号の三様式 項の 業の ュ • 債権の フ · 業 の 該各号に定める様式により記載しなければならない。 状 示府令第五号の二様式 示 金融商品取引法第二十四条の 口 規定により 府令第五号様 況 状況の フロ 状況の2 という。 状況 の状況の分析 の内訳等 3 開始の] 2 0 0 区分に応じ、 経営者に 有 状況の分析 同項に規定する事項を半期報告書に記載 は、 価 経営成績等の 式 経営者に 日から六月を経過する日における当該半期 の半期報告書における開 証 当該半 券届出書に よる財 同 様 よる財 式 当該各号に定める箇所に記載 同 司 様式の 政状 期報告書に、 様 0 (以 下 概 式 第 五. おけ 政状態、 第一 0 態 第一 第 部 「半期報告書提出特定金 る開 経営 項の規定により半期報 項各号に掲げる事 部 企 部 次の各号に掲げる半 示 示 業情 成績及びキャ 経営成績及びキャ 当該半期報告書に 企業情 企業情報の 報 0 第2 報 0 第2 第2 じよ 事 項 第八条 2 _ を、 報告書提出特定 係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期 融会社等」という。 告書を提出すべき特定金融会社等 らない。 [号を加える。 (不良債権の **貸付金残高の内訳等の半期報告書における開** 同上 当該各号に定める様式により記載しなければならない。 開 0 開 事業の状況の 示 状況の2 示府令第五号様式 金融商品 府令第 が状況の 五号の一 金融会社等に係る第三条第 取引法第二十四条の五第 生産、 2 有 価 生 は、 証 産 一様式 受注及び 券届 同様式 当該半期報告書に、 受注及び販売の状況 出書における開示 同 り販売の 様式 0 (以 下 第一 0 第 部 「半期報告書提出 項の規定により半期 項 部 企業情報の 示 当該半期 各号に掲げる事 企業情 第 2 報 報告書に

0

事

特定

項

結包! 書に含ま 第 借 項 各号に該当 整 八 属 れるもの 結 三条第 0 証 口 益計算書及び 表 条 同 する事業年 な 財 資 法 状 券報告 1 対 理 た半 が照表、 以下 務 本等 括 況を 表 0 種 第 計算書及び 第 利 諸 中 下 関 届 を 変 書又は は、 項 れるもの 間 第 益 表 期 注 す 出 「不良 「会計 損益計 動計 「する貸付金 る内 書提 号 計 財 報 兀 記 又は Ď 中 度 中 規 号 算 有 務 条 は債権の [府令] 閣 定によ 会計 書 間 算書及 書 間 た 附 諸 価 0 0 出 (その 及び キャ 第 以 連 算 府令 証 中 を 第 表 属 特 $\overline{\mathbf{H}}$ 含ま 書、 明 券 下 定 欄 結 第 府 ッシ とい 届 り 号 び 中 同 中 貸 5 種 令 細 状 日 金 伞 (以下 不良 中間 第 表をい 株主 況 出 ľ 間 借 れ 中 融 が 掲 0 間 項 . う。 会社 事 書 る ユ 間 げ 連 対 以 中 貸 0 成 に、 結キ 資本等変動 という。 + 業 照 債 欄 丰 借 ŧ 財 +る 下 表 示不 に掲 を フ . う。 年 事 表 権 同 ヤ 対 \mathcal{O} 0 務 等 記載し ッシ ·度開 当 ľ 条第 第 項 ヤ 0 照 を 第 口 諸 良 年 0 該 ッシ 中 状 げ 表 以 債 九条 総 うち を 表 始 有 記 間 況 ユ ئ ر 号 計 下 理 る 権 中 を注記 た半期 後三 ュ 連結 を注 第一 価 若しく 事 中 0 算書であって金融 項 同 計 府 特 載 ľ لح 証 項 フ 間 以 中 間 0 算 令 定 貸借 券届 書、 月 た フ 損 記 を 口 損 下 規 1 項 金 欄 . う。 の規定 した 以 報告書を提出 半 口 益 は 記 1 益 同 定 大蔵省令第三 融 たにより を記 た財 会社 会計 対照 キ 内 出 期 計 載 計 計 掲 0 書 報告書に含ま 計 算 第 算書で 算 げ ヤ た半 たにより 日で 務諸 る事 に関する事 \mathcal{O} 算書であ 書 府令第一 書 表 載 ツ 等 提出 若 した 種 不 \mathcal{O} あ あ 期 商品 良 会計 しく 中 中 中 項 中 ユ 表 でを記 十二 崩 る場 報 間 債 間 間 同 日 0 有 (貸 告 取 権 連 連 株 項 \mathcal{O} 損 価 フ \mathcal{O}

第 各号 号。 合に 良債 九 V 財 借 整 れ 該 属 益 状 証 口 項 L を た 四 照 す 計 計 期 務 ょ V 況 理 条 ば 届 な 券] 対 (以 下 には、 んる事 なら 計算 に 1 算 算 権 連 諸 ŋ う。 報 照 出 表 を 以 に 者 書 表、 書 書 \mathcal{O} 半 注 告 該 下 関 結 表 不 届 その 業年 は、 状況 当する貸付 する内 を 期 丰 兀 書 記した第二・ 出 以 「会計: 「不良債権の状況」 報告 四 債 及び 出 中 ヤ 下 半 損 書 11 う。 会計 提 特 直 度 有 間 を注記した中間財務諸表 ツシュ・ 半 権 期 益計算書、 同 附属明 府令」 一書又は 損 閣 定 前 価 株 期 出 の状況 (その 主資 金融 連 益計 特定 事業年度) 証 以 府 府 結貸借 券届出書に、 下 令 金 令 フロ とい 会社等に係 同じ。 本等変動計算書及び 会計 算書及び四半期キャッシュ 四半期に係る四半期財 日 を注記 若しくは会計 第 細 金融会社等 平 (以下 が事業年 株主資本等変動計算書、 表をいう。 、 う。 府令第 1対照表、 成 1 +という。 十一 \mathcal{O} 計算書を した第 「不良債 条第 を記載し 直 第九 る不 前事 度 当該有価証 年 0 <u>十</u> -総理 うち 開 兀 府令第一 以下同じ。 業年 条第一 始 良 権」 いう。 半 項 (中間 た半 特定 一条第 を注記し 債 期 後三 兀 府令 0 とい 度 中 連 一半期に 権 規 貸借 以下 終了 間 結損 務諸 \mathcal{O} 券届 期 定によ 項 金 月 、 う。 业融会社 キャ 以 報告書を提 項 应 Ó 状 大蔵省令 対照 係 を記 た財 況 内 同 丰 規 \mathcal{O} 出 0 益計算 表 条 書の る四 フロ 定に 第 ツシュ ŋ ヤ 日 0 規 回 ・ツシ 務諸 に関 不良 表 定により 載 · 等 に 日 より 第三 で 提 書 半 項 半 Ĺ 0 お 1 及び -期貸 た有 する 会計 を 出 出 ・フ 期 債 け あ 中 計 ユ 表 0 る 間 記 連 同 日 規 権 口 損 不 兀 定 借

事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2ッシュ・フローの状況の分析 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ	四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2その他の記載事項	三 開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第4その他の記載事項	二 開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第4ュ・フローの状況の分析	業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシー 関元所令第二号核党 同核党の第二音 企業情報の第二 事	下行令第二号兼式 司兼弋の第二部 全巻青根の第に記載しなければならない。	掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定	届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各	3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券	2 [略]	ればならない。	該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなけ合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当
	五	四	三	<u> </u>		_			3	2		
[号を加える。] 生産、受注及び販売の状況	開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況	二号の四様式載事項	開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第3その他の記載事項	開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3	業の状況の2 生産、受注及び販売の状況	守今 育二子兼弋 一司兼弋の育二羽			[同上]	[同上]		

ユ フ 口 0 状況 の分析

七 ツシュ・ 開 業 示 府令 フ 状況 口 第 0) 二号 0 4 状況の分析 Ď 経 七 営者に 様式 ょ 同 る財 様式 政状態、 0 第三 部 経営成績及びキャ 企業情 報 \mathcal{O} 第

(不良債権の 状況 0) 発行登録書における開 示

第九条 合には、 項の 該 提 価 属する事業年度 諸 い況を注記 発行 出してい 表若しく の状況を注記した第 証 規定により 券報告書又は会計 登 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第 その 録書提出特 ない は会計 直 た第 不良債 一前事 · 者は、 (その 府 定 業 令 種 権の 金融会社等 年 日 第 中 府令第一 発行登録書に、 度) が事 -間連 種 十三条第三 中 状況を注記した財務諸表を記載 業年度開 間 0 結 財 \mp 直 財 に係る不良債権の状況を記載 務諸 務諸 前 条第一 事 業年度終了 当該発行登録書の提出日 項 表若しくは第一 始後三月以内の日である場 表を記載 0 項 規 定 の規定により不良債 した半期報告書を に より 0 日における当 一種中 不良 債権 -間財 した有 . の 務 \mathcal{O}

2 3 略

な

け

れ

ば

ならない。

第十条 (不良債 発 権の 行 登 状況 録特定金融会社等 の発行登録追補書類に 0 うち会計 おける開 府令第九条第 示 項

 \mathcal{O}

規

第

発行

[号を加える。

、不良債権の が状況の 発行 登録 書における開

第十条 は、 \ \ \ 出 又は 価 項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸 前 記 計 \mathcal{O} (その 府令 特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなけ 事 状況を注記した第二・ 証 業年 会計 た中間財務諸 券報告書、 発行登録書に、 四半期 第一 日 発行登録書提出 度) · が 事 府令第一 + 業年度開 に係る四半期連結財務諸表を記 \mathcal{O} 兀 [条第三 会計 直前事業年度終了の 一十二条第二 表を記載した半期報告書を提出していない 府令第二十一条第二項の 当 項 始後三月以内の 特定金融会社等のうち会計府令第九条第 該 四半期に係る四半期財 \mathcal{O} 発行登録書 規定に 項の 規定により より 日における当該 の提 不良 日である場合には、 出 債 日 載し 権の 不良 規定により不良債 0 務諸 属する事業年 た 四 債 表を記載した有 状況を 発行 権の 表若しくは 半期 ればなら 状況 登 注 その 報 記 書提 を注 直 度 者 権

2 3 同 Ŀ

十一条 不良債 権 0 状況の 登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第 発行 登録追補 書類における開 示

項 0

584

ける当該発行登録特定金融会社等 ある場合には、 出 てい 注記 報告書又は会計 定により不良債 日の を注記 した第 は会計さ ない者は、 属する事 した第 府 種 令 その直 業年度 権 中間連 発行登録 第 府令第一 種 0 状況 中 十三条第三 前事業年 結財務諸表を記載した半期報告書を提出 間 (その日が事業年度開始後三月以内の 追補 + を注 財 務 書類に、 条第一 諸 記 度) 項 表若しくは第一 した財務諸 に係る不良債権の状況を記載 0 0 規 項 直 当該発行 定 0 前 15 規定により 事業年度終了の ょ 表を記載した有価証 ŋ 一種中間財務諸表若 登録追補書類の 不良債 不良債 権 り日にお 状況を 権 一日で \mathcal{O} 状 提 券

2 る 債 権 0) 八 条第二 状 況 を発行登録追補書類に記載する場合に 項の規定は、 前項の規定により同項に規定する不良 0 1 て準 用す

な

け

れ

ば

なら

ない。

3 号に掲げる発行登録追 8 追 る箇所に記載しなければならない 補 第 書 類に記載しようとする発行登録 項 0 規定により **逆補書類** 同項に規定する不良債 の様式 の区分に応じ、 特定金融会社等は、 権 の状況を発行 当該各号に定 次の 登録 3

その 開 他の 示府令第十二 記載事項 様式 同 様式 0 第 部 証 券情 報 0 第4

| [略

その 発行 は会計 業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、 録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならな 令 券 規定により不良債権 した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は 況 第二 報告 を注記した第二・ 直 四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又 登録追補書類に、 書 前事業年度) 府 + 令第二 应 会計 条第三 + 府令第二十 項 一条第 四半期に係る四半期 の直前事業年度終了の日における当該発行 の状況を注記 0 当該発行登録追補書類の提出 規定により不良 二項 の規定により 条第二項の した財務諸表を記載した有価 債 、財務諸表若しくは会計 規定により不良債 権 不良債 (T) 状況を注記 権の 日の属する事 状況を注 した第 権 0 状

る。 債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する 第九条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良

3 [同上]

その他の記載事項 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報

の 第 3

二 [同上]

		備考 表中の [] の記載は注記である。
頁、第5条第1項、第6条第[同左]	別紙様式第5号(第3条第1項、第4条第1項、 1項、 <u>第7条第1項、第8条第1項</u> 関係)	別紙様式第5号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係) [略]
頁、第5条第1項、第6条第 [同左]	別紙様式第4号(第3条第1項、第4条第1項、 1項、第7条第1項、第8条第1項関係)	別紙様式第4号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係) [略]
頁、第5条第1項、第6条第 [同左]	別紙様式第3号(第3条第1項、第4条第1項、 1項、 <u>第7条第1項、第8条第1項</u> 関係)	別紙様式第3号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第 1項、 <u>第7条第1項</u> 関係) [略]
頁、第 5 条第 1 項、第 6 条第 [同左]	別紙様式第2号(第3条第1項、第4条第1項、 1項、 <u>第7条第1項、第8条第1項</u> 関係)	別紙様式第2号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第 <u>6条第1項</u> 関係) [略]
頁、第5条第1項、第6条第 [同左]	別紙様式第1号(第3条第1項、第4条第1項、 1項、第7条第1項、第8条第1項関係)	別紙様式第1号(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項関係) [略]

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 金 融 商品 取 引業等に関 する内閣 府令 (平成十九年内閣府令第五十二号) の 一 部を次のように改正

する。

次の 表により、 改 正 前 欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれ に順次対応する改 Ī 後欄 に 掲げる 規定

の傍線を付 した部分のように改め、 改正 前欄 及び 改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 改正 前 欄 に 掲 げ

る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動 Ĺ 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれ に対

応するものを掲げていないものは、これを削る。

一 [略] 一 [(親会社等となる者)	ことができる。	の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数)とする	券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他	の項において同じ。)に記載された総株主等の議決権の数(有価証	又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下こ	有価証券報告書等(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書	、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の	定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数とする。ただし	こととなった日の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規	第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。)を保有する	2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権(法	第三十七条 [略]	(対象議決権保有届出書の記載事項等)	改 正 後
第三十八条の三 [同上]	(親会社等となる者)	載内容により計算された総株主等の議決権の数)とすることができ	が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記	て同じ。)に記載された総株主等の議決権の数(有価証券報告書等	十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項におい	、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二	有価証券報告書等(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書	、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の	定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数とする。ただし	こととなった日の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規	第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。) を保有する	2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権(法	第三十七条 [同上]	(対象議決権保有届出書の記載事項等)	改正前

ているもの
計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われ規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。)において、財務関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第三百十二条に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第三百十二条に

と同様に取り扱われているもの) において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものる規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。三 修正国際基準 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す

四

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は

、次に掲げる行為とする。

[一~二十四の五 略]

いるもの 算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われて 算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われて 定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。) において、財務計関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号) 第九十三条に規

指定国際会計基準

(連結財務諸表の用語、

様式及び作成方法に

同様に取り扱われているものにおいて、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものとる規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。)三 修正国際基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す

四 [同上]

(禁止行為)

第百十七条 [同上]

[一~二十四の五 同上]

二十五 [同上]

仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、 託を行う登録金融機関、 を行うこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行 の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為 又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託 価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場 した場合を除く。)。 かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委 金融商品仲介業者若しくは金融サービス かつ、当該文書の交付を

[号の細分を削る。]

ハ~へ 略

記載されたもの イからへまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で

略

[二十六~五十 略

(特定投資家向け有価証券取引契約等

第百二十五条の六 略

法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は

次に掲げる事項とする。

特定投資家向け有価証券の発行者は、

法に別段の定めがある場

同上

る場合を含む。)に規定する外国会社四半期報告書 法第二十四条の四の七第六項(法第二十七条において準用す

ニ〜ト 同上

チ イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で

記載されたもの

[同上]

[二十六~五十 同上

同上

第百二十五条の六 (特定投資家向け有価証券取引契約等)

2 同上

特定投資家向け有価証券の発行者は、 法に別段の定めがある場

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該	4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該
3 [同上]	3 [略]
認を必要とする理由	
六 令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承	六 特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由
五 [同上]	五[略]
	受けようとする期間
認を受けようとする期間	う。第六号及び第四項において同じ。) の提出に関し当該承認を
四 令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承	四 特定書類(令第十七条の二の三第一項に規定する特定書類をい
[一~三 同上]	[一~三 略]
	ければならない。
	は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しな
	、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認を受けようとするとき
	この節において同じ。)が外国会社である特別金融商品取引業者は
2 [同上]	2 親会社(法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下
載した書類とする。	載する書類とする。
めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記	めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記
第二百八条の三 令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定	第二百八条の三 令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定
	記載する書類等)
(届出日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等	(届出日から起算して一月以内に記載することが困難である事項を
[二~四 同上]	[二~四 略]
類を提出する義務を負わないこと。	類を提出する義務を負わないこと。
合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書	合を除き、法第二十五条第一項第三号から第八号までに掲げる書

やむを得ない理由により、 特別金融商品取引業者が、 を提出することができないと認められるときは、 項ただし書の承認をするものとする。 当該親会社の本国の法令又は慣行その他 届出日から起算して三月以内に特定書類 令第十七条の二の

記載することが困難である事項を記載する書類等)(届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に

第二百八条の七 [略]

る書類等)
(四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載す

事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない二の三第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる2 親会社が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の

□ 〜三 略

けようとする期間 う。次号及び第四項において同じ。) の提出に関し当該承認を受四 特定書類(令第十七条の二の三第三項に規定する特定書類をい

五 特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

られるときは、同項ただし書の承認をするものとする。条の二の三第一項に規定する書類を提出することができないと認めやむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に令第十七特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他

提出することが困難である書類等)(届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に

第二百八条の七 [同上]

(四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等)

した書類とする。
定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載第二百八条の十一 令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で

2 同上

二~三 同上]

認を受けようとする期間 四 令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承

五 令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承

5

略

開始後三月以内(直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当 する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ やむを得ない理由により、 特別金融商品取引業者が、 日である場合にあっては、 該承認を受けている場合にあっては、 れるときは、 令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。 一項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属す 金融庁長官は、 半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、 経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認めら 当該申請のあった日の属する四半期 第二項の承認の申請があった場合において、 四半期 当該親会社の本国の法令又は慣行その他 その直前四半期) (法第四十六条の六第三項に規定 当該承認を受けた期間内) から当該申請に係る第 (その日が四半期 当該 0) 4

認を必要とする理

3 同上

4 3

略

半期) 係る当該書類につい 更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に 当該承認を受けた期間内) の属する四半期(その日が四半期開始後三月以内 提出することができないと認められるときは、 する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ やむを得ない理由により、 特別金融商品取引業者が、 をするものとする。 る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては 金融庁長官は、 経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変 第二項の承認の申請があった場合において、 て、 令第十七条の二の三第三項ただし書の承認 四半期 当該親会社の本国の法令又は慣行その他 の日である場合にあっては、 (法第四十六条の六第三項に規定 当該申請のあった日 (直前四半期に係 その 直前 当該

同上

5

別紙様式第十七号の三 (第二百八条の五第二号、 第二百八条の十第一項第二号関

(日本産業規格 A 4)

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

併 田 田 米 ろ 日から

伻 田 日掘出

超品

所在地

代表者の役職氏名

园

翆

(注意事項)

[1~3 點]

(注意事項) $[1\sim5]$

4 最終親会社及びその子法人等の経理の状況

园

2 添付することができる 財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結 <u>これ</u>に類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆 の規則を含む。以下この様式において同じ。)に基づいて、最終親会社の有 <u>価証券報告書</u>(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。)その他 法又は外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者

業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国 当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事

> 別紙様式第十七号の三 (第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関

(日本産業規格 A 4)

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

仲 耳 旦 日 ま う 日から

伻 田

日掘出

超出

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

[1~5 同左]

(注意事項)

[1~3 同左]

[同左]

<u>1</u> [同左]

2 の規則を含む。以下この様式において同じ。)に基づいて、最終親会社の四 類を添付することができる。 連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書 公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は 他これらに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が 有価証券報告書 半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。 法又は外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者 (法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。) その

業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国 また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事

いう。)における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等 の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書(法第24条の5第1項に規定す に関する書類を添付することができる。 半期(事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間を おける最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む 企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期に る半期報告書をいう。)その他これに類する最終親会社及びその子法人等の

 $[(3)\sim(5)$

园

_Ω

表中の の記載は注記である。

> いう。)における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等 半期(事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間を おける最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書(法第24条の5第1項に規定す 企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期に る半期報告書をいう。)その他これに類する最終親会社及びその子法人等の に関する書類を添付することができる。

同左]

 $[(3)\sim(5)$

S

[同左]

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 金融商品取引所等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十四号) の一部を次のように改正

する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

4 金融商品取引所持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において 期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれ 書類を金融庁長官に提出しなければならない。 らに準ずる書面	[2・3 略]	第百十三条 [略]	(金融商品取引所持株会社の提出書類)	[5~8略]			らに準ずる書面	一 期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれ	書類を金融庁長官に提出しなければならない。	て承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該	4 金融商品取引所は、次に掲げる書類を理事会又は取締役会におい	[2・3 略]	第百十二条 [略]	(金融商品取引所の提出書類)	改正後
場会社等にあっては、各四半期末)における貸借対照表及び損益ー 期末及び中間期末(法第二十四条の四の七第一項に規定する上一日上]	[2・3 同上]	第百十三条 [同上]	(金融商品取引所持株会社の提出書類)	[5~8 同上]	二[同上]	計算書又はこれらに準ずる書面	場会社等にあっては、各四半期末)における貸借対照表及び損益	・ 別末及び中間期末(法第二十四条の四の七第一項に規定する上		II/A	4 [同上]	[2・3 同上]	第百十二条 [同上]	(金融商品取引所の提出書類)	改正前

	計算書又はこれらに準ずる書面
二 [略]	二 [同上]
5 [略]	5 [同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二十条 有価証券の取引等の 規制に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十九号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄 に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
行済株式の総数又は発行済口数)とすることができる。	
あっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発	算された発行済株式の総数又は発行済口数)とすることができる。
総数又は発行済口数(有価証券報告書等が提出されていない場合に	ない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計
書をいう。以下この項において同じ。)に記載された発行済株式の	行済株式の総数又は発行済口数(有価証券報告書等が提出されてい
する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告	る半期報告書をいう。以下この項において同じ。) に記載された発
項に規定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定	項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定す
、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等(法第二十四条第一	、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等(法第二十四条第一
当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には	当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には
の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、	の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、
3 第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号	3 第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号
2 [同上]	2 [略]
第十五条の三 [同上]	第十五条の三 [略]
(金融商品取引所等へ提供する残高情報)	(金融商品取引所等へ提供する残高情報)
改正前	改正後

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二十一 条 金 融サー ピ ス 仲介業者等に関する内 閣 府令 (令和三年内閣 府令第三十五号) \mathcal{O} __ 部を次のよう

に改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 Ē 前 欄 に 掲げ る規定の傍線を付した部分をこれ に対応する改 正 後欄 に · 掲 げ る規定 \mathcal{O} 傍

線を付 した部分のように改め、 改 正 前 欄及 Ű 改 Ī 後欄 に対応して掲げる対象規定は、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対

象規定を改正後欄 に掲げる対象規定として移動 改正 前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応す

るものを掲げていないものは、これを削る。

[号の細分を削る。] [イ・ロ 略]	サミンは最合とは、。と。 前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと(当該行為の日	は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該含む。以下この号において同じ。)をしないで買付けの媒介又	り記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の十六 顧客に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語によ	[一~十五 略]	で定める行為は、次に掲げる行為とする。おける準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令	において単に「特定金融サービス契約」という。)である場合に金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約(第一号	第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預	(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)	改 正 後
期報告書条において準用する場合を含む。)に規定する外国会社四半外 金融商品取引法第二十四条の四の七第六項(同法第二十七[イ・ロ 同上]			十六 [同上]	[一~十五 同上]			第百十一条 [同上]	(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)	改 正 前

備考 表中の [] の記載は注記である。	[2・3 略]	[十七~二十六 略]	チ [略]	で記載されたもの	ト イからへまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語	ハ〜へ [略]
	[2・3 同上]	[十七~二十六 同上]	ツ [同上]	で記載されたもの	チ イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語	<u> </u>

附則

(施行期日)

第 条 この 府令は、 令 和 六 年 匝 月 日 か 5 施 行 ける。

第二条 次に掲げる府令は、廃止する。

中

間

財

務

諸

表

等

 \mathcal{O}

用

語、

様

式

及

び

作

成

方

法

に

関

でする

規

則

等

 \mathcal{O}

廃

止

中 間 財 務諸 表等 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び作成方法に関する規則 (昭 和 五. 十二年大蔵省令第三十八号)

中 間 連 結 財 | 務諸 表 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び 作 成 方法に 関 する規則 則 平 成十一 年 大蔵 省令第二十四号)

三 几 半 期 財 務 諸 表 等 \mathcal{O} 用 語 様式 及 び作 成 方法 に 関 す る規 則 平 成 + 九 年 内 閣 府令第六十三号)

兀 兀 半 期 連 結 財 務 諸 表 \mathcal{O} 用 語 様 式 及 び 作 成 方 法に 関 す Ź 規則 平 成 + 九 年 内 閣 府 令第六十四号)

中 間 財 務 諸 表 等 \mathcal{O} 用 語、 様 式 及 び 作 -成方法 に 関 す る 規 則 等 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 う経 過 措 置

第三条 金 融 商 品品 取 引法 等 Ò 部を改 Ē する法律 (以 下 改 正 法 という。 附 則 第二条第一項若しく は 第

一項若, しく は 第三条第一 項又はこの 附 則 \mathcal{O} 規定によりな お 従前 \mathcal{O} 例 によることとされる場合に お け る 前 条

規定によ る廃・ 止 前 \mathcal{O} 同 条各号に掲げる府令に定める財 務計算に関 する書類 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び作成方法に

 \mathcal{O}

ついては、なお従前の例による。

企 業 内 容 等 \dot{O} 開 示 に 関 す る内 閣 府 令の一 部 改 Ē に伴う経 過

第四 条 この 府 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 下 施 行 日 とい う。 前 に 改 正 法 第 条 \mathcal{O} 規 定に よる改 Ē 前 \mathcal{O} 金 融 商 品品

措

置

取 引 法 昭 和二 十三年 法 律 第二十 五. 号。 以 下 一旧 金 融 商 品 取 引法」 という。 第二十四 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 七 第 項

若しく は第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 により 应 半 期 報告書 (同 条第 項に 規定する四半 期報告書をいう。 以 下 同 ľ を

提 出 Ļ 又は 改 公正法附: 則第二条第 項の 規定により施 行 日 以後に四 半 期 報告書を提出する者につ , γ) て は

第一 条 の規 定による改 正 後 \mathcal{O} 企業内容等 \mathcal{O} 開 示 に 関 する内 閣 府令 (以 下 新 開 示 府令」 という。 第十 条

第 項第三号、 第十二 兀 条 \mathcal{O} 几 第 項 第 号、 第十 匝 \mathcal{O} + -第一 項 第 一 号 並 び に 第十四 条 Ď 十三第 項 第

号及び: 第三号 \mathcal{O} 規 定 並 び に 新 開 示 府令第一 二号 の 二 様 式、 第二号 の三 様 式 第七 号 **の** 二 様 式 第七 号 の 三

様式、 第十 号様式 か ら第十 号 の 二 <u>ー</u>の ニ 一様式 えまで、 第十二号様式、 第十二号 <u>め</u> 二 様式、 第十 兀 号 様 式

第十 ·四号の四 様 式 及び第十五号様 式 は、 施 行 日 以 6後最初 E 有価 証券報告書を提出 L た 時 'から適日 用 施 行

日 以 後最 初 に · 有価 証 券報告書を提 出 するまでは、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。

新 開 示 府 令第二号様式、 第一 二号の 匹 様式 から第二号の Ł 様式まで、 第七号様式及び第七号の)四様式: は、

2

事 度に 有 価 業 牟 係 証 度に 券届 るも 係 \mathcal{O} 出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸 で る 財 あ る場 務 諸 合に 表 が 同 お ける当該 日 前 に 終了 有 L 価 た 証 券届 事 業 牟 出 書 に に 係 つ 表が令和六年三月三十一日以後に終了する事 るものであ **(**) て適 用 Ļ る場合に 有 価 証 お 券 け 届 る当 出 書 該 に 記 有 載 価 すべ 証 券 き最 届 業年 出 近 書

に

0

7

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

3 係 有 を除く。 ぶる同 価 第一 証 項に 券報 項 \mathcal{O} 告書 半 は、 規定する者については、 期 施行 を提 報告書を含む。 出 日 するまでは、 以後最初に有 以下この 価 前 なお 項の 証 頃に 券報告書 従 前 規定にかかわらず、 おい \mathcal{O} 例 て同い による。 (改正法附則第三条第二項の四半 ľ を提出した時 同項に規定する様式 から適同 用 -期が Ļ (次項に規定する 属 施 はする事 行 日 以 業年 後最 度に Ł 初 E \mathcal{O}

4 項 \mathcal{O} \hat{O} 兀 有 規定 様 日 価 式 ま 証 にこ 記 で 券 届 載 カン \mathcal{O} Ŀ 間 かわらず、 出 に終了 書に の注意(12) 記 載 L 当該 分べ た事 ただし書に規定する提出 最近 き最 業年 事 度に係る 近 業年度の次 事 業年 度に ŧ 0 \mathcal{O} で 係 I期間, 事 あ る財 業年 る場 で経過が 務 一度に 合に 諸 表 した時 おける中間 おける当該 が · 令 和 カゝ 五. 5 年十二月三十一日 会計 有 同 価 期間 様式及び新開 証 游届· 終了後新 出 書 12 か 開 5 示府令第二号の 0 令 () 示 府令第二号 7 和 六 は 年 第二 月

七

様

式

を適

用する。

5 様 る内 まで F7 ま ななれ 式 で 有 記 0 閣 \mathcal{O} 価 載上 間 \mathcal{N} 府令 規 証 定 選 海 届 舥 に の注 終了 によ ယ (以下こ 出 |半期連; 意(61)ただし ŋ [書に記載すべ L た事業年 な お \mathcal{O} 箔 項 従 会計期間」 前 に -度に係る 書 お \mathcal{O} き最ら c 及び 例 1 7 によることとされる第 るものである場合に 近事業年度に係る財務諸 旧 とあるのは 第二号 開 示 府令」 Ō 兀 様 「当該次の連 という。) 式 記載上 お 条 け る当該立 の注意(12)ただし書 \mathcal{O} 表が令和五年 規定 結会計年 \mathcal{O} 規 に 有 定 \mathcal{O} ょ 価 いる改正 展におけ 適 証 券 九月三十日から同年 用 届 に c 中 出 0 前 書 B 1 \mathcal{O} 舥 に て 企 係る Ж, 0 は、 業内 該次の連 四半期連 第 旧 容 等 開 項 十二月三十日 \mathcal{O} 示 澔 箈 か 府 開 令 伙 会区 5 示 :計年, 1 第三 第 に 整 関 項 팶 承 す

び に は 第七 (74)Щ÷ b 契 号様 (c)旧 次の 開 第二 式 示 <u></u> 記 府 号の二 ⋇ 載 令第二号様式 上 併 承 \mathcal{O} 注 様 Ñ 式 ## ## ## 意 記 (52)7記載. 載 \mathcal{N} b (c) 上 舥 上 及 \mathcal{O} \mathcal{O} T 注 \mathcal{O} 注意 半期 意 (2) c (c) 会計期 中 (68)d (c)ただし書 「当該次の事業年度におけ 及び е とし、 c, (c)並 び 第二号の四 に第二号 旧 開 示 府 様 \mathcal{O} 令第二号 式 兀 \mathcal{W} /記載上 徭 様 式 ω 記 様 77 載 式 # 0) 注意 撫 上 記 |会計期| 載 0 注 上 (17)ただ 意 \mathcal{O} 遇 注 (16)b 意 とあ 書 (c)(66)及 С b び る 並 (c) (21)及 \mathcal{O} び

6 新 開 示 府 令第三号様式 から第四 号様式まで、 第八号様式及び第九号様 武は、 施行 日以後に開 が対る 対 事 業

b

(c)

 \mathcal{O}

規定

は、

適

用

L

な

年度 改 Î 法附則第三条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 兀 半 期が 属する事 業年度を含む。 に係る有 価 証 券報告 書に つい 7 適用

し、 施 行 日 前 に 開 始 した事 業年度 (当該四半期が 属する事業年度を除く。) に係る有価 証券報告書に つい

ては、なお従前の例による。

第五 条 第 $\dot{+}$ 条 \mathcal{O} 規 定 による改 正 前 0 財務 諸 表等 Ö, 監 査 証 明に関 す る内 . 閣府 令第三条第 項 0 四半 期 ピ

ユ] 報 告書 に 係 る新 開 示 府令 第十 九 条第二 一項第九 号 \bigcirc 兀 0 規定の 適 用 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

2 新 開 示府 令第十 九条第二 項第十二号の二及び第十二号の三の規定は、 令和七年三月三十一日 まで 0 間 は

、適用しない。

3 新 開 示 府 令第十九条第二 項第十二号の二及び第十二号の三の 規定は、 この府令 \mathcal{O} 施行 前 に締 結され、 たこ

れ 5 \mathcal{O} 規定 に規定する契約 に つい ては、 令 和 七 年 应 月 日 か とら令 和八年三月三十一 日ま で \mathcal{O} 間 は、 適 用 L

ないことができる。

4 新 開 示 府 令 \mathcal{O} 規定 が 適用され る場合にお ける企業内容等 Ö 開 示 に 関す る内間 閣 府 令 及び 特 定 有 価 証 券 の内

容等 \mathcal{O} 開 示 に関 する内閣 府 令 の 一 部を改正する内閣府 令 (令和) 五. 年内 閣 府令第八十一号) 附 則 第 二条 及 Ű

第三条 の規 定の 適 用 に つい ては、 同 令附則第二条第 一項中 「第十. 九条第二項第十二号の二、 第十二号の三

とあるの は 第十 九条第二 項第十二号の 匹 第十二号の五」 と 同 条第二項中 「第十九条第二項第十二

号の三」 とあ る のは 「第十 九条第二 項第十二号の 五. と、 同 令附 則 第三条第五項及び第六項中 匹 半 期 報

告 書 又 は 半 期報 告書. とあ る \mathcal{O} は 半 期報 告 書 とする。

、 特 定 有 価 証 券 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 開 示 に 関 す る内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴う 経 過 措 置

第六 条 規定 改 特 証 府 第四 様 式、

条

第

 \equiv

 \mathcal{O}

に

よる

正

後

 \mathcal{O}

定

有

価

券

 \mathcal{O}

内

容

等

 \mathcal{O}

開

示

に

関

す

る

内

閣

令

号

第

兀

号

Ď

二様式 第四 号 の 三 様 式、 第 匝 号 \mathcal{O} 兀 様式 第五 号の二 様 式 第五 号 O兀 様 式、 第 五. 号 \mathcal{O} 五. 様 式 第 六 号

様 式、 第六号の二様 式 第六号の 五. 様式及び第六号の六 様 式 は、 有 価 証 券 届 出 書 12 記 載 すべ き最 近 計 算 期

間 又 は 最 近 事 業年度に 係 る財 務諸 表 が 令 和 六 年三月三十 __ 日 以後 に 終了す る計 算 期 間 又 は 事 業 年 度 に 係 る

Ł \mathcal{O} で あ る場合は に お け る当 該 有 価 証 券届 出 書 に 0 ** \ て適 用 Ĺ 有 価 証 券 届 出 書 に 記 載 ず べ き最 近 計 算 期 間

又 は 最 近 事 業年 度に 係 る 財 務 諸 表 が 同 日 前 に 終 了 L た 計 算 期 間 又 は 事 業 年 度 に 係 る ŧ \mathcal{O} で あ る 場 合 に お け

る当 該 有 価 証 券 届 出 書 12 0 1 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

発 行者以外 \mathcal{O} 者に、 よる株券等の 公 開 買 付 け 0) 開 示 に 関 する内閣 府 令 . (7) 部改 Ē に伴う経 過 措 置

第七 条 施 行 日 前 に 旧 金 融 商 品品 取 引 法 第二十 匹 条 O匹 \mathcal{O} 七 第 項又は 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に より 提 出 さ れ た 兀 半 期

報告書及び 改 Ē 法附 則 第二 一条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より 施行 日 以 後 に提 出され る四 半期報告書 に 係 る第四 条 \mathcal{O} 規

定に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 発行 者以 外 の者に よる株券等の 公開 買 付 け O開 示に関する内閣 府令第二号様式 及び第六

号様 式 \mathcal{O} 適 用 に 0 V) 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

発 行者 に ょ る上 遍 株 券等 \mathcal{O} 公開 買 付 け \mathcal{O} 開 示 に 関 する 內 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改正 に伴う経 渦 措 置

第 八 条 施 行 日 前 に 旧 金 融 商 品品 取 引 法 第 <u>二</u> 十 兀 条 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 七 第 項 又 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 提 出 さ n た 几 半 期

報 告 書 及び 改 正 法 附 則 第二 一条第 項 \mathcal{O} 規定に より 施 行 日 以 後 に提出される四 半 期報告書 に係 る 第 五. 条 \mathcal{O} 規

定によ る改 正 後 \mathcal{O} 発行 者による上 場株券等 \mathcal{O} 公開 買 付付 け \hat{O} 開 示に関する内閣 府令第二号様式 0 適 用 に 0 1

ては、なお従前の例による。

(株券等 \mathcal{O} 大量 保 有 \mathcal{O} 状 況 \mathcal{O} 開 示 12 関 する 内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に伴う経 過 措 置

第 九 条 施 行 日 前 に 旧 金 融 商 品品 取 引 法 第 <u>二</u> 十 兀 条 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 七 第 項 又 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 提 出 さ n た 兀 半 期

報 告 書 及 び 改 正 法 附 則 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 施 行 日 以 後 に提 出 され る 几 半 期 報 告書 に 係 る 第 六 条 \mathcal{O} 規

定に . よる改 正 後 \mathcal{O} 株 . 券 等 \dot{O} 大量保· 有 \mathcal{O} 状 況 \mathcal{O} 開 示 に関 す る内閣 府 令 第 号様 式 0 適 用 に つ ر را 7 は、 な お 従

前の例による。

財 務諸 表 等 \mathcal{O} 用 語 様式 及び作 成方法に関する規則 \mathcal{O} ___ 部改正 に伴う経過措

第十条 第九条 の規定による改正後 の財務諸 表等の 用語、 様式 及び作成方法に関する規則 の規定 は、 施 行 日

以 後 12 開 始 す る事 業年 度 (改正 法 附 則第三条第二 項 \mathcal{O} 几 半 期 が 属 す る事 業年度を含む。 に 係 る 財 務 諸 表

に 0 1 て適 用 し、 施 行 日 前 に 開 始 L た 事 業 年 度 (当 該 几 半 期 が 属 す る事 業年度を除 に 係 る 財 務 諸 表

については、なお従前の例による。

連 結 財務 諸 表 \mathcal{O} 用 語 様式 及び作 成方法に関する規則 \mathcal{O} 部改正に伴う経過 措 置

第十一 条 第十条の 規定による改正 後 0 連結 財 務諸 表 の用 語、 様式及び作 成方法に関する規則の 規定は、 施

行 日 以 後に 開 がする法 連 注結会計. 年度 (改正 法 附 則 第三条第二 項 \mathcal{O} 兀 半 期が 属する連 結会計年度を含む。 に

係 る連 結 財 務 諸 表に 0 **,** \ 7 適 用 Ļ 施 行 日 前 に 開 始 L た連 結 会計 年 度 (当該 兀 半 期 が 属す る連 注結会計 年 度

を除く。 に係 る連 結 財 務 諸 表 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

財 務 諸 表 等 \mathcal{O} 監 査 証 明 に 関 する・ 内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第十二条 改 正 法 附 則第二条第 項 若 しくは第三項若 しくは第三条第 一項又はこの 附 則の 規定に よりな お 従

前 0 例によることとされる場合に お ける第十一 条 \mathcal{O} 規定による改正後の財務諸 表等の 監査 証 明に関 す る内

閣 府 令 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適用 に っいい て は、 な お従前 の例 による。

信 用 協 同 組 合及び. 信 用 協 同 組 合 連合会の 優 先 出 資に関 はする内 閣 府 令 の 一 部 改 正 に に伴う経 過 措 置

第十三 条 施 行 日 前 12 旧 金 融 商 品 取 引 法 第二十 匹 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 七 第 項又 は 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 提 出 さ れ た 兀 半

期 報 告 書 及 び 改 正 法 附 則 第 一条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 施 行 日 以 後 に 提 出 さ れ る 厄 半 期 報 告 書 に 係 る第 十 \equiv 条

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 信 用 協 同 組 合 及び 信 用 協 同 組 合 連 合会の 優 先 出 資 に 関 す る 内 閣 府 令 第 条 0 規 定 \mathcal{O}

適用については、なお従前の例による。

信 用 金庫 及 Ű 信 用 金 庫 連 合 会の 優先出資に . 関す る内間 閣 府 令 の — 部 改正に伴う経過 措

第 + 匝 条 施 行 日 前 12 旧 金 融 商 品 取 引 法 第二十 兀 条 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 七 第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規 定に ょ n 提 出 され た 兀 半

期 報 告 書 及 び 改 正 法 附 則 第二 一条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 施 行 日 以 後に 提 出 さ れ る 加 半 期 報 告 書 に 係 る第一 + 匹 条

 \mathcal{O} 規 定に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 信 用 金 庫 及 び 信 用 金 庫 連 合会 \mathcal{O} 優 先 出 資 に 関 す Ź 内 閣 府 令 第 二条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0

いては、なお従前の例による。

特 定 金 融 会社 等 \mathcal{O} 会 計 \mathcal{O} 整 理 に 関 する内 閣 府 令の 一部 改 正に伴う経過 禮 置

第十 五 条 第 + 六 条 0 規 定に よる改一 正 後 \mathcal{O} 特 定 金 融 会社 等 O会計 \mathcal{O} 整 理 に 関 す る内 閣 府 令 (次項 に お 1 7

新 会計府令」 という。 第十 条 及び 第十 Ł 条から第二十条まで \mathcal{O} 規 定は、 施 行 日 以後 に 開 始 す る事 年

度 改 正 法 附 則 第三 条 第二 項 \mathcal{O} 兀 半 期 が 属 す る事 業年度を含む。 に 係る貸借 対 照表、 損 益 計 算書、 株 主

資 本 等 変 動 計 算 書 キ ヤ ツ シ ユ フ 口] 計 算 書 及 び 附 属 明 細 表に 0 7) 7 適 用 Ļ 施 行 日 前 に 開 始 L た 事 業

年 度 当 該 几 半 期 が 属 す Ź 事 業 年 ・度を除 に 係 る貸 借 対 照 表 損 益 計 算 書、 株 主 資 本 · 等 変 動 計 算

キ T ツ シ ユ • フ 口 計 算 書 及 てバ 附 属 明 細 表 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 改 正 法附 則第二条第 項若 しくは 第三項若 しく は第三条第 項 又 は ک \mathcal{O} 附 則 \mathcal{O} 規 定によりな お従前 \mathcal{O} 例

に よることとされる場合に お け る 新 会計 府令 第七 章 \mathcal{O} 規 定 0) 適 用 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

) 特 定 金 融 会社 等 \mathcal{O} 開 示 に 関 す る内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴う 経 過 措 置

第十六 条 改 正 法 附 則 第 二条 第 項若 L Š は 第 項 若 L < は 第三条第 項 又 は ک \mathcal{O} 附 則 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り な お 従

前 \mathcal{O} 例 に ょ ることとされ · る場 合に お け る第 + 七 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 特 定 金 融 会 社 · 等 \mathcal{O} 開 示 12 関 す る内

閣 府 令 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

金 融 商 品品 取 引 業等 に 関 する内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に伴う 経 過 措 置

第十 Ė 条 施 行 日 前 に 旧 金 融 商 品 取 引 法 第二十 匹 条 \mathcal{O} 匹 \mathcal{O} 七 第 項又 は 第二 項 の規定により提 出 され た四 半

期 報 告 書 及 び 改 正 法 附 則 第二 一条第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 施 行 日 以 後に 提 出 「され る四 半 期 報告書 に に係る第-+ 八 条

 \mathcal{O} 規 定 によ る改正 後 \mathcal{O} 金 融 商品 取 引業等に関する内閣府令第三十七条第二項の規定の適用につい 、ては、 な

お従前の例による。

有 価 証 券 \mathcal{O} 取 引等 \mathcal{O} 規 制 に関 す る内 閣 府 令 0) 部改 正 に伴う経 過 措 置

第 + 凣 条 施 行 日 前 に 旧 金 融 商 묘 取 引 法 第 匹 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 七 第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規 定に より提 出 され た四 半

 \mathcal{O} 規定による改 正 後 \mathcal{O} 有 価 証 券の 取引等の 規制 に関する内閣 府令第十五条の三第三 項の規定の適用 に 0 1

ては、なお従前の例による。

期

報

告

書

夃

び

改

正

法

附

則第二条第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定

に

より

施

行

日

以後に

提

出される四

半

期

報告

書に係る第二十

-条

(罰則に関する経過措置)

第 + 九 条 \mathcal{O} 府 令 \mathcal{O} 施 行前 に L た行 ご為及び ک 0 附 則 \mathcal{O} 規 定に より な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる場合に

お ゖ るこの 府 令 \mathcal{O} 施 行 後に L た行 為に 対す る 罰 則 \mathcal{O} 適 用 12 0 V · ~ は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

船 主 相 互 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改正

第二十条 船 主 相 互保 険 組 合法施 行 規 則 (昭 和 二十五 年大蔵 報省 令第二号) の — 部を次のように改正 止する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 正 前 欄 に · 掲 げ る規定 の傍線を付 した部 分をこれに対応する改正 後欄 に · 掲 げ る規定 の傍

[表略] (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)・(2) 略] (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)	とおり報告します。 [第1~第4 略] (記載上の注意) [1~3 略] 第1 [略] 第2 年度中(年 月 日現在)半期貸借対照表	年 月 日まで) 住 所 組 合 名 代表理事 組 合 長	松 日 後 別紙様式第3号(第48条関係) (日本産業規格A4)
(記載上の注意) 1 [同左] [(1)・(2) 同左] [(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。)	とおり報告します。 [第1~第4 同左] (記載上の注意) [1~3 同左] 第1 [同左] 第2 年度中(年 月 日現在)半期貸借対照表	年 月 日まで 住 所 組 合 名 代表理事 組 合 長 . 目から 年 月 日までの	お 日 福 別紙様式第3号(第48条関係) (日本産業規格A4) 在唐中 (年 月 日から) 生期報告書

[4]~(10) 略]	[4]~(10) 同左]
[2~4 略]	[2~4 同左]
[第3・第4 略]	[第3・第4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(証券金融会社に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 証券金融会社に関する内閣府令 (昭和三十年大蔵省令第四十五号) ∅)— 部を次のように改正 す

る。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前 欄 に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲 んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改正前欄 に掲げる対象規定を削る。

第 期中間決算状況表 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日	(別級樣式 2)	<u>戦する</u> こと。 (4) [略] [削る。] 4 [略]	(1・2 略] 3 経理の状況 [(1)・(2) 略] [(1)・(2) 略] (3) 株主資本等変動計算書 (3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)様式第7号記載上の注意又は様式第7号の2記載上の注意に準じて記	「記事しの注音) [1~4 略]	<u> </u>	第 期事業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日	(別紙様式 1)	改正後
第 期中間決算状況表 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日 日 会社名	(別紙様式2)	(4) [同左] (<u>5</u>) 事業報告書付属表 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成する こと。 4 [同左]		(記載トの注音)	<u> </u>	第 期事業報告書 年 月 日まで 年 月 日	(別紙様式1)	改正前

1 (3) 営業考課表	
すること。	
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成	
(2) 比較損益計算書	
令第38号)の様式により作成すること。	
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省	
(1) 呂敷	営業考課表の対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含める
, 3[同左]	3 経理の状況
[1・2 同左]	[1・2 略]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1・2 同左]	[1・2 略]
代表者の役職氏名	代表者の役職氏名
所在地	所在地

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二十二条 信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、

五号に規定する会社等をいう	第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同りノダラリッテレスの表気により他の会社等、具発言者等表見第一多
・	第1、条第四頁の規定こよの也の会士等(対务者長等規則第一条式及び作成方法によるものを除く。)の場合 財務諸表等規則
きるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び	とができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様
関して要請されている用語、様式及び作成方法によることがで	行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるこ
財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に	る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発
の及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結	うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出す
とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うも	きるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従
び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる	式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことがで
第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及	則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様
計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則	会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規
定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会	指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際
る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指	する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する
る外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出す	る外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す	一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す
	じ、当該各号に定める者とする。
	連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応
	号に掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規定する受信者
	める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各
第百十三条の五 [同上]	第百十三条の五 令第十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)	(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)
改正前	改 正 後

	備考 表中の [] の記載は注記である。
2 [同上]	2 [略]
二 [同上]	
	 √°
明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)	ことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除
係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが	上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していない
連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業上の関	ている連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業
決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配している。	る意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配し
の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思	じ。)の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定す

(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二十三条 財務諸表等 \mathcal{O} 用語、 様式及び作成方法に関する規則の一 部を改正する省令 (昭和五 十七年大蔵

省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に 掲げる規定

備考 表中の [] の記載は注記である。	[6・7 略]	7を設けて記載しなければならない理由を注記しなければなられる。ただし、この場合には、別の法に関する規則第十三条、第四十五条、第二百四十七条及び元十二条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の法に関する規則第十三条、第四十五条、第二百四十七条及び元十二条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別のを設けて記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。ただし、この場合には、別ので記載することができる。といいは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別ので	附則	改 正 後
	[6・7 同上]	設けて記載しなければならない理由を注記しなければならない。 一五条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を 十五条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を 1~4 同上]	附則	改 正 前

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第二十四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大蔵省令第十号) の <u>ー</u> 部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。)	第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同
第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一条第三項	第八条第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一条
作成方法によるものを除く。) の場合 財務諸表等規則第八条	式及び作成方法によるものを除く。) の場合 財務諸表等規則
きるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び	とができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様
関して要請されている用語、様式及び作成方法によることがで	行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるこ
財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に	る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発
の及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結	うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出す
とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うも	きるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従
び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる	式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことがで
第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及	則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様
計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則	会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規
定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会	指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際
る連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指	する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する
る外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出す	る外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出
一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す	一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定す
	当該各号に定める者とする。
	基準法人等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、
	掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規定する受信者連結
	他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に
第五十条の四 [同上]	第五十条の四 令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める
(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)	(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)
改 正 前	改 正 後

	備考 表中の [] の記載は注記である。
2 [同上]	2 [略]
二 [同上]	一二[略]
	< ° ∵
明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)	ことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除
係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが	上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していない
連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業上の関	ている連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業
決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配している	る意思決定機関をいう。以下この項において同じ。) を支配し
の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思	じ。)の意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定す

(連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 の 一 部を改正する内閣府令の一部改正)

第二十五条 連結財務 諸 表 \mathcal{O} 用 語、 様式 及び作り 成方法に関する規則 \mathcal{O} 部を改一 正する内 閣 府 令 (平成十 匝 年

内閣府令第十一号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 正 前 欄 に 掲 げ うる規定の の傍線を付 した部分をこれ に対応する改 正 後欄 に 掲げる規定

 \mathcal{O}

傍

線を付い した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付 した項を加える。

	T			
「備考 表中の [] の記載は注記である。	ついて準用する。 「一・二 略」 のいて準用する。 のいて準用する。 で第二編に準拠して作成する場合との主要な相違点 三 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一編及	て注記しなければならない。 5 第三項の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加し 4 [略] 式及び作成方法によることができる。	(大国真民民族の経済等に関いて長衛系によいる目標、 がるものを除く。)の提出する連結財務諸表の用語、様いでにより提出している連結財務諸表提出会社(連結財務により提出している連結財務諸表提出会社(連結財務により提出している連結会計年度に係る米国式連結財務によりを持ている連結会計年度に係る米国式連結財務によりを持ている連結会計年度に係る米国式連結財務によりを持ている。 「は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示したいるものを除く。」の提出する連結財務によりを持ちます。 「は、ことでは、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示したいる連結財務によりを持ちます。」という目標がある。 「は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示したいる目標、は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示したいる。」という目標、は、100円によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	改 正 後
	[項を加える。] 及び第八章を除く。) に準拠して作成する場合との主要な相違点三 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (第七章[一・二 同上]	5 [同上]	(株式、米国真社主義の経済等に関いて表情的によって 3 施行日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸 表を法の規定により提出している連結財務諸表提出会社(連結財務諸 で作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項 び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項 がは、とは、対対のは、対対のは、対対のは、対対のは、対対のは、対対のは、対対のは、	改正前

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 財務計算に関する書類その 他 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 適正性を確保するため \mathcal{O} 体 制 に関する内閣 府 令 (平成十

九年内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次 0 表により、 改正 前 欄 に掲げ うる規定の の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に 掲げる規定

改 正 後

第十八

条

連 結

財 務

諸

7

いる連結財務諸

表規則第

条の二に規定する指定国際会計基準

に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録 表規則第三百十二条に規定する国際会計 基 準 第十 基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録して 凣 条 連 |結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計

改

正

前

基準に

いる連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特

を提出する場合又は米国預託証券の発行等に関して要請されて 定会社が連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸

米国式連結財務諸表」という。)を米国証券取引委員会に登録 る用語、 様式及び作成方法により作成した連結財務諸表 (以 下

定による連結財務諸表として提出することを、 ている連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法 金融庁長官が公益 この規

要請されている内部統制報告書の用語、 当該会社の提出する内部統制報告書の用語、 又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には 金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、 様式及び作成方法による 様式及び作成方法 米国において

法 は、

は、

よることができる。

て要請されている内部統制報告書の用語

様式及び作成方法に

公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合に

当該会社の提出する内部統制報告書の用語、

様式及び作成方

米国にお

金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、

規定による連結財務諸表として提出することを、

金融庁長官が

している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法

「米国式連結財務諸表」という。)を米国証券取引委員会に登

様式及び作成方法により作成した連結財務諸表

议

録

7 諸

いる用語、

特定会社が連結財務諸表規則第三百十二条の規定による連結財務

表を提出する場合又は米国預託証券の発行等に関して要請され

ことができる

633

(企業内容等の 開 示に関する内閣府令等の一 部を改正する内閣府令の一 部改正)

第二十七条 企業内容等 \mathcal{O} 開 示に関する内閣 府令等の 部を改正する内閣府令 (平成十九年内閣府令第六十

五号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に により、 改 正 前 欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄 に 掲げる規定

の傍線を付 した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただしに開始する事業年度に雇するときは、次の名号に賭ける場合の区分	こ開台する事業早度こ属するときは、欠り各号こ曷ずる場合り区分きることとなった日をいう。以下同じ。)が平成二十年四月一日前ス取引開始日(リース物件を使用収益する権利を行使することがでする場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリー	四号、第五十一条の二並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用び第三項、第三十一条の三、第四十八条の二、第四十九条第一項第条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及系、第八条の六、第十六条の二、第十七条第一項第四号及び第五号、		(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に附 則 改 正 後
。 し、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただ前に開始する事業年度に履するときに、次の各号に掲げる場合の区	前こ晶台する事業早度こ属するよきは、欠り各号こ曷ずる易合り区できることとなった日をいう。以下同じ。)が平成二十年四月一日ース取引開始日(リース物件を使用収益する権利を行使することが用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリ	第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定を適及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号、第二十二条第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号)、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号	等 月 規 一 則 日	(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に附 則 改 正 前

[一~三 略]

4

四号及び第五号、 兀 第三項、 み替えるものとする。 条第一項第十号及び第三項、 る規則第八条の二、第八条の六、 る財務諸表について、 [号の規定を適用する場合に準用する。 前 成二十年四月一日」とあるのは、 項の 九条第一項第四号、 規定は、 第二十五条、第二十六条、 第二十二条第八号、 平成十九年 財務諸表等の用 第五十一条の二 第三十一条の三、第四十八条の二、第 远 月 第十六条の二、第十七条第 第二十七条第十二号、第二十八 日以後に開始する事業年度に係 第二十三条第一項第八号及び 語 「平成十九年四月一日」と読 この場合において、前項中 |並びに第五十二条第一項第 様式及び作成方法に関す 一項第

による改正前の中間財務諸表等の用語、 項の規定を適用する場合を含む。 第八号及び第八条の六第 用する場合について準用する。 第二百五十条第一項第三号及び第四号、 方法に関する規則第二百十二条、 係る第二種中間財務諸表について財務諸表等の用語、 法に関する規則 十四条第一項第四号並びに第二百六十五条第一項第三号の規定を適 「第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、 (次号において 一項の規定は、 (以 下 第二種中間財務諸表提出会社が中間会計期間に 「旧中間財務諸表等規則」という。 「旧財務諸表等規則」という。)第八条の二 項 第 この場合において、)」とあるのは 号 第 (同条第二項、 一百二十条、 様式及び作成方法に関する 第二百六十三条、 第二百四十九条、 「第十一条の規定 第三項第一号中 第三項及び第六 様式及び作成方 様式及び作成 第二百六 第四条第

[一~三 同上]

4 読み替えるものとする 中 第四号の規定を適用する場合に準用する。 第四十九条第一項第四号、 第四号及び第五号、 八条第一項第十号及び第三項、 び第三項、 十号までを除く。 る財務諸表について、 前 「平成二十年四月一 項の 規定は、 第二十五条、 平成十九年四月 第二十二条第八号、 旦 第八条の六、 新財務諸表等規則第八条の二 第二十六条、 第五十 とあるのは、 第三十一条の四、 第十六条の三、第十七条第 条の三並びに第五十二条第一項 日以後に開始する事業年度に係 第二十七条第十二号、 第二十三条第一項第八号及 「平成十九年四月一日」と この場合において、 第四十八条の三、 (第八号から第 第二十 項

[項を加える。]

5

項、 失金額」と読み替えるものとする。 損失金額」とあるのは 第二号(同条第四項の規定を適用する場合を含む。)の規定に限る む。)」とあるのは び第八条の六第一項第二号 旧財務諸表等規則」という。)第八条の六第一項第一号 条の三(同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項 五号及び第五条の三(同条において準用する第九条の規定による改 前の財務諸表等の用語、 第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。)の規定に限 同項第三号中 同項第二号中「旧財務諸表等規則第八条の二第八号及 「旧中間財務諸表等規則第四条第五号及び第五 「税引前中間純利益金額又は税引前中間純 「税引前当期純利益金額又は税引前当期 様式及び作成方法に関する規則 (同条第四項の規定を適用する場合を含 (同条第) (以下「

に伴う経過措置) (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正

第十条 [略]

2 [略]

八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外フラスの第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十三条第五項、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第二等。 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正

第十条 [同上]

同上

に伴う経過措置

条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファ 房を除く。)、第十五条の三、第三十二条、第二十八条第一項第三号 及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八 及び第三項、第二十六条第一項第三 房を除く。)、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三 展記 の三、第二十二条、第二十三条第一項第三 の三、第二十二条第一項第三 の三、第二十二条、第二十三条第一項第三 の三、第二十二条、第二十三条第一項第三

きる。 きる。 きる。 では、重要性の乏しいものについては、注記を省略することがでの区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合ァイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日

[一~三 略]

三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用す 十八条第一項第二号及び第三項、 二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、 方法に関する規則第十三条第五項、 に係る連結財務諸表について、 前項の規定は、 「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。 この場合において、前項中「平成二十年四月一日」とあるのは 平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度 連結財務諸表の用語、 第三十六条、 第十五条の三、第二十二条 第三十七条第一項第 様式及び作成 第二 第

5 務諸 び作成方法に関する規則 計期間に係る第二種中間連結財務諸表について連結財務諸表の用 定を適用する場合について準用する。 号中「第十条の規定による改正前の連結財務諸表の用語 第二百五十条第一項第三号及び第二百五十一条第一項第三号の規 様式及び作成方法に関する規則第百九十七条第五項、 表規則」 一百三十四条、 一項の規定は、 という。) 第二百三十五条第一項第三号、 第二種中間連結財務諸表提出会社が中間連結会 第十三条第五項第五号及び第十五条の三」 (以下この号及び次号において この場合において、 第二百四十八条 第二百八条 「旧連結財 第三項第 様式及

> る。 でし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができ 区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。た に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の イナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前

る。

同上

4 号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する 八条第一項第二号及び第三項、 十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、 に係る連結財務諸表について、 (第五号及び第六号を除く。 「平成十九年四月一 この場合において、 前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度 日」と読み替えるものとする。 同項中 「平成二十年四月一日」とあるのは 第三十六条、 新連結財務諸表規則第十三 第十五条の三、第二十二条、 第三十七条第一項第三 一条第五項 第二十

[項を加える。]

る。 利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と読み替えるものとす 及び第十五条」と、同項第三号中「税金等調整前当期純利益金額又 条の三」とあるのは「旧中間連結財務諸表規則第十条第五項第五号 項第二号中「旧連結財務諸表規則第十三条第五項第五号及び第十五 務諸表規則」という。)第十条第五項第五号及び第十五条」と、 は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純 とあるのは「第十二条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用 様式及び作成方法に関する規則(次号において「旧中間連結財

備考 表中の [] の記載は注記である。

(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条

財務諸表等

 \mathcal{O}

用語、

様式及び作成方法に関する規則等の一

部を改正する内閣府令(平成二十一

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

	<u> </u>	
れんの償却額については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 「2・3 略」 「2・3 略」 に伴う経過措置) に伴う経過措置)	附則 附則 附別 別 日本のでは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項としての償却額については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十三号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十三号に定めるところに準じて注記しなければならない。	改正後
[項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。]	(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に [項を加える。]	改正前

带
長中の「 一 の記載は主記である。
ころに準じて注記しなければならない。負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十号に定めると
ころに準じて注記しなければならない。

(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則等の一 部を改正する内閣府令の一部改正)

閣府令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条

財務諸表等

 \mathcal{O}

用

語、

様式及び作成方法に関する規則等の

部を改正する内閣

府令

(令和三年内

次 0 表により、 改正 前 欄 に 掲げ うる規定の の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に 掲げる規定

	備考 表中の [] の記載は注記である。
	項の記載を省略することが
を省略することができる。	三号(同令第二百二十一条において準用する場合を含む。) に掲げ 等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六の二第一項第
	若しくは第二種中間
用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表については、当分の間 資治人の計算に関する規具(平成十八年内閣所令第四十七号)の	年内閣府令第四十七号)の適用を受ける投資法人が作成すべき財務に第二種中間財務諸表文に投資治人の計算に関する規具(平成十八
	=+-
- 5 投資信託財産の計算に関する規則	5 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十
[2	[254 略]
第二条 [同上]	第二条 [略]
伴う経過措置)	伴う経過措置)
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に	(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に
附則	附則
	改正後

(連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 の 一 部を改正する内閣府令の一部改正)

府令第二十二号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。 第三十条

連結財務諸

表

 \mathcal{O}

用語、

様式及び作成方法に関する規則

の 一

部を改正する内閣

府令

(令和)

五年

· 内 閣

掲げる規定

次の表により、 改正 前 欄 に 掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に

	カー なり	こ は 十三条においる場合を除く。) 」 「場合」とあるのは まるいは	3 第二条 [略] 第二条 [略] 第二条 [略] 表につき、連結財政 表につき、連結財政	
合について準用する。この場合にいて新連結財務諸表規則第六十九財務諸表の用語、様式及び作成方	項の規定は、中間連結会計期間に係る第一種中間のとする。	る場合を除く。)」と、「第八条の三」とあるのは「第百九十二条表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用してい「場合」とあるのは「場合(直前の連結会計年度に係る連結財務諸規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中二百十十三条において、前項中	 二百九十三条において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四頃の表につき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一部二項の規定は、中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸「略」 (経過措置) (経過措置) 	改 正 後
十九年内閣府令第六十四号)第八十三条の五において新連四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表計	4 第一項及び第二項の規定は、連結会計年度に属する四半期連結累条の二」と読み替えるものとする。は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるの	 3 3 3 3 3 3 3 3 3 	成十一年大蔵省令第二十四号)第七十条の五において新連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平第二条 [同上] (経過措置) (経過措置) 附 則	改正前

備考 表中の []の記載は注記である。	九十六条」と読み替えるものとする。
	第五条の三」と読み替えるものとする。 第五条の三」と読み替えるものとする。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「四半期連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。)」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「場合(直前る。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合(直前

(金融庁組織規則の一部改正)

第三十一条 金融庁組織規則 (平成十年総理府令第八十一号) の一部を次のように改正する。

線を付した部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

の傍

会計基準 会計基準を	6 国際会計署 第八条 [略] (企画官等)	
	計基準をいう。)に係る調整に関係会計基準(連結財務諸表の用語、国際会計調整官は、命を受けて、(全)を、 いって、 いっこ	改正
	会計基準をいう。)に係る調整に関する事務に従事する。(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第三百十二条に規定する国際際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国八条 [略]	後
	(企画官等) 第八条 [同上] 第八条 [同上] 「2~5 同上] 「2~5 同上] 「四和五十一年大 (昭和五十一年大	
	に係る調整に関すば、命を受けて、は、命を受けて、	改正
	に係る調整に関する事務に従事する。 蔵省令第二十八号)第九十三条に規定する国際会財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国	前